平 成 18 年

塩竈市議会会議録

(第115巻)

第2回定例会 2月24日 開 会 3月15日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成18年2月定例会日程表

会期20日間(2月24日~3月15日)

| 月日 | 曜日 | 区分 | 会 議 内 容 | 会期 |
|--------|----|-----|---|-----|
| 2 . 24 | 金 | 本会議 | 会期の決定、諸般の報告、請願第22号~第24号、承認 第1号~第8号、議案第1号~第18号、議案第58号、 諮問第1号、議案第19号~第57号 | 1 |
| 25 | 土 | 休 会 | | 2 |
| 26 | 日 | " | | 3 |
| 27 | 月 | " | | 4 |
| 28 | 火 | 本会議 | 施政方針に対する質問 13:00~ 吉川 弘 議員 鈴木 昭一 議員 浅野 敏江 議員 | 5 |
| 3. 1 | 水 | " | 施政方針に対する質問 13:00~ 中川 邦彦 議員 伊藤 博章 議員 香取 嗣雄 議員 | 6 |
| 2 | 木 | " | 施政方針に対する質問 13:00~ 曽我 ミヨ 議員 福島 紀勝 議員 伊藤 栄一 議員 | 7 |
| 3 | 金 | 休 会 | 予算特別委員会 10:00~ | 8 |
| 4 | 土 | " | | 9 |
| 5 | 日 | " | | 1 0 |
| 6 | 月 | " | 予算特別委員会 10:00~ | 1 1 |
| 7 | 火 | " | 予算特別委員会 10:00~ | 1 2 |
| 8 | 水 | " | 予算特別委員会 10:00~ | 13 |

| 月日 | 曜日 | 区 : | 分 | 会 | 議 | 内 | 容 | 会期 |
|-----|----|-----|---|--|--------|---------|------|-----|
| 3.9 | 木 | " | | 総務教育常任委員会 民生常任委員会 | | | | 1 4 |
| 10 | 金 | " | | | | | 帆手祭 | 1 5 |
| 11 | 土 | " | | | | | | 16 |
| 12 | 日 | " | | | | | | 17 |
| 13 | 月 | " | | 産業建設常任委員会 | 10:00~ | | | 1 8 |
| 14 | 火 | " | | | | | | 19 |
| 15 | 水 | 本 会 | 議 | 議案第19号ないし第 第18号・第20号・ 議案第1号、議員派遣 第2号~第4号、議案 | 第22号ない | 1し第24号、 | 議員提出 | 2 0 |

塩竈市議会平成18年2月定例会会議録

(2月定例会)

第1日目 平成18年2月24日(金曜日)

| 開 | 会 … | | | | |
|------|------|------|------|----------|--|
| 議事日 | 程第 1 | 1号 | | | |
| 開 | 議 | | | | |
| 会議録 | 署名詞 | 義員の | の指令 | <u>ട</u> | |
| 会期の | 決定 | | | | |
| 諸般の | 報告 | | | | |
| 請願第2 | 22号な | よいし | ノ第2 | 4号 | |
| 承認第 | 1号な | よいし | ノ第 8 | 8号 | |
| 提案 | 理由記 | 说明 | | | |
| 質 | 疑 | | | | |
| 伊 | 勢 | 由 | 典 | 君 | |
| 田 | 中 | 徳 | 寿 | 君 | |
| 伊 | 藤 | 博 | 章 | 君 | |
| 採 | 決 | | | | |
| 議案第 | 1号な | االث | ノ第1 | 8号 | |
| 提案 | 理由語 | 说明 | | | |
| 質 | 疑 | | | | |
| 曽 | 我 | Ξ | ∃ | 君 | |
| 吉 | Ш | | 弘 | 君 | |
| 志- | 子田 | 吉 | 晃 | 君 | |
| 小 | 野 | 絹 | 子 | 君 | |
| 採 | 決 | | | | |
| 議案第 | 58号 | | | | |
| 提案 | 理由記 | 说明 | | | |
| 採 | 決 | | | | |
| 談門笋 | 1 무 | | | | |

| 提案理由説明 | |
|--|-----|
| 採 決 | |
| 議案第19号ないし第57号 | |
| 提案理由説明 | |
| 総括質疑 | |
| 伊 勢 由 典 君 | |
| 東海林 京 子 君 | |
| 田 中 徳 寿 君 | |
| 小 野 絹 子 君 | |
| 散 会 | |
| | |
| 議事日程第2号 | |
| | |
| 会議録署名議員の指名 | |
| 議案第19号ないし第57号(施政方針に対する質問) ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― | |
| 吉川弘君 | |
| 本市の財政運営について | |
| 国の三位一体改革 | |
| ・三位一体改革への評価は | |
| 新行財政改革推進計画 | |
| ・平成18年度の予算編成の考え方について | |
| ・大幅な市職員削減の問題について | |
| ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち | |
| 国民健康保険事業 | |
| ・平成16年度からの税率引き上げに対する見解は | |
| ・短期被保険者証と資格証明書発行の問題点につい | τ |
| ・国保税など税滞納者へのサービス制限の問題につい | ,1て |
| ともに学びともに歩む、市民が輝くまち | |

学校施設耐震診断調査と補強工事 ・学校施設の耐震化調査は年次計画で平成20年度までとなって いるが、繰り上げて調査をすべきでは ・第3次地震特措法の内容と活用について 玉川小学校 ・大規模改修計画について ・学校給食の第二小との共同調理について

鈴 木 昭 一 君 防災対策について 93 災害時の避難所対策について 防災備蓄倉庫の拡充策について 一般住宅の耐震診断の進捗と補助策は 市営玉川住宅の耐震診断について しおナビ100円バスについて 今後の永続的な運行の可能性について 運行会社の経営方針の変更による廃止路線拡大に伴う市民生活 への影響はどうか 運動中の事故防止策について 95 自動体外式除細動器の設置に関して、市民に対する講習会は考えて いるのか 児童虐待に対する対応について 95 塩竈市要保護児童対策協議会の設置で万全な対策と考えているのか 住民の協力による虐待防止策はどう考えるか 市立病院の再生緊急プランについて 95 地方公営企業法の全適導入による経営改善は図られるのか 医師不足の解消はどうか ゴミの減量化について 96 ゴミの有料回収についての考えは 塩釜地区広域行政について 96

| F | |
|---|---|
| | 本で一番住みたいまち塩竈の実現について |
| | 実現に向けての政治姿勢について |
| | 現状をどのように感じているのか |
| 浅 野 | 敏 江 君 |
| ī | 市政運営の基本的考え方について |
| | 「元気です塩竈」地域産業の活性化 |
| | 「大好きです塩竈」シティーセールスについて |
| · | ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち |
| | 小・中学校における防災、防犯対策 |
| | 少子化対策について |
| • | ともに学びともに歩む、市民が輝くまち |
| | 男女共同参画社会の実現にむけて |
| 3日日 | 目 平成18年3月1日(水曜日) |
| 第 3 日 E | ヨ 平成18年3月1日(水曜日) ^{第3号} |
| 3 日 [議事日程第開 議 | 目 平成18年3月1日(水曜日) ^{第3号} |
| 3 日 [議事日程第 開 議 会議録署名 | 目 平成18年3月1日(水曜日) 第3号 議員の指名 |
| 議事日程第 開 議 会議録署名 議案第19号 | 目 平成18年3月1日(水曜日) 第3号 |
| 議事日程第 開 議 会議録署名 議案第19号 中 川 | 国 平成18年3月1日(水曜日) 第3号 端員の指名 およいし第57号(施政方針に対する質問) 邦 彦 君 |
| 議事日程第 開 議 会議録署名 議案第19号 中 川 | 目 平成18年3月1日(水曜日) (33号 |
| 議事日程第 開 議 会議録署名 議案第19号 中 川 | ヨ 平成18年3月1日(水曜日) (33号 |
| 議事日程第 開 議 会議録署名 議案第19号 | ヨ 平成18年3月1日(水曜日) 諸議員の指名 おいし第57号(施政方針に対する質問) 邦 彦 君 安心です塩竈 地震対策について ・一般木造住宅の耐震診断事業の取り組みと今後の取り組みについて |
| 議事日程第 開 議録署名 議案第19号 中 川 | 国 平成18年3月1日(水曜日) (議員の指名 (おいし第57号(施政方針に対する質問) 邦彦君 (安心です塩竈 ・地震対策について ・一般木造住宅の耐震診断事業の取り組みと今後の取り組みについて ・町内会や団体を中心に行っている防災研修会の内容について |
| 議事日程第 開 議 会議録署名 議案第19号 中 川 | 国 平成18年3月1日(水曜日) (議員の指名 (おいし第57号(施政方針に対する質問) 邦彦君 安心です塩竈 地震対策について ・一般木造住宅の耐震診断事業の取り組みと今後の取り組みについて ・町内会や団体を中心に行っている防災研修会の内容について ・日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する |
| 議事日程第 開 議 会議録署名 議案第19号 中 川 | 国 平成18年3月1日(水曜日) (議員の指名 (おいし第57号(施政方針に対する質問) 邦 彦 君 安心です塩竈 地震対策について ・一般木造住宅の耐震診断事業の取り組みと今後の取り組みについて ・町内会や団体を中心に行っている防災研修会の内容について ・日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する 特別措置法について、本市としての推進計画について |
| 議事日程第 開 議 会議録署名 議案第19号 中 川 | 国 平成18年3月1日(水曜日) (議員の指名 (おいし第57号(施政方針に対する質問) 邦彦君 安心です塩竈 地震対策について ・一般木造住宅の耐震診断事業の取り組みと今後の取り組みについて ・町内会や団体を中心に行っている防災研修会の内容について ・日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する |

| | 元気です塩竈 |
|---|------------------------------|
| | 新たな企業誘致について |
| | ・青年層の雇用対策について |
| | ・青年を中心とする相談窓口の設置について |
| | ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち |
| | 介護保険事業について |
| | ・地域包括支援センターの役割について |
| | ・介護予防と地域ケアについて |
| | ・介護保険料の減免について |
| 伊 | 藤博章君 |
| | はじめに |
| | 経営感覚を備えた行政運営とは |
| | 元気です塩竈 |
| | 新浜地区・貞山地区の遊休地における企業誘致の重点地区とは |
| | 安心です塩竈 |
| | 公共施設・一般住宅の耐震化及び自主防災組織について |
| | ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち |
| | 継続安定的な市立病院を目指し改革に取り組むとは |
| | 塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち |
| | 仙台塩釜港港湾計画の改定の見通しについて |
| 香 | 取嗣雄君 |
| | 市政運営の基本姿勢 |
| | 企業誘致や育成策について |
| | 本市の水産業について |
| | 本市の観光について |
| | 安心です塩竈 |
| | 地震対策について(特に市内の小中学校) |
| | 大好きです恒竈 |

・住民の避難経路の確保で交通の渋滞対策について

浦戸振興策について

「しおナビ100円バス」について

| 環境対策について | |
|--------------------------------|----|
| 市営住宅建設について | |
| ・小規模工事業社(者)の救済策 | |
| 指定管理者制度について | 1 |
| 防犯対策事業について | 1 |
| 散 会 | |
| | |
| 第 4 日目 平成 1 8 年 3 月 2 日 (木曜日) | |
| 議事日程第4号 | |
| 開 議 | 1 |
| 会議録署名議員の指名 | |
| 議案第19号ないし第57号(施政方針に対する質問) | 1 |
| 曽 我 ミ ヨ 君 | |
| 市政運営の基本姿勢について | 1 |
| 海辺の賑わい地区整備事業について | |
| 市政運営の基本方針並びに一編ともに支えあう、健やかさと安心に | |
| 満ちたまちについて | 1 |
| 南部保育所の休止について | |
| 保育所の指定管理者制度について | |
| 市政運営の基本姿勢 安心です塩竈 | 1 |
| 公営住宅の耐震診断について | |
| 夜間の救急医療体制について | |
| 3編 海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち | |
| 並びに 5 編 市民と行政の協働で創るまち | 18 |
| 野々島地区排水処理施設整備について | |
| 桂島の漁業集落施設建設について | |
| | |

福島紀勝君

| 平成18年度の市政運営について | 197 |
|--|-----|
| 地域産業の活性化と企業誘致について | |
| 海辺の賑わい地区と港奥部再開発等について | |
| 市民への安全対策について | |
| 浸水対策と貯留管の整備について | |
| 少子化対策と子育て支援について | |
| 要保護児童対策と健全育成について | |
| 介護予防と地域包括支援センターについて | |
| 環境及び廃食用油の精製について | |
| 市営住宅の居住空間と設備等について | |
| 伊藤栄一君 | |
| ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち | 212 |
| 自主防災について 市民が安心、安全で生活できる指導 | |
| ともに学びともに歩む、市民が輝くまち | 213 |
| 特色ある教育 先生と生徒の絆を生み出す教育 | |
| 海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち | 214 |
| 北浜沢乙線 今後の進捗 | |
| 塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち | 21 |
| 塩竈市内企業の動静 企業誘致と塩竈離れについて | |
| 散 会 | 22 |
| 第5日目 平成18年3月15日(水曜日) | |
| 議事日程第5号 | 22 |
| 開 議 | 23 |
| 会議録署名議員の指名 | 23 |
| 議案第19号ないし第57号、第59号(平成18年度予算特別委員会委員長議案審査報告) | 232 |
| 討 論 | 23 |
| 吉 川 弘 君 | 23 |
| 東海林 京 子 君 | 23 |

| | 香 | 取 | 嗣 | 雄 | 君 | | 240 |
|----|--------------|----------|-----|-----|------|--|-----|
| | 中 | Ш | 邦 | 彦 | 君 … | | 242 |
| | 志子 | 出 | 吉 | 晃 | 君 … | | 244 |
| | 吉 | Ш | | 弘 | 君 | | 246 |
| | 田 | 中 | 徳 | 寿 | 君 | | 251 |
| | 伊 | 勢 | 由 | 典 | 君 | | 255 |
| | 今 | 野 | 恭 | _ | 君 | | 257 |
| 技 | K | 決 | | | | | 258 |
| 請原 | 第17 | 7号、 | 第18 | 8묵、 | 第20· | 号、第22号ないし第24号 | |
| | | | | | | 審査報告) | 259 |
| Ė | | | | | | | |
| - | | HIII | | | | | |
| | | | | | | | |
| ts | ¥ | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| · | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | ¥ | | | | | | 266 |
| | | | | | | | 267 |
| 拐 | 建案 理 | 由訪 | 明 | | | | 267 |
| 扫 | ¥ | 決 | | | | | 267 |
| 議員 | 提出 | 議案 | 第2 | 号を | よいし | 第4号 ———————————————————————————————————— | 268 |
| 起 | 国旨部 | 皗 | | | | | 268 |
| 持 | ¥ | 決 | | | | | 272 |
| 議系 | ₹第6′ | 号 | | | | | 272 |
| 捝 | 秦理 | 由訪 | 皗 | | | | 273 |
| 持 | ¥ | 決 | | | | | 273 |
| 閗 | 4 | <u> </u> | | | | | 274 |

2月24日 開 会 平成18年2月定例会 3月15日 閉 会

議案審議一覧表

請願審議一覧表

請願文書表

議員提出議案

| 塩 | 竈市議 | 会 2 月定例会議案審 | 議一覧 | 表 |
|--------|-------|---|------|---------|
| 付託委員会名 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 | 議決年月日 |
| | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成17年(八)第5810号 学校給食 費請求事件の訴えの提起について) | 承 認 | 18.2.24 |
| | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成17年(八)第5829号 学校給食 費請求事件の訴えの提起について) | 承 認 | 18.2.24 |
| | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成17年(八)第5834号 学校給食 費請求事件の訴えの提起について) | 承 認 | 18.2.24 |
| | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成17年(八)第5913号 学校給食 費請求事件の訴えの提起について) | 承 認 | 18.2.24 |
| | 承認第5号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成17年(八)第5953号 学校給食 費請求事件の訴えの提起について) | 承 認 | 18.2.24 |
| | 承認第6号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成17年(八)第5963号 学校給食 費請求事件の訴えの提起について) | 承 認 | 18.2.24 |
| | 承認第7号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成17年(八)第6018号 学校給食 費請求事件の訴えの提起について) | 承 認 | 18.2.24 |
| | 承認第8号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成18年(八)第59号 学校給食費 請求事件の訴えの提起について) | 承 認 | 18.2.24 |
| | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見 を求めることについて | 同 意 | 18.2.24 |
| | 議案第1号 | 平成17年度塩竈市一般会計補正予算 | 原案可決 | 18.2.24 |
| | 議案第2号 | 平成17年度塩竈市交通事業特別会計補 正予算 | 原案可決 | 18.2.24 |
| | 議案第3号 | 平成17年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算 | 原案可決 | 18.2.24 |
| | 議案第4号 | 平成17年度塩竈市魚市場事業特別会計 補正予算 | 原案可決 | 18.2.24 |
| | 議案第5号 | 平成17年度塩竈市下水道事業特別会計 補正予算 | 原案可決 | 18.2.24 |
| | 議案第6号 | 平成17年度塩竈市公共駐車場事業特別 会計補正予算 | 原案可決 | 18.2.24 |

| 塩竈市議会2月定例会議案審議一覧表 | | | | | |
|-------------------|--------|---|------|---------|--|
| 付託委員会名 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 | 議決年月日 | |
| | 議案第7号 | 平成17年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算 | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第8号 | 平成17年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算 | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第9号 | 平成17年度塩竈市介護保険事業特別会 計補正予算 | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第10号 | 平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算 | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第11号 | 平成17年度塩竈市立病院事業会計補正 予算 | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第12号 | 平成17年度塩竈市水道事業会計補正予 算 | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第13号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第14号 | 訴えの提起について | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第15号 | 訴えの提起について | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第16号 | 訴えの提起について | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第17号 | 訴えの提起について | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第18号 | 塩釜地区消防事務組合の共同処理する 事務の変更及び塩釜地区消防事務組合 規約の変更について | 原案可決 | 18.2.24 | |
| | 議案第19号 | 塩竈市職員定数条例の一部を改正する 条例 | 原案可決 | 18.3.15 | |
| | 議案第20号 | 職員の勤婦新聞、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | |
| | 議案第21号 | 塩竈市特定疾患患者等に対する見舞金 支給条例の一部を改正する等の条例 | 原案可決 | 18.3.15 | |
| | 議案第22号 | 塩竈市老人福祉センター条例の一部を 改正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | |
| | 議案第23号 | 塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | |
| | 議案第24号 | 塩竈市交通安全指導員条例の一部を改 正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | |
| | 議案第25号 | 塩竈市市民福祉交流センター条例の一 部を改正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | |

| 塩竈市議会2月定例会議案審議一覧表 | | | | | | |
|----------------------------|--------|--|------|---------|--|--|
| 付託委員会名 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 | 議決年月日 | | |
| | 議案第26号 | 塩竈市集会所条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第27号 | 塩竈市営汽船事業条例の一部を改正す る条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第28号 | 塩竈市立病院使用料及び手数料条例の 一部を改正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第29号 | 塩竈市国民保護対策本部及び緊急対処 事態対策本部条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第30号 | 塩竈市国民保護協議会条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第31号 | 塩竈市職員の特殊が勝手当に関する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第32号 | のびのび塩竈っ子プラン推進地域協議 会設置条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第33号 | 塩竈市地域包括支援センター条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| 平成18年度 予 算 特 別 委 員 会 | 議案第34号 | 介護保険法等の一部を改正する法律的 則第3条第1項に規定する条例で定め る日を定める条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第35号 | 塩竈市いきいき企業支援条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第36号 | 塩竈市水産加工団地排水処理センター 設置条例を廃止する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第37号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例及び塩竈市消 防団員等公務災害補償条例の一部を改 正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第38号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第39号 | 塩竈市社会福祉事務所設置に関する条 例等の一部を改正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第40号 | 平成18年度塩竈市一般会計予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第41号 | 平成18年度塩竈市交通事業特別会計予 算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第42号 | 平成18年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第43号 | 平成18年度塩竈市魚市場事業特別会計 予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |

| 塩竈市議会2月定例会議案審議一覧表 | | | | | | |
|-------------------|--------|---|------|---------|--|--|
| 付託委員会名 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 | 議決年月日 | | |
| | 議案第44号 | 平成18年度塩竈市下水道事業特別会計 予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第45号 | 平成18年度塩竈市公共駐車場事業特別 会計予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第46号 | 平成18年度塩竈市老人保健医療事業特別会計予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第47号 | 平成18年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第48号 | 平成18年度塩竈市公共用地先行取得事 業特別会計予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| 平成18年度 予 算 特 別 | 議案第49号 | 平成18年度塩竈市介護保険事業特別会 計予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| 予算特別 委員会 | 議案第50号 | 平成18年度塩竈市土地区画整理事業特別会計予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第51号 | 平成18年度塩竈市立病院事業会計予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第52号 | 平成18年度塩竈市水道事業会計予算 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第53号 | 塩竈市名誉市民の推挙について | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第54号 | 宮城県市町村自治振興センターを組織 する地方公共団体数の減少について | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第55号 | 宮城県市町村職員退職手当組合を組織 する地方公共団体の数の減少及び組合 規約の変更について | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第56号 | 宮城県市町村職員退職手当組合規約の 変更について | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第57号 | 浦戸地区辺地総合整備計画の変更につ いて | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| | 議案第58号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任 について | 同 意 | 18.2.24 | | |
| | 議案第59号 | 塩竈市介護保険条例の一部を改正する 条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| 平成18年度 予算特別 | 議案第60号 | 市議会の議員の報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |
| 委員会 | 議案第61号 | 塩竈市立病院使用料及び手数料条例の 一部を改正する条例の一部を改正する 条例 | 原案可決 | 18.3.15 | | |

| 塩 | 塩竈市議会2月定例会議案審議一覧表 | | | | | | |
|--------|-------------------|---|------|---------|--|--|--|
| 付託委員会名 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 | 議決年月日 | | | |
| | 議員提出 議案第1号 | 市長の専決処分事項を指定することに ついて | 原案可決 | 18.3.15 | | | |
| | 議員提出 議案第2号 | 「米国産牛肉の早急な輸入再開は行わず、徹底した原因究明と改善策を求める」 意見書 | 原案可決 | 18.3.15 | | | |
| | 議員提出 議案第3号 | 出資法の上限金利の引き下げ等、「出 資の受入れ、預り金及び金利等の取 締りに関する法律」及び「貸金業の 規制等に関する法律」の改正を求める 意見書 | 原案可決 | 18.3.15 | | | |
| | 議員提出 議案第4号 | 「JR不採用問題」の早期全面解決を 求める意見書 | 原案可決 | 18.3.15 | | | |

| | 塩竈市議会2月 | 定例会 | 請願審調 | 義 一 覧 | 表 |
|------|---|----------|--------|-------|---------|
| 受理番号 | 件名 | 受理年月日 | 付託委員会名 | 審議課 | 議決年月日 |
| 第17号 | 「米国産牛肉の拙速な輸入 再開に反対し、BSEの万 全な対策を求める」 意見書 提出に関する請願 | 17.6. 7 | 産業建設 | 採択 | 18.3.15 |
| 第18号 | 個人所得課税における各種 控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書提出 に関する請願 | 17.9. 2 | 総務教育 | 継続審査 | 18.3.15 |
| 第20号 | 「次世代育成支援策・保育 施策の推進に関わる国の予 算拡充」に関する意見書提 出の請願 | 17.11.29 | 民 生 | 不 採 択 | 18.3.15 |
| 第22号 | 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出に関する請願 | 18.2.20 | 産業建設 | 採択 | 18.3.15 |
| 第23号 | 患者・国民負担 指一の中 止と「保険で安心してかかれる医療」を求める 意見書 | 18.2.20 | 民 生 | 継続審査 | 18.3.15 |

| 塩竈市議会2月定例会請願審議一覧表 | | | | | | | |
|-------------------|--------|------------------------------|---------|--------|------|---------|--|
| 受理番号 | 件 | 名 | 受理年月日 | 付託委員会名 | 審議結果 | 議決年月日 | |
| 第24号 | 間開放は行わ | ごスの安易な民)ず、充実を求 提出に関する | 18.2.20 | 総務教育 | 継続審査 | 18.3.15 | |

平成18年2月24日 塩竈市議会定例会 請 願 文 書 表

| 番号 | 第 22 号 |
|-------|--|
| 受理年月日 | 平成18年2月20日 |
| 件 名 | 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締 りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見 書提出に関する請願 |
| 要 | (請願事項) 塩竈市議会が、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下、「当資金業規制は」といいます)及び「貸金業の規制等に関する法律」(以下、「貸金業規制は」といいます)を下記のとおり改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願致します。 記 1.出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること 2.貸金業規制は43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること 3.出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特別金利を廃止すること 【請願趣旨】 1.今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と依然として20万件台という高水準にあります。 サラ金・クレジット・商エローンなどで多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不沢型」「生活苦型」自己被産が大半を占めています。また、警察庁の統結によれば、平成16年度の経済的理由による自殺者は7,947人にものぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪などの被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題であります。 2.多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられます。現在、消費者金融・クレジット・商エローン等の貸金業者に認められている上限金利は年29.2%ですが、この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法(貸金業規制法及び出資法の一部改正 |

法)制定の際、同法施行後3年を目処に見直すこととされ、その時期は平 成19年1月とされています。

即ち、平成18年の国会でこの問題が取上げられることとなり、法改正 に向けて本年は極めて重要な時期にあたります。

3.現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年 2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%とい う出資法の上限金利は異常なまでに高金利であります。

金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば貯蓄のない家庭が2 割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れません。年収 が200万円、100万円台であったり、多くの人がパート労働・契約社 員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情で す。突発的な資金需要、病気・怪我等により働き手に何かあれば借金せざ るを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入をすれば、誰でも家計を 圧迫し返済困難に陥るのは目に見えています。

4. リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般 市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本 的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限 金利まで早急に引き下げることが必要です。

要 旨 | 5 . 一方、貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息 を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を 適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払と「みなす」と 規定しています。いわゆる「みなし弁済」と呼ばれる規定です。

> しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制 限法の例外を認めるみなし弁済規定の存在が貸金業者の利息制限法違反金 利での貸付を助長し多くの多重債務者を生み出しているのです。

> すなわち、強行法規である利息制限法の制限金利が年15~20%とさ れ、これを超えた利息は民事上は無効であり、返済義務が無いとされてい るにもかかわらず、出資法の上限を超えない限り罰則の対象とならないこ とから、大手を始めとするほとんど全ての貸金業者は年25~29%の約 定金利で貸付を行っています。

> そもそも民事上無効であるはずの高金利による営業が許されていること 自体が問題であり、このことが多重債務問題の最大の要因であるといって も過言ではありません。

> 現実には同条の「みなし弁済」を認める条件を満たした営業を行ってい る貸金業者は皆無に等しく、債務整理や訴訟においては利息制限法に基づ いて債務額を確定し、過払金があれば債務者に返還することが実務の常識 でさえあります。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保

| 要 旨 | 護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえます。 従いまして、貸金業規制法43条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきであると考えます。 6.同様に、出資法別則に定める日賦貸金業者(日掛け金融)については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要はなく、日賦貸金業者(日掛け金融)に認められている年54.75%という特別金利は直ちに廃止する必要があります。また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特別金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特別金利も直ちに廃止すべきであると考えます。 7.尚、以上の趣旨に基づき、過日、日本弁護士連合会の「出資法の上限金利の引き下げ等を求める決議」が別紙のとおり出されていることを申し添えます。 |
|----------------|--|
| 提出者 | 仙台市青葉区大町2-3-11 仙台大町レイトンビル4階 高金利引き下げを求める宮城連絡会 共同代表 高金利引き下げ全国連絡会 代表幹事弁護士 新里 宏二 宮城学院女子大学 元教授 大木れい子 宮城県商工団体連合会 会長 伊藤 貞夫 |
| 紹 介 議 員 氏 名 | 志子田 吉 晃 吉 田 住 男 佐 藤 貞 夫 |
| 付託委員会 | 産業建设常任委員会 |

平成18年2月24日 塩竈市議会定例会 請 願 文 書 表

| 番号 | 第 23 号 |
|---------------------------------------|---|
| 受理年月日 | 平成18年2月20日 |
| 件 名 | 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意 見書提出についての請願 |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 【請願趣旨】 |

| | 改善すること。 |
|----------------|--|
| 提出者 | 塩釜地或社会保障推進協議会 塩釜市錦町16-5 代表委員 斉藤 規夫 |
| 住所・氏名 | 塩釜地方春闘共闘会議 塩釜市錦町16-5 代表委員 東海林 昌利 |
| 紹 介 議 員 氏 名 | 小野絹子東海林京子 |
| 付託委員会 | 民生常任委員会 |

平成18年2月24日 塩竈市議会定例会 請 願 文 書 表

| 番号 | 第 2 4 号 |
|-------|--|
| 受理年月日 | 平成18年2月20日 |
| 件名 | 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する請願 |
| 要 | 【請願の要旨】 次の事項を内容とする意見書を採択のうえ、政府に提出いただくよう請願します。 1.くらしや安全に関わる国や自治体の責任を全うするため、市場化テストをはじめとする公共サービスの民間開放を安易に行わないこと。 2.画一的な公務員の純減は止め、公共サービスの改善や水準を維持するため必要な要員を確保すること。 【請願の理由】 政府は、「小さな政府」を口実に、公共サービスの民間開放と公務員の純減を進めています。しかし、効率ばかりを優先させた建築解認の規制緩和、民間開放が所震強度為装事件を招いたと指摘されるように、国民の安全やくらしに直結する業務の民間開放には慎重な対応が求められます。いま、政府が導入を急いでいる市場化テスト(官民競争入札)は、民間の要望をもとに、効率化の観点から国と地方のあらゆる業務を対象に競争入札を強要するものです。 国民・住民のくらしや安全に対する国や自治体の責任や公共サービスの内容についての論議はホーナ分なままに制度化が進められており、単に企業のもうけの場を作りだすだけの結果になるとの懸念は消えていません。また、そのような民間開放と一体で、公務員の純減目標値が決定されています。そしてその純減は、直接サービスを提供する分野や出先機関がターゲットとされており、公共サービスの質と量における地域間格差があるしています。不安定雇用や低所得者層の増大、地域間の格差があらゆる面で拡大するなど、格差社会が急テンポで広がっているもとでは、雇用や安全、社会保障などでの国の役割発揮が重要であり、民営化や地方切り捨てによる「小さな政府」では国民の安心・安全が損なわれてしまいます。 したがって、公共サービスの安易な民間開放や市場化テスト(官民競争入札)は導入せず、また、画一的な公務員の純減は行わず、公共サービスの充実を図ることが必要だと考えます。そのため、以上の点を踏まえた意見書を採択のうえ、政府に提出いただくようお願いします。 |

| 提 出 者 住所・氏名 | 仙台市宮城野区小田原山本丁1 - 1 宮城県国家公務員労働組合共闘会議 議長後藤智春 |
|----------------|--|
| 紹 介 議 員 氏 名 | 中川邦彦小野絹子吉川弘福島紀勝 |
| 付託委員会 | 総務教育 常任委員会 |

議員提出議案第1号

市長の専決処分事項を指定することについて

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成18年3月15日

提出者 塩竈市議会議員

| 田 | 中 | 徳 | 寿 | 武 | 田 | 悦 | _ |
|----|----|---|---|----|----|---|---|
| 伊 | 藤 | 栄 | _ | 志于 | 子田 | 吉 | 晃 |
| 鈴 | 木 | 昭 | _ | 今 | 野 | 恭 | _ |
| 嶺 | 岸 | 淳 | _ | 浅 | 野 | 敏 | 江 |
| 吉 | 田 | 住 | 男 | 佐 | 藤 | 貞 | 夫 |
| 木 | 村 | 吉 | 雄 | 鹿 | 野 | | 司 |
| 志 | 賀 | 直 | 哉 | 香 | 取 | 嗣 | 雄 |
| 東海 | 專林 | 京 | 子 | 福 | 島 | 紀 | 勝 |
| 伊 | 藤 | 博 | 章 | | | | |

塩竈市議会議長 菊 地 進 殿

「別 紙」

市長の専決処分事項を指定することについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

- 1. 平成17年度塩竈市一般会計補正予算
- 2. 平成 1 7 年度塩竈市交通事業特別会計補正予算
- 3. 平成 1 7 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 4. 平成17年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算
- 5. 平成 1 7 年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算
- 6. 平成17年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 7. 平成17年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 8. 平成 1 7 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- 9. 平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算
- 10. 塩竈市市税条例の一部を改正する条例
- 11.塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 12.塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議員提出議案第2号

「米国産牛肉の早急な輸入再開は行わず、徹底した原因究明と 改善策を求める」意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成18年3月15日

提出者 塩竈市議会議員

| 田 | 中 | 徳 | 寿 | 武 | 田 | 悦 | _ |
|---|---|---|---|----|----|---|---|
| 伊 | 藤 | 栄 | _ | 志于 | 子田 | 吉 | 晃 |
| 鈴 | 木 | 昭 | _ | 今 | 野 | 恭 | _ |
| 嶺 | 岸 | 淳 | _ | 浅 | 野 | 敏 | 江 |
| 吉 | 田 | 住 | 男 | 佐 | 藤 | 貞 | 夫 |
| 木 | 村 | 吉 | 雄 | 鹿 | 野 | | 司 |
| 志 | 賀 | 直 | 哉 | 香 | 取 | 嗣 | 雄 |
| 曽 | 我 | Ξ | 3 | 中 | Ш | 邦 | 彦 |
| 小 | 野 | 絹 | 子 | 吉 | Ш | | 弘 |
| 伊 | 勢 | 由 | 典 | 東海 | 每林 | 京 | 子 |
| 福 | 島 | 紀 | 勝 | 伊 | 藤 | 博 | 章 |

塩竈市議会議長 菊 地 進 殿

「別 紙」

「米国産牛肉の早急な輸入再開は行わず、徹底した原因究明と改善策を求める」 意見書

政府は、20カ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外し、さらに、特定危険部位の除去を条件にリスク評価を行った上で、米国産牛肉の輸入再開に踏み切ったが、条件が実行されていなかったことは、極めて遺憾であります。

つきましては、下記事項の実現に向けて強力な働きかけをお願い致します。

1.米国産牛肉の輸入再開問題について

米国産の牛肉等に対するBSE対策については、下記のような問題点があることから、 早急な輸入再開を行わないよう求めます。

米国ではと畜される牛で、BSE検査を行っているのは全体の1%以下にしかすぎない

生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確に出来ず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の現状での月齢判定は誤差を生じさせること。

特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却 処分を行っているのに対し、米国は30カ月齢以上の牛に限られていること。

米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤って 牛に与える危険性があること。

2. 国内のBSE対策について

国内では、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、全頭検査の見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に検査されるべきです。さらに、検査緩和をおこなうと、若齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想されます。そのため、上記の対策を万全に実施するとともに、各自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続するよう求めます。

3.この度の危険部位混入について

米国に対し厳重に原因と改善を強く求め、一方で輸入が可能だと判断し再開を認めた日本のリスク管理のあり方についてもしっかりと検証すること。

再発防止のためには、米国が条件を厳重に守り十分な検証のもとで、国民の理解が得られるように慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

関係機関あて

(内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣)

議員提出議案第3号

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び 金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する 法律」の改正を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成18年3月15日

提出者 塩竈市議会議員

| 田 | 中 | 徳 | 寿 | 武 | 田 | 悦 | _ |
|---|---|---|------------|----|-----------|---|---|
| 伊 | 藤 | 栄 | _ | 志于 | 子田 | 吉 | 晃 |
| 鈴 | 木 | 昭 | _ | 今 | 野 | 恭 | _ |
| 嶺 | 岸 | 淳 | _ | 浅 | 野 | 敏 | 江 |
| 吉 | 田 | 住 | 男 | 佐 | 藤 | 貞 | 夫 |
| 木 | 村 | 吉 | 左 隹 | 鹿 | 野 | | 司 |
| 志 | 賀 | 直 | 哉 | 香 | 取 | 嗣 | 雄 |
| 曽 | 我 | Ξ | ∃ | 中 | Ш | 邦 | 彦 |
| 小 | 野 | 絹 | 子 | 吉 | Ш | | 弘 |
| 伊 | 勢 | 曲 | 典 | 東海 | 与林 | 京 | 子 |
| 福 | 島 | 紀 | 勝 | 伊 | 藤 | 博 | 章 |

塩竈市議会議長 菊 地 進 殿

「別 紙」

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び 金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する 法律」の改正を求める意見書

今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と依然として高水準にある。

これは、消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負い返済困難に陥った多 重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得な どを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている。

また、警察庁の統計によれば、平成16年度の経済的理由による自殺者は7,947人に ものぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪 等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。

現在、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下、「出資法」という) 上の、上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業している。

この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法(貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業規制法」という)及び出資法の一部改正法)制定の際、同法施行後3年を目処に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされている。

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利である。

金融広報中央委員会が実施した世論調査によれば貯蓄のない家庭が2割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れない。年収が200万円、100万円台であったり、多くの人がパート労働・契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情である。突発的な資金需要、病気・けが等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入をすれば、誰でも家計が圧迫され返済困難に陥るのは目に見えている。

リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限りこれを有効な利息の支払と「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利(民事上無効)での貸付を助長し多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43 条は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法 自体の目的規定とも相容れないものといえる。

従って、貸金業規制法43条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者(日掛け金融)については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要性はなく日賦貸金業者(日掛け金融)に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める 社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特例金利も直ちに廃止するべ きである。

よって、塩竈市議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び、「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請する。

記

- 第1.「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき
- (1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- (2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 第2.「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき
- (1) 現行法43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

関係機関あて

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融・経済財政政策担当 大臣)

議員提出議案第4号

「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成18年3月15日

提出者 塩竈市議会議員

| 田 | 中 | 徳 | 寿 | 武 | 田 | 悦 | _ |
|---|---|---|------------|----|-----------|---|---|
| 伊 | 藤 | 栄 | _ | 志于 | 子田 | 吉 | 晃 |
| 鈴 | 木 | 昭 | _ | 今 | 野 | 恭 | _ |
| 嶺 | 岸 | 淳 | _ | 浅 | 野 | 敏 | 江 |
| 吉 | 田 | 住 | 男 | 佐 | 藤 | 貞 | 夫 |
| 木 | 村 | 吉 | 左 隹 | 鹿 | 野 | | 司 |
| 志 | 賀 | 直 | 哉 | 香 | 取 | 嗣 | 雄 |
| 曽 | 我 | Ξ | 3 | 中 | Ш | 邦 | 彦 |
| 小 | 野 | 絹 | 子 | 吉 | Ш | | 弘 |
| 伊 | 勢 | 由 | 典 | 東海 | 与林 | 京 | 子 |
| 福 | 島 | 紀 | 勝 | 伊 | 藤 | 博 | 章 |

塩竈市議会議長 菊 地 進 殿

「別 紙」

「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書

国鉄の分割・民営化が実施され、すでに19年が経過しようとしていますが、その不採用問題が長期化していることは憂慮すべき事態です。2003年12月の最高裁が「国鉄が採用候補者名簿の作成にあたり不当労働行為を行った場合には、国鉄もしくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない」との判断を下したことに留意し、ILO(国際労働機関)は2004年6月、日本政府に対し「問題解決のため、政治的、人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを推進するよう勧める」と6度目の勧告を出しています。また、昨年9月には、東京地裁は「鉄建公団訴訟」判決を言い渡し、採用に当たって不当労働行為があったことを認めています。この19年の間、問題の解決を見ることなく他界した当事者は30名を超え、家族を含め塗炭の苦しみにあえいでいる状況を鑑みるとき、人道的見地からこれ以上の長期化は避けなければならないと考えます。

よって、本議会は政府に対し、ILO条約批准国の一員として、この勧告を真正面から受け止め、解決のためにすべての関係者と話し合いを早期に開始するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

関係機関あて

(内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣)

議員派遣の件

平成18年3月15日

地方自治法第100条第12項及び塩竈市議会会議規則第153条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1.第58回東北市議会議長会定期総会

(1)派遣目的 議案等の審議

(2)派遣場所 山形県山形市 「ホテルメトロポリタン山形」(3)派遣期間 平成18年4月20日~平成18年4月21日

(4)派遣議員 志賀直哉副議長

2月24日 開 会 平成18年2月定例会 3月15日 閉 会

塩竈市議会会議録

平成18年2月24日(金曜日)

塩竈市議会2月定例会会議録

(第1日目)第1号

議事日程 第1号

平成18年2月24日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 請願第22号ないし第24号
- 第5 承認第1号ないし第8号
- 第6 議案第1号ないし第18号
- 第7 議案第58号
- 第8 諮問第1号
- 第9 議案第19号ないし第57号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第9

出席議員(22名)

| 1番 | 菊 地 | | 進 | 君 | | 2番 | 田 | 中 | 徳 | 寿 | 君 |
|-----|-----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|
| 3番 | 武田 | 悦 | _ | 君 | | 4番 | 伊 | 藤 | 栄 | _ | 君 |
| 5番 | 志子田 | 吉 | 晃 | 君 | | 6番 | 鈴 | 木 | 昭 | _ | 君 |
| 7番 | 今 野 | 恭 | _ | 君 | | 9番 | 浅 | 野 | 敏 | 江 | 君 |
| 10番 | 吉田 | 住 | 男 | 君 | 1 | 1番 | 佐 | 藤 | 貞 | 夫 | 君 |
| 12番 | 木村 | 吉 | 雄 | 君 | 1 | 3番 | 鹿 | 野 | | 司 | 君 |
| 14番 | 志賀 | 直 | 哉 | 君 | 1 | 5番 | 香 | 取 | 嗣 | 雄 | 君 |
| 16番 | 曽我 | Ξ | 3 | 君 | 1 | 7番 | 中 | Ш | 邦 | 彦 | 君 |
| 18番 | 小野 | 絹 | 子 | 君 | 1 | 9番 | 吉 | Ш | | 弘 | 君 |
| 20番 | 伊勢 | 由 | 典 | 君 | 2 | 1番 | 東海 | 林 | 京 | 子 | 君 |
| 22番 | 福島 | 紀 | 勝 | 君 | 2 | 3番 | 伊 | 藤 | 博 | 章 | 君 |

欠席議員(1名)

8番 嶺岸淳一君

説明のため出席した者の職氏名

| 市長 | 佐藤 | 昭 | 君 | 助役 | 加藤 | 慶教 | 君 |
|------------------------------------|-----|-------|---|---------------------------------|-----|-----|-----|
| 収 入 役 | 田中 | 一夫 | 君 | 総 務 部 長 | 山本 | 進 | 君 |
| 市民生活部長 | 棟 形 | 均 | 君 | 健康福祉部長 | 佐々木 | 和夫 | 君 |
| 産業 部長 | 三浦 | 一 泰 | 君 | 建設部長 | 内形 | 繁 夫 | 君 |
| 総務部次長兼総務課長 | 阿部 | 3 守 雄 | 君 | 総 務 部 次 長兼 危機管理監 | 大 浦 | 満 | 君 |
| 市民生活部次長兼 環 境 課 長 | 綿 | 晋 | 君 | 健康福祉部次長 兼保険年金課長 | 木 下 | 章 | 君 |
| 産業部次長 | 伊賀 | 光男 | 君 | 建 設 部 次 長兼都市計画課長 | 茂庭 | 秀久 | 君 |
| 総務部行財政改革 推 進 専 門 監 | 田中 | トたえ子 | 君 | 総務部政策課長 | 渡 辺 | 常幸 | :君 |
| 総務部財政課長 | 菅 原 | . 靖 彦 | 君 | 総務部 防 災 安 全 課 長 | 佐々木 | 真一 | 君 |
| 市民生活部 市 民 課 長 | 澤田 | 克 巳 | 君 | 市民生活部 浦 戸 交 通 課 長 | 郷古 | 正夫 | 君 |
| 健康福祉部 社会福祉事務所長 | 会 澤 | ! ゆりみ | 君 | 健康福祉部 介 護 福 祉 課 長 | 高橋 | 敏 也 | 君 |
| 産業部 みなとまちづくり課 長 | 神谷 | 統 | 君 | 総務部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長 | 佐藤 | 信彦 | : 君 |
| 市立病院長 | 長嶋 | 英 幸 | 君 | 市立病院事務部長 | 佐藤 | 雄 一 | 君 |
| 市立病院事務部 次長兼業務課長 兼 医 事 課 長 | 伊藤 | 喜 昭 | 君 | 水道部長 | 佐々木 | 栄 一 | 君 |
| 水道部総務課長 兼経営企画室長 | 尾形 | 則雄 | 君 | 教育委員会委員長 | 東海林 | 良雲 | 君 |
| 教育委員会教育長 | 小倉 | 和憲 | 君 | 教育委員会 教 育 部 長 | 小山田 | 幸雄 | 君 |
| 教育委員会 教 育 部 次 長 兼 生涯学習センター館長 | 渡。迈 | 訓─郎 | 君 | 教育委員会教育部総務制制 器 機 務 課 長兼総務係長 | 橘 内 | 行 雄 | 君 |
| 選挙管理委員会 委 員 長 | 髙木 | 、 英 助 | 君 | 選挙管理委員会 事 務 局 長 | 佐藤 | 直孝 | :君 |
| 公平委員会 委 員 長 代 行 | 郷家 | 照 夫 | 君 | 監査委員 | 高橋 | 洋 一 | 君 |

監查事務局長 丹野文雄君

事務局出席職員氏名

事務局長 佐久間 明君 事務局次長 遠藤和男君

事務局次長兼

議事調査係長 安藤英治君 議事調査係主査 戸枝幹雄君

午後1時 開議

議長(菊地 進君) 去る2月17日告示招集になりました平成18年塩竈市議会2月定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日欠席の通告のありましたのは、8番嶺岸淳一君の1名であります。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長代行、監査委員、並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようにお願いい たします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(菊地 進君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、20番伊勢由典君、21番東海林京子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(菊地 進君) 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は20日間と決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、本定例会の会期は20日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長(菊地 進君) 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第 180条 第 1 項の規定により、市長に指定しておきました専決処分の報告であります。

専決第22号「原動機付自転車接触事故による損害賠償の額の決定について」は、平成17年12 月19日に専決処分がなされ、専決第4号「平成17年(八)第5810号学校給食費請求事件の和解」 については、平成18年1月27日に専決処分がなされ、また専決第5号「平成17年(八)第5953 号学校給食費請求事件の和解」については、平成18年1月31日に専決処分がなされ、地方自治 法第 180条第 2 項の規定により、平成18年 2 月17日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告3件、例月出納検査の 結果報告1件、並びに企業会計例月出納検査の報告1件であります。

これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、個人情報に留意の上、ご発言くださるようお願いいたします。 22番福島紀勝君。

22番(福島紀勝君) それでは、専決第22号について簡単にお尋ねをしてまいりたいと思います。

それぞれ皆さんのお手元に配付されている内容に基づいてなんですが、実際にこの7番目の項で、事故発生の状況について3行で表示をされております。ここでちょっとお尋ねをしたいのが、まず、それぞれ当方の原付自転車が駐車場から公道へ発進する際、この発進する場合のぐあいと、それから停車中の車両の陰となっているため車両の通行状況を認識できず、認識できず、ここの部分と、それから、走行中車両と接触した場合、これの当方の損害の状況、あるいはけがの状況等々があったのかどうか。あわせまして、その過失の度合いについてお尋ねをいたします。

議長(菊地 進君) 山本総務部長。

総務部長(山本 進君) まず前段、議会開会のたびにこのような専決処分の報告することに つきまして、大変申しわけないというふうに考えております。このような事故が頻発すること に反省いたしまして、昨年12月1日付をもちまして、公用車事故対策委員会を設置いたしたと ころでございます。従来のように単に書面での審査ではなくて、きちっと事故を起こした本人 から事情を聞いて、そしてその過失の有無を十分しんしゃくする中で今後の交通安全の啓蒙に 資してまいりたいということで努力を図ったところでございます。

それの第1号ということで、大変申しわけなく思っておるところでございますが、まず加害 車両は、これは社会福祉事務所の公用原付車両、つまりバイクでございます。ご案内のとお り、壱番館にございます車庫がございます。そこから生活保護世帯の実態調査に赴くために公 道に出ようとしたわけでございますが、ちょうど七十七銀行側に停車車両ございまして、ちょ うど右側から来る走行車両の確認がちょっと死角になって見えなかったということでございま す。より注意すれば、一たん停止してですね、左右確認の上、走行すべきであったと思うんで すが、そこができなかったということで、相手の、軽自動車でございましたけれども、側面に ぶつかったということでございます。

相手方の被害につきましては7万 214円ということでございますが、当方の職員、幸い、けが等もございませんでした。過失割合につきましては、走行中の車にこちらから一方的に衝突したということでございますので、10対0ということで今回処理してございます。以上でございます。

議長(菊地 進君) 22番福島紀勝君。

22番(福島紀勝君) 説明ありがとうございました。それで、事故の関係についても、それぞれ当局には法を専門に勉強された方、それから警察から職員になられた方、自衛隊から職員になられた方、それぞれ専門家も多くいらっしゃると思いますので、こうしたところの部分で、例えば公道へ発進する場合、一般的には、ここに「進入」なりあるいは「公道に出る」と、こういうことで使われているかと思うんです。それから、2行目の通行状況の認識、この「認識」は一般的には該当しない字句ではないかと、こんなふうに思われるんです。一般的には「確認」と言われているのではないかなと。できれば、交通関係の塩釜署あたり等、聞いてみるのも一つの方法ではないかなと、こんなふうに思っているところです。

それから、幸いにして、今部長の方から答弁ありましたが、説明いただきましたが、これが数秒違いで当方の車両が公道に出た場合、最悪の場合はこちらが被害者になってしまって、あるいはその車両の前方で転倒あるいは人身事故、打ちどころが悪ければと、こういうことも考えるとぞっとしてなりません。ぜひ、それぞれの保有台数が多くありますので、そうしたところを含めて、ぜひ安全運転の講習会なり、職場内でのそういう講習会なり行っていただければ、また減少するのではないかなと、こんなふうに感じておるところでございます。

それぞれ現場の箇所にあっては、出発前にいろいろ始業点検から点呼、そして確認、出発、 そして帰られたときには、また終業点呼、そして日報の締めと、こういうことで非常に細やか にやっていらっしゃる職場もありますので、ぜひそうしたところも参考にしながら事故撲滅に 向けて頑張っていただければ幸いだと、こう思います。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第22号ないし第24号

議長(菊地 進君) 日程第4、請願第22号ないし第24号を議題といたします。

本定例会において所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文 書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第5 承認第1号ないし第8号

議長(菊地 進君) 日程第5、承認第1号ないし第8号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま上程されました承認第1号から承認第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これら8件の案件は、いずれも学校給食費請求事件の訴えの提起についてでございます。

地方自治法第 179条第 1 項の規定に基づき、議会を招集するいとまがなく、専決処分をさせていただきましたので、その専決処分の承認を求めるものでございます。

平成16年度分の学校給食費の支払いを正当な理由がなく行わず、督促や催促に対しても連絡がなかった児童の扶養者の方に対し、平成17年12月5日に民事訴訟法に基づき、仙台簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。

この支払督促の申し立てそのものは議決案件ではございません。しかし、督促の申し立てに対し債務者の方が督促異議の申し立てを行いますと、民事訴訟法第 395条の規定により訴えの提起があったものとみなされ、地方自治法第96条第 1 項第12条の規定により議会の議決をいただくことになります。

簡易裁判所からの異議の申立書の送達につきましては、昨年12月19日から本年1月13日にかけまして文書が送付されてきました。審理を1月から2月初めに行う内容も含まれておりましたので、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず送達日をもって議案記載の内容で専決処分をさせていただいたものでございます。

よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) これより質疑を行います。20番伊勢由典君。

20番(伊勢由典君) それでは、私の方から、今提案理由のあった承認1号並びに8号に関して質疑を行いたいと思います。

今提案理由が市長の方からございました。今回の学校給食の滞納している未払い者といいますか、中身についてですね、さきの総務教育常任委員会協議会の中で報告がございまして、85人中、12月5日、第1次分として簡易裁判所への支払督促申立書を提出して、昨年12月19日あたりからですね、ことしの1月13日までに市長の名前で専決処分をしたと。結局、佐藤市長は、議会の議決にかわる意思決定と執行が行われたと、こういう中身であります。

専決処分書の文章を読んでみますと、その内容は、一つは、被告は、塩竈市が被告の生徒に 提供した平成16年度分の給食費の支払いを行わず、督促と催促にも連絡がなかった。そのた め、先ほどの提案理由にもございますように、仙台簡易裁判所に支払督促申し立てをしたとこ ろ、被告が異議申し立てを行ったため、民事訴訟法により訴訟に移行と。二つ目は、市が和解 または勝訴したとき、給食の支払いが履行されない場合、民事訴訟法に基づき強制執行の申し 立てをするという中身であります。

私は、この問題を考える場合に、裁判そして並びに被告という立場に立たせられた保護者と、特に子供さんですね、児童に与える影響がですね、なぜこの点で考えなかったのか。特に子供さんに与える影響が大きいだけにですね、その辺のあたりについて考えなかったのか疑問を持つところであります。その点についてお伺いをしたい。

それから、今回の簡易裁判所の申立書は、学校と親と子供、つまり学校に対する信頼を私はなくすことになるのではないかと。あわせて市教育委員会と市の信頼をなくすことになるのではないかと。こうした点について十分検討した上での専決処分だったのか、その辺についてお伺いをしたいと思うところであります。

元来、学校給食というのは、いわば教育の一環であります。教育の一環として行われて、したがって、当然この学校給食については教育的配慮が行われてしかるべきであります。したがって、学校給食の滞納について、どういう状況で滞納が生まれているのか本来ならば丁重に調査して、個々に対処する方法が大事ではなかったのか。そして、滞納者に対して、学校給食の滞納者に対してのさまざまな手だて、就学援助あるいは準要保護、要保護などの手だてがどうだったのかお伺いをしたいところであります。

その上で、さまざまな滞納、そういうケースも多様なケースもあるけれども、教育サイドで の対処が必要ではなかったのか。改めて、繰り返しになりますが、そして教育現場との調整そ のものもどうだったのかお伺いをしたいと思います。

結局、納めない、即強制執行というのは、その点で地方自治体の行政責任が私は問われると。この辺についてまず最初にお聞きをしたいと思います

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 伊勢議員のご質問にお答えいたします。

初めに私の方から基本的な考え方について述べさせていただき、後ほど詳細につきましては 担当よりご答弁を申し上げます。

学校給食のまず現状でございます。今現在、市内に小学校7校、中学校5校、計12校がございまして、いずれも自校方式という形で給食を提供させていただいております。この事務に当たる職員でありますが、栄養士が5名、調理員等が47名、市職員といたしましては52名であります。そのほか県の方から来ております栄養士がさらに6名というような体制の中で、完全給食を提供させていただいております。

給食に係る経費でありますが、職員人件費、今申し上げました体制であります。それから、施設管理費、光熱水費等、合わせまして年間3億2,400万円ほどかかっておりますが、これらについては市が負担をし、保護者の方々には食材料費をご負担いただくという形にさせていただいております。

こういった中で、ここ数年、給食費の未払い額が年間 500万円を超える状況になってきております。このようなことは、これまで納入していただいている家庭との不平等が生じるのではないかということを懸念いたしました。負担の公平性ということを確保する観点から、的確な対応をとることといたしまして、支払い能力があると思われるのに相談等にも応じない方々について、今回、支払い督促という対応をとらさせていただいたところでございます。

なお、生活困窮者の方々に対しましては、準要保護等の制度などについても十分に説明し、 相談に乗っているところでございます。

私の方からは以上でございます。

議長(菊地 進君) 小倉教育長。

教育長(小倉和憲君) では、私の方から、子供についてということで質問ありましたけれ ど、子供については、学校、我々も、責任はありませんので、十分な配慮の上、特に教育委員 会から出す文書については、すべて内容付証明で各家庭に送っておりますので、子供は一切そ の辺はわかっていないと思っています。 子供との信頼、親、保護者との信頼も、教育委員会、学校といたしましては、ご相談に応じますということで常に呼びかけてきました。去年の今ごろから各学校の校長名でいるいろ納入のお願いをし、それで私の名前でもお願いし、市長の名前でもいろいろお願いしてきたところではあります。その中で、ぜひ教育委員会なり学校の方へご相談くださいということを呼びかけてきました。ほとんどの方がその中で、いわゆる私の方なり、教育委員会なり、学校の方に、納入時期を少しおくらせてくれないかとか、それから分割でお願いしたいとか、そういうことで信頼関係……。

ただ、今回の訴訟については、これについては、全然私の方で内容付証明で送っても反応のない方、そういう方に、なぜお支払いいただけないんですかという理由も聞きたい部分もありましたので、このような形になったわけでございます。現在はそういう点で子供たちにも影響ないように進めております。以上です。

議長(菊地 進君) 20番伊勢由典君。

20番(伊勢由典君) そこで、先ほど市長は不公平、負担の公平化を図るということをご答弁なさいました。私は、この問題については税とは違うわけですね。学校給食というのは、学校の給食を、保護者の方から集めて、それでそれぞれの子供さんの学校給食の食材に使うという性格であります。そうした点から、やはりこの問題については、こういう点でですね、公平とか不公平だとか、負担の公平性を図るという点はですね、やっぱり教育の本来の、先ほど前段私が述べた点とやっぱりなじまない問題ではないのか。あくまでも現場サイド、教育サイド、先生方と保護者のサイドの中での解決を図ると、このことがやっぱりこの問題についての解決のいわば筋道ではないのかというふうに感ずるところであります。

それで、遺憾に思うのは、この問題について専決処分を行ったということでありますが、議会への報告は、2月1日の総務教育常任委員会協議会の中で初めて我々が承知した問題であります。結局、市長が昨年12月の半ば、あるいは1月の中旬ごろにかけて専決処分を行ったということでありますが、議会への報告については、事実上、2カ月ないしは1カ月何がしかの間、示されなかったということであります。しかも、この専決処分の内容に即して我々がどう判断するかという議会での判断の、いわばこの議会の側ですね、判断して賛否を問うという、この問題でもですね、十分な専決処分の中での案件の内容で、我々は専決処分の中身しか知りませんから、その中で判断して賛否を問うという、このやり方についてはですね、やっぱり議

会の審議権をないがしろにする重大な問題ではないのか。

やっぱり慎重な対応というか、やっぱりこの問題について専決ではなく、議会とのやっぱり、取り扱う方向が市としてどうなのかというのは、いろんな経過があるでしょうけれども、いずれにせよ、十分な検討なり考え方なり、こういう専決処分という市長の一発の決裁でですね、議会に承認だけを求めるというやり方は、やっぱり重大だというふうに思います。その辺について、まず市長の考えをお聞きしたい。

それから、もう一つ、この問題がなぜ突如として浮上したのかという点であります。なぜこの対応に踏み切ったのか。この問題について、議会での質問が一つの契機になっているのかどうか。9月議会の関係でもそういう質問があったように私は記憶しているわけですが、その辺のいわば判断に至った契機といいますか、要因といいますか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) ご質問にお答えいたします。

初めに訴訟ありきではないわけであります。先ほど教育長の方から経過については詳しくご 説明させていただいたはずでございます。学校当局者が慎重に、なおかつ真剣にそういうお願いをしてきているわけであります。その後、教育長、そして私という段階を踏んで、こういう 状況に立ち至ったということについては、既にご説明させていただいたわけであります。決して初めから私がありきで決裁をしたわけではないわけであります。

それから、やはりこういった学校給食を円滑に実施していくためには、一定程度のご負担をお願いするという前提で行ってきているわけであります。先ほど申し上げましたように、当市におきましても3億2,400万円という費用を負担いたしているわけであります。額が多いか少ないかは、またこれは議論いただいて結構であります。そういった中でこういった学校給食を行ってきているという現実をぜひご理解いただきたいと思います。

なお、手続につきましては、総務部長よりご答弁をさせます。よろしくお願いいたします。 議長(菊地 進君) 山本総務部長。

総務部長(山本 進君) 専決の2件、専決の4号と5号でございますが、これは承認の第1号から第8号につきまして、そのうち2件については和解が成立してございます。これは昭和49年6月20日、当市議会において専決指定、つまり500万円以下の和解については専決指定でございますので、決して独断でやったわけではないということでございます。以上です。

議長(菊地 進君) 20番伊勢由典君。

20番(伊勢由典君) 3億 2,400万円というお話、これは言ってみれば学校給食に係るいろいるな設備というか、その予算ですね。給食費そのものの関係で言えば、言ってみれば、これはあくまでも学校側と、それから保護者との関係であります。

それから、専決処分そのものについては、そのとおりですよ、専決処分がそういうふうに指定されているというのはですね。だけども、やっぱりこういう問題について即座に専決をするというのは重大である。そして、どうなんでしょうか、こうした点でですね、ここに至った経過については何一つ答えておられないので、その点だけ確認します。

議長(菊地 進君) 小倉教育長。

教育長(小倉和憲君) ここまでの経過については、やはり教育委員会としましては、各学校 現場、相当の未納分がありまして、学校給食の年度年度のやりくりが大変なわけです。と同時 に、一生懸命払っていただいている方と、いわゆるこちらから見るとある程度払えるんじゃな いかと思われる方の、その過去の例から見て、そういう例から見ても、やはりお願いをしてまいって、どうしても払ってもらえない方には、先ほどお話ししましたように、なぜ払えないの かという、これもお聞きしたくて、我々は相談に応じますとこれまで言ってきたものですから、それでも相談に応じてくれないということについて疑問を感じた部分もありましたので、そういうことでこういう手続をせざるを得ないということ、ご理解願いたいと思います。

議長(菊地 進君) 2番田中徳寿君。

2番(田中徳寿君) 承認第1号ないし第8号「専決処分の承認を求めることについて」質疑 を行います。

承認第1号ないし第8号における専決処分の承認については、学校給食費請求事件の訴えであります。これは今までにはない事案であります。我が塩竈市において、学校給食費の請求を裁判所という場に提訴して、給食費を請求し和解するとは、市役所のサービスを受ける市民は公平に利用料を負担するという視点に立つと、我が塩竈市がようやく佐藤市長になって当たり前の市になったと考えます。そのほかに市税の徴収の仕方も同様の方法がとられておりますと推察されますが、どのような手法をとられているのかお伺いいたします。

これは、税、手数料の公平性を担保にした措置と推察されます。また、本年1月より下水道 事業所の宅内貯留事業において、随意契約から指名競争入札制度に変わったとのことですが、 このように市の支出の支払い先への透明性の確保をこれからどのような視点に立って変えてい くつもりなのかお伺いいたします。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 承認第1号から承認第8号につきましては、先ほど申し上げさせていただいたとおりであります。給食費に係る人件費、光熱水費、その他の費用については塩竈市が負担をすると。食材料費については保護者の方々にご負担をお願いできないかという基本的なルールは、今後とも遵守してまいりたいと思っておりますが、一方では、先ほど申し上げましたように、残念ながら未払い額が年々増加の一途をたどっていると。そういう状況を看過できないということで、このたびこういうふうな措置をとらさせていただきました。

ただし、繰り返しになりますが、こういったことに、こういった措置をとるまでの間につきましては、それぞれの方々のご事情、あるいは場合によっては分納でありますとか、そういったものもできないかどうかといったようなご相談、さらには給食費でございますと準要保護等の制度の利活用もできますというようなことをそれぞれの方々にご説明をさせていただきながら、きめ細かな対応を今後ともとってまいりたいと思っております。

その他の収納率の向上等々のご質問をいただきましたが、そういったことにつきましても、 やはり我々塩竈に必要な事務事業の推進のためには、こういった適正なご負担を遅滞なく収納 していただくということも大切な要件であります。ぜひそういった必要性につきまして広く市 民の方々に広報させていただきながら、我々もなお一層透明性、公平性の確保といったような ことに努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長(菊地 進君) 23番伊藤博章君。

23番(伊藤博章君) 私の方からも承認案件につきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、この問題でございますが、これまでも議会等でもこの給食費の未払いの問題、決算委員会等でいるいろ質疑がなされたわけです。そういう中で、市長は政治姿勢としてやはリー定程度厳しい姿勢をとらざるを得ないということは議会の方に申し述べていただいていて、議会の方もそういう発言を受けて、るる議案等を承認したり議決をしたりしてきているわけでございます。

ただ、今回のこの進め方の部分でいくと、できればですよ、できれば所管の協議会もしくは 委員会 — 委員会ではないですね、協議会なんでしょうね、に事前にその滞納者の部分の分 類みたいなもの、これはご当局で今回なさったわけですね、きちっと、どういう方々について 訴訟を起こすとか ―― 訴訟というか、裁判所にきちっとそういう訴えを起こすという行動の 基準というものでも説明をいただくとかですね、そういう手続でもあれば、もしかしたら、議 会も含めてね、快く今回市長の判断に対して理解を示すというか、事前に議会もわかっている わけですから、住民から聞かれてもその説明がつくということではないのかと私は考えるので すが、まず1点、その辺を市長のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、学校給食のあり方なんですが、学校給食、過去においては児童のやはり栄養補給という側面があって給食制度が日本では堅持されて、今や諸外国においても、貧しい国でも何とか給食制度をきちっと確立しようという動きが今あるわけですね。ですが、日本、このように経済的にも豊かになってきていると、最近では食育という分野でこの給食のあり方をとらえるようになりました。そのときに、じゃあ学校の国費の負担、公費の負担と、じゃあ親、父兄の負担の部分を見てみますと、教科書はたしか国費の方で出るわけですね。でも、教材費については親が負担をしているという部分もあるわけですね。というと、給食についても、今市長お話しになったとおり、施設、そういうものについて、給食をつくるために必要なものについては、基本的に行政、これは税で負担すると。その材料の部分については、親御さんにも協力をいただくという部分での僕は考え方があるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、その部分、子供の話を聞きますと、給食が足りなかったとかなんかっていう話も、子供、帰ってくるとしたりするんですけれども、やはりそういう面では、より充実をもっとしていただくためには、やはり一定程度、親も協力していかなきゃいけないのかなというふうな判断でいるんですが、その辺、教育的視点で教育長のお考えを2点お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 1点目の情報の提供についてのご質問でございます。先ほど来、教育長の方からも申し上げましたが、やはり個人情報の保護ということについては最大の留意をすべきであろうというような観点から、1月の協議会で初めてそういった内容をご説明をさせていただいたところであります。

ただし、こういった学校給食費のみならず、税、使用料等につきまして全般的に滞納傾向が 強まってきているというようなことに対しての危惧感については、折々の定例会の際にご報告 をさせていただきまして、市としても一定の方策を検討せざるを得ないというようなことにつ きましては、私の方からもご答弁をさせていただいたところであります。 なお、今後、情報の共有につきましては、なお一層努力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 小倉教育長。

教育長(小倉和憲君) 学校給食のあり方ですけれど、学校給食については、ただいま伊藤議員さんのお話あったように、食育という観点からも私は大事だと思っております。やはりこれらについても今後そういう視点、食育という視点からも充実させていかなければならないと思っておりますので、いろんな面で今度さまざまな研修会等も開きながら検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長(菊地 進君) 23番伊藤博章君。

23番(伊藤博章君) ご答弁ありがとうございました。議会の方でもこの問題につきましては、今市長おっしゃったとおり、個人情報の取り扱い等があるということで、審査会の方にも一定程度見解も尋ねながら大事に案件としては取り扱っている。議長のご配慮でそうやられているようでございますので、ぜひ市長、最後におっしゃったように、情報の共有という部分については、今後とも丁寧に、総務部含めまして、議会等のあり方につきまして十分ご配慮いただきますようにお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

議長(菊地 進君) これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号ないし第8号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、承認第1号ないし第8号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号ないし第8号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立多数であります。よって、承認第1号ないし第8号については原案 のとおり承認されました。

日程第6 議案第1号ないし第18号

議長(菊地 進君) 日程第6、議案第1号ないし第18号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま上程されました議案第1号から議案第18号までの提案 理由を説明申し上げます。

まず、議案第 1 号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ17億 2,412万 4,000円を追加いたしまして、総額を 201億 1,775万 9,000円としようとするものでございます。

歳出の主なるものといたしましては、

市内循環バス等の運行に係る補助金といたしまして 1,571万 3,000円

塩釜漁港及び桂島漁港整備に係る県事業負担金といたしまして 1,260万円

北浜沢乙線整備に係る県事業負担金といたしまして 2,500万円

生活保護費といたしまして 3,875万 3,000円

中小企業振興資金等融資に係る損失補償金といたしまして 590万 5,000円

中小企業振興資金等融資に係る信用保証料補給費といたしまして 756万 3,000円

第三小学校及び玉川小学校の耐震補強工事費といたしまして 1億3,000万円

再生緊急プランに取り組んでいる病院会計の経営健全化に向けた繰出金といたしまして

9,000万円

公債費償還の平準化を図るための公的資金借換えに伴う繰上償還金等といたしまして 15億 6,661万 6,000円

などを計上いたしております。

一方、減額するものといたしましては、

知的障害者支援費制度事業費といたしまして 1.800万円

災害特別融資預託金といたしまして 1.526万円

国委託統計調査事業費といたしまして 492万 6,000円

下水道会計繰出金といたしまして

4,496万 9,000円

など、事業費の確定や決算見込み額に合わせました減額を行っております。

歳入の主なるものといたしましては、

市税として 3,000万円

国庫支出金として 8,266万 5,000円

繰入金として 1億 2,162万 6,000円

繰越金として 1億 4,399万 9,000円

市債として 16億 2,870万円

などを計上いたしております。

一方、減額するものといたしましては、

地方交付税といたしまして 8,008万 3,000円

財産収入として 1億 9,998万 7,000円

などを計上いたしております。

繰越明許費につきましては、諸般の事情により年度内の完了が困難になりました漁港施設災 害復旧事業、国の補正予算に伴い17年度事業として着手いたします第三小学校及び玉川小学校 耐震補強事業など、計3件を計上いたしております。

地方債につきましては、国県事業建設負担金の計上に伴う都市公園整備事業等に係る市債、 及び、小学校耐震補強事業費等の計上に伴う小中学校施設整備事業に係る市債、そして、公的 資金の借りかえに伴う借換債を計上いたしております。

また、事業費等の確定により都市計画街路事業ほか6件の変更を計上いたしております。

債務負担行為につきましては、塩竈市土地開発公社で行う借入金に対する債務保証を追加いたしております。

また、契約事務等の早期化を図るため、年度当初から業務開始を予定している業務委託等に係る債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

同様の業務委託等につきましては、議案第2号ないし議案第12号の各特別会計及び企業会計 補正予算におきましても、債務負担行為の追加または設定を行っております。

次に、議案第2号「平成17年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」でございますが、歳入歳 出それぞれ300万円を増額し、総額を3億2,550万円としようとするものでございます。これ は燃油価格の高騰により不足する燃料費に係る歳出予算の増額を行おうとするものでございま す。

次に、議案第3号「平成17年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」でございますが、保険給付費及び老人保健拠出金の増等により、歳入歳出それぞれ8,663万円を増額し、総額を54億4,043万円としようとするものでございます。

次の議案第4号「平成17年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」は、第1号議案の最後に 説明させていただいており、説明が重複して恐縮でございますが、年度当初から業務開始を予 定している業務委託等に係る債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

次に、議案第5号「平成17年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ 1,792万 7,000円を減額し、総額を49億 8,262万 3,000円としようとするものでございます。これは、決算見込みに基づき、公債費利子等を減額するとともに、仙塩流域下水道建設負担金等を計上するものでございます。

また、公共下水道築造事業に関する繰越明許費を設定するとともに、地方債につきましては、流域下水道事業を追加し、あわせて公共下水道事業及び臨時特例措置借換債の変更を行おうとするものでございます。

次の議案第6号「平成17年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算」は、議案第4号と同様に、年度当初から業務開始を予定している業務委託等に係る債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

次に、議案第7号「平成17年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算」でございますが、 医療給付費の増に伴い、歳入歳出それぞれ1億9,616万9,000円を増額し、総額を58億9,966 万9,000円としようとするものでございます。

次の議案第8号「平成17年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」は、議案第4号と同様に、年度当初から業務開始を予定している業務委託等に係る債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

次に、議案第9号「平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」でございますが、施設介護サービス給付金の減等に伴い、歳入歳出それぞれ32万 9,000を減額し、総額を33億1,637万 6,000円としようとするものでございます。

次に、議案第10号「平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」でございますが、諸般の事情により事業完了が困難となりました事業費2億5,500万円につきまして、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、議案第11号「平成17年度塩竈市立病院事業会計補正予算」でございますが、医師不足に伴う医業収益の減額補正と、これに伴う医薬材料費等の医業費用並びに再生緊急プランの取り組みによります給与費等の減額補正を行おうとするものでございます。また、病院事業経営健全化に向けて一般会計繰入金の計上を行っているところでございます。

次に、議案第12号「平成17年度塩竈市水道事業会計補正予算」でございますが、決算に向けた整理を行おうとするものでございます。

議案第13号「工事請負契約の締結について」でございます。

本市の下水道整備計画に基づきまして整備を進めてまいります「17 - 補藤倉放流函築造工事」に係る工事請負契約でございます。

工事の概要は、議案記載のとおりでございまして、制限付一般競争入札制度を適用して発注 した案件でございます。

去る12月20日に告示を行い、1月12日まで入札参加希望者を募ったところ、5特定建設工事 共同企業体から申し込みがあり、審査の結果、全員入札参加資格が認められ、1月23日に入札 を行った結果、フジタ・八島特定建設工事共同企業体が2億4,150万円で落札したものでござ います。

この結果を受けて、1月24日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約 に関する条例第2条の規定に基づき、ご提案申し上げるものでございます。

次の議案第14号から議案第17号までは、いずれも「訴えの提起について」の議案でございます。

市営住宅に居住しながら、正当な理由がなく長期間にわたり家賃を納めていただけず、本市からの督促・催告等の家賃完納指導にも応じていただけない4件の方々に対しまして、昨年、公営住宅法第32条及び市営住宅条例第39条の規定に基づきまして、それぞれの期限までに滞納家賃の完納または分割納付に応じていただけない場合には、その期限をもって市営住宅の賃貸借契約を解除し、市営住宅の明け渡しを求めることとなります等を内容とした請求の文書を送付させていただきました。

しかし、この4件の方々から期限までに滞納分家賃の納付はしていただけず、また分割納付の約定をしていただくこともなかったため、それぞれ文書で示した期限をもちまして市営住宅の賃貸借契約は解除され、現在はこの方々が市営住宅を不法占拠している状態となっております。

この状況を受けまして、これら4件の市営住宅不法占拠の方々に対しまして、当該市営住宅の明け渡しと滞納している家賃の支払い、不法占拠となったときから明け渡し済みになるまでの家賃相当金の支払い等を求める内容の訴えを提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めようとするものでございます。

次は、議案第18号「塩釜地区消防事務組合の共同処理する事務の変更及び塩釜地区消防事務組合規約の変更について」でございます。

障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害者介護給付費等の支給に関する審査業務の広域 実施を行おうとするため、塩釜地区消防事務組合の処理する事務に障害者自立支援法に基づく 市町村審査会の設置運営等に関する事務を加え、また、それに伴う組合規約の変更について、 地方自治法第 286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法 第 290条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきま しては、それぞれ担当部長からご説明させますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますよ うお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。

議長(菊地 進君) 山本総務部長。

総務部長(山本 進君) 私の方から、議案第1号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきまして、第1回市議会定例会議案資料 7に基づきまして説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございまして、今回、歳入歳出を補正いたします額は、一般会計につきましては17億 2,412万 4,000円、また各特別会計につきましては、交通事業特別会計 300万円、国民健康保険事業特別会計 8,663万円、下水道事業特別会計ではマイナスの 1,792万 7,000円、老人保健医療事業特別会計では 1 億 9,616万 9,000円、介護保険事業特別会計ではマイナスの32万 9,000円、合わせまして 2 億 6,754万 3,000円となるものでございます。このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正予算総額は、一番下段にお示ししておりますとおり、19億 9,166万 7,000円となるものでございます。

次に、一般会計の歳入の補正内容につきましてご説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開き願います。

まず、費目1の市税でございますが、3,000万円でございます。これは市民税所得割と法人

税割が伸びておりますので、増額補正をするものでございます。

費目10の地方交付税、マイナスの 8,008万 3,000円でございますが、投資的経費の基準財政需要額が当初想定したより減額となったことなどによるものでございます。

費目11の交通安全対策特別交付金は、決算見込みに基づきまして 100万円を増額計上するものでございます。

費目12の分担金及び負担金 102万 2,000円でございますが、これは老人保護措置費自己負担金の増額によるものでございます。

費目13の使用料及び手数料の 1,422万円でございますが、これは主にじんかい処理手数料の増によるものでございます。

費目14の国庫支出金 8,266万 5,000円でございますが、これは生活保護費負担金 2,906万 5,000円、小学校耐震補強事業費 4,330万円などを追加計上するとともに、知的障害者支援費といたしまして 1,050万円、次世代育成支援対策交付金といたしまして 1,175万 7,000円を減額するものでございます。

費目15の県支出金、マイナスの 2,557万 8,000円でございますが、これは浦戸診療所運営 費補助金などを増額するとともに、保険基盤安定負担金 2,012万 8,000円などを減額するも のでございます。

費目16の財産収入、マイナス 1 億 9,998万 7,000円でございますが、これは財源対策として予算計上しておりました物品売払収入につきまして減額しようとするものでございます。

費目17の寄附金 1,388万 4,000円でございますが、これは本年度にこれまでいただきました寄附金を計上したものでございます。

費目18の繰入金につきましては、歳入歳出予算の補正に伴います財源調整を財政調整基金 繰入金で行っているものでございます。

費目19の繰越金 1 億 4,399万 9,000円でございますが、これは平成16年度の決算剰余金で ございます。

費目20の諸収入、マイナス 734万 4,000円でございますが、これは宮城県市町村振興協会 交付金 318万 4,000円、高額療養費貸付金元金収入 300万円、介護給付費等精算返還金 521 万 9,000円などを計上するとともに、災害特別融資預託金元金収入 1,526万円などを減額するものでございます。

費目21の市債16億 2,870万円でございますが、小学校の耐震補強事業に係る小学校施設整

備事業債 9,910万円、公的資金の借換債15億 6,430万円、及び国・県で行っております建設 事業の負担金などに係る市債を計上するとともに、事業費の確定に伴う減額等をしているもの でございます。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明申し上げますので、4ページ、5ページ をお開き願います。ここでは歳出予算を目的別に計上しております。

まず、費目1の議会費でございますが、マイナスの150万円、これは決算見込みに基づきます職員人件費の減額でございます。

費目2の総務費は4,165万7,000円でございます。これは市内循環バス等の運行費補助金等を計上しております。

費目7の民生費 2,655万 5,000円でございますが、これは高額療養費の貸付金、身体障害者福祉費、生活保護扶助費等を計上しております。

費目4の衛生費 5,294万 5,000円、これは各種がん検診等の老人健康対策事業費、病院事業会計への繰出金などでございます。

費目6の農林水産業費 1,874万 3,000円、これは塩釜漁港整備等に係る建設負担金を計上 しております。

費目7の商工費 2,036万円、これは市融資制度に係る損失補償費及び信用保証料補給金などを計上してございます。

費目8の土木費、マイナスの7,578万4,000円でございますが、これは加瀬沼公園等に係る建設事業負担金などの増額及び梅の宮住宅に係る建設事業、下水道事業特別会計への繰出金などの減額などを計上してございます。

費目9の消防費、これはマイナスの 1,442万 8,000円でございます。これは決算見込みに基づく職員人件費の減額などを行っております。

費目10の教育費 9,396万円、これは小学校施設維持管理費及び第三小学校及び玉川小学校 に係る耐震補強事業費などを計上してございます。

費目12の公債費、これは15億 6,161万 6,000円でございます。これは公的資金の借りかえのために行う繰上償還金及び保証金等を計上しております。

続いて、6、7ページでございますが、これはただいまご説明申し上げました歳出を性質 別に分類し比較しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長(菊地 進君) これより質疑を行います。16番曽我ミヨ君。

16番(曽我ミヨ君) 議案第9号、介護保険事業について質疑をしたいというふうに思います。

先ほど市長が提案されたわけですが、今度の介護保険事業が、サービスにおける給付費の減額であるというふうに述べられております。 4の介護保険事業の中身で見ますと、 116ページから 117ページに載っているわけであります。この介護給付費の中に在宅介護サービスの給付費と、それから施設介護サービスの給付費が載っておりまして、これがそれぞれ減額になっていると。この中身についてお聞きしたいというふうに思います。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) お答えいたします。

介護サービス給付費については 2,059万 8,000円、施設介護サービス給付については 676 万円の減額を行うものでありますが、主な要因といたしましては、居宅サービス給付費では住宅改修費の減であります。施設サービス給付費につきましては、当初予算で見込んでおりました施設利用者数及び給付費の減が見込まれることによりますものが主なる原因となったものでございます。以上でございます。

議長(菊地 進君) 16番曽我ミヨ君。

16番(曽我ミヨ君) それで、16年度の同時期の2月の補正の時期と対比をしてみましてですね、それぞれの当初の予算等、2月はそれの精査をするというふうなことになっておりますけれども、特に目立っているのが施設介護サービスの給付費のマイナスがあると。私は、昨年の10月1日からですね、施設もそうですが、居住費それから食費が自己負担になりました。9月の補正のときには、ここでもう既に居宅では1,400万円の減額をしておりますし、それから施設サービスの給付費では8,300万円ほど減額しておるわけですね。それで、10月1日から施行されたこの居宅サービスの有料化が始まって4カ月になります。それで、この中に、精算であるとは言っておりますけれども、間違いなく給付費が減っているということは、それらの影響があるのではないかというふうに思いますので、詳しく担当者の方からもう少しこの辺の内容についてお伺いしたいというふうに思います。

議長(菊地 進君) 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長(佐々木和夫君) それでは、私からこの内容、詳細についてお答えをしたい と思います。

議員おっしゃられましたように、10月から食費それから居住費について自己負担と、こう

いう制度になったわけでございます。年度初めにはそういう途中で制度改正がなるということを見込まないでの予算化ということで、9月補正におきまして、居宅サービス、それから施設サービスについても、それぞれこの改正を見込みまして補正予算を組まさせていただいたところでございます。

9月補正のうち、施設給付費につきましては、おっしゃられましたとおり 8,300万円の減額補正をしてございます。今回の減額補正は、先ほど市長からご答弁申し上げましたとおり、2,059万 8,000円ということでございますが、これは私どもは、施設給付費に基づく、自己負担になったことに基づく減ではなくて、基本的に年度内に一定の施設利用者が、大体 410人から 420人ございますけれども、それは当然年度内に出入りというものがあるわけでございます。 退所なさる方もあれば入所なさってくる方もあるということで、この2月の時点、1月の時点になりまして、年度末の決算に向けまして一定の見込みを行いましたところ、この2,059万8,000円程度の減額をしていくことが決算を迎えるに当たって妥当であるというふうに判断して、今回の補正になったものでございます。

基本的には、いわゆる入所者がプラス・マイナス、どちらかというと減になったということでの補正ということでございまして、大体特養、それから老健施設、それから療護病床群でしょうか、これが合わせて 423人ぐらいと見込んでおったものが、10月時点で 414人ということで9人ほど減になっておるという、これらの資料を踏まえまして年度末までの予測を行い、今回の減額補正を行ったものでございます。以上でございます。

議長(菊地 進君) 16番曽我ミヨ君。

16番(曽我ミヨ君) 9人ほど減になっているということでありますが、それは入所も退所もあるでしょうけれども、その減になっている中身について、もう少し詳しくお伺いしたいというふうに思います。

私は、その中身を聞くとともに、結局ね、その退所される人には病気とか入院とかいろいるあると思いますけれども、聞くところによりますと、全国そうですけれど、今全部医療機関で調査しておりますけれども、結局、費用負担がふえて退所せざるを得ないというのが全県どこでも生まれています。今回の状況を報告していただくわけですが、私は、来年度からですね、さらにそういった退所せざるを得ない、あるいは入りたくともとても利用料が負担が大変で入れなくなる、そういう事態を生むのではないかというふうに懸念しております。私どもは9月からの減額した予算については反対してきましたので、そういったことをまず聞きながら

ですね、対応をしていきたいというふうに思います。

議長(菊地 進君) 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長(佐々木和夫君) 減になった原因ということのお尋ねでございます。

先ほど申し上げましたとおり、入所なさる方、それから退所なさる方、年度内にいらっしゃるわけでございますが、現時点で退所なさった方は36名というふうに把握してございます。 当然、9名残った分の方は入所なさっているということでございます。

その原因でございますが、約8割が死亡ということでございます。それから、若干名が入院、それから、あるいは転出ということでございます。いわゆる自己負担ということの制度になったわけで、それが入所の際の一定の考慮の要因ということになるかとは思いますけれども、私どもが退所なさった方を把握した範囲内では、ほとんどの方が死亡ないしは入院というような状況だというふうに把握してございます。以上でございます。

議長(菊地 進君) 19番吉川 弘君。

19番(吉川 弘君) 私の方からは、議案第1号の一般会計補正予算の小学校耐震補強事業費ですね、1億3,000万円について伺います。

1億 3,000万円のこの事業費の対象となる学校は、先ほどの説明にあるとおり、玉川小学校と第三小と、そのようにお聞きしましたけれども、この間の耐震調査費と、それから補強設計、あと今回の工事費と、そういうことで、玉川小学校とそれから第三小ですね、各学校ごとのこれらの費用ですね、まずお伺いしたいというふうに思います。

議長(菊地 進君) 小山田教育部長。

教育委員会教育部長(小山田幸雄君) それでは、玉川小学校と第三小学校につきましての耐 震診断費をお話しいたします。

これは16年度で行ったものでありますが、 1,970万 8,000円であります。それから、設計を行いましたけれども、これ17年度です。 735万円でありました。それから、今回補正を計上しております 1 億 3,000万円の内訳でありますが、第三小学校で 1 億円、玉川小学校で3,000万円というふうに見込んでおります。

議長(菊地 進君) 19番吉川 弘君。

19番(吉川 弘君) 耐震調査費と、それから設計ですね、この方は各学校出ませんでしたけれども、やはり各学校ごとにそれぞれ予算やっぱり組まれて、あと実際どのぐらいかかったのかというね、その辺ではぜひ各学校ごとのそういう費用ですね、今後の資料の中では、あと

説明の中でですね、ぜひわかるようにしていただきたいというふうに思います。

あと、今回の工事費ですけれども、17年の2月2日の協議会では概算工事費ということで出されております。これでは玉川小学校が2,700万円でしたけれども、今回3,000万円と。そういう面で300万円ですね、11%ほどふえているんですね。それから、第三小学校では概算工事が1億3,000万円が、今回1億円ということで3,000万円ほど安くなっているわけですけれども、その割合というのは23%少なくなっているんですね。ですから、そのような11%増、それから23%の減ですね、その辺がどういう内容でそういう幅が出てきているのか。あと、さらにですね、概算とそれから実際の工事費、やはりそのぐらいの幅で大きく違うのかどうか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

あと、次にですね、今回、年次計画を繰り上げて17年度の補正に組み込むと。実際は、繰越明許費、これを使って18年度に工事を行うというふうに、そういう内容となりますけれども、やはりそういう中で、今回の補正に当たっては補助が3分の1というふうに思います。ところが、現在、通常国会で第3次の地震特措法ですね、これが審議されていて、これが間もなく可決されると。そうなれば、このことによって3分の1の補助が2分の1になるんですよね。ですから、そうなればですね、やはりこれまでの1億3,000万円、これの3分の1の補助というのは4,330万円ですけれども、これが2分の1の補助になれば6,500万円と。そういうことで2,170万円、2,000万円以上の補助が多くなるわけですけれども、その辺で、なぜ17年度の補正に繰り上げて、そして3分の1の補助を使ってやろうとしたのか、その辺について伺いたいというふうに思います。

議長(菊地 進君) 小山田教育部長。

教育委員会教育部長(小山田幸雄君) それでは、2点についてお答えいたします。

一つは、昨年12月に耐震診断の結果、積算した事業費と今回の事業費が大分開きがあるのではないかというお話です。これにつきましては、耐震診断のときは、ある意味では、事業の内容、要するに柱の補強でありますとか壁の補強、それから筋交いの補強と、いわば行う工事の項目については同じなのでありますけれども、その内容をよく精査した結果、こういう数字の違いになったというふうにご理解いただければありがたいと思います。

それから、今回の三小、玉小の耐震補強工事を繰り上げてやることになったそのわけ、財政的なわけはというお話であります。実は、この二つの事業とも補助率2分の1が期待される地震防災対策特別措置法で18年度に行おうと思っておりました。ところが、この2月に入りま

して、県を通して文部科学省からの照会で、最終補正でやってはどうかというような照会がございました。これにつきましては、市長部局と調整、検討させていただきました。その結果、最終補正、時期が時期でありますから、国庫補助金を除く分、補助裏の部分ですね、補助裏の部分については通常は75%の起債しか充てられないのですけれども、時期が時期だけに 100%をその起債に充てることができること。それから、起債償還費の2分の1を交付税の基準財政需要額で見てもらえること。そういうことを考えますと、地震防災対策特別措置法で国費を2分の1もらったとき以上に、2,100万円の財政効果があるということで、そんな繰り上げてでもですね、行うことを決めさせていただいたものであります。

議長(菊地 進君) 19番吉川 弘君。

19番(吉川 弘君) 壁とか柱はやっぱり同じで、内容についての精査したら、とにかくその辺で違いが出たということで、その精査の内容というのは詳しく述べられていないのでちょっと私もわかりませんけれども、ぜひやはり、今後ですね、わかるような説明をお願いしたいというふうに思います。

あと、確かに起債ですね、これは2分の1の補助では75%しか認められないと。ですから、1億3,000万円のうちの半分補助いただいて、残りの半分の75%が起債と。ですから、残りの25%は、やはりこれが18年度の負担になってくるんだろうというふうには思いますけれども、ただ、その額というのも1,625万円なんですよね。ですから、やはりそういう違いだけあって、いずれにしても、補助ですね、2分の1の補助を受ければ2,000万円以上の、それが安く結局なるわけなので、ですから、その辺について今後とも、やはり事業費のあり方についてはよく検討していただきたいというふうに思います。

あと、あわせてですね、結局これが18年度に実際工事が始まるということになりますけれども、いつの時期ですね、工事がやられて、いろんな学校の授業とのかかわりなんかもあると思いますけれども、それでいつ完了するのか、その辺お聞かせ願いたいということと、あと、今回、玉川小学校の給食室等ですね、これがやはりなかなか、入っていないというふうに思いますけれども、今後、臨時的に二小からのそういう、給食ですね、これを二小から受けて、それで食べるようになりますけれども、今後ですね、この給食室等についてはどういうふうに検討されているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長(菊地 進君) 小山田教育部長。

教育委員会教育部長(小山田幸雄君) 今回の2月補正でいわば、きょう議決をいただけれ

ば、すぐにでも契約関係の準備に入れます。その結果、夏休みを工事期間に当てることができて、そして子供の授業に最小限の影響で済ますことができて、9月には竣工できるというふうに見込んでおります。

それから、玉川小学校の給食室の問題であります。これは耐震調査の結果、ここは補強を要するという診断が出ました。ここの部分で、自校方式をこれまでやってきたわけですけれども、ここで建てかえるということも検討の素材にしたのでありますが、ここは、玉川小学校、ご案内のように大変狭い敷地です。現在 117平方メートルの給食室ですけれども、これ〇 - 157の事故があって以来、学校の給食の衛生管理基準が制定され、その後2回改正されまして、ドライ方式の導入と、それから汚染と非汚染の区域を明確に分けるというようなガイドラインが文部科学省の局長通達で出されました。そんなことを考えますと、ここで給食室を設けるとなると 500平方メートル弱の面積を必要とします。そんなことから、ここでの給食室をつくりかえるというのは難しいだろうという判断に立ちました。そんなことで、同じ献立をとる別な小学校で調理を行いまして、そして玉川小学校に搬送し、給食を確保していくという方法をとりました。以上であります。

議長(菊地 進君) 5番志子田吉晃君。

5番(志子田吉晃君) 私も何点か質問させていただきたいと思います。

17年度の2月の補正ということで、一般会計の方から3点ほど、それから病院事業補正のことを聞きます。合計4点。

それで、1番目ですが、一般会計補正、2月補正の中で、ことしから取り入れられた、今までになかったということで、債務負担行為ですね。資料でいうと 3の6ページですか、そこに業務委託とリース料委託、一般会計で10億 3,626万 9,000円になると思います。それと、債務負担行為、土地開発公社、これ入れて、昨年の2月のときは、この土地開発公社の方しか債務負担行為が出てなかったんです。ことしから、そのほかに一般会計のほかにも全会計合わせますと14億 9,200万円ほどになると思います。

それで、新しく取り入れてもらったので、それなりの、早くやるということに意義があるので取り入れてもらったと思うんですけれど、その早期に契約事務を早期化することによるメリット、できましたら、あと入札にもどのように影響してくるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。債務負担行為の方ですね。

それから、土地開発公社も昨年は35億 9,000万円で出ていたんですけれど、今回31億 8,000万

円、少ないなと思いましたら、4億円は18年度の予算の単期ということでしょうか。考え方が 変わったのかどうか、同じことなのか。

それから、なかなかこの土地開発公社のことについて質問する機会ないんです、議案になかなかのりませんから。それで、現在およそ帳簿で35億円以上ある。そのものは全部処分するまでは、借り入れて利息だけでも8億円とか9億円とかなっていると。そうすると、これからもずっと、例えばですが、ある場所というか、市立病院の横のところは土地代は6,200万円なんですけれども、何十年間もそのまま利息を払い続けて、とうとう利息だけで2億4,200万円払ったと。6,200万円の土地に対してですね。そして、今合計、そうすると帳簿上は6,200万円の土地なんだけれども3億円以上になっていると。そうすると、その3億円をまたことし借りる、来年、できなければ来年もまたそれに対して利息をつけて、倍々の、利息の複利計算というんでしょうかね。そうすると、なかなか急にはできないでしょうが、もう何十年も、今の市長さんの責任ではないとは思いますけれど、歴代の流れの中でそういう、この35億円の土地代、利息つけて毎年複利でなることについてどう思うのか、ご説明願います。

それから、3番目、一般会計の方で 4の16ページに市内循環バス運行補助金あります。 そして 100円バスのところについては年間 1,400万円。それで、バス会社の方で廃止を検討 しているということですけれど、塩竈市の方針としては、これから大きな方針、今後どうなる のか、その方向性、それから、そこの今の事業主体でいいのかどうか、それも含めて。

それから、この 100円バスの事業、市民から感謝されている事業で、ぜひ継続してもらいたいと思いますので、継続するための単価の変更なんかは考えているのかどうか。それから、バス会社から言われている経費、単価、言われている経費の単価で計算するから赤字なのかどうかね。別な事業主体でやったら黒字でできるんじゃないかという計算も成り立つと思いますが、その辺のところをお聞かせください。

それから、4点目、病院事業補正のことについて、去年も私、2月のとき、5億 1,000万円も赤字出したよと。今回は7億 5,600万円ほど計算上出るということになるんです。そして、予算のときは4億何千万円か赤字になりますよという予算を渋々、私は渋々認めたんですけれど、それ以上に補正ということで、なおさら、今回3億 2,100万円ほど補正してきたという結果ですので、どういうふうにこの企業を、どういうふうに考えたらいいのか。このままの赤字が膨れっ放しという状態をどのように考えるのか。累積赤字解消とか今後の方向性、この病院事業の責任者って、では一体だれなのかと。あるいは、責任者はやっぱり公営企業法、責

任者を置いてしっかりやらなきゃならないか、この辺、余りにも、7億も出ているので、その 辺のところをお願いします。以上です。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 志子田議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、17年度に新たに設定いたしました債務負担についてご説明申し上げさせていただきます。

塩竈市民の方々に遅滞なく行政サービスを提供させていただくということが我々行政に求められている課題であります。一例を挙げさせていただければ、4月1日から早速ごみの収集作業でありますとか、あるいは各種公共施設の清掃作業等々がスタートしなければならないわけであります。昨年までは、議会の議決をいただいた後に起工伺い、指名委員会、現説、入札、契約等々の手続を踏んでおったわけであります。結果といたしまして、例えば現説期間は1週間、2週間置くというような規定があるわけでありますが、そういったものについては短縮特例をかけまして、大分慌ただしい中で準備をしてきた。

結果的には、例えば指名競争入札なんかについても、参加者の方々が十分整わない、あるいは競争性が担保されているかどうか、さらには建設業法では発注者と受注者、甲と乙は本来対等であるべきはずなわけであります。それを一方的に現説期間を短縮する 現説期間の短縮というのは、とりもなおさず見積もり等の猶予がなくなるということでありますので、そういったことをきちっとやりたいということで、今回、初めてこういった形で債務負担をお願いしたわけであります。これは、今申し上げましたような効果を期待してのことであります。最終的には住民の方々に、繰り返しになりますが、遅滞なく行政サービスを提供させていただくということであります。

次に、土地開発公社の債務負担であります。塩漬け土地、抱えております。そういった中で、海辺の賑わい地区の土地区画整理の中では、昨年、一定規模の土地が市の方で売却いたしました。4億数千万円でございます。その分が債務負担の額が差っ引かれたものがこの数字ということでご理解いただければと思います。

市内循環バスにつきましては、我々も寝耳に水で、廃止という大変ショッキングな記事が取り上げられました。つい最近行われました知事と県内市長会の際にも、私の方から、こういった地方の生活の足であるバス路線が廃止されるというのは大変ゆゆしき事態であると、ぜひ県としても深刻に受けとめていただきたいという申し入れをさせていただいたところであります。

今現在、宮交さんの方とも定期的に継続についてのお話し合いをさせていただいております。私どもは、宮交バスによる継続を基本に、その後にですね、もし宮交さんの方におかれまして継続運行が不可能ということであれば、早速に別な手法についても検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

それから、市立病院問題であります。17年度当初予算については、全くそのとおりであります。我々の改善努力によりまして何とか4億数千万円の赤字にとどめたいということで予算を組まさせていただきました。その後、病院におきましては、特殊勤務手当の見直しでありますとか、早期募集退職、さらには医師の確保、あるいはオープン病床等による医業収益の増等々、いろいろな手だてで市立病院の経営の健全化に取り組みを始めたところであります。

残念ながら、年度半ば、あるいは年度末にまいりましてというような施策もございました。思ったような効果が上げられず、大変じくじたる思いではありますが、病院改革の一定の成果は着実に上がってきつつあるのかなということを私は感じております。

なお、詳細につきましては担当部長よりご説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(菊地 進君) 山本総務部長。

総務部長(山本 進君) まず、債務負担でございますが、基本的なことは今市長答弁したとおりでございます。その効果ということにつきましては、従来ですと、3月の議会終わってから慌ただしく起工伺いし、また現説し、そして入札ということだったんですけれども、今度は債務負担とることによりまして3月上旬あたりにはその手続に入るのかなと。そうすれば、まだ県内でも各自治体でもしてませんので、ある程度競争性が高まるのかなと。そうすれば、期待ですけれども、入札先もある程度期待できるのかなというふうなことで、その効果を期待しているところでございます。

それから、公社でございますが、なぜ減額かにつきましては、先ほど市長申しましたとおり、海辺の賑わい地区の土地について取得したので減額したということです。

今後の開発公社の財政の経営の健全化につきましては、議員ご指摘のとおり、現在35億円の元利含めましてやっているわけでございますが、早急に債務保証土地の縮減あるいは遊休保有地の用途変更等を含めながら、経営健全化計画をつくるべく、現在、県と協議中で、今年度末までには成案を見たいと、このように考えております。以上でございます。

議長(菊地 進君) 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長(佐藤雄一君) 市立病院の減額補正等の内容につきまして、私の方から 説明させていただきたいと思います。

当初予算におきましては、内科医師、それから整形外科医師、それぞれ1名増ということで年度当初から見込んでございましたけれども、やはり関係機関との調整もございまして、医師確保が秋口または年明けになるなどタイムラグが生じてきたということが一つございます。また、開業によりますところの医師の1名の退職等々がございまして、見込んでおりました入院患者が大きく減少したということが大きな要因ではないのかというふうに考えてございます。特に、医師不足が顕著な内科の入院収益につきましては、今回、約3億円の減額補正を行ってございます。また、内科入院患者の減少に伴いまして、本来であれば内科で症例を発見しまして手術のために外科へ転じる入院患者も逓減してございまして、外科の入院収益というものも1億5,000万円ほど減収を見込まざるを得ないという状況にございます。

こういう状況を踏まえまして、平成17年度、先ほど市長もご説明申し上げましたが、 我々、再生緊急プランに全力で取り組んでまいりました。昨年の6月、8月ですか、協議会に お示しした17年度の収支不足については7億 1,000万円と見込んでおりまして、そのうち6億 2,000万円の解消を図るべく取り組んでまいりました。特勤手当の見直し、それから管理職手 当の削減、また、今回の改革の大きな柱としておりました職員の募集退職につきまして、一つ ひとつ着実に実行に移してまいりましたけれども、やはり職員の理解と協力を得るために一定 の時間を要したために実施時期が年度後半となりまして、全体として約2億円の収支改善にと どまらざるを得なかったというところでございます。

また、一方、職員の募集退職を進めるに当たりまして、退職条件の整備のための退職加算金の増とか、それから今説明申し上げましたように医師の退職によりまして1億5,000万円ほどの金額が相殺されまして、17年度は残念ながら5,000万円ほどの収支改善額に限定せざるを得ないということになりまして、その効果がなかなか平成17年度の収支に反映されないという状況にございます。

年度当初から今申し上げましたような成果を上げることができれば、これほどの収支不足には至らなかったと思いますが、平成18年度につきましては、その効果が通年ベースで発現されてまいります。また、ことしの4月からは医師は昨年の同時期と比較いたしまして4名増の15名体制のスタートが見込まれますことから、平成18年度は何とか収支均衡の達成に全力で取り組んでまいりたいと。そして、救急医療それから地域医療の充実を図るべく、引き続き医師

不足の解消に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいた します。

議長(菊地 進君) 5番志子田吉晃君。

5番(志子田吉晃君) 詳しい答弁ありがとうございます。1回目だけでもいいくらい聞きました。しかし、この審議が終わればこの2月の補正は認めたということになるんです。あとこれ以上審議する場所はないんです、ここしか、きょうしか、この場しか。そういうことで、詳しくは聞きましたけれども、あえてなお、もう一度聞かさせていただきます。

それで、病院の方ですね、やっぱり 7 億円赤字が出たことは出たわけですから、今度は先生来るからプラス・マイナス・ゼロでいきたいとは言われましても、なかなかそうは言っても、数字、現実難しいです。それで、17年度、売り上げがいかなかった最大の理由は入院患者の方の不足で、大体そこで 5 億円くらいの計画よりマイナスになった。そういうことですから、やっぱり宣伝ね、もっと塩竈市立病院、ベッド数あいてますよと、ベッドの病床利用率は60%くらいしかないから、40%くらいはいっぱいあいてるから、いつでも入院できますよと。それから、療養型ベッドもありますから、手術終わってからもそのまま療養型で病院を転院しないで、塩竈市立病院で最後まで治るまで治療できますと、そういう宣伝というものをもっとしっかりしてほしいと思うんですが、やっぱり最高責任者という形の、病院長さんがやっぱり経営責任者ではないような形になっていると。だから、経営責任者の最高責任者の方が、このままだと、今のでいけば予算上は市長と。そういうことなので、やっぱり本当の経営者、営業努力、経営努力、それをどういうふうに宣伝していっぱい患者さんに利用してもらうか、その辺のところをこれやらないと、人員計画とかそういうことだけではなかなか来ないと思います。そういう経営努力について、ちょっとその辺のところを、これから今まで以上にもっと宣伝するというところを聞かせてほしいと思います。

例えばですね、そういうことと、それからその姿勢としてね、例えばですけれど、無理なことはわかってちょっと聞きます。市長さんにですね、例えばね、市長室ね、もう赤字ゼロになるまで私もう市立病院一生懸命やると、それで一時市長室を市立病院に移しますと、そのくらいの気概でやってもらったらやっぱりこれ変わると思うんですけれども。無理だとは思いますが、一応その辺も含めまして、市立病院の改善について、累積赤字解消に向けてのいい方法をお聞かせ願いたいと思います。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 志子田議員の最後のご質問にお答えいたします。

まず、病院というのはやはりドクターがおっての病院であります。なおかつ、地域の方々に良好な医療環境を提供させていただくためにも、やはりドクターの数の確保ということが最大の使命であるかなと思っております。そのことにつきましては、長嶋院長初め、本当に一生懸命取り組んでいただきました。いろいろな方面からご支援をいただくことができまして、先ほど部長が申し上げましたように、来年は、失礼しました。18年の4月からは、15年度と同様に15名の医師をそろえることができるという状況になりました。あとは、今ご質問いただきましたように、経営という部分であるかと思っております。

私も要望があり、いろんな場面でですね、講演でありますとか、そういうご依頼がございます。その都度、私が最後に必ず触れさせていただくのは、市立病院、大分充実してまいりましたと、病床数も結構あいておりますと、市民の方々の利活用ぜひお願いいたしたいということは、その都度申し上げさせていただいております。PRの手法については、いろいろ勉強させていただきたいと思います。医師法の関係でなかなか新聞等に載せることができないというのが現実のようでありますが、いろいろな機会、あるゆる手段をとらえましてですね、当然のことでありますが、私が最高責任者でありますので、なお一層努力を傾けてまいりたいと思っておりますし、今市長室をあけてという話でありましたが、ちょっとそれは難しいかとは思いますが、本当にできる限り足を運びながら、病院の健全化に向けた努力をなお一層傾けてまいりたいと思っておりますし、今現在も公営企業法の全適等についても、病院関係者、一生懸命勉強いたしております。もうちょっとお時間をかしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長(佐藤雄一君) 今志子田議員からもご指摘ございましたように、これからの市立病院の運営、それから経営を進めるに当たりましては、積極的な医療、それから看護情報の発信、こういうものは欠かせないものというふうに考えてございます。まずは市立病院をよく知ってもらい、好かれるための広報力をいかに強めるかが今のまさしく課題だというふうに考えてございます。院内広報、それから院外広報の充実、そしてIT時代にふさわしい広報ツールとしてのホームページによる情報提供、こういったものをこれまで以上に積極的に進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ひとつよろしくご指導のほどお願いいたします。以上です。

議長(菊地 進君) 18番小野絹子君。

18番(小野絹子君) 私の方からも3点にわたって質問させていただきます。簡単にしたいと思います。

一つは、13号議案、議案13号の藤倉放流函築造工事の今回の契約の案件でありますが、先 ほど市長の方から5企業体の入札があったということでありますけれども、今回......。

その前に、やっと藤倉の放流函のところがですね、2年越し、ややもすると3年越しになるのかなと非常に心配してたんですが、この機会に、担当の努力もありましてね、そういう点では海の方への放流の見通しがついたということだと思うんですが、その努力に敬意を表したいと思います。しかし、残念ながら2カ年もやっぱりおくれているという問題は、きちんと受けとめていただきたい。

それで、これを見ましたら今回 117メーターの工事だと。 3.2メーター、 3.2メーターの 長さ 117メーター。そうすると、海辺のところと、それからその接合する箇所のところがです ね、これは今回工事に入っていない。これは次年度ですぐやる工事になっているのかどうか含 めてお答え願いたいと思います。

それから、繰越明許になっているということで、当然ながら次年度に工事が延びるわけですけれども、そういう点で竣工期間がいつまでになっているのか。それと、もう一つは、やはりこういう状況の中で、この企業体を組んだのがいいのか、地元の企業だけでやれなかったのかとかですね、やっぱり大手と組まないとやれない工法なのかどうか、その辺を含めてお聞かせ願いたい。これが第1点です。

それから、第2点は、補正予算の関係で先ほど志子田議員からもありましたが、補正で、これは巡回バスですね、巡回バスとか地方路線バスはいつも補正で組まれるわけでありますが、先ほど巡回バスのかかわりで、しおナビのかかわりでですね、市の方ではやると。事業者がやらなかったら別立ての方法を考えるということでありますけれども、そういう点で、その事業者の方は17年の12月に出したわけですね。県の方に出して、いろいろ話し合って、どの時点で見通しをつけるのかわかりませんけれども、1年たてば、それでも不調に終わればですよ、その事業者はやめようと思えばやめてしまうと。要するに巡回バスは走らなくなるというふうな経過になろうかと思うんですね。ですから、そのために1,400万円という頭打ちがですね、実際今後どういうふうに考えられていくのかということは、この補正にとっても非常に重要なことでないかというふうに思うわけです。簡単にそこがだめなら別なところということも

妥当なのかどうかということもありますので、もちろん規制緩和でどことでもできるというのがありますけれども、そういった点での考え方をお示しいただきたい。

あわせて、恐らくは増額しないとやっぱりこたえられないと思うんですね。そういった点では、やはりこの機会に、補正予算ですから細いことは言いませんけれど、そういう点では、希望の多いですね、青葉ケ丘からも一昨年の11月でしたか、署名が出たりですね、要望署名、あるいは新浜からも出ました。市場関係からも出ました。本町からも出ました。もう至るところから市長さんの方にも議会の方にも来ているわけです。そういった点を踏まえて、走ってない地域にどう走らせるのかということも含めた総合的な考え方をこの機会にぜひご検討いただきたい。これは私は強く要望しておきたいと思います。

それから3点目ですが、3点目は、市営住宅の今回の訴えの提起についてということで4件ほど出ているわけですね。いろいろ見てみました。それで、お聞きしたいのは、今まで3,000万円に上る滞納額があったと。その件数は、ちょっと記憶が定かでないですけれど、3けたに近い件数だったんじゃないかというふうに思うんですが、その中でこの4件が絞られてこういう形になった。4件がまさに、市が言ってるように、4件だけが全く回答がなかったのかどうかですね、それが一つ。

それから、もう一つは、やはり個々のそれぞれのご家庭の実態というものをどういうふうにつかんでおられるのかと。ここがね、いろいろ見てると、5年とか、長い人で10年ですね。5年何カ月、普通5年ですと不納欠損で処理してしまうと、税であればね、そういうような状態というのがあるわけですね。この住宅だってそれが適用されるんだろうと思うんですが、そういう点で、そういった取り組みについてはどうなっていたのかという点についてですね、こういう方法しかないのかと。もっと市民とそれぞれ、なかなか会えないからこういうふうになると言えばそれまでかもしれないけれども、実態をどうつかんでいくのかと。そして、どうしても払えないんだったら減免措置があるだろうし、生活保護の申請もあるだろうし、しかし、そういった段階ではないんだということになればね、それはそれでいろいろ対応しなくてはならないというのはあろうかと思いますが、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 3点について小野議員からご質問いただきました。

1点目の藤倉放流函の事業概要につきましては、後ほど担当部長よりご説明をさせますが、なぜ特定建設企業体で大手であったのかというお話でございました。本市におきまして

は、発注標準というのを決めておりまして、今土木一般工事ですとSランク、Aランク、Bランク、Cランクとありまして、それぞれに限度額を定めております。そういった限度内で適切な業者の選定ができるようにというような形で事業を進めております。

一方では、やはり地元の方々を大切にしていきたいという気持ちがございます。こういった中で、今回の金額につきましては、発注標準からまいりますとSランクに該当するものであります。しかしながら、共同企業体にいたしますとSプラスAといいますか、地元の業者の方々も事業に、仕事に参画できるわけであります。おおむね7対3か、あるいは6対4というのが一般的でありますが、そういった形で、少なくとも地元の方々の参画の機会も広がるということであります。そういった意図で、このたびの工事につきましては共同企業体方式を選択させていただいたところでございます。

それから、地方路線バスにつきましては、後ほど担当部長からご説明いたさせます。

市営住宅であります。現在10団地 611戸がございます。なお、市民の方々に快適な住環境を提供できるように努めているところでありますし、今現在、また新たな住宅の建設を進めているところでありますが、近年、市営住宅入居者の家賃滞納がどんどんふえてきております。平成16年度決算におきましては、滞納家賃83件であります。金額で 3,370万円に上ります。毎月きちっと納めていただく方々との負担の公平性を欠く状況にあり、滞納処理対策が我々にとりましても大変大きな課題となっております。

特に、大口滞納者のうちには滞納額が 200万円を超える方々もおられ、このような悪化した滞納状況を改善するため、昨年からご相談に応じるなどの滞納解消にこれまで努めてきたところでありますし、保証人の方々にもそういった申し出をさせていただきながら、一つでも二つでも滞納がなくなるような努力を重ねてまいりました。このような状況がこれ以上続くとすれば、納入されている方々に対する負担の公平性を欠くものであり、厳正な対応が求められるということから、今回、家賃の納入指導に応ぜずに長期間にわたり家賃を滞納している方々に対して、負担の公平性を確保する観点から、地方裁判所に訴えの提起を行ったところでございます。

なお、滞納の実態、提起に至るまでの詳細につきましては、これも担当部長よりご説明を いたさせますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

議長(菊地 進君) 内形建設部長。

建設部長(内形繁夫君) まず、議案第13号、藤倉放流函築造工事についてお答えいたします。

まず、いつまでかということでございますが、大変恐縮でございますが、繰越明許をとらせていただいて、18年度に完了させるということで今鋭意取り組んでまいりたいと思っております。そして、お尋ねありましたその先の部分、 171.6メーターのうち今回発注お願いいたしますのは 117.1メーター、残りの54.5メーターにつきましては、18年度中に発注をする予定となっております。

しかし、議員さんもご存じのとおり、ここは塩釜湾に放流するということで浅海漁業者との関係もございまして、海部分での工事につきましては工事期間が制約されますので、これまた若干時間がかかるのかなと。4月から8月のお盆までの4カ月、正味4カ月くらいの工事期間しかございませんので、18年度発注したとしても翌年に延びるのかなと。そして、全体的な藤倉第1排水区の整備につきましては、できますならば20年度内には完了させたいと。そして藤倉、新浜町地区の速やかな雨水の排水に努めてまいりたいと思っております。まず、これが議案13号のご回答でございます。

次に、家賃の滞納でございますが、まずは、今市長がご説明申し上げましたように、16年度末で83件の方々が滞納されております。それで、今回4件の訴訟に至ったということでございますが、このほかの方々は、住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づきまして、こちらの方で連絡あるいは相談に応じながら、滞納された分、未納なっている部分を分割納入したいというような意向を示された方々につきましては、今回の措置には至っておりません。

それで、例えば議案14号のケースについて概略ご説明申し上げますが、この方は平成12年5月に入居されております。そして、平成12年9月から今月まで、この事務整理したのは17年の11月までですが、63カ月分滞納されております。その額は94万6,000円でございます。そして、実は17年の4月1日から要綱を定めまして滞納整理をしておりますが、それ以前の市としての対応でございますが、督促状と催告状の発送につきましては、12年8月7日から17年の3月31日までの間、10通を出しております。そして、電話催告5回、直接訪問6回、あと保証人に対して直接依頼を4回しております。そして、先ほど申し上げました17年4月1日から、要綱に基づいて改めて滞納処理を行ってきております。

このケースにつきましては、まず17年7月4日に督促状を発送いたしまして、催告状2回、納付計画書につきましては提出を求めましたが、応答なしでございます。そして、最終催告が11月17日に行っております。この間、連帯保証人の方にもお願いを申し上げております

し、ただ単に催告状をやっているわけではなくて、職員が自宅訪問、4月1日以降7回、あと 電話連絡5回行っております。一切ご回答はないということで今回の措置に至っておるところ でございます。

なお、平成16年の決算で市長申し上げました滞納額 3,370万円でございますが、こういったような、4月1日以降、17年度、4月1日以降、滞納整理、鋭意努めてまいった結果、1月末現在で33件、約 1,150万円の削減につながっております。

私の方からは以上でございます。

議長(菊地 進君) 棟形市民生活部長。

市民生活部長(棟形 均君) それでは、私の方から、しおナビ 100円バスの 1,400万円現在補助しているわけでありますけれども、それの今後どうするのかという点と、それから新規の乗り合いの関係についてご質問がありましたので、お答えいたします。

まず、しおナビ 100円バスを走らせる以前は、事業者と協議書というものを締結いたしまして、年間の収支を見込む中で上限を設定いたしまして補助をしてきているというのが実態でございます。以前は 1,000万円を限度に補助をしてきているということにつきましては、議会の方にもご報告のとおりでございます。

一昨年の12月20日からしおナビ 100円バスを運行試行させるに当たりまして、当時、収支の試算を行い、収支の見合いの中で6カ月の試行期間中の試算につきましては約 200万円程度の補助が必要になるということで、再試行含めまして 200万円、 200万円の 400万円を上乗せいたしまして、 1,400万円の上限を設定する中で運行してきた経過がございます。

今回、民生常任委員協議会の方に収支の報告を申し上げておりますけれども、最終的に 1,900万円という赤字になっておりますが、私どもの方で前段整理をいたしました 1,400万円 の上限の範囲の中で今回補正予算を計上するということになってございます。

今後この金額についてどうするかというお尋ねでありますけれども、私たちといたしましては、これまでどおり、一番大切なことは、市民の方々、利用者の方々に大きな影響を与えないということが最も大切な視点ではないのかというふうに思いますので、具体的な協議を含めてしていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

それから、新規の乗り入れの関係でございます。確かにこれまでも関係の各方面、町内会 さん含めまして、多くの方々から新規の乗り入れについてご要望がございました。私どもの方 といたしましては、その都度、現事業者の方に要望の趣旨をお話し申し上げまして、何とか対 応をお願いしたいということで、その都度、事業者の方にお話を申し上げているところでございます。

ただ、議員ご承知のとおり、現在、事業者の方といたしましては、かなりの不良債務等を 抱えておりまして、ここ3カ年、経営健全化計画というものを打ち出す中で、先般、宮城県全 体の路線バスの3割に当たります57路線 107系統の廃止を打ち出しているという状況にござい ます。

特に広域の路線につきましては、路線のあり方あるいは存廃を協議する県の地域協議会という場に協議が移ることになっておりますので、私の方といたしましても、そういった場で我々の考え方を主張したいというふうに考えておりますし、まず、この動向を踏まえた上で新規の部分は考えていく必要があるのかなというふうに考えております。いずれにいたしましても、本市の総合的な交通体系の中で新規路線は考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

議長(菊地 進君) 18番小野絹子君。

18番(小野絹子君) ありがとうございます。建設部長にお聞きしたいんですが、先ほど藤 倉の放流函関係、20年度で完了すると。これはポンプ場のところも含めて考えておいてよろし いということですね。(「はい」の声あり)しっかりとやっていただきますようにお願いして おきたいというふうに思います。

それで、しおナビ関係、バス路線関係では、しおナビはもちろんのことです。同時に地方 路線バスね、これでまた困っている人たちも多いというのがありますね。ですから、そういう 点は十分踏まえてやっていただきたいということをご希望申し上げておきたいというふうに思 います。

最後が市営住宅の分ですが、担当課でいろいろご努力なさっているのは十分承知しております。今報告されたとおりもあります。しかし、そういう中でもね、やっぱり、ここに来て一挙に解決しようということになっているわけですね、今まで滞納してきた分が。そうなると、一時金で払うか、それとも一定の分割にしてもね、やっぱり容易ならない金額というのもあるんですね。ですから、そういった面も含めて、先ほど私、生活保護あるいは減免制度とかいろいる申し上げましたけれど、そういうのも含めながらですね、会えなくてそれもできないでいるというのかもしれませんけどね、しかし、そういった面では十分そういったものを考えて、こういうふうな状況を起こさないようにしていくべきじゃないかというふうに思うんですね。

そういう点で、私は、17年の4月に要綱が決まったからといって、17年度中にこれはこれで 決着をつけなくてはならないという問題ではないだろうというふうに思うんですね。そういう 点で、そういう方向性があっても、やっぱり時間をかけながら、市民の理解をいただきながら やっていくことが必要ではないかと。そういう優しさといいますか、本当に相手の状況も......。

なぜそう言うかというと、確かにいろいろあると思いますよ。だけれども、やっぱり会わずしてね ―― 会わずしてっていうと担当課の方には怒られるかもしれません、何回も行ってるんだからとかね。それは十分わかるような気がしますけれど、しかし、こういうふうな実態になっていることをね、市民が置かれている実態というものをやっぱりもっとつかんでいくべきだし、そういった点での配慮が必要だし、そういうことで、私はこういうやり方、即決の仕方については賛同できないというふうに思います。

それから、もう一言、個人情報が先ほどから市長の答弁の中でも云々されました。私は資料の出し方としてはね、まさに個人情報を守る上では、やっぱり別添えの資料というのはね、その中には名前を出すべきじゃないと。例えば何々のAさん、何々のBさんということで十分わかるのではないかというふうに思うんですね。そういう点では、やはりそういった点で今回の資料の出し方については私は遺憾に思うというふうなことを申し上げ、そうすべきではないんではないかと思いますので、市長さんの見解だけお聞きしておきます。

議長(菊地 進君) 山本総務部長。

総務部長(山本 進君) 18番議員にお答えいたします。

もちろん我々も、この個人情報の取り扱いについては最大限の配慮をしております。昨年は個人情報に関する審査会に対しまして諮問いたしまして、議案の特定性ということから、十分配慮の上であればよろしいというふうな回答を得まして、それでやっております。また、県内各市議会におきましてもそういった努力はしてますので、ご理解いただければと。以上です。議長(菊地 進君) これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号ないし第18号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、議案第1号ないし第18号については、会議規則第37

条第2項の規定により委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第1号ないし第8号、第10号ないし第13号、第18号について採決いたします。

議案第1号ないし第8号、第10号ないし第13号、第18号については、原案のとおり決するに 替成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立全員であります。よって、議案第1号ないし第8号、第10号ないし 第13号、第18号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について採決いたします。

議案第9号については原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立全員であります。よって、議案第9号については原案のとおり可決 されました。

次に、議案第14号ないし第17号について採決いたします。

議案第14号ないし第17号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立多数であります。よって、議案第14号ないし第17号については原案 のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号

議長(菊地 進君) 日程第7、議案第58号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま上程されました議案第58号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、固定資産評価審査委員会の委員の選任について議会の同意を求めることについてでございます。

現委員9名中、1名の委員が平成18年3月2日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するものでございます。

後任は、塩竈市新浜町一丁目5番22号、藤 勇一氏、昭和28年1月1日生まれでございます。

現在、委員としてご活躍いただいており、今回は引き続き選任をしようとするものでございます。

経歴につきましては議案記載のとおりであり、人物識見ともに適任と考えますので、満場の ご替同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(菊地 進君) お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付 託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略 し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

議案第58号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立全員であります。よって、議案第58号については原案のとおり可決 されました。

日程第8 諮問第1号

議長(菊地 進君) 日程第8、諮問第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま上程されました諮問第1号につきまして、提案理由の ご説明を申し上げます。

この議案は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めることについてでございます。

現委員6名中、1名の委員が平成18年6月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員を推薦するものでございます。

後任は、塩竈市旭町22番16 - 404号、千葉三千男氏、昭和13年2月20日生まれでございます。

現在、委員としてご活躍いただいており、今回は引き続き推薦をしようとするものでございます。

経歴につきましては議案記載のとおりであり、人物識見ともに適任と考えますので、満場の ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(菊地 進君) お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付 託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略 し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

諮問第1号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立全員であります。よって、諮問第1号については原案のとおり可決 されました。

暫時休憩いたします。

再開は15時35分といたします。

午後3時18分 休憩

午後3時35分 再開

議長(菊地 進君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第19号ないし第57号

議長(菊地 進君) 日程第9、議案第19号ないし第57号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 平成18年度の予算案を初めとする各議案のご審議を賜るに当たりまして、市政運営に臨む所信の一端と施策の概要についてご説明を申し上げますので、市民の皆様と議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

平成18年度は、本市にとって、将来の進路を決定する極めて重要な年であり、取り巻く難局という暗雲を吹き払い、元気で活気にあふれた塩竈を築いてまいる決意を新たにいたしております。

さて、我が国は、戦後目覚ましい経済の発展と物質的な豊かさの時代を経て、少子高齢社会 を迎え、いまだかつて経験したことのない人口減少時代へ突入いたしております。

また、国と地方の財政構造の見直しである三位一体改革の姿が明らかになるなど、地方自治体に対し、改革の波が大きなうねりとなって押し寄せております。

このような地方の自立を促す大きな変革の時代に入り、行政システムの抜本的な改革が求められている一方、企画力や先見性に富む経営感覚を備えた行政運営が重要となってくるものと認識をいたしております。

私は、信頼される行政を目指し、市民の目線に立った市政運営のため、実効ある取り組みを 積み重ね、行財政改革を積極的に推進してまいりました。

今後とも、さらなる行財政改革を断行するとともに、「選択と集中」による事業効果を高め、市民が実感できる成果を示すことに努めてまいります。

日本経済は、緩やかな回復基調にあると言われております。本市においては、リサイクル産業の進出や新たな住宅の建設、また商業施設の出店が予定されているほか、税収については8年ぶりに増収が見込まれるなど、本市の活力再生の兆しがあらわれ始めているものと感じております。

平成18年度は、これまで積み重ねてまいりました取り組みをもとに、塩竈再生の芽をはぐく み、確かな幹となるよう飛躍する一歩を踏み出す年にしてまいります。

本市では、かつて先人たちが活力と元気を生み出すため、知恵と努力により幾多の難局を脱し、大きな発展をなし遂げてまいりました。

このたび、本市の産業経済の振興発展と教育文化の向上に大きく貢献されました亀井文藏氏を初の名誉市民として推挙し、広く市民とともにその功績をたたえてまいります。

このようにまちづくりにかけた先賢の意思を受け継ぎ、ふるさと塩竈に活力と元気を取り戻し、市民とともに次世代へ塩竈の郷土愛と誇りを継承していくことこそが私の使命であります。

今後とも、市民の皆様が安心と豊かさ、そして愛着と誇りを感じていただけるよう「日本で 一番住みたいまち塩竈」の実現に向け、市の総力を結集し、市民の皆様の期待にこたえてまい ります。 それでは、「元気です塩竈」「安心です塩竈」「大好きです塩竈」のキーワードを中心に、 平成18年度の市政運営の基本方針についてご説明を申し上げます。

まず、本市のにぎわいと活力を再生していくため、「元気です塩竈」を取り戻してまいります。

平成18年度におきましては、特に地域産業の活性化に力を注いでまいります。

本市は、水産業、水産加工業を基幹産業として発展してきましたが、国際的な漁業環境の変化により、魚市場の水揚げ高が減少するなど、多くの課題に直面をいたしております。また、塩釜港区においては、船舶の大型化やコンテナ船等の輸送革新船への対応が困難となってきており、さらに関連企業の撤退等に伴い貨物取り扱い量は減少を続けております。

このような状況から早期に脱し、かつてのにぎわいを取り戻すため、基幹産業を初めとする 産業の活性化に向けた支援を行ってまいります。

平成18年度においては、企業の誘致や育成のため、新たに条例を制定し、本市独自の支援策を展開してまいります。特に、新浜町地区の加工団地や貞山地区石油基地内の遊休地を企業誘致の重点地区として取り組んでまいります。

また、漁港背後地における「水産物流センター」につきましては、新製品の開発、加工、流通などに大きな効果が期待される内容であり、今後とも事業化に向けて積極的に支援を行ってまいります。

消費者の食への関心が高まる中、安全性や信頼性の確立が求められております。

本市魚市場では、三陸沖で漁獲される良質のマグロが多く水揚げされております。平成17年度に地元業界が中心となり「三陸塩竈ひがしもの」と名づけ、マグロの産地「塩竈」のブランド化を進めてきたところでございます。今後は、本市が誇る特産品として全国に広くPRし、塩竈の知名度を高め、消費拡大に努めてまいります。

本市の魅力が集積する中心市街地につきましては、市民や観光客が本市の歴史と文化を感じていただけるよう、北浜沢乙線とあわせ駅前道路の整備を行い、門前町の風情を醸し出す魅力ある空間の創出に努めてまいります。

本市の活力の核として進める海辺の賑わい地区整備事業につきましては、平成17年度に換地計画がまとまり順次仮換地の指定を行ってまいります。平成18年度においては、歩行者専用道路であるしおかぜ通りや港町海岸通線の整備を行うとともに、区画道路整備や標識の設置を行い、賑わい地区の姿を明らかにしてまいります。

また、地元事業者の新たな企業参入を支援するための組織づくりを進めながら、「海辺の賑わい地区グランドデザイン」に沿った事業化を促進するため、本市が調査費の支援を行い、地元と一体となった整備に努めてまいります。

港奥部再開発事業につきましては、「塩竈ヴェネツィア計画」をもとに市民団体などの参加による「塩竈みなとまちづくり検討会」で基本計画が策定されましたので、塩竈らしさを感じる親水空間づくりを目指してまいります。

これらの取り組みにより、海の玄関でありますマリンゲートから海辺の賑わい地区、本塩釜駅、北浜沢乙線、さらには神社表参道までを結び、人や物が往来する中心軸を形成してまいります。

次に、この塩竈に暮らす市民に安全と安らぎを感じていただくため、「安心です塩竈」をより推進してまいります。

昨年8月に、宮城県沖でマグニチュード 7.2の地震が発生し、本市でも震度5弱を観測いたしました。甚大な被害ではございませんでしたが、改めて地震津波対策の充実強化の必要性を痛感いたしております。

その対策といたしまして、まず学校施設の耐震化を計画的に実施してまいります。第三小学校と玉川小学校の耐震診断結果を踏まえ、年次計画を早め、平成17年度において、補強工事に着手いたします。平成18年度は、第一小学校及び第二小学校の耐震化工事の実施設計を行いますとともに、月見ケ丘小学校と第三中学校の耐震診断調査を実施して未来を担う子供たちの安全を確保してまいります。

さらに、精神障害者共同作業所「藻塩の里」におきましても、安心して利用していただける よう耐震化工事を実施いたします。

地震等により火災が発生した場合の対策といたしましては、耐震型防火貯水槽を計画的に配置し、緊急の事態に備えてまいります。

市民の避難所生活に必要な防災備蓄事業につきましては、平成17年度までに倉庫等の施設を整備いたしましたので、平成18年度からは、毛布や食料品等の物品整備を行い、避難所での生活に備えてまいります。

公立保育所につきましては、これまでに順次耐震化工事を終了いたしておりますが、南部保育所につきましては、調査結果を踏まえ、保育児の安全を優先に、平成17年度をもって休止することといたしました。

一般木造住宅の耐震化につきましては、引き続き耐震診断等への助成を進めてまいります。 また、耐震補強に関する啓蒙活動を関係機関と協力して実施し、防災に対する市民意識の高揚 に努めてまいります。

昨年度から町内会で行っております防災研修会を引き続き実施することにより、自主防災組織づくりを地域の皆様とともに積極的に進めてまいります。

また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置 法」が昨年施行されました。本市といたしましては、津波からの防護及び円滑な避難の確保の あり方などをまとめた推進計画を策定してまいりますとともに、津波避難誘導表示板の設置に ついて、国・県と連携を図り、県内のモデル地区として一体的な整備を推進してまいります。

続いて、この塩竈に誇りと愛着を感じていただく「大好きです塩竈」をより大きく育ててまいります。

地元に愛着を感じる心や、それを形にしようとする活動により、新たな人とのつながりや活力が生まれ、まちに活気があふれてくるものと考えております。

平成18年度におきましては、市民活動推進室を中心市街地に移し、機能の充実を図ることで 市民の皆様がより気軽に利用できる機会や場を提供してまいります。これにより、市民活動の 啓発と推進に努め、中心市街地ににぎわいを創出してまいります。

浦戸諸島は、豊かな自然が残りゆったりとした時間が流れる安らぎの空間であります。平成 18年度におきましては、市内小学生を対象に休日における市営汽船の乗船料を無料化する「う らと子どもパスポート」を新設し、浦戸の交流人口の拡大を図るとともに、多くの子供さんた ちに、島の魅力に親しむ機会を提供いたしてまいります。

浦戸第一、第二小学校校舎等につきましては、地元との連携を図りながら有効活用に努めて まいります。

「しおナビ 100円バス」につきまして、昨年8月にはルートの拡大や朝夕のシャトル便を運行するなど、利用者の利便性向上に努めてまいりました。導入前と比較いたしまして約2倍となる27万人もの方々に利用され、市民の皆様方から高い評価をいただいているものと考えております。今後とも利用者の利便性向上に努めながら、高齢者の外出支援、商店街の活性化、環境負荷の軽減を目指し、平成18年度から本格運行に努めてまいります。

また、歴史や文化など本市の魅力を市民と共有し、塩竈の知名度を全国へ高め観光客の誘致を促進していくため、シティセールスを積極的に展開し、内外に塩竈の魅力を発信してまいり

ます。

以上、平成18年度の市政運営の基本姿勢について、三つのキーワードを掲げ、ご説明申し上げました。これらの施策を確実に実現するためには、本市の行財政改革を強力に推進していくことこそが最重要課題でございます。

これまで、「新行財政改革推進計画」に基づきまして、平成18年度までを「集中改革期間」に位置づけ、給与制度や定数適正化などの内部改革、ゼロベースでの徹底した事業の見直しを行いながら、財政健全化の取り組みを進めてまいりました。今後におきましては、17年度の改革の成果を踏まえ、さらに、財政構造の弾力化に向けた抜本的な改革に取り組み、引き続き聖域のない行財政改革を断行してまいります。

それでは、18年度における各施策の推進につきまして、長期総合計画の五つの柱に沿って順次ご説明を申し上げます。

まず、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」についてご説明を申し上げます。 市民の生命と財産を守ることは、最大の使命であり本市の重要施策でございます。

水害対策として進める雨水事業につきましては、雨水の早期排水と流出抑制を進めることで効果を高めてまいります。平成18年度におきましては、引き続き大雨時の冠水被害が懸念される藤倉地区における藤倉ポンプ場と放流管渠の整備を進めてまいります。また、中央排水区の浸水対策として継続いたしております中央第三貯留管の整備完了を目指してまいります。

また、近年、運動中の心肺停止による大変痛ましい事故が報告されております。緊急時の危険防止対策として、体育館や温水プールと全中学校に自動体外式の除細動器を新たに設置し、市民の救急救命に努めてまいります。

少子化が進む中、次世代を担う子供たちを健全に育成していくことは、本市においても重要な施策でございます。

平成18年度は、「のびのび塩竈っ子プラン」に基づき、市民代表や有識者からなる地域協議会を設置し、プランの進捗状況について点検、評価をいただきながら、子育て支援をさらに推進してまいります。

地域の中で子育てを支え合う体制・仕組みづくりといたしましては、ファミリー・サポート 事業を初め、「子育て支援センター」を核としたさまざまな子育て支援事業を行うことによ り、一層の充実強化を図ってまいります。

保育需要は増加傾向にあり、働きながら安心して子育てができる環境づくりが求められてお

ります。そのため、引き続き市内のすべての保育所において延長保育を実施していくとともに、「あゆみ保育園」増改築による待機児童の解消や、一時保育などの民間子育て支援事業を拡充してまいります。また、今後の保育需要を見きわめ、保育所の適正配置や指定管理者制度の活用について検討を進めてまいります。

近年社会問題化しております児童虐待への対応につきましては、これまで地域ぐるみによる 虐待防止ネットワーク組織の構築に向けて、準備を進めてまいりました。今後は、「塩釜市要 保護児童対策協議会」を設置し、各関係機関の連携及び協力体制を強化し児童の健全育成に努 めてまいります。

障害者福祉につきましては、平成18年4月から障害者自立支援法が施行されることに伴い、 身体障害者、知的障害者、精神障害者のサービスが一元化され、地域において共通のサービス が受けられることになります。新しい制度については、十分な周知を行うとともに、障害者へ の総合的な支援のあり方について、障害福祉計画を策定してまいります。

特定疾患見舞金につきましては、医療費の助成制度が充実しており、他の疾病との負担の公平性を考慮し廃止をいたしますが、平成18年度は激変緩和策を講じてまいります。

介護保険事業につきましては、平成18年度から新たに第3期事業運営期間を迎え、介護保険料の改定を行いますとともに、地域に密着したサービス基盤の充実や質の向上に努めてまいります。

また介護保険法の改正に伴い、介護予防と地域ケアの推進を基本に大幅な見直しが行われます。本市におきましても、高齢者の方々がこの住みなれた塩竈で生き生きと安心して生活していただくために、介護予防や健康づくりの取り組みを一層充実させてまいります。

4月からは、地域包括支援センターを創設し、総合相談や介護予防マネジメントなど、関係機関と連携した支援体制の構築に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、行動指針となります「健康しおがま21プラン」に基づき、地域のつながりを生かした健康づくり運動を推進してまいります。

検診事業の充実を図るために、自己負担金の見直しを行いながら、新たに「骨密度検診」並びに「歯周疾患検診」を実施してまいります。さらに、受診しやすい体制づくりとして日曜検診の拡大や検診期間の見直しを図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の健康づくり事業、啓発事業を進めてまいりますとともに、今後予定される医療制度改革に対応するため、収納率の向上に一層努め、安定し

た事業運営を進めてまいります。

市立病院の経営につきましては、医療制度改革や全国的な医師不足の影響を受け、依然として厳しい環境にあります。

そのため、「再生緊急プラン」に基づき、開放型病床の設置や内科医及び整形外科医の確保を行い、サービスと収益の向上に努めてまいりました。また、職員の特殊勤務手当の見直しや早期退職制度による人件費の縮減を行うなど、経営健全化に向けた取り組みを実施してまいりました。

平成18年度におきましては、さらなる医師の確保に努めながら、地方公営企業法の全部適用を含めた経営体制のあり方を早急に結論づけ、医療技術職の弾力的な配置や各種手数料の見直しによる収入の確保を行うなど、再生緊急プランを断行し、継続して安定的な経営を行える市立病院を目指し改革に取り組んでまいります。

次に、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」についてご説明を申し上げます。

学校教育につきましては、思いやりの心と健康な体、そして豊かな創造力と郷土愛をはぐく むことを目指してまいります。

学区外の児童生徒を受け入れてまいりました浦戸第二小学校と浦戸中学校につきましては、 引き続き、浦戸諸島の恵まれました自然環境を生かした教育を行い、年齢の異なる子供たちの 助け合いの心をはぐくんでまいります。

また、教育環境向上のための学校施設改修につきましては、有効な財源を確保し年次計画を早めて整備を図りますとともに、特に老朽化が著しい玉川小学校の校舎につきましては、大規模改修に向けた実施設計を行ってまいります。

カメイこどもの夢づくり基金の活用につきましては、平成17年度に引き続き、創造性豊かな 人づくりのため、各小中学校に「こどもの夢づくり文庫」の整備を行いますとともに、感性豊 かな心をはぐくむための感動支援プロジェクトを実施してまいります。

児童生徒の健やかな成長を担う学校給食につきましては、安全と衛生管理の一層の向上を図るため、平成17年度に引き続き小中学校の食器の更新を行い、全校での更新を完了させてまいります。玉川小学校給食施設につきましては、耐震診断の結果を踏まえ安全性を重視し、関係者と協議を行いながら、緊急措置といたしまして第二小学校での共同調理に向けた準備を進めてまいります。

青少年相談センターでは、多感な青少年期の複雑な悩みを相談する場として、カウンセラー

による相談業務を引き続き実施してまいります。

生涯学習につきましては、地域独自の自然や風土、伝統、歴史、そして文化に根差した地域 づくりを推進し、ふるさと塩竈への愛着を深めていただくために「塩竈学」を積極的に進め、 「塩竈学関版、や「塩竈学シンポジウム、を継続して実施してまいります。また、親子の体験

「塩竈学問所」や「塩竈学シンポジウム」を継続して実施してまいります。また、親子の体験学習を実施し、体験を通して親子の愛情を深めていただくとともに、本市の未来を担う子供たちの郷土愛をはぐくんでまいります。さらに、市民団体が企画する塩竈学関連の事業に対しましても、積極的な支援を行い、心の豊かさを醸成する生涯学習の推進に努めてまいります。

ふれあいエスプ塩竈と公民館からなる生涯学習センターにつきましては、子供たちの健全育成や生涯学習の場としてご活用いただきますとともに、ボランティアの皆さんと一緒に特色ある事業を企画してまいります。さらに、市民のニーズに対応した事業を展開し、より多くの方々にご利用いただけるよう、多様な学習機会を提供してまいります。

遊ホールにつきましては、使用料の減免制度を設け、市民参加の企画などを通じて、多くの 方々が利用しやすい環境づくりを進めてまいりました。平成18年度におきましても、市民図書 館との一体感ある施設として、さらに利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、だれもが健康で生きがいを持って生活できるよう気軽にスポーツに親しんでいただける環境づくりを進めてまいります。そのため、日常生活の中に軽スポーツを取り込んだ生活習慣病の予防や改善に向けた教室を開催してまいります。

平成18年度は、体育館開館20周年、プール開館10周年の記念の年であり、また指定管理者制度に移行いたしますので、これを機会として市民のさらなる健康増進と生きがいづくりに向けたスポーツの振興と利用者のサービス向上に努めてまいります。

国際交流の推進につきましては、国際交流員と市民の触れ合いを通して、国際理解と心のコミュニケーションが浸透する交流事業の充実に努めてまいります。また、小中学校には外国語指導助手を引き続き配置し、外国語学習と交流を通じて国際感覚にすぐれた児童生徒を育成してまいります。

男女共同参画社会の実現に向けましては、互いに人権を尊重し合うことが大切であり、それ ぞれの個性と能力を発揮することで活力あるまちづくりにつながるものと考えております。

本市といたしましては、市政に女性の意見を反映するため、審議会等への女性委員の登用を 進めているところであり、平成18年度におきましては、女性登用の目標達成に努めてまいりま す。 さらに、「しおがま男女平等・共同参画基本計画」が平成18年度には中間年を迎えますので、男女共同参画社会づくりを確固たるものにするための条例の制定に向けて準備を進めてまいります。

次に、「海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち」についてご説明を申し上げます。

環境対策につきましては、本市が率先して取り組んでまいります「エコオフィスプラン」を通じて、市民の皆様や事業者への環境保全の理解を深めていただき、ごみ減量化などについて 一層働きかけを深めてまいります。

廃棄物処理につきましては、埋立処分場の延命化を図るために、清掃工場改良工事やごみ破砕機の導入等を行っております。そのため、ごみの分別方法が変更となりますので、ごみ分別に関する周知徹底を行い、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら取り組んでまいります。

水産加工業者から排出される廃食用油を精製したバイオディーゼル燃料の事業化につきましては、塩釜市団地水産加工業協同組合が事業主体となっており、平成18年度にはプラントが完成する運びとなっております。地域新エネルギービジョンの重点プロジェクトとして支援を行いながら、本市ならではの資源循環型社会づくりを目指してまいります。

水道事業につきましては、災害に強い水道施設の構築を図るため、第5次配水管整備事業や 老朽管更新事業を実施してまいります。さらに、市民に親しまれる水道事業を目指すため、独 自広報紙の継続的な発行や利用者への定期的なアンケートの実施を行いながら、市民への情報 提供や市民ニーズの把握に努めてまいります。

また、利用者の利便性向上を図るためのコンビニエンスストアを利用した料金納入制度の導入につきましては、7月以降早い段階に実施できるように努めてまいります。

今後、水需要の低迷による料金収入の減少や、仙南・仙塩広域水道料金の改定などにより厳 しい事業運営が見込まれますので、より一層の事務事業の見直しを行い、経営基盤の強化に取 り組んでまいります。

下水道汚水事業につきましては、平成16年度の市内の下水道人口普及率は98.2%に達しております。平成18年度につきましては、一部未整備となっております地区の整備を進めますとともに、老朽管渠につきましても、速やかな汚水排水のための補修や改築を実施してまいります。

また、水洗化普及率は94.7%となっておりますが、未接続世帯の方々に早急に接続していた だけるよう働きかけを行ってまいります。 さらに、浦戸野々島地区の汚水処理につきましては、快適な生活環境の向上と環境保全のため、排水処理施設を整備してまいります。

松島湾内の松くい虫対策につきましては、特別名勝「松島」を次世代に残すため、松くい虫の駆除や予防を積極的に実施し、景観の保持に努めてまいります。

梅の宮の市営住宅建設につきましては、現在、第2期工事として12戸の建設に着手しており、平成18年度の完成により一層の快適な居住空間を提供してまいります。また、附帯設備としての集会所につきましては、地域コミュニティーとの連携を図り、子育て支援事業への活用も進めてまいります。

最近、駅周辺に新たな住宅建設が進められており、また海辺の賑わい地区整備が進むなど、 街並みが大きく変わろうといたしております。このことから、本市建設行政の総合的な指針と なる建設行政推進計画を策定し、限られました財源の有効活用や、環境及び福祉の面にも配慮 しながら、本市の特性に沿った都市基盤の整備に取り組んでまいります。

浦戸振興のかなめとなる市営汽船につきましては、経営健全化計画に基づき、生活航路として安全かつ安定的な運航を確保してまいります。

具体的には、経費の縮減及びサービスの維持向上を図るため、今回建造いたしました小型船舶を中心とする船舶体制の転換やダイヤ改正を実施してまいります。あわせて行います運賃改定につきましては、島民の方々の負担軽減のため、島発往復割引の新設や通勤定期の割引の拡大を実施するほか、一般利用客向けの各種割引制度も導入をいたしてまいります。

次に、「塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち」についてご説明申し上げます。 地元商業の活性化につきましては、昨年壱番館1階に開業いたしました「とっとちゃんハウス ボックス&ベンチャーショップ」に多くの方々が来店しにぎわいを見せておりますが、平成18年度におきましては、起業意欲のある方々に対する支援を拡大してまいります。

中心市街地の活性化に向けた地元商店会のイベント開催などの取り組みに対しましては、地元と一体となった活動支援を積極的に行い、より身近で魅力ある商店振興に努めてまいります。

平成17年度におきましては、地元青年4団体が中心となり市内25店舗の協力を得て、塩竈の 風景を詠んだ和歌の入ったのれんを配した塩竈観光案内所「しおナビiショップ」を開設いた しました。

地元の青年4団体では、平成18年度においても観光を中心とする「まちづくり」を目的としたさまざまな事業を計画しており、このような市民の方々との連携を図りながら、観光客の受

け入れ体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

本市には、かつての門前町の風情をしのばせる建物が残されております。所有者のご理解を 得ながら、趣のある家屋の活用を図り、本市を訪れる方々が歩いて楽しむことができる回遊性 のあるまちづくりや歴史的な街並みづくりを進めてまいります。

「仙台塩釜港港湾計画」の改定が予定されていることから、航路のしゅんせつや老朽化施設の更新を初め、港湾機能の整備、特定重要港湾として塩釜港区の機能強化と活性化を県に強力に働きかけてまいります。

また、港奥部再開発事業におきましては、旧観光桟橋周辺の防潮堤の着工にあわせて、眺望に配慮したなぎさを感じていただける遊歩道整備が行われます。さらに、北浜地区において進められております県の緑地護岸整備につきましては、地権者の方々の特段のご協力を賜りながら、防災機能の強化を図るとともに、本市の歴史や文化を取り入れた魅力ある親水空間となるよう提案し、早期実現を目指してまいります。

マリンゲート塩釜につきましては、昨年国から「みなとオアシス」の認定を受けましたので、これを契機に、人々が集い、憩い、潤える空間づくりにより一層取り組んでまいります。 また、平成18年度より指定管理者制度に移行いたしますので、今まで以上にサービスの向上や 経営基盤の安定が図られますよう指導してまいります。

浅海漁業につきましては、将来にわたって安定した経営基盤を確立できるよう本市の4漁業協同組合を含む県内35の沿岸漁業協同組合の一本化を支援してまいります。また、養殖漁業の活性化と地域ブランドづくりを促進するため、野々島地区において予定されるカキの浄化施設整備事業を支援いたしてまいります。

最後に、「市民と行政の協働で創るまち」についてご説明申し上げます。

本市の特色あるまちづくりを進めるためには、市民との協働によるまちづくりが重要であり、市民一人一人がまちづくりの主役であると認識をいたしております。

本市には、港を中心にまちの活性化を進める団体や、歴史文化を生かしたまちづくりを目指している団体のほか、野々島フラワーアイランド構想により離島を活性化しようとする団体など、独自の活動によって本市の魅力あるまちづくりを進める多くの市民団体が活躍をされております。市といたしましても、これらの市民団体との連携を深めながら、市民との協働によるまちづくりを積極的に推進をしてまいります。

市民との協働をより推進するためには、やはり情報の共有が重要でありますので、広報紙や

ホームページの充実に努め、積極的に情報の公開や提供を行いながら、広く市民の声を市政に 反映できる仕組みづくりを構築してまいります。

市民の視点に立ったサービスの充実といたしまして、平成18年6月に自動交付機の導入を行い、休日や閉庁後におきましても住民票や戸籍、印鑑などの証明書を市民の皆様が受け取ることができるようにしてまいります。

地方主権時代に対応した職員の資質の向上を図るため、現在策定中の「人材育成基本方針」 に基づきまして、経営感覚や目的志向能力を持ち合わせた人材の育成に取り組んでまいります。

本市のまちづくりの指針である「塩竈市長期総合計画」につきましては、平成22年度までを 計画年度といたしておりますが、行政評価による成果を市民の皆様に公表してまいります。ま た、市民満足度調査を継続し、施策の重要度など、市民の意見、意向を反映した戦略的な政策 形成に努めてまいります。

県内の市町村数は、平成16年4月の69から約半数の36となり、さらに、平成17年度に施行されました新合併推進法に基づきまして、平成18年3月までに県が合併推進構想を策定し、新たな合併案を示す予定となっております。

このような中、2市3町における塩釜地区広域行政連絡協議会を中心に、均衡あるサービスの提供や事務の効率化に向けた課題について協議を進めながら、さらなる広域行政の推進に努めてまいります。昨年施行されました障害者自立支援法に基づく認定審査会につきましても、広域事務として平成18年度から塩釜地区消防事務組合において実施をいたしてまいります。

公の施設の管理運営につきましては、民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上 や効率的運営を図ることを目的に指定管理者制度を検討してまいりました。平成18年度におい ては、マリンゲート塩釜や体育施設、集会所について指定管理者制度を導入してまいります。

行財政運営につきましては、今後とも三位一体改革による補助金の削減や一般財源化、地方 交付税縮減などが引き続き行われ、財源確保の見通しが極めて厳しい状況にあります。このた め、今後3カ年間の収支差は40億円を上回るものと見込まざるを得ず、財政調整のための基金 は枯渇し、財源確保が極めて困難な状況に直面いたしております。

この収支差を解消するため、これまで、特殊勤務手当の見直しなど職員給与の適正化や、平成22年度までに職員数を 130人削減する新たな定数適正化計画の策定、企業・特別会計の経営健全化、収納率の向上による自主財源の確保等について、数値目標を設定し、改革を進めてまいりました。

平成18年度の予算編成におきましては、この難局を克服するため、緊急財源対策フレームを 策定し、緊急的な措置として、公的資金の借りかえや特別職給与や管理職手当のさらなる削減 を行いました。さらに、職員給与の独自削減という措置にまで踏み込み、市民サービスの維持 向上のため、行政みずからの痛みを伴う改革に取り組んでまいりました。

今後さらに、既成の概念や慣例にとらわれず、絶えず前進して本市の魅力あるまちづくりを 推進するため、職員の総力を結集し、行財政改革を断行してまいります。

以上述べましたように、市政運営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、一 方では、明るい兆しが見え始めております。

昨年、日本三大船祭の一つである塩竈みなと祭が海の日に変更となり、県内では夏祭りの先陣を切って開催され、多くの観光客でにぎわったところであります。この新たな試みは市民の皆様のご意見によるもので、塩竈のにぎわいを取り戻そうとする市民の強い強い意気込みのあらわれであるものと感動をもって受けとめております。

また、地元商店会による各種イベントでは、集客に向けて本市の職員もともに活動し、市民 に溶け込んだ行政が皆様に伝わっているものと感じております。

折に触れ、市民の皆様との対話の機会をつくり、触れ合い、意見交換することに心がけてまいりました。その中で、温かいお言葉を賜り、本市の努力に対する評価をいただいたものとうれしく思っております。

私は、元気で活力にあふれた塩竈を目指すかじ取り役として、市民の皆様の声援を追い風に、「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現に向けて強い決意を持って臨む覚悟であります。

市民の皆様並びに議員各位のさらなるご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、

私の施政方針といたします。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 加藤助役。

助役(加藤慶教君) 次に、予算案の概要につきましてご説明申し上げます。

国におきましては、平成18年度予算における公債依存度が37.6%と依然として高水準にあることから、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化に向け、歳入歳出両面での見直しを進めることとしております。

地方財政計画におきましては、地方税に交付税等を加えた一般財源の総額では前年度とほぼ 同額が確保されましたが、歳出全般にわたる見直しにより歳出総額が抑制されており、投資的 経費が大幅に削減されるなど、地方歳出の圧縮が続いております。 本市におきましては、近年、市税の減少や交付税の削減、そして少子高齢化や景気低迷による福祉関係費の増加により、極めて困難な財政運営を強いられております。また、多額の収入 不足を基金繰入金で補てんしてきたことから、財源調整のための基金も底をついております。

平成18年度予算編成は、このように、大変厳しい状況下での予算編成となりましたが、事務 事業のさらなる見直しを図るとともに、限られた財源の重点的効率的配分に努めてきたところ でございます。

経常的な経費につきましては、各部が主体的に経費の見直しに努める一般財源枠配分方式を 継続するとともに、政策的経費につきましては、選択と集中により緊急性や優先度の高い施策 への重点配分を行いました。また、各特別会計において経営健全化に向けた取り組みを進める ことにより、一般会計からの繰出金を縮減しております。

また、極めて厳しい財政状況を踏まえ、緊急的な措置として、特定目的基金からの繰入金を計上するとともに、公的資金の借りかえにより公債費を縮減しており、さらには、まさに苦渋の選択でありましたが、職員給与の独自削減に踏み切ってございます。

今後、大変困難な道のりでありますが、収支の均衡を取り戻すため、行財政改革推進計画に基づき、歳出の見直しと歳入確保に向けた改革を推し進めるとともに、企業誘致など産業振興施策を通じまして市税収入の確保に努め、緊急避難的措置からの早期脱却を図ってまいります。

各会計の予算額でありますが、一般会計予算は 172億 9,500万円となり、前年度と比較し、 7億 9.420万円、 4.4%減、 5年連続実質マイナスの超緊縮予算となっております。

特別会計及び企業会計についてでございますが、10の特別会計の予算総額は 208億 9,027万 4,000円となり、前年度から 3.8%の増となっております。

また、二つの企業会計の予算総額は54億 8,989万 8,000円であり、前年度から 4.3%の減となっております。

平成18年度に行う主要な事業につきましては、別表の記載のとおりでございますが、以下その主なるものをご説明申し上げます。

まず、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」づくりといたしましては、

公共下水道築造費「雨水事業」として

10億円

塩釜市地域防災計画作成事業として

200万円

自主防災組織育成補助事業として

140万 1,000円

防災施設等整備及び防災備蓄事業として

2,380万円

| 災害特別融資制度預託事業として | 3,500万円 |
|------------------------------------|---------------|
| 小中学校耐震診断調査事業として | 2,000万円 |
| 小学校耐震補強事業として | 1,600万円 |
| 藻塩の里耐震診断補強事業として | 800万円 |
| 木造住宅耐震診断、耐震改修工事助成及び危険ブロック塀等除却事業として | |
| | 994万円 |
| 塩竈市国民保護事業として | 40万円 |
| ファミリーサポートセンター運営事業として | 590万 3,000円 |
| 病後児保育及びひとり親家庭日常生活支援事業として | 389万 1,000円 |
| 延長保育促進事業として | 3,055万 4,000円 |
| 事業所内及び認可外保育施設助成事業として | 95万 7,000円 |
| 私立「あゆみ保育園」増改築助成事業として | 440万 6,000円 |
| 重度障害者移送費等助成事業として | 1,466万 6,000円 |
| 各種がん検診事業として | 9,169万 8,000円 |
| 2歳6カ月児歯科健診事業として | 76万 3,000円 |
| 骨密度検診及び歯周疾患検診事業として | 294万 3,000円 |
| 介護予防スクリーニング事業として | 285万 1,000円 |
| 障害者自立支援審査会設置費として | 709万 6,000円 |
| 障害福祉計画策定事業として | 95万 6,000円 |
| 体育施設及び中学校除細動器設置事業として | 32万円 |
| 市立病院オーダリングシステム導入事業として | 2,678万 6,000円 |
| 次に、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」づくりといたしまして、 | |
| 小中学校総合的学習推進事業として | 300万円 |
| 小中学校情報教育施設整備事業として | 3,312万 9,000円 |
| 小中学校「カメイ文庫」整備並びに感動支援事業として | 690万円 |
| 低学年学習・適応支援事業として | 544万円 |
| 小中学校給食用食器更新事業として | 596万 6,000円 |
| 小学校大規模改造事業として | 420万円 |
| 生涯学習推進事業として | 96万 6,000円 |

「塩竈学」まちづくり学習事業として 70万 2,000円 男女共同参画推進事業として 84万円 国際交流員及び外国語指導助手招致事業として 1.684万 2.000円 次に、「海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち」づくりといたしまして、 松くい虫対策事業として 2,000万円 3億 1,000万円 第5次配水管整備及び老朽管更新事業として 公共下水道築造費「汚水事業」として 6 億円 清掃工場改修事業として 2,900万円 市営住宅整備事業として 1億7,000万円 市道整備事業として 1,000万円 野々島漁港漁業集落環境整備事業として 5,000万円 次に、「塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち」づくりといたしましては、 北浜沢乙線景観整備事業として 832万円 海辺の賑わい地区土地区画整理事業として 9億6,660万円 海辺の賑わい地区グランドデザイン推進事業として 620万円 まちづくり交付金事業として 6,600万円 塩竈ヴェネツィア計画推進事業として 100万円 水産加工業活性化支援事業として 197万 2,000円 塩竈市浅海漁業振興支援事業として 270万円 漁業経営構造改善事業として 210万円 商業活性化誘導促進事業として 146万円 中小企業振興資金等預託事業として 2億7,500万円 中小企業振興資金等信用保証料補給事業として 2,000万円 企業誘致活動推進事業として 180万 8,000円 産業振興活動推進事業として 40万円

次に、「市民と行政が協働でつくるまち」づくりといたしましては、

うらと子どもパスポート事業として

市民活動推進事業として 289万 7,000円

120万円

証明書総合交付システム導入事業として 870万円

住民基本台帳ネットワーク整備事業として

389万 4,000円

戸籍事務電算処理システム化事業として

1.725万 5.000円

などを計上しております。

以上をもちまして予算案の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同賜 りますようお願いを申し上げます。

議長(菊地 進君) これより総括質疑を行います。20番伊勢由典君。

20番(伊勢由典君)(登壇) 私は、日本共産党市議団を代表して、平成18年度一般会計当初 予算と土地区画整理事業特別会計について総括質疑を行います。

平成18年度一般会計予算は 172億 9,500万円で、前年比7億 9,420万円減の超緊縮予算であります。予算で大きく減少したのは地方交付税47億 4,900万円で、前年比5億 9,600万円減少し、加えて財産収入 9,068万円、前年度比2億 3,038万円のマイナスとして予算化されております。

佐藤市長は、先ほどの施政方針の冒頭で、「私は、信頼される行政、市民の目線に立った市政運営と、行財政改革の断行と、選択と集中による事業効果を高め、市民の実感できる成果を示すことに努める」と述べました。

そこで、第1に、平成18年度一般会計予算の歳入確保のための財源対策は、どう取り組まれたのかお伺いいたします。

第2に、一般会計で進めた選択と集中について、どう進めたのかお聞きをいたします。

第3は、民生費は54億6,759万円、前年比1億6,154万円増加しております。しかし、老人福祉費で高齢者安否確認事業が廃止や、あるいは紙おむつ支給が前年比529万円減額されるなど、子細に見るなら市民サービスの後退につながる予算も見受けられます。予算編成に至った佐藤市長の考えをお聞きいたします。

土地区画整理事業は、今年度 9 億 8,410万円、約10億円を予算化しております。昨年12月議会で小野絹子市議が明らかにしたのは、賑わいゾーンの海辺側の土地の仮換地は大手地権者の J R 貨物 (株)に 4,340平方メートル、塩竈市土地開発公社に 8,224平方メートルとなり、しかも、10月31日、塩竈市、土地開発公社、J R 貨物、イオン (株)が協議し、この大手の仮換地した土地をイオンに貸与する協議を進めていたということであります。

今年度予算で大きく予算化されたのは、図面等策定委託料 2,330万円、工事請負費 3 億7,042万円、移転補償費 5 億 3,851万円となっております。昨年の大手地権者を中心に進めら

れた仮換地、海側の土地やあるいは本塩釜駅裏の土地など、昨年10月31日の塩竈市も参加した 4者協議の大手地権者の仮換地の土地に関して、イオン(株)に貸与を進めるとした協議内容 と今年度予算の執行事業との関連について伺いをいたします。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 伊勢議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、18年度一般会計予算について何点かご質問いただきました。

本市では、市税や交付税の減少、あるいは景気低迷、少子高齢化による福祉関係費の増大などにより、多額の収支不足を基金繰入金で補てんいたしましたことから、財源調整のための基金は現在ほとんど底をつくという大変危機的な財政状況に置かれております。また、地方歳出の削減を通じた交付税の圧縮が続くなど、地方財政にとりましては、やはり今回の三位一体改革というのは大変厳しい環境になったと考えております。

18年度の予算編成では、このような財政危機のもとで、歳入歳出両面での見直しを進めてまいりました。例えば、歳出面では、行財政改革の取り組みを予算に反映させまして、特別会計の経営健全化による繰出金の圧縮などを行うとともに、特別職給与や管理職手当のさらなる削減、また歳入面では、収入確保対策本部を立ち上げ、市税や使用料等の収納率向上に努めてきたところでございます。また、経常的経費の削減を18年度も引き続き継承するとともに、将来の公債費を抑制するため普通建設事業費を厳選してきたところであります。

一方では、市民満足度調査の結果を踏まえながら、施策の緊急性や優先度により予算の重点 配分を行い、例えば小中学校の耐震化の促進でありますとか防災備蓄倉庫の整備、さらには健 康づくりのための各種検診の拡充、そして産業活性化対策などに充当してきたところでありま す。

さらには、緊急的な措置として、公的資金の借りかえにより公債費を縮減するとともに、ま さに苦渋の決断ではございましたが、職員給与の独自削減措置に踏み切らさせていただいたと ころであります。

このように、18年度の予算編成、大変厳しい環境でありました。財政再建団体等への転落といったようなことも市民の方々にご心配いただくような状況でありましたが、市民の方々のご協力、議会のご指導、そして職員が一丸となって18年度予算編成に取り組み、緊急的な時期を乗り越えてまいりました。

今後は、こういった厳しい予算ではありますが、なお一層、市民サービスの維持、そして場

合によっては向上といったようなことが図られますよう、なお一層努力を重ねてまいりたいと 考えております。

次に、区画整理事業特別会計の予算の使途ということであったかと思います。

ご案内のとおり、選択と集中という中で、海辺の賑わい地区土地区画整理事業に9億 8,410 万円の予算を充当いたしました。内容でありますが、一般地権者の方々の移転補償に約5億 4,000万円であります。それから、港町海岸通線を初めとする区画道路等の道路整備工事に3 億 7.000万円といったようなところが事業内容の大きなところであります。

工事の詳細につきましては省略をさせていただきますが、例えば港町海岸通線は、ほぼ計画 どおりにでき上がることになるわけでありますし、区画内を横断します歩行者専用道路しおか ぜ通り線は、18年度末までにほぼ概成といったようなことで、この海辺の賑わい地区土地区画 整理のほぼ概形ができ上がるのが18年度予算ではないかなと思っております。

また、同時に進めておりますグランドデザイン推進事業では、賑わい居住ブロックの共同事業化に着手を予定いたしております。地域の方々をあくまでも中心に、塩竈市がそれを支えるという形で、この海辺の賑わい地区、単に大手の事業者ではなくて、地元の方々も積極的に参画できるような受け皿づくりについて、なお一層努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

話し合いの状況につきましては、後ほど担当部長よりご説明をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 内形建設部長。

建設部長(内形繁夫君) それでは、私の方から、まず工事の詳細と、それとあとグランドデザインの推進事業の部分で、現況につきましてご報告申し上げたいと思います。

まず、18年度の事業の詳細でございますが、港町海岸通線、いわゆる港湾道路でございますが、この整備につきましては、国道45号線から尾島町の付近でJR本塩釜駅前につながる駅前 広場の西側通路、そして駅東口から北浜沢乙線に出る高架線路沿いの6メーター道路、さらには、現在、ちょっと特定建物を申し上げて恐縮ですが、現在の漁信連の付近から賑わいの方に入ってくる道路、17メーター道路を整備する予定になっております。さらには、この道路から東に延びる6メーターの道路の一部も仮換地にあわせて道路を整備していくと。さらには、駅とマリンゲートを結ぶ賑わいゾーンといたしまして、8メーターの歩行者専用道路しおかぜ通り線を公園の計画予定地前まで形成していく予定でございます。

それと、グランドデザインの推進事業を行うために、賑わい居住ブロック、いわゆるBブロックでございますけれども、これらの共同事業化に着手を18年度でしてまいりまして、地権者の共同化事業に市として積極的に支援をしてまいるということでございます。

それと、あともう1点、こちらの商業ゾーンでございます。イオンとJR貨物との協議状況でございますが、ただいま鋭意イオンの方でJR本社の方と、つい最近も向こうの方とそういった、行って協議をしながら、賃貸の部分について諸条件について今おおむね整ったというような報告が来ておりますので、恐らくこの議会終わる、今年度中には賃貸についての契約を結べるような状況になろうかと思っております。以上であります。

議長(菊地 進君) 20番伊勢由典君。

20番(伊勢由典君) そこで、何点かちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それで、先ほど一般会計のところでお答えにならなかったところで、第3のところで、民生費の部分ですね、これは少し予算特別委員会にゆだねても結構ですが、一方で1億6,000万円増額をし、一方で、これまでのいろいろな老人福祉費の分野での減額や縮小、ないしは廃止と言ってもいいでしょう。そういうものがあるわけで、そこら辺の考えは今の市長の総括の中では触れられてませんので、お考えをお聞きをしたい。

それから、もう一つ、区画整理事業の関係で確認をしておきたいんですが、そうしますと、 先ほど部長がお答えになったですね、4者との協議の中で賃貸とおおむね、しかも本年度中の 関係だと。こういういきさつの経過について回答がございました。

それで、もう一つ確認をさせていただきたいわけですが、委託料で、図面委託料ですね、これは、こういう図面をつくるということになると、当然それは大手の地権者も含めてですね、あるいは地元の地権者も含めて、それぞれのいろんな境界が組まれるんではないのか。その辺で、そういう大手地権者も含めての関係での図面作成としてとらえていいのかどうか、それが一つです。

それから、もう一つは、実は情報公開の関係で私どもも手に入れた中で、簡単にしておきますが、公文書の決定通知を受けて、ご紹介申し上げたいのは、昨年、市長あてに「まちづくり参加事業者決定についての陳情書」というのがあって、フードコート、フードセンター、これを、時間をかけてでも、イオンでなく地元で構築させるべきだという、こういう陳情等が出ております。この辺の関係で、イオンのあそこの海側のところの、イオンに入るのではなく、別立てというふうに、この方々のですね、陳情が出ておるわけですが、その辺について、どうい

うふうに市長自身お考えなのか、その点だけちょっと確認します。

議長(菊地 進君) 内形建設部長。

建設部長(内形繁夫君) まず、委託料の件でございますが、18年度で発注いたします委託に つきましては、図面の精度を高めるための委託でございます。図面作成のための委託でありま す。 108筆の土地がございますので、大小合わせまして、これらすべての土地の精度につい て、測量、設計、こういったものを委託する予定でございます。

それと、陳情書の件でございますが、まず、我々としても地元の方々の参加というのはもう望んでおりますので、これをいかに実現するかということで、我々もいろいろと関係機関と打ち合わせしているところであります。特に、商工会議所の協力を得ながらですね、参加希望などの把握を行っておりますし、直接要望されている方とも打ち合わせをしながら、一定のご理解いただく努力もしておるところでございます。

また、あと陳情の方では、具体的にですが、マックスバリューはオーケーということで、フードコートについては時間をかけてやってくれということの要望でございますが、我々は、これ、要望につきましては現に理解をして、イオンの方とも地元で構築できるように打ち合わせをしているところでございます。以上であります。

議長(菊地 進君) 21番東海林京子君。

21番(東海林京子君)(登壇) 私は、平成18年度第1回塩竈市議会定例会議案第38号「一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、及び特別職の給与に関する条例の一部改正について伺います。

この条例の一般職の給与に関しては、平成17年の人事院勧告によるもので、地域賃金と言われるもので、賃金制度改革は、労働者の間では極めて評判の悪い勧告となっています。

国家公務員は、平成18年4月実施が決まっていますが、地方ではほとんどの市町村で2月、3月の今議会の中で条例改正が行われようとしています。そのような中であっても、宮城県と仙台市では、それぞれの人事委員会で独自に行った公民比較で、人事院が発表した東北・北海道の官民格差が4.85%と大きな開きがあるという結果が出たので、公務員の賃金表を4.85%引き下げるというものです。しかし、宮城県は、県と民間の差が0.44%、仙台市は0.34%なので、人事院が発表した東北・北海道の格差4.85%はほど遠いという内容です。したがって、県も仙台市も地域賃金の導入を見送っています。

地域賃金の格差は、あくまでも国家公務員の比較であり、地方自治体と民間の比較ではない

ところに大きな問題があります。同質の労働に対して地域で格差をつけるという考え方はいかがなものでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

自治体が国に準じて賃金水準を引き下げる根拠も理由も全くないと考えますが、現在のカープのフラット化によって、生活に一番金のかかる40代以降の職員の賃金が大幅ダウンをします。枠外昇給の廃止もあり、場合によっては、若年層、20代、30代の賃金が据え置かれ、将来、賃金水準が低下して生涯賃金で 1,300万円の損失だとも言われています。

この制度によって大変な賃下げになるので、激変緩和という配慮もあったからでしょうか、 現給保障となるようですが、給料表の最終号俸のない等級への昇給では、退職までその等級に 踏みとどまらざるを得ないことになり、退職まで昇給しないということは十分考えられ、就労 意欲の欠如につながりかねません。

また、この賃金にはもう一つの大きな問題点があります。定期昇給、特別昇給を廃止して査定昇給になっています。勤務実態に応じてAからEまでの5段階で、標準成績者の2倍からゼロの間で格差を設ける勤務手当の格差も拡大します。評価基準の内容が非常に抽象的で、査定者の、つまり管理者だと思いますが、恣意や好き嫌い、評価のあいまいさなど主観が入る可能性は高いし、公平で客観性の高い評価が反映されるとは考えにくいのですが、このことについて市長の見解をお伺いいたします。

給与に評価制を導入することは、評価をする査定権を持つ管理者の力が強くなるし、査定される側は、俗に言う足引っ張りやごますり、内部告発など、お互いの不信感だけが助長されるものではないかということも危惧されます。

同じく、38条の特別職の給与に関する条例の一部を改正する期末手当支給の特例について伺います。

この条例改正案についても、本市の超緊縮財政に協力する形で、特別職の期末手当について 18年の6月、12月、19年の6月、12月分をそれぞれ0.25カ月分ずつ、年間で 0.5カ月分、及び 職務加算額 100分の15削減するための条例の一部の改正の提案です。

一般職についても、労働組合と協議が整い、職員も期末手当で1.03カ月分を削減することは、既に2月1日の地方新聞で報道されていますので、ここでは触れませんが、一般職員及び特別職も含めて、これまで賃金報酬等諸手当の削減で大きく生活へ影響を与えています。特に若い層、現業職、40代から50代の生活給への打撃ははかり知れません。

職員のアンケートから見ても、人件費削減は、単に市役所に働く労働者への影響、消費の落

ち込み、市の人材獲得へ多大に影響します。これまで人員削減、人件費削減など、これまでかつて経験したことのない大改革で先行き不安が募っています。ことしは何とか予算が組めたが、来年はどうなっていくのか、またこんなことがやられるのではないかと不安になっていますが、このことについて市長のご見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

あとは、時間でございますので、予算委員会の中で、委員会の中で深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま東海林議員から、地域給与導入についてということに ついてご質問いただきました。ご答弁させていただきます。

私は、平成15年5月から市長に就任させていただいておりますが、それ以来、市職労の皆様方とはいろいろお話し合いをさせていただいております。私の方から一番初めにお話しいたしましたのは、本市の場合は、人事院というのは基本的に、人事委員会というのはないわけでありますので、給与等については、私は基本的に国準拠でやらさせていただくということをお話をさせていただきました。

そういった中で、議案第38号で一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をこのたび提案させていただいております。これは、平成17年の人事院勧告に伴う給与構造改革の実施が主な中身になっております。議員からもお話しいただきましたように、地域給与が導入されることとなります。これは、全国共通の俸給表は維持しながら、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、地域の民間賃金がより適切に反映されるよう俸給水準の引き下げを行い、民間賃金の高い地域には地域間の調整を図るための手当を支給するなどの措置を講じるというような内容であります。

このような考え方から、全国7ブロックでありますが、最も低い東北・北海道地域の水準に合わせるため、俸給表が平均 4.8%引き下げられることについては、議員ご指摘のとおりであります。

地方公務員の給与改革の取り扱いは、人事院勧告を踏まえた国家公務員の制度改正を基本として制度改正を行うよう国からの指導も受けております。これまでも、人事委員会を持たない本市につきましては、独自の人事委員会を有する宮城県や仙台市とは異なった立場でこういったことに取り組んでまいりました。県や仙台市の人事委員会の勧告は、あくまでもそれぞれの

限定された地域を踏まえて勧告されたものであるというふうに理解いたしております。本市では、繰り返しになりますが、国の人事院勧告に基づいて制度改正に取り組んでいくことを基本 姿勢とさせていただきたいと考えております。

そういった中で、今回の給与構造改革で、問題として若年層の生涯賃金や枠外昇給制度の廃止といったようなことも指摘をされているところでありますが、これらは民間の中高年層の給与水準との均衡を考慮いたしまして、年功的な給与上昇を抑制するため、若年層については引き下げを行わず、給与カーブのフラット化といったようなことで対応させていただいたところであります。

このように代表されますように、まずは我々地方公務員、塩竈市職員がみずから襟を正して 行財政改革に取り組むということで、今回こういった議案をお願いさせていただいたところで あります。

実は、そういったことに反するような独自削減という、私としては苦渋の選択をさせていただいたところであります。市の職員の方々には大変痛みを伴う独自削減でありますが、やはり塩竈市の現下の厳しい行財政環境を考えますときには、先ほど申し上げましたように、まずは職員がみずからということであるかと思っております。とりあえずは2カ年、当面2カ年間ということでお願いさせていただきました。

先ほど来触れておりますように、総額といたしましては3億2,200万円という金額であります。本当に職員の方々には大変恐縮であります。1人平均38万円ぐらいになるかと思っております。平均削減率といたしましては6.3%であります。こういったことをばねに、職員が本当に一致団結して頑張りまして、一刻も早くこういう状況から脱却し、まずは市民の皆様方に安心していただける地域づくりをつくることこそが我々に課された課題ではないかと考えているところであります。

勤務実績の評価についてもご質問いただきました。

最近、能力主義、成果主義といったような賃金制度が徐々に浸透をしてきております。我々地方公務員につきましても、いずれこういったものがということになると思っております。そのためには、今どういった評価制度を導入すべきかと。議員の方からも、えこひいきがあってはならないというようなお話であります。そのとおりであります。我々も適正に評価がされるようなシステムの構築ということでなければならないと思っております。そういったことがなされませんと、職員の例えばモチベーションが低下するでありますとか、組織としての業績も

なかなか上がってこないのかなと思っております。いずれ、人事評価をシステム化することによりまして、客観性、あるいは恣意を排除するといったようなことで、こういったシステムの 導入に向けた努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 2番田中徳寿君。

2番(田中徳寿君)(登壇) ニュー市民クラブを代表して、議案第40号「平成18年度塩竈市 一般会計予算」について総括質疑を行います。

平成18年度当初予算案は、 172億 9,500万円として提案されております。これは佐藤市長の公約の一般会計の1割削減、 180億円の規模を上回る削減をなし遂げたことであり、私は市長並びに市職員の方々に、このような予算をつくったことに敬意を表します。そして、前年度当初予算と比較してマイナス 4.4%、平成14年度との比較ではマイナス16.7%のことであります。

景気の低迷や地下の下落などにより市税の減少が続いてきましたが、平成18年度では、定率減税の2分の1廃止等、税制改正による増加があり、前年度予算から比較して、3.1%の増、1億8,000万円余の増収を見込んでいられることですが、市税全体の状況をお伺いいたします。

また、歳入において、交付税及び臨時財政対策債の減少、公債費の減少、すなわち18年度市債発行額8億3,000万円余で、公債の元金償還額18億円余による一般会計の市債の残高は大きく減少に向かう見込みと考えられます。そして、17年度中の公的資金の借りかえ等により、公債費は前年度から2億1,000万円余の減と、約22億円となることなのであります。

このほか、市職員の方々の賞与の減額を組合と合意に達するなど、幾多の課題を乗り越えて 平成18年度一般会計予算を作成されたことと推察されます。これは、塩竈市役所の再生の第一 歩を確かな足取りで踏まれたと思いますが、塩竈市の産業界は今、仕組みの大転換期に当た り、それを再生するために、佐藤市長が市民の期待を一身に集め、平成15年の市長選挙で当選 されたのであります。これを機に塩竈市の再生を願うものであります。塩竈市の産業構造基盤 をどのように考えられるのか、市長の所見をお伺いいたします。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま田中議員から18年度予算編成のまず状況についてということでご質問いただきました。

先ほど来ご答弁申し上げております。大変厳しい予算編成でありましたが、今回こういう厳 しい予算を編成するに当たり、職員が本当に一丸となってですね、このまちをどうするかとい うことを真剣に考えていただいたということに対して、私も大変感謝を申し上げております。

特に、今回は職員の給与の削減という大変厳しいお願いをさせていただきましたが、市職労を初めといたします方々、本当に前向きにご理解いただきました。決して後ろを振り向く話ではなくて、これから先の塩竈をどうするかということで、そういう共通の舞台でお話をさせていただいた。最終的には組合の方からも基本的な同意をいただきまして、今回ようやくこういう予算編成ができたというのが実態であるかと思っております。

市長としてはですね、もっともっと気を引き締めて行財政運営に当たっていかなければならないと、私としては大変反省をいたしたところであります。なお一層努力をさせていただきたいと考えております。

そういった中で、市税収入、久方ぶりで62億 153万 8,000円という予算を組まさせていただきました。前年比 3.1%の増であります。金額では 1 億 8,000万円ほどの増と見積もってございます。これは、毎年毎年減少いたしておりましたが、現在、市内におきましては、例えば法人税でまいりますと、市内の金融機関等の業績回復が極めて顕著であります。そういった状況を加味しまして増加に踏み切ったと。あわせまして制度改正もございました。サラリーマン減税の問題でありますが、制度改正等もありましたので、そういったものを合わせた額が 1 億 8,000万円ほどであります。

こういったことでありますので、手放しで喜べる状況ではございませんが、反転攻勢に向けた第一歩を踏み出したということで我々は考えておりますし、なお一層、市税収入の増につながりますように、いろいろな施策を展開させていただきたいと考えております。

産業基盤の形成がそういったことでは一番大切ではないかということであったかと思います。本市の産業、歴史的にも水産業、水産加工業を主軸として発展をいたしてまいりました。 残念ながら、昨今、世界的なこういう資源の枯渇等の影響を受けまして、水産業界が大きな転換期を迎えております。こういった時期でありますので、ぜひ次世代を見据えた新たな業界の再編等が求められているのではないかということであります。本市といたしましても、こういった面にリーダーシップを発揮しながら、業界の皆様方と一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしましても、主軸となる産業の基盤強化が喫緊の課題であります。今回、条例として提案させていただきました「いきいき企業支援条例」も、その具体的な取り組みの一環であります。

なお、中心市街地の商店街の活性化、賑わいの創出につきましては、今、若手商工者の皆様 方が新しい取り組みを始めたところであります。なかなか厳しい長い道のりではあるかと思い ますが、こういった小売業を中心とした商業の再生のための支援といったようなことにつきま しても、本市に課された大変重要な課題であるというふうに考えております。

いずれ、地方分権社会の進展に伴い、今自治体に求められますものは、自立した行財政運営の確立であります。その意味からも、この危機的財政の状況を克服し、将来にわたり健全な行財政運営を確立することこそが我々に課されました最大の使命であるというふうに認識をいたしております。職員一同、なお一層こういった努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 18番小野絹子君。

18番(小野絹子君)(登壇) 私は、日本共産党市議団を代表しまして、二つの条例について 総括質疑をいたします。

第1点は、議案29号「塩竈市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」、第30号の「塩竈市国民保護協議会条例」についてであります。

条例制定の理由は、「武力攻撃事態などにおける国民保護のための措置に関する法律の施行に伴い、新たな条例を制定しようとするもの」と述べております。しかし、国民保護法は、武力攻撃事態に対処して、国民保護のために土地や施設の収用、食料や医薬品などの提供、関係者の徴用、報道機関に対する報道内容の協力など、我が国憲法が保障している基本的人権や財産権、営業権などに著しく抵触するおそれのある内容になっています。しかも、これらの遂行に当たっては、地方自治体にその役割を強要され、住民に直接に奉仕する観点で取り組むべき自治体が、国民の権利を制限する収用、徴用の行使を行う側に立たされてしまうという重大な問題があります。

さらに、国民保護法は、あたかも防災訓練と同列にあるかのような日常的な対処を求めておりますが、結局は、ほとんどありそうのない武力攻撃事態や政府の対策によって解決すべき大規模なテロの対策を口実にしたものとなっております。

そこでお伺いしますが、武力攻撃事態とは、当市では何を想定しているのか。二つ目に、提案されている協議会の定数は40以内とありますが、この枠組みの根拠についてと協議会の構成についてお伺いします。

3点目は、国民の保護に関する計画は、協議会で作成された後に、これから作成されるわけですが、作成された後に、議会に対しては報告だけとなっており、議会の意思が反映されません。計画策定に当たっては、協議会での協議内容を議会に明らかにすべきと考えますが、議会への対応にどのようにお考えになっているかお聞きするものです。

次に、議案第22号「塩竈市老人福祉センター条例の一部を改正する条例」についてお伺いします。

発足当時から社会福祉協議会に管理委託してきた老人福祉センターの管理を、指定管理者制度の導入をせずに市直営にするというものであります。我が党は、一昨年の9月議会で指定管理制度の導入の通則条例に反対しました。公の施設の個別によって利用者の見える状況で指定管理者導入にするのか、市独自にするかを判断すべきものとして対応してきました。

市は老人福祉センターの管理運営を長年社会福祉協議会に委託し、社会福祉協議会は老人福祉に大きな役割を果たしてきたものであります。にもかかわらず、突然に今回、市直営にした理由は何なのかお伺いします。

二つ目に、市直営でやるとすれば、人の配置や施設はどのようになるのでしょうか。そして、3番目には、社会福祉協議会との協議や対応の状況についてお伺いしまして、第1回目の質問といたします。よろしくお願いします。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 小野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国民保護法について、国民保護対策本部、国民保護協議会条例についてご質問いた だきました。

繰り返しになりますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小限にするため、国、地方公共団体、指定公共団体等の責務を初め、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処などの措置について定められているところであります。これは国で定めた法律でございます。

この法律は、平成16年6月14日に参議院で可決成立しております。宮城県では、この法律に基づき、平成17年2月議会において、国民保護協議会条例、国民保護対策本部条例、さらには緊急対処事態対策本部条例の各条例を定め、宮城県国民保護計画を平成17年度中に策定することとなっております。

本市では、この法律で地方公共団体に義務づけられております国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置に係る条例を整備し、宮城県国民保護計画と連動する塩竈市国民保護計画を平成18年度内に作成しようとするものでございます。

議員ご質問の武力攻撃の事態等につきましては、これは十分国の方で議論されて法律が制定されたと伺っております。我々といたしましては、県の議論を踏まえ、本市としていかに対処すべきかということにつきまして、いずれ国民保護計画を策定し、お示しをさせていただきたいと思っております。

なお、詳しい枠組み等につきましては、担当よりご説明をさせていただきます。

次に、老人福祉センターの問題であります。

老人福祉センター及び市民センターにつきましては、昭和47年に設置され、高齢者の健康づくりでありますとか、交流、レクリエーション、あるいは地域住民の活動の場として、本当に活発に使っていただいてまいりました。残念ながら、昨年8月に施設内にアスベストの存在が確認されたため同施設を休止し、両施設の機能を、隣の市民活動センター、この施設は旧勤労青少年ホームでありました。に移して事業の継続を図っているところでありますが、利用者の方々のご理解もいただき、今後ともこのような形態で事業を継続していくことといたしております。

老人福祉センター、市民センター、市民活動センターの施設の管理運営に関しましては、議員ご指摘のとおり、旧来、社会福祉協議会にお願いをしてまいりました。しかしながら3カ所に分散されておりましたこの施設が、現在は先ほど申し上げました市民活動センター1カ所に集約をされました。非常にコンパクトな形で今利活用いただいております。そういったことを考慮いたしまして、今後の運営管理につきましては市の直営とさせていただきたいということにつきまして、社会福祉協議会とかねてより協議を進めてまいりました。一定の理解に達しているというふうに私は理解いたしておりますが、なお、詳細については担当部長よりご説明をいたさせます。以上のような理由で直営ということに踏み切らさせていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

議長(菊地 進君) 山本総務部長。

総務部長(山本 進君) 18番議員にお答えいたします。

私の方から国民保護法に関してですが、39条では、市町村の国民保護協議会の設置及び所掌

事務が規定されておりまして、国民保護協議会の設置を義務づけられております。

40条では、その組織について規定されておりまして、委員につきましてはそれぞれ市町村長が任命するとなっておりまして、想定されるメンバーは、国の機関あるいは県の機関、関係機関等々のメンバーでございまして、おおむね現在あります地域防災計画策定委員会のメンバーの中から市長が任命ということになるかと考えております。

続きまして、議会等へのあれでございますが、これにつきましては、都道府県及び市町村の 国民の保護に関する計画につきましては、それぞれ関係機関の代表者などからなります協議会 に諮問されまして、計画策定後につきましては、それぞれ議会に報告という形になっておりま して、途中の議会に対しての報告等については法の中では要請はされておりません。以上です。 議長(菊地 進君) 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長(佐々木和夫君) それでは、私から老人福祉センターの直営についてお答えを 申し上げたいと思います。

去年の8月3日からアスベスト問題ということで使用休止にしたということについては、ただいま市長からご答弁申し上げたとおりでございます。

その後、この建物、二つの建物について、どうしていくかということについて検討してまいりました。あわせて、指定管理者制度についても、どのように対応していくのがいいのかということで部内で協議をし、さらには、庁内組織の中でも検討してまいりました。

一つは、アスベスト問題があるわけですから、アスベストを撤去して必要な修繕等を行って使用していくという方法もあろうかと思います。さらには、先ほど市長からも申し上げましたとおり、つくってから30年を経過する建物でございますから、耐震調査もしていない。耐震調査の結果が出た時点で、結果に応じて補強工事もしていかなければならないという建物でもございます。当然、かなりな費用がかかると見込まなければならないものと考えられるわけでございます。2館とも解体して新しい建物を建てるというのも、これも一つの方法でございます。それらシミュレーションを3通りほど、内容、手法、それからコストの問題も含めて検討してまいりました。

その中で、やはりこういう財政状況の環境下の中では、やはり市の建物を、ただいま所有している建物を有効に活用していくのが非常に大切ではないかという観点から、老人福祉センターの業務を、あわせて市民センターのいわゆる貸事務室の業務も、現在、緊急避難的に隣の勤労青少年ホーム、旧勤労青少年ホームでやっておりますけれども、これを当面の間はやってい

くのがよろしいんではないかという判断に立ったものでございます。

したがいまして、残ったこの二つの建物をどうしていくかということでございますが、これについては、やはり現時点で解体して新しい建物を建てていくというのは非常に困難でございます。さらに、アスベストがある建物でございますから、あのままにもしておけないと。こういう状況を種々検討いたしまして、結果的には、解体をして更地にして売却していくという方針に立ったものでございます。

それから、指定管理者の問題でございますが、これについては、現在、先ほど申し上げましたとおり、旧勤労で老人福祉センターの業務を継続してやっておるわけでございまして、おかげさまをもちまして利用状況も以前と変わっておりませんし、利用者数もむしろふえている状況もございます。したがいまして、今後ともあの施設で老人福祉センター業務を継続してやっていくと。

その場合の運営をどうするかということで、これも検討してまいりました。先ほど建物を解体して売却するということでございますけれども、基本的に売却の相手方としては、あそこで今まで事業展開をしてきていただいておりました社会福祉協議会がご購入いただいて、これまでどおりあそこを拠点として福祉事業を展開していただくのが、最も私どもにとっても、市民にとっても、社協にとっても、よいのではないかということで、まずは社協さんと土地の売買について協議をしていくという方針で、今、現時点では協議について進めているところでございます。

それらを含めまして、一定程度、緊急避難的に移ったということもございますし、土地の問題もまだまだ決着がついてないということもございますので、当面の間はいわゆる指定管理者制度による指定を行わないで、市の直営でやっていこうという方針に立ったものでございます。

人の配置ということでございますが、直営ということでございますので、必要な職員を配置 して、ことしの来年度の4月からは対応していきたいというふうに思っております。

それから、社協との協議がどうなっているかということでございますが、それら二つの点について、昨年の12月の末に、まずは事務方、事務局に市の考え方を申し上げ、ことしの1月の12日だったでしょうか、正副会長をお呼びいたしまして、市の考え方を申し上げたところでございます。社協といたしましては、今月の14日だったと思いますけれども、理事会を開催し、さらに16日には評議委員会を開催し、この問題について検討をしていただいたというふうに聞

いてございます。以上でございます。

議長(菊地 進君) 18番小野絹子議員。

18番(小野絹子君) 時間もたってますので、非常にこれ重要な問題ですので、あとは予算委員会でやるということで、これできょう打ち切りたいと思います。ありがとうございました。

議長(菊地 進君) これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明25日から27日を休会とし、28日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明25日から27日を休会とし、28日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年2月24日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 伊勢 由典

塩竈市議会議員 東海林 京 子

平成18年2月28日(火曜日)

塩竈市議会2月定例会会議録 (第2日目)第2号

議事日程 第2号

平成18年2月28日(水曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第19号ないし第57号(施政方針に対する質問)

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(22名)

| | 1番 | 菊 | 地 | | 進 | 君 | | 2番 | 田 | 中 | 徳 | 寿 | 君 |
|---|----|----|----|---|---|---|---|----|---|----|---|---|---|
| | 3番 | 武 | 田 | 悦 | _ | 君 | | 4番 | 伊 | 藤 | 栄 | _ | 君 |
| | 5番 | 志于 | 子田 | 吉 | 晃 | 君 | | 6番 | 鈴 | 木 | 昭 | _ | 君 |
| | 7番 | 今 | 野 | 恭 | _ | 君 | | 9番 | 浅 | 野 | 敏 | 江 | 君 |
| 1 | 0番 | 吉 | 田 | 住 | 男 | 君 | 1 | 1番 | 佐 | 藤 | 貞 | 夫 | 君 |
| 1 | 2番 | 木 | 村 | 吉 | 雄 | 君 | 1 | 3番 | 鹿 | 野 | | 司 | 君 |
| 1 | 4番 | 志 | 賀 | 直 | 哉 | 君 | 1 | 5番 | 香 | 取 | 嗣 | 雄 | 君 |
| 1 | 6番 | 曽 | 我 | Ξ | 3 | 君 | 1 | 7番 | 中 | Ш | 邦 | 彦 | 君 |
| 1 | 8番 | 小 | 野 | 絹 | 子 | 君 | 1 | 9番 | 吉 | Ш | | 弘 | 君 |
| 2 | 0番 | 伊 | 勢 | 由 | 典 | 君 | 2 | 1番 | 東 | 海林 | 京 | 子 | 君 |
| 2 | 2番 | 福 | 島 | 紀 | 勝 | 君 | 2 | 3番 | 伊 | 藤 | 博 | 章 | 君 |

欠席議員(1名)

8番 嶺岸淳一君

説明のため出席した者の職氏名

 市
 長
 佐
 藤
 昭
 君
 助
 役
 加
 藤
 慶
 教
 君

 収
 入
 役
 田
 中
 一
 夫
 君
 総
 務
 部
 長
 山
 本
 進
 君

 市民生活部長
 棟
 形
 均
 君
 健康福祉部長
 佐々木
 和
 夫
 君

 産
 業
 部
 長
 内
 形
 繁
 夫
 君

| 総務部次長兼総務課長 | 阿部守雄 | 君 | 総務部次長兼危機管理監 | 大 浦 | 満 | 君 | | | | | |
|---------------------------------|---------|---|---------------------------------|-----|-----|---|--|--|--|--|--|
| 市民生活部次長兼環境課長 | 綿 晋 | 君 | 健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長 | 木 下 | 彰 | 君 | | | | | |
| 産業部次長 | 伊賀光男 | 君 | 建 設 部 次 長兼都市計画課長 | 茂庭 | 秀 久 | 君 | | | | | |
| 総務部行財政改革 推 進 専 門 監 | 田中たえ子 | 君 | 総務部政策課長 | 渡辺 | 常幸 | 君 | | | | | |
| 総務部財政課長 | 菅 原 靖 彦 | 君 | 市民生活部 市 民 課 長 | 澤田 | 克巳 | 君 | | | | | |
| 健康福祉部 社会福祉事務所長 | 会 澤 ゆりみ | 君 | 産業部 みなとまちづくり課 長 | 神谷 | 統 | 君 | | | | | |
| 総務部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長 | 佐藤信彦 | 君 | 市立病院長 | 長嶋 | 英幸 | 君 | | | | | |
| 市立病院事務部長 | 佐藤雄一 | 君 | 市立病院事務部 次長兼業務課長 兼 医 事 課 長 | 伊藤 | 喜 昭 | 君 | | | | | |
| 水道部長 | 佐々木 栄 一 | 君 | 水道部次長 | 大和田 | 功次 | 君 | | | | | |
| 水道部総務課長 兼経営企画室長 | 尾形則雄 | 君 | 教育委員会教育長 | 小倉 | 和憲 | 君 | | | | | |
| 教育委員会 教 育 部 長 | 小山田 幸 雄 | 君 | 教育委員会 教育部次長兼 生涯学習センター館長 | 渡 辺 | 誠一郎 | 君 | | | | | |
| 教育委員会教育部総務務課長 総務保長 | 橘内行雄 | 君 | 選挙管理委員会 事 務 局 長 | 佐藤 | 直孝 | 君 | | | | | |
| 監査委員 | 高橋洋一 | 君 | 監査事務局長 | 丹 野 | 文 雄 | 君 | | | | | |
| 事務局出席職員氏名 | | | | | | | | | | | |
| 事務局長 | 佐久間明 | 君 | 事務局次長 | 遠藤 | 和男 | 君 | | | | | |
| 事務局次長兼議事調査係長 | 安藤英治 | 君 | 議事調査係主査 | 戸枝 | 幹 雄 | 君 | | | | | |

午後1時 開議

議長(菊地 進君) ただいまから2月定例会2日目の会議を開きます。

本日欠席の通告のありましたのは、8番嶺岸淳一君の1名であります。

本議場への出席者は、第1日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようにお願いい たします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(菊地 進君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、22番福島紀勝君、23番伊藤博章君を指名いたします。

日程第2 議案第19号ないし57号

議長(菊地 進君) 日程第2、議案第19号ないし第57号を一括議題といたします。

これより市長の施政方針に対する質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を 許可いたします。19番吉川 弘君。(拍手)

19番(吉川 弘君)(登壇) 私は日本共産党市議団を代表しまして、佐藤市長の平成18年度の施政方針に対する質問を行います。

1番目は、本市の財政運営にかかわる国の三位一体改革について伺います。小泉内閣が作成したこれまで5回の予算案で、国の新たな借金は幾らふえたでしょうか。2006年度までの5年間の予算で、小泉首相は国の新たな借金を何と 170兆円ふやしたのであります。この結果2006年度末には、国の借金は 605兆円になると言われております。国民1人当たりの借金は 473万円にもなるものであります。

その前の5年間はどうだったでしょうか。当時、みずからを借金王と称した小渕首相の5年間で、新たにふえた借金は 153兆円でありました。小泉首相の方が17兆円も多いのであります。ヨーロッパでは、社会補償が予算の中心に座るのが当たり前でありますが、日本においては国、地方合わせて社会補償には20兆円、それに対して浪費型の公共事業に50兆円という逆立ちした税金の使い方、もう一つは大企業や大金持ちへの減税には手をつけないできた結果、改革とはいうものの借金だけは雪だるま式に膨らんできたのであります。その一方、国民には庶

民大増税を強いる、地方自治体には予算を減らさせる、まさに予算の使い方にメスを入れなければ、国・地方の財政は解決しないのであります。

この4年間、小泉内閣が進める三位一体の改革で明らかになったことは、5兆円余りの補助 負担金の削減、そして地方自治体の仕事、支出として継続すべきものが、税源移譲の対象とし て3兆円余り、そのような規模でした。このほかに、8,000億円が交付金にかわった額を加え ましても、地方自治体に対するその差額は1兆3,000億円もの削減でございます。補助負担金 の削減の内容を見ますと、教育、福祉の分野が圧倒的であります。さらに、地方交付税が5兆 円余り削減され、合わせますと地方に対して6兆円もの削減であります。

本市にとっても、平成18年度の地方交付税が昨年度比較で1億3,000万円減額されたと聞いております。税収入を補うのが交付税であり、本市にとってもその影響は多大なものがあります。その交付税が年々大幅に減らされることは、本市だけでなく全国の地方自治体にとっても予算が組めなくなる、このような悲鳴が出るなど大変な問題であります。市民にとっても、補助負担金の削減は、将来の教育や福祉の水準の後退につながる、このような問題であります。

昨年度の市長の施政方針では、三位一体改革について地方の自立を促すという当初の目的からは十分とは言えないながらも、地方自治体本来の姿に向けた胎動が始まっております。このように三位一体改革について改革への問題点を指摘をしながらも、市長は国の進め方には肯定しております。私は、市長に改めて、この間の三位一体改革による補助負担金の削減と税源移譲交付金の削減など、本市の財政に及ぼしている影響についてどのように考えているのか、また今回の施政方針では三位一体の改革に対する評価をどのように考えているのか、見解を伺います。

次に、市の新行財政改革推進計画について伺います。平成18年度の当初予算は約 173億円と、昨年度と比較しましても約8億円、マイナス 4.4%、このように少なく、単なる緊縮ではない超緊縮予算であります。このような超緊縮予算は、佐藤市長誕生してから4年間連続であります。市長は、超緊縮予算の理由として財政難を強調し、政策経費及び経常経費の予算を枠配分方式により一律10%削減してきております。

予算編成に当たっては、暮らしと営業、福祉、教育を第一課題として掲げて市民生活をしっかりと守ることが求められておりますが、超緊縮予算ではサービスの切り捨てになるのではないでしょうか。また、住宅家賃滞納者への訴訟、市税滞納者へのサービス制限などは、地方自治体としての役割と責任がしっかりと果たせるのでしょうか。財政難を強調する中、まして貨

物ヤード跡地の開発には73億円もの事業費を使って、町の活性化に向けたグランドデザインからかけ離れて、イオン(株)の大手企業を呼び込む事業などはやめるべきだと思います。

市長は、超緊縮予算で市民のための予算カットを行い、一方では市職員に対して行革ニュースを発行して「このまま行けば財政再建団体に陥る」と強調し、国の人事院勧告の給与削減を行うだけでなく、それに加えて市の独自削減として市職員1人当たり38万2,000円、総額3億2,200万円の手当も削減を行っているのであります。私は、本市だけでなく、全国の地方自治体が陥っている財政危機の原因を明確にして、解決策を取るべきだと考えます。財政破綻の責任は一般公務員にはなく、給与削減などを財政再建の名で押しつける道理はありません。このような予算編成のあり方は見直すべきだと考えます。

新行財政改革推進計画では、平成15年4月時点の市職員846人を、平成22年4月までに185人削減して661人まで22%の人員削減計画であります。これは、昨年の3月29日の総務省の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づくものであります。指針では、「地方公共団体の総定員が、平成11年から16年までの5年間で4.6%純減している。これは各団体の努力による」と評価し、今後は市町村合併の進展、電子自治体や民間委託等の推進を踏まえると過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要があり、そのために平成22年度までの地方自治体の職員の明確な数値目標、削減計画を設定することを求めているものであります。

しかし本市の場合は、市長は市長就任後の平成15年度から平成17年度までの2年間で55人削減し、削減率は6.5%であります。市長は今回の施政方針で、「平成22年度までの5年間で、さらに人員を130人削減する」と述べております。これは、16.4%に当たる大変大きな削減であります。小泉首相は、構造改革なくして日本の再生はない。この構造改革は市場優先で、これまで行ってきた事業についても公共主体ではなく、市場、民間主体へと転換を進めていく、最近では官から民へとスリム化されてきている内容であります。公務員の大幅な削減を行うことによって、公務を企業の利潤追及に提供させるというねらいがあります。

最近の例では、全国的に大問題となった耐震偽装事件が、官から民へとの流れで起きた問題でございました。このような経済路線は、大企業の利潤追及の自由という立場で、新自由主義とも言われております。公務員は、全体の奉仕者であります。現在求められるのは、公務員の役割とは何か、もっと市民全体で深め合うことだと思います。あわせて、職員定数の適正化に当たっては退職者不補充を基本とすると述べていますが、長期に新規採用をしなければ、行政の機構上運営に支障を来す心配がされます。このようなことは、慎重に検討すべき課題と考え

ますが、見解を伺います。

2番目は、国民健康保険事業について伺います。施政方針では、「被保険者の健康づくり事業、啓発事業を進めていくとともに、今後予定される医療制度改正に対応するため、収納率の向上に一層努め、安定した事業運営を進めていく」と述べております。私は、健康づくりなどの予防事業は大切だと思います。現在、医療制度改革関連法案が国会に提出されております。医療制度改革のポイントは、この法案が通ればことし10月からは、現役並み所得の70歳以上の高齢者の窓口負担を、現在の2割負担を3割負担にする。70歳以上の高齢者の方が長期入院する際には、食費、居住費の負担増を強いる。2年後の08年4月からは、70歳から74歳の高齢者の窓口負担を1割を2割にするなどであります。まさに、高齢者を中心に国民に新たな痛みを押しつけ、公的医療制度を土台から壊す方向に大きく踏み出す改悪であります。

しかし市長は、医療制度改正に対応するため、収納率の向上だけを強調しているのであります。市民の負担増の痛みは感じないのでしょうか。市長の今後の医療制度の改正についての認識を伺います。

この間、平成16年度、17年度の2年連続して、国保税の大幅な引き上げが行われました。値上げの理由は、平成20年度には国保会計が県一本化になる、そのため赤字をなくすために4年間で28%の値上げが必要で、そのため16年度から4年連続して段階的に値上げを行うというものでございました。しかし、この2年間の大幅な値上げの結果、国保財政の見通しは平成17年度、18年度と黒字になったのでございます。滞納額は年々膨らみ、平成16年度末には7億6,000万円を超しました。国保税滞納者の納められない理由は、67%が生活困窮であります。このような市長のやり方は、小泉内閣の進める医療構造改革の県一本化の方針を先取りして、大幅な値上げを国保加入者に行ってきたという問題だと考えます。この間の税率引き上げに対して、改めて市長の見解をお伺いいたします。

本市では、全世帯の過半数を超える53%の約1万1,600世帯が国保に加入していますが、その中で国保税未納のため3カ月間の短期被保険者証受給となっている世帯が814世帯あります。そのほかに、58世帯に資格証明書発行となっております。資格証明書の方は、病院にかかる際には全額支払いであります。しかし、国保税を払わない方が病院の医療費を払えないのが実態であります。また、短期被保険者証の814世帯の中で保険証を受けていない世帯は、いわゆる保険証なし、無保険者は250世帯あります。保険証なしの方が病院にかかる際には全額支払いとなるため、この方々も実際には病院にかからないことになると思います。病気になった場合

病院にかからず、重症になって初めて病院にかかることになります。短期被保険者証や資格証明書の発行は、国保税の滞納を理由にした制裁措置だと考えます。市民の命にかかわる問題であり、市民の方が病院に行けるようにするために国保税の実効ある減免、短期被保険者証や資格証明書の発行はやめる考えがないかどうかお伺いいたします。現在短期被保険者証を受け取りに来ない 250世帯の保険証なし世帯の方が病院にかかれるようにするためにも、私はこの世帯の方々に保険証を渡す必要があると考えますが、当局ではどのように考え、どのような努力を行ってきたのか伺います。

次に、2月4日の新聞記事で、「塩竈市は、市税や国保税の収納率向上の一環として、滞納者に対する行政サービスの提供を一部制限する方針を明らかにして、ことし4月から行う」と報道されました。国保税未納者の実態は、収入不安定、事業不振及び失業など、生活困窮者であります。国保法の第1条では、社会保障と位置づけており、国民保険の向上に寄与することなどの目的が明確にうたわれております。現在の社会において、所得の格差が大きくなって、ますます生活困窮者がふえてきております。税や保険税の公平性だけを問題にするのではなく、社会保障という立場で親身になって対処していくことが求められているのではないでしょうか。国保事業など、税未納者に対してサービス制限を行うべきではないと考えますが、見解を伺います。

さらに、憲法14条の「法の下の平等」のもと、地方自治法第10条の2では「住民は地方公共 団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、云々」とありますが、このことに反してはい ないでしょうか。また、年度内に要綱を定めると報道されておりますが、地方自治法第14条の 2では「権利を制限するには条例によらなければならない」とあります。法的には、問題はな いのかどうか伺います。

3番目は、学校施設耐震診断調査と補強工事について伺います。宮城沖地震は、30年以内に99%の確率で起きると予想されております。子どもたちが日中のほとんどを過ごす学校施設においては、1日も早く安全で快適な施設として改修されることが求められております。昨年4月時点で、全国の公立小中学校の耐震化率は51.8%と半数であり、耐震化のおくれは深刻であります。この間平成16年度に行われた玉川小と第三小、平成17年度には第一小と第二小ではすべての学校で全校舎、または一部の校舎や体育館が耐震補強工事の必要性が明らかになってきております。耐震補強工事が必要な建物は、昭和35年から48年にかけての建物であります。今後平成18年度、19年度、20年度に各2校ずつ、合計6校が計画されておりますが、この間の耐

震診断では約 800万円から 1,000万円費用がかかりますが、しかし耐震強度を明らかにすることは重要だと考えます。急いで耐震調査を行い、耐震強度の低い建物から補強工事に入るべきではないでしょうか。そのために、耐震調査を繰り上げて一気に行う考えはないのかどうか伺います。

続いて、地震防災対策特別措置法について伺います。ことしの2月11日に、政府与党が検討していた地震特措法の改正案が明らかになり、地方自治体が実施する公立小中学校の校舎の耐震補強を対象にした、国の半額補助を2010年度まで5年間延長し、災害時に避難場所となる体育館も補助対象に加えるとして、現在の通常国会に提出することになっております。これまで本市においては、3分の1の大規模改築での補強を行ってきておりますが、この地震特措法の内容について伺います。また、今後の補強に当たっては、この地震特措法の補助率50%の事業を活用して行うべきと考えますが、見解を伺います。

次に、玉川小学校の大規模改修計画について伺います。かつて、老朽化が激しい玉川小学校の改築が、平成16年度の着手事業費23億円を見込んで計画されました。ところがその後、財政難という理由で耐震診断と補強工事に切りかわりました。子どもたちや父兄にとっては、大変残念な思いでありました。今回、大規模改修に向けた実施設計を平成18年度に行うというふうになっておりますが、補強工事との関連ではどうなるのか、またどのような内容、規模の改修となるのかお伺いいたします。またあわせて、玉川小学校の給食施設が耐震診断の結果補強工事が困難とされているため、緊急措置として第二小学校での共同調理で進められていると述べられておりますが、今後給食施設の復旧はどのようになるのか、今後も自校方式はぜひ堅持すると、このように考えているのか伺います。

以上で、第1回目の質問を終えさせていただきます。

どうもご静聴ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま19番吉川議員からご質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、本市の財政運営についてでございますが、国の三位一体改革に対する評価というご質問でございました。三位一体の改革における国庫補助負担金の見直しにつきましては、おおむね4兆円を目途に廃止、縮減が行われ、同時に3兆円規模の税源移譲がなされることとなっております。18年度におきましては、最も危惧されました生活保護扶助費負担率の引き下げこ

そ回避はされましたが、新たに児童扶養手当及び児童手当の負担率削減が行われております。本市における18年度での影響額でございますが、約4億円ほどであり、それに対し所得譲与税4億2,000万円が交付される見込みでございますので、直接影響を受けている補助負担金の削減額はおおむね補てんはされておりますが、国と地方との関係全体では、国の財政再建が優先されたのではないかというような感をいたしております。

加えまして、地方交付税につきましては、地方財政計画におきます歳出の大幅な削減を通じまして、圧縮が続けられております。本市の18年度予算では、地方交付税を前年度から5億9,600万円の減と見ておりますが、国勢調査人口の減少や市税の増加が減少要因として働いたようなことはございますが、やはり三位一体改革による地方歳出の大幅な削減も大きな要因であるととらえております。このような状況を見ますと、この間の三位一体の改革はやはり国の財政再建が優先され、国庫補助負担金を廃止して税源を移譲して、地方の各自治体が自立的な行政運営を図るという大きな目的につきましては、現段階では隔たりがあるというふうに考えております。

次に、18年度の予算編成の考え方についてお答えいたします。本市の財政は、市税の減少や交付税の削減、そして福祉関係費の増加などによる多額の収入不足を基金からの繰入金で補てんしてきたことから、財源調整のための基金が底をつくというような危機的状況にございます。平成7年度からでありますが、財政調整基金からの繰り入れを続けてきており、歳入の動向を踏まえた歳出の見直しが不十分であったと言わざるを得ないと考えております。このような財政危機突破のため、一般会計の予算規模を平成14年度の202億7,000万円、1割削減を目安に、歳出全般にわたる見直しを進めてまいりました。14年度と比較し、17年度予算は12.9%の減、そして18年度では16.7%、金額にいたしまして34.75億円の圧縮をするなど、言われますとおり超緊縮型の予算編成を行っております。

18年度の予算編成に当たりましては、限られた財源の有効活用のため、事業の選択と集中により重点配分を行うとともに、市民サービスに直結する政策的な予算につきましては市民満足度調査の結果を踏まえ、重要度や緊急性が高い事業に重点配分をいたしております。18年度の重点項目としては、発生確率が高まっている地震や津波対策などの防災対策事業や、本市の活力再生のための産業活性化対策事業、あるいは市民の健康づくり事業などといたしております。さらには、子育て支援を初めとする福祉事業につきましては継続して予算を配分するとともに、教育施設整備の耐震化関連に関する事業費を拡充いたしております。

また、本市活性化の起爆剤とすべく進めております海辺の賑わい地区区画整理事業につきましては、1日も早くにぎわいと活力の再生を市民の皆様方が実感できるよう、旧貨物ヤードを中心とする未利用空間の活用を第1期として取り組んできております。平成18年度では、地元の権利者を含め仮換地を指定いたしました宅地の速やかな利活用が図られますよう、区画を形成する道路の整備費を約9億円弱計上したところでございます。さらに行財政改革に基づき、ゼロベースからの事務事業の見直しを行い、経常費の削減、補助金の削減、あるいは普通建設事業費の抑制など、事業実績を踏まえての一定の進度調整など、歳出削減に取り組んできたところでございます。

しかしながら、このような事業費での歳出抑制は限界に達していると判断せざるを得ず、財政危機を乗り切るためにはあらゆる制度活用や手段が必要であるとの考えに基づいた予算編成をいたしました。まず、公的資金の借りかえを行い、また特別職給与や管理職手当のさらなる削減はもとより、さらに職員に相当の痛みを伴う職員給与の削減という苦渋の選択に踏み切りながら、まずは職員がみずからということで、全庁を挙げて18年度の予算編成に努めたところでございます。今後、まだまだ厳しい道のりではありますが、行財政改革を不退転の決意で推し進め、財政構造の弾力化に向けた抜本的な改革に取り組み、地方自治の使命であります住民福祉の増進を図ってまいります。職員のふるさと塩竈にかける思い、まさに身を切る思いであります。職員給与の削減、それぞれの職員に対して大変厳しいお願いでありましたが、組合の方々にも十分なご理解をいただきながらこのような措置に踏み切ることになりました。私自身、誓いを新たに塩竈の再生に不退転の決意を持って取り組む所存でございます。

定数適正化についてお答えいたします。本市は、昨年10月に策定いたしました職員定数適正化計画に基づき、17年4月1日時点の791名の職員を22年4月までに661名とし、130名を削減する目標を設定し、行財政運営の抜本的構造改革の柱として取り組んでおります。この定員適正化の目標は、現在国が示しております国家公務員の削減目標5%の枠を大きく上回るものであり、今後5年間において16%の職員数の削減を目指す内容でございます。本年4月の目標値は、前年度より16名減の775名に設定いたしましておりましたが、18年度の新規職員採用の見送りによる退職者不補充、早期退職の募集の取り組みをいたしました結果、750人台という年度目標を大幅に上回る見込みとなっております。現在の本市職員数の状況は、総務省定員モデルの比較で10名、人口産業構造の類似団体との比較で88名超過している状況にあり、まずこの数値の開きを早急に解消すべく、定員の適正化に努めてまいります。このような目標を達成

した上で、さらに市民サービスを提供していく上で最も効率的、効果的に人的資源を投入する 手法を、新たに検証、選択してまいりたいというふうに考えております。

本市の財政構造は、経常収支比率が95%を超える水準にあり、弾力的な財政運営を示す一つの目安となる80%台の水準を確保していく上では、今後とも適正な人員規模、給与体系を構築し、総人件費を抑制していくことが必要不可欠であります。何もやらずに行財政の健全化というのは、我々はできないと思っております。みずから身を切る努力をすることこそが、行財政改革の第一歩であるというふうに考えております。このような目標を確実に達成し、限られた人材を有効に活用していくことこそが、市民の方々が望まれる豊かな地域社会の第一歩であるというふうに認識をいたしているところでございます。

経済成長と人口増加という大きな柱に支えられた、いわゆる右肩上がりの時代が終焉した今、今後の行財政運営は限られた行政資源を常に意識しながら、人的資源の効率的な投入を図る必要があると考えております。再生委員会等の提言におきましても、これまで福祉の充実に市民の強い関心が高まり、それに対応するために職員数の増加を招いた経過は理解をいたすものの、800人の職員数については現下の経済情勢や財政状況に照らし、適正な職員数を確保していくべきであるとの意見が寄せられております。このようなことの実現のためには、行政の責任のもとで直接的に担う分野、民間等の活用や市民の協働により効果が上がる分野など、すべて事務事業ゼロベースで見直しし、行政サービスの効率化になお一層努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」という中で、国民健康保険事業についてご質問をいただきました。まず、医療制度改革についてご質問がありました。現在国会に提案されている医療制度改革の内容につきましては、少子高齢化が進む中で国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり医療制度を持続可能なものとしていくために、医療費適正化の総合的な推進でありますとか、新たな高齢者医療制度の創設、さらには保険者の再編統合など、大きな改革が進められようとしているというふうに認識をいたしております。医療保険の再編統合につきましては、国は改革案の中で都道府県単位での運営を推進していくため、保険財政共同安定化事業を創設し、県単位で市町村国保の財政の安定化、保険料の平準化を図っていくことといたしております。

保険財政共同安定化事業とは、これまで1件の医療費70万円以上の場合に、70万円を超えた額が対象でございましたが、今回の制度改正では1件の医療費30万円以上を対象に、全額につ

いて市町村国保の拠出金により費用負担するものでございます。国では、対象範囲は従来の6倍以上に広がり、国保医療費の約4割がこの対象になると予想されております。また、20年度の後期高齢者医療制度は、県単位の広域連合で進めようとしており、国保にとっても県単位への今後の方向性の一つの形が見えてきたものではないかと考えております。平成20年度以降は、国民健康保険の被保険者の範囲や、費用負担の枠組みも大きく変わることが予想されます。改正後には、詳細が明らかになり次第、本市としての必要な対応を的確に実施してまいりたいと考えております。

次に、保険税についてでございます。平成15年度に収支改善計画を定め、高齢化による医療費の増加などに対応するため、市民のご理解をいただきながら国民健康保険税の医療費分につきまして、平成16年度10.3%、平成17年度5.88%の税率改定を行い、国保特別会計の収支が改善されております。一方、保険税の収納率の向上についてでございますが、国民健康保険制度は加入者全体の相互扶助で成り立つ社会保障制度であり、国保税の収納確保は制度を維持していく上で極めて重要な課題でございます。このため、口座振替の促進でありますとか、新たな滞納世帯が増加しないように努めるとともに、滞納世帯に対しましては実態把握に努め、納税相談、納税指導による収納環境の整備を行うことにより、収納率の向上に努めているところでございます。

短期被保険者証と資格証明書の発行問題についてお答えをいたします。滞納のある世帯につきましては、徴収猶予や分納など、その世帯に合った相談を十分行いながら、段階的に短期被保険者証、そして資格証明書を発行するものでございます。資格証明書の発行は、適用除外の特別の理由などの有無を確認させていただいた上で、十分な所得や資産がありながら納税の意思のない世帯を対象といたしております。なお、短期被保険者証を取りに来られていない世帯については、納税相談の機会をふやす意味でも、来庁いただくよう適宜連絡を取り、指導を行ってまいります。国保税の減免につきましては、国民健康保険税減免取扱要綱に基づいて実施し、災害等の場合あるいは事業の廃止等で生活維持が困難になった場合を対象とさせていただいております。また、収入の変化などで国保税の納入が一時的に困難な場合などは、徴収猶予や分納の納税相談に応じるなどの対応をいたしております。短期証並びに資格証明証の交付は、保険制度が相互扶助であることの原則に立ち、被保険者間の負担の公平を図る観点からと、滞納対策として実施していくものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

保険税など、滞納者の方々へのサービス制限についてご質問いただきました。まず、議員か

ら憲法についてご質問いただきました。我が国は、憲法においてその第3章第10条から40条に国民の権利及び義務について規定をいたしております。第11条には、基本的人権の保障が定められているとともに、第12条においては保障される自由と権利について乱用してはならないという義務及び公共の福祉のために利用する責任を、第13条に権利について公共の福祉に反しない限りの最大の尊重、さらに第30条においては法律に定めるところによる納税の義務について規定がされております。また、地方自治法におきましてはその第10条に議員が読まれましたように、住民が地方公共団体の役務をひとしく受ける権利という文言の後ろに、その負担を分任する義務ということも書いてあるはずでございます。といったようなことが規定されており、地方自治の根本について法に定めるところの趣旨は、権利と義務、自由と責任、個人の尊重と公共の福祉、役務の提供と負担の分任という、双方が並立することを意図しているものであるというふうに理解をいたしております。

本市におきましては、この法の趣旨に基づき、納税の義務、負担の公平性を確保するため、市税等の滞納につきましては税法等の関係法令に基づく滞納処分を厳正に執行し、昨年12月には不動産の公売にも取り組んだところでございます。また、このたび取り組みを進めております市税等を滞納している方々への行政サービスについての措置につきましては、滞納を放置しておくことが納税の義務を誠実に履行されている市民の方々の公平感を阻害している状況にかんがみ、特段の理由もなく市税等を滞納している著しく誠実性を欠く方々に対し、納税を促し、滞納を未然に防止することで、市民の方々の税徴収に対する信頼を確保することを目的とするものでございます。

当然のごとく、地方公共団体は住民福祉の増進を図る必要がありますので、国保等の社会保障や市民の皆様の生命や安全に関して緊急性がある事業については、今回の措置の対象からは外させていただいております。また、わずかの滞納がある場合でも、サービスを制限するという画一的な対応を考えているものではなくて、サービス利用の申請の際に市税等の納入状況について確認をさせていただいた上で、滞納がある場合については納税について相談をしていただき、計画的に納入の約束をしていただくことに結びつけていくことを基本とさせていただいております。

ご指摘の権利の制限と条例、要綱等の関係につきましては、措置の対象となる事業それぞれにつきまして、今後関係規定の整備を行ってまいります。繰り返しになりますが、このたびの取り組みは行政サービスを不当に制限することや、歳出の抑制を目的としたものではなく、納

税意識を高めることにより納税の公平性を確保するために行う措置であるということをご理解 いただきたいと思います。

次に、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」につきまして、学校施設耐震診断調査と補強工事についてご質問いただきました。小中学校の耐震化につきましては、厳しい財政状況ではありますが、学校で学ぶ児童生徒の安全を図るため、平成16年度から平成20年度までに耐震診断調査を実施し、調査結果に基づく必要な耐震補強工事を22年度までに完了させるという計画であります。耐震調査は既に、小学校の4校が終了いたしておりますが、そのうち三小と玉小の補強工事につきましては17年度での補正財源が確保されましたので、年次計画を一年早めまして17年度に実施し、安全性の確保に努めているところでございます。また、今回地震特別措置法が一部改正され、学校施設のうち災害時に避難場所となる体育館も含めて平成22年度まで5カ年間の期間延長となる予定でありますことから、この制度を有効に活用しながら22年度までの小中学校の耐震補強工事を実施してまいりたいと考えております。その際には、議員ご指摘の2分の1補助を最大限活用させていただきたいと思っております。

玉川小学校の大規模改修についてお答えをいたします。玉川小学校につきましては、老朽化が大変進んでおりますことから、児童の教育環境の整備がこれまでも大きな課題となっておりました。現下の大変厳しい財政状況から、まずは大規模改修で対応させていただくこととし、平成18年度に実施設計を行い、国の大規模改造事業の補助を受けて、19年度に改修事業を行ってまいります。内容につきましては、校舎、体育館の外内部の塗装、トイレや床の改修、給排水施設の整備等、学校の教育環境の向上につながるものを予定させていただいておるところであります。なお、その他の学校施設につきましても、18年度より県の振興資金を活用し、計画的に改修を行うなど教育環境の向上に努めてまいります。

次に、学校給食の共同調理についてお答えをさせていただきます。玉川小学校の給食施設につきましては、昨年の耐震診断の結果を踏まえ、安全の確保の観点から第二小学校との共同調理方式で給食を提供することとし、準備を進めております。共同調理方式の導入に際しましては、当初は近接する玉川中学校を検討いたしてまいりましたが、給食室の拡張でありますとか運搬車の出入り口の問題などの障害があり、検討の結果、第二小学校との共同調理方式を採用することといたしました。第二小学校の給食室は、市内の小中学校では施設面積が広く、校門近くに位置しますことから、搬入車の出入り口もあり、子どもの安全性の確保もできますことからと、また小学校同士なので同一献立の給食調理であるという利点を考慮いたしまして、第

二小学校との共同調理方式に決定させていただいたところでございます。今後はこれを機会に、 将来の児童生徒の推移でありますとか学校教育の中での給食の役割を見据え、関係者のご意見 を十分に伺い、広く意見を交換しながら今後の学校給食の運営方法を検討させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 19番吉川 弘君。

19番(吉川 弘君) では、2回目の質問をさせていただきます。

まず三位一体改革についてですけれども、この件に関しましては、本市の場合は今回はそれほど影響はないと、ただ全国的にはやはり国の方が優位だと、そういう評価がされておりますけれども、やはりこの間の三位一体の改革の影響によって、現時点では非常に影響も大きいと、そういう市長の答弁だったというふうに思いますけれども。この間やはり推移しますと、本当に今年度はそんな本市にとっては影響はないですけれども、16年度交付税で見るならば三位一体改革によって4億円の大きな影響を受けていると。ですからそういう点で、やはり全国的にも影響というのは大きいというふうに思うんですね。あわせて、私も先ほど述べたように、本当に地方自治体にいろいろな歳出の削減とかあと人件費、定員の適正化ということを進める中で、しかし本当に国、地方の赤字、結局借金が本当に減っているのかと言えば、逆にふえていると。そういう本当に最悪の事態になってきているという状況だというふうに思います。

ですから、きょうの河北新報にも多賀城市の基金、8億4,000万円が新年度の予算の中でゼロになると、そういう事態になって、本市だけでなくそういう隣の市、それから全国的にも大変な事態になってきているということなんで、ですからここのところの財政難の原因をしっかりと明確にしていかないと、解決に向かわないというふうに思うんです。ですからその辺で市長が、確かに三位一体改革のこれが「本市にとっても大きな影響はある」とは言っていますけれども、しかし本当に明確にこれに対する評価というか、その辺が非常にはっきりしないという感じ方がしました。

これまでにも、橋本大二郎高知県の知事とか、三位一体改革を推進してきた前県知事の浅野さん、このような方も「これまでこの間の推移を見ますと、この決着というのは地方の期待を裏切るもの」とか、「改革でも何でもないということがよくわかった」とか、このような評価をしているんですね。ですから、そこのところを改めてやっぱり市長が、この三位一体改革に対する評価、見解をもう一度伺いたいというふうに思います。

あと特に財政、予算を進めていく上でも、確かに本市の自治体のあり方ということで、福祉

の増進ということがあるんです。それは当然だというふうに思いますけれども、ただやはり超緊縮財政、これが本当に15年度からずっと続いているということで、本当に予算がなかなか回らないというのが実態だというふうに思います。そういう点で、あとそのためにも今職員の削減ということを言われますけれども、これも国にとってはこれまで5%の削減というふうに言われておりますけれども、本市の場合は16%これから削減していくと、大変な削減率だというふうに思うんですね。特に国家公務員の場合を見ましても、外国と比べますと人口1,000人当たりどのくらいの公的部門の職員数がいるかというと、フランスでは96人、アメリカは80人、イギリスは73人と、それに比べて日本は35人と、もう半分以下なんですね。ですから、そういう中でやはり日本の場合は、自衛隊とか防衛庁関係が4割を占めると。小泉首相の言う公務員削減というのは、そういう中で教育とか福祉に偏る、そういう分野の職員を大幅に減らしていくと、そういう点になっているんですね。ですからそういう面で、やはり本当に職員の削減に当たっても、本当に公務員の役割、そこのところをしっかりと議論をしていくということが大事だというふうに思います。

昨年の3月に総務省から出ている指針ですね、これに基づいて全国でそういう21年とか22年度までの職員の適正化ということで計画が出されておりますけれども、隣の多賀城の場合は17年度から21年度までの5年間で52名の削減を行うと。しかし、削減だけでなく一方では増員を39名行うと。その結果、差し引きマイナス13名となっているんです。ですから、本市の場合は、退職者不補充ということで考え方があるわけですけれども、多賀城の場合は新規採用もやって、そういう若い人も含めてずっと流れをつくっていくということなんで、ですからその辺での考え方について、やはりもう一度お伺いしたいというふうに思います。

あと国保については、やはり市長から今後の医療制度の改悪についての国民、市民の痛みというのが、本当に一言も出ませんでした。そういう点で県一本化、この問題でも確かにこれまで市長はそれを先取りしてやってきたんですけれども、これも20年度になるという点でははっきりはしていないんですね。そういう中で、特に本市の場合 250世帯が保険証なし、ここのところに市長はいろいろ言われましたけれども、もっと相談もして、そして保険証をお渡しして、そして病院にかかれる、そういう中身が重要だというふうに思います。その辺について、まず2回目、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 三位一体改革についてでありますが、我々はこの三位一体改革というの

は地方自立改革だと、それぞれの自治体が自立して立ち行けるような、自治体の体制づくりを しなきゃないということを何回も申し上げてまいりましたが、そういった中で残念ながら現状 では、現段階ではそういった地方自立を支援する形とは隔たりがあるということを申し上げさ せていただきました。具体的な事例としては、例えば生活保護扶助費が維持された反面、かわ るべきものが削られたというようなお話をさせていただいたわけでありますので、今後このよ うなことにつきましては地方6団体がやはり声を挙げて、地方自立に本当につながるような改 革であるべきだということについては、引き続き申し上げてまいりたいと思っております。

それから、職員数の削減であります。議員の方から多賀城市の事例を取り上げているいろご 説明いただきましたが、塩竈市は塩竈市固有の考え方というのがあっていいんだろうと、私は 思っております。塩竈市として市民の方々にどのようなサービスを提供させていただくかとい うことを明確にしながら、それに対して塩竈市の行政としてこのような形で、今後とも運営し ていきたいという姿を明らかにしながら行政運営を行っていくことで、職員数の削減等につい てはご理解いただけるのではないかと思っております。

国保につきましては、本当に2年間市民の方々に大変心苦しいお願いをしながら取り組んでまいりました。現行の制度といたしましては、このような形しかないのかなという、我々もじくじたる思いはありますが、まずは国保の健全化ということを図るべきでありますので、今後とも国の動向を見ながら、本市としてどういった対応をすべきかということにつきまして、改めてご相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(菊地 進君) 19番吉川 弘君。

19番(吉川 弘君) もう時間もないので、あと残った分については予算特別委員会の方でさらに審議を深めていきたいというふうに思います。以上です。

議長(菊地 進君) 6番鈴木昭一君。(拍手)

6番(鈴木昭一君)(登壇) 私は、去る2月定例会初日に示された佐藤市長の施政方針に対し、ニュー市民クラブを代表し、施政方針の内容を深く理解するために、何点かにわたり質問をいたします。市長初め当局におかれましては、簡潔明瞭に、市民の皆様がよく理解できますよう、ご答弁をお願い申し上げます。

それでは、通告に従い順次質問をいたします。

まず、第1点目でありますが、防災対策についてであります。近い将来宮城県沖地震は、高

確率で発生が予測されております。そのため、政府は防災会議大綱の中で、宮城県全市町村を 防災対策が必要な推進地域として指定をいたしました。市長は、安心で安全なまちをつくるた め、緊急事態に備え市民の避難所生活に必要な防災備蓄事業を行い、平成18年度から毛布や食 料などの物品整備を行い、避難所の生活に備えていくと言明されました。そこでお伺いいたし ますが、大規模災害時に起こり得るであろう津波や家屋の崩壊などでの避難所生活を余儀なく された場合、塩竈市としてどう対処するのか。つまり、そう広い土地もない本市にとって、避 難所をつくれる安全な場所があるのかお伺いするものであります。

また、毛布や食料等の物品を備蓄する防災備蓄倉庫の拡充については、どのような体制で臨むのか、現在の体制で十分なのかどうかお伺いいたします。また今後、市内各町内に対し、備蓄倉庫の新設などを要請するお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

次に、一般住宅の耐震診断についてお伺いいたします。これまでも耐震診断などを実施して まいりましたが、今後も実施していくのかどうか。その際の補助等についても、申請にこたえ られる体制ができるのかどうか、お伺いいたします。

次に、市営玉川住宅の耐震診断についてお伺いいたします。ご存じのように、市営玉川住宅 はかなり老朽化しており、外見上でも憂慮すべきものであります。そこでお伺いいたします が、今後発生する地震に現状でどの程度耐え得るのか、当局としてどのような判断をお持ちな のかをお伺いいたします。

次に、しおナビ 100円バスについてお伺いいたします。ワンコインバスについては、市長の立候補時の大きな公約でございましたが、その公約を果たし、乗客も増加しており、市民の皆様も大変喜んでいることはご案内のとおりであります。しかし運行会社としては、赤字路線であることは間違いなく、塩竈市としても大変な補助金を支出しているわけであります。それでも運行会社は、赤字路線と位置づけ、廃止路線に組み入れたと発表されました。市長はこのような情勢の中で、今後とも補助金を支出しながら運行継続を図るおつもりであると思いますが、市民の大事な足でもある循環バスは、永続的に運行できるのかお伺いいたします。また、運行会社がどうしても廃止、または現在よりも大きい補助金を要請した場合、それにこたえていくのかどうかお伺いいたします。

次に、ただいまも申し上げましたが、運行会社がその他の赤字路線も廃止する予定にしておりますが、そのことによる市民に与える影響は多大だと思いますが、市長としてその対策についてどうこたえていこうとしているのかお伺いいたします。

次に、運動中の事故防止策についてお伺いいたします。市長は、近年運動中の心肺停止による痛ましい事故の報告を受け、緊急時の危険防止対策として体育館や温水プールと全中学校に自動体外式除細動器を設置し、市民の救急救命に努めるとありますが、そこでお伺いいたします。確かに運動中の事故はふえており、特に早朝の屋外でのスポーツなどは体がまだ温まっていない状況では起こり得ることであり、私も目の前で実際に起こり、人工呼吸法などを行いましたが残念ながら亡くなった事例がございました。

そんなことも踏まえ、市長もこのようなご提案をしたと思いますが、設置したとしても果たしてだれが使いこなせるのか不明であります。不測の事態は時を選びません。市長は、一般市民も使いこなせるようなことを考えているのか。または、救急救命士を常駐させるのか、詳しくご説明をお願いします。また、屋外施設等での発生には、どのようにこたえていこうとしているのかお伺いいたします。

次に、児童虐待に対する対応についてお伺いいたします。市長は、近年社会問題化している児童虐待への対応について、これまで地域ぐるみによる虐待防止ネットワーク組織の構築に向けて準備を進めてこられたとあり、今後は塩竈市要保護児童対策協議会の設置で、各関係機関と連携しながら健全育成に努めていくと方針を示されております。それで万全な対策と考えておられるのかお伺いいたします。また、本協議会の設置での活動では、大変重要なプライバシーの問題もはらんでいると思いますが、どこまで踏み込んでいけるのか。また介入次第で新たな問題も発生すると危惧するものでありますが、その点のお考えをお伺いいたします。また今後の施策の中で、住民の協力はどのように取りつけていこうとしているのかお伺いいたします。

次に、市立病院の再生緊急プランについてお伺いいたします。まず、今回出された再生緊急プランで、市立病院の再生は果たされるとお考えなのかお伺いいたします。私は、「公立病院の位置づけから、どうしても安定した経営は難しい。その意味合いからも、一般会計からの支援はどうしても必要ではないか」と申し上げた経緯がございます。また、政府が打ち出した医療制度改革や医師不足もあり、病院経営は悪化の一途をたどっていくものと思います。

そこで、大変厳しい中でも何とか再生をすべく、関係者一丸となって問題解決に取り組まれてこられたことに敬意を表します。今回、公営企業法の全適導入による経営改善を図ろうとしております。これまでも、全適導入の方法が必ずしもよい方法ではないと答弁して来られました。今回またその方法を検討していくことになりましたが、どのような検討結果で決められたのかお伺いいたします。また、導入はいつまで行うつもりなのか、完全な全適導入にできるの

かどうかお伺いいたします。

次に、医師不足についてお伺いいたします。初日の総括質疑の中で、今年度は医師不足が解消されるようなご答弁がありましたが、改めてそれについてお伺いいたします。他方から、医師不足も相まって救急患者を受け入れられない状況にあると伺っておりますが、本来市立病院は率先して救急患者を受け入れるべきではないかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。また、外来患者対策についても、「予約して行っても何時間も待たされる。何のための予約なのか」と、大きく不満をおっしゃっておられる患者さんもおります。また、以前から申し上げておりましたが、患者さんの応対の問題も解消されていない感もございます。多くの職員や看護師さんは、精いっぱい患者さんの応対を行っていると思いますが、患者さんから言えば非常に私語が多く、なかなか手が動いていないとも言っておられます。患者さんはすべてぐあいが悪いため病院に通院しているわけでありますので、真剣に患者さんに向き合って対応していただきたい、そのことが病院の信頼と安定した経営に結びつくと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、ごみの減量化についてお伺いいたします。ごみの回収方法は、各自治体とも違う方法でやられていると思いますが、当塩竈市においても破砕機なども導入し、最終処分場の延命化に一生懸命努めておられますことに、まずもって敬意を表します。本市も本年4月からは、分別方法が変わるようでございますが、市民の理解をいただき、混乱を起こさないようまずもってお願いいたします。

さて、近年各自治体もごみの回収について有料化を導入しようとしており、仙台市も検討していく等方針が示されました。そこで本市としては、この問題について検討しようとした経緯があるのかどうか、将来的なお考えをお伺いいたします。また、導入しないとすれば、将来的に導入しないと考えてよいのかどうかをお伺いいたします。

次に、塩竈地区広域行政についてお伺いいたします。ご存じのように、現在消防事務組合と環境事務組合がありますが、それにあわせた議会が2市3町の議員で構成されております。しかし、近年我々保守系議員で構成する2市3町議員連絡協議会で、二つの事務組合を複合事務組合に統合すべきであるとも議論がされております。市長も既にこの声はお聞きになっているかと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。何といっても現下の厳しい財政状況の中では、真剣に考えなければならないと思いますが、市長の今後の方針を伺いたいと思います。また、関係各市町の首長さんはどのようなお考えをお持ちなのか、ご存じで

あれば伺いたいと存じます。

最後に、市長の公約でもある「日本で一番住みたいまち実現」についてお伺いいたします。 市長は就任以来、公約でもある「日本で一番住みたいまち実現」に向けて誠心誠意頑張ってま いりました。このことについては、市長に対し心から敬意を表します。就任以来市長の積極的 な行動を見るとき、私は大変すばらしい市長であり、尊敬を申し上げております。市長は「日 本で一番住みたいまち実現」に向けてとおっしゃっておられますが、住みやすさの点ではどの ように思われているのか。私は現状の塩竈市を見るとき、他の市町村にないすばらしい魅力を 感じます。特に塩竈は災害の少ないまちであり、そういった意味では住みたいまちであると感 じます。

しかし、住みやすさから言えば果たしてどうなのかと、一瞬戸惑いを感じるのは私だけでしょうか。佐藤市長はその点どのように感じ、今後のまちづくりに何を重点に置いて行政を指揮 していくのか。率直なお考えをお聞かせいただければ幸いであります。

私も日本で一番住みたいまち、そして住みやすいまち、住んでよかったまち実現に、市長と 同様心を一つにして頑張りたいと思いますので、市民の視点に立った行政運営を行っていただ きますよう心から念願し、第1回目の質問といたします。

ご静聴ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 6番鈴木昭一議員からご質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、防災対策についてでございます。災害時の避難所対策という内容でございました。 お答えをさせていただきます。この塩竈は、今後30年以内に高い確率で宮城県沖地震の発生と いったようなことが危惧されておりますことから、市民の安心・安全確保の観点が最重要課題 であるというふうに認識をし、公共施設や民間住宅の耐震化、あるいは地域での自主防災組織 の立ち上げ等に取り組んでまいったところでございます。

その中の避難所対策でございますが、宮城県でまとめました第3次地震被害想定調査によりますと、本市では最大の被害が予想されます宮城県沖地震連動型の場合は、本市の短期避難者の数は3,200人という調査結果が発表されております。これを受けまして、本市では昨年4月1日に避難所の見直しを行い、市内の公民館、小中学校の体育館などの14カ所の避難所で短期避難者に対応してまいることといたしております。避難者の方々が住宅を失われた場合には、

長期間にわたる避難所生活を避けるためには、仮設住宅が必要となります。議員ご指摘のとおり、大変狭い塩竈の市域でありますので、そういった中でこういう場所を確保していかなければならないということでありますので、現時点では地域防災計画に基づきまして公園及び公共施設等の空地、あるいは民間の工場跡地などの空地借り上げによりまして、仮設住宅を建設し、安心して生活できる居住空間を確保してまいりたいと考えているところであります。

次に、防災備蓄倉庫の拡充ということについてご質問いただきました。さきの新潟県中越地震におきましては、避難所運営、避難所生活を支える備蓄品がいかに大切であるかということを改めて認識させられたことであります。本市といたしましては、平成8年度から指定避難所を中心に、学校の余裕教室や貨物コンテナを利用した防災備蓄倉庫を計画的に整備をしてまいりました。今年度からは、毛布や飲料水、食料品などの物品を確保する防災備蓄事業を進めてまいります。防災備蓄品の整備に当たりましては、想定短期避難者約3,200人に対応できるよう、平成18年度から平成20年度の3カ年間で整備を進めてまいります。また、生活必需品につきましては、防災協定を結んでおります市内の量販店からご協力をいただき、確保できる態勢を取っております。さらに、町内会への防災備蓄倉庫、備蓄品の設置につきましては、平成16年9月1日に見直しを行いました自主防災組織助成要綱により、自主防災組織を結成していただいた町内会に対しまして、それぞれの世帯数に応じた防災資機材の助成を行ってまいります。災害発生時は、地域での初動活動が極めて重要となりますことから、市といたしましては防災用品や機材の配備、及び被害を最小限にするための防災マップの作成への助成を実施しながら、各地域での自主防災組織づくりを促進し、災害に強い地域づくり、地域での防災体制の構築を促進してまいります。

一般住宅の耐震診断の進捗状況と、補助対策についてご質問いただきました。宮城県沖地震に備えるため、公共施設の耐震化に加え、民間住宅の耐震化を促進していくことが重要であると認識をいたしております。本市におきましては、平成15年から一般木造住宅の耐震診断を実施してまいりました。その結果、簡易耐震診断が79軒、耐震診断が60軒の計 139軒が診断を完了し、そのうち耐震改修工事を実施されましたのは 8.6%に当たる16軒となっております。旧来、耐震診断の対象となる本市の一戸建て木造住宅の戸数は 7,000戸と報告をいたしておりましたが、新しい国の統計調査報告によりますと 5,700戸となり、この5カ年間で 1,300戸の建てかえ等が進んだこととなっております。

こうした中で、18年度における耐震化率をさらに促進するため、木造住宅耐震診断事業に

つきまして、前年当初比でほぼ倍となる40軒に枠を拡大しながら実施してまいります。また、 木造住宅耐震改修事業につきましては、県の緊急経済再生戦略事業が終了することにより、県 単独の補助制度がなくなりますが、市におきましては防災対策を重点事業として、国の補助制 度を活用しながら、民間住宅のより一層の耐震改修事業を進めてまいります。さらに、今後と も防災研修会でありますとか広報を通じまして、住宅の耐震化に関しての啓蒙活動を進め、国 県の助成制度を十分に活用しながら、一般住宅の耐震化をなお一層促進してまいります。

市営玉川住宅の耐震についてお答えをいたします。市営玉川住宅は、昭和38年度に竣工した施設でありますことから、既存の市営住宅の中でも最も古い建物となっております。同施設の構造は、補強コンクリートブロックづくりとなっております。市営住宅の耐震診断でありますが、市営玉川住宅も含む昭和56年以前建築の中高層市営住宅を対象に、平成18年度において耐震診断を実施し、その結果によりましては早急に耐震化工事を実施し、市民の皆様方のなおー層の安全確保に努めてまいります。

しおナビ 100円バスについてご質問いただきました。 100円バス、おかげさまで年間利用者数が27万人となり、導入前と比較して約2倍に増加し、市民の方々に大変活発にご活用いただいております。市民の足として確実に定着している状況を踏まえ、市としては今後早急に運行事業者と本格運行に向けて協議を進めてまいります。一方、平成17年12月21日、バス事業者から宮城県地域路線バス等対策連絡協議会に赤字路線の廃止の申し出がございました。本市では6路線、11系統が対象となっており、しおナビ 100円バスである市内循環線もこの対象となっております。通勤通学など、市民生活への大きな影響が予想されます。市といたしましても、市民の生活の足確保策として大変重要な課題であると認識をいたしております。

このような状況から、2月9日に開催されました県知事と県内市町会の行政懇談会の機会をとらえ、知事に対しまして「既存の路線の存続とあわせ、バス運行への自治体補助には限界があり、ぜひ県の対応もお願いしたい」と要望させていただいたところであります。他の市町からも、路線バスの存続については同様の意見が数多く出されたところでございます。知事からは、「県としても、生活の足を確保する支援策の検討に着手したい」との回答を得ているところでございます。今後、広域路線については関係自治体と連携し、宮城県地域路線バス等対策連絡協議会において協議を重ね、また塩竈市に限定された運行路線については事業者との協議を行いながら、路線バスの継続運行について要望を行うとともに、改めて鉄道も含めたこの地域の総合交通体系のあり方といったようなことにつきまして、バス路線のあり方につきま

しても検証させていただきたいと思っております。

次に、運動中の事故防止に係る自動体外式除細動器の設置についてのご質問にお答えさせていただきます。自動体外除細動器につきましては、法改正により医療関係者以外にも使用することが可能になりましたことから、スポーツ施設などの施設に設置することで、心停止などの突然の事態に対応策として設置する方向であります。本市におきましては、運動中の事故防止策として、平成18年度に初めて体育館や温水プール、中学校5校の計7施設に、自動体外式除細動器を1台ずつ設置させていただくことといたしております。今後は、救急救命の事態に備えるため、その他の市民が数多く集まる施設への設置についても計画的に進めてまいりたいと考えております。なお、小学校につきましては、機器の電気ショックに耐えうる体格、一般的には年齢が9歳以上、体重25キログラム以上というものが標準だそうでありますが、これらの基準に達していない児童も多いため、今後設置の方法等については改めて検討してまいりたいと考えております。

この機器の使用については、資格は必要といたしませんが、緊急時にあわてず速やかに対応できますよう、体育館や温水プールのスポーツ施設については3月に、塩竈消防署の協力により全職員に対し講習会を実施する予定でございます。また、中学校につきましても平成18年度の早い時期に講習会を実施し、使用方法を習得していただいた上で設置することとさせていただきたいと考えております。また、一般市民に対する講習会につきましては、健康課の事業として、市職員や一般市民を対象とした講習会を毎年一、二回程度開催することといたしております。

屋外スポーツ施設についてご質問いただきました。屋外スポーツ施設につきましては、設置の必要性は十分認識はいたしておりますが、人が常駐しておりませんため管理の方法等について検討すべき課題が残されておりますことから、施設利用者への貸し出しなどの方法等も含め検討させていただきたいと思っております。

次に、児童虐待に対する対応につきましてお答えをいたします。近年大変大きな社会問題化しております児童虐待に対する対応でございますが、平成17年4月施行の児童福祉法と児童虐待防止法の改正法におきまして、児童虐待防止対策等について市町村が担う役割が明確化されました。本市におきましては、福祉事務所に専任の家庭児童相談員を2名配置し、地域での第一義的な窓口として各種の相談を受けておりますが、虐待問題など児童にかかわる相談ケース等は年々増加する傾向にあり、法の改正に伴い虐待通告等も増加している状況にございます。

相談に当たりましては、虐待を受けた児童の生命の安全を第一に考え、県中央地域子どもセンターとの連携を図り、通報、調査活動、ケース移管等を適切に行い、さらに児童のメンタルケアでありますとか虐待者の更正と家族機能の回復に向けた支援を行っているところでございます。

今回設置を予定いたしております塩竈市要保護児童対策地域協議会は、これまでのネットワークの連携をさらに密にし、協議会内に児童にかかわる関係機関の代表者、あるいは実務者、ケース担当者、それぞれで構成する三つの組織を設け、それぞれの会議を充実させ、ケース対応のための知識や情報の共有化を図り、要保護児童の適切な保護を行うことといたしております。十分かと言われますと、動き出した結果でまだまだ足らない部分等も発生されることも懸念されます。そういった際には、その都度適正に見直しを行ってまいりたいと思っております。

虐待の問題、さまざまな家庭問題が凝縮されております。支援に際しましては、プライバシーの保護に十分配慮しながら、地域協議会がその中心的な役割を担い、県の専門機関でございます中央地域子どもセンターの技術的な援助も得ながら、子どもの安全を第一に置いたケース等への支援を行ってまいりたいと考えております。

住民の協力による虐待防止策についてでございます。虐待防止に当たりましては、地域の皆様のご協力や支え合いが大変重要であります。これまでも民生委員、児童委員あるいは主任児童委員の方々と緊密な連携を取りながら、防止に努めてまいったところであります。今後におきましては、未然防止あるいは初期対応といったようなことがますます重要となってまいりますので、家庭、地域への啓蒙活動や広報活動などを通じ、虐待の早期発見、早期対応、その後の支援に結びつく地域ぐるみでの取り組みを強化し、虐待を防止し児童の健全育成に努めてまいります。

市立病院の再生緊急プランについてご質問いただきました。地方公営企業法の全適とあわせましてご説明をさせていただきたいと思います。市立病院の経営健全化のために残されました時間は、極めて限られているというような表現を取らさせていただきます。平成16年度は年度途中から、異動や退職者等により医師が減少し、医業収益が大幅に悪化をいたしました。昨年4月の時点では、研修医1名を含んでも11名の医師しかいない状況に陥り、もしこのまま推移したならば平成17年度は7億1,000万円もの収支不足になってしまうのではないかという危惧感を持ちました。このため、人件費の見直しや職員数の削減、そして医師の確保による収益増で7億1,000万円余の収入不足のうち、何とか6億2,000万円を解消しようという内容の

緊急再生プランを策定させていただきました。

この1年間、私どもは再生緊急プランの実行こそがまさに喫緊の課題であるという認識のもと、一つ一つを実行させていただいてまいりました。例えば、費用縮減につきましては、特殊勤務手当の見直し、早期退職の募集による人件費の削減、これは18名の方に応じていただきました。病院職員の理解と協力のもとに、このようなことを進めてまいりました。また一方、収益面では開放型病床の設置による空きベッドの解消、あるいは医師の確保といったようなことに努めてまいりました。医師数につきましては、年度当初と比較いたしまして、年度末では2名の増を図ることができました。

このような取り組みの結果、17年度は全体として約2億円の収支改善を図ることができたというふうに理解をいたしておりますが、このような結果に立ち至った経緯といたしましては、残念ながら今申し上げましたような改革が年度初めからではなくて、年度途中あるいは年度末という時期になったことによる結果でありまして、我々もまだまだ努力が必要であるというような話をいたしたところであります。しかしながら、18年度は平成17年度に実施いたしましたこれらの効果が、年度当初から数年で発現してまいりますので、今年度の収支改善目標に掲げる8億3,000万円の達成に限りなく近づけるものではないかというふうに考えております。

ご質問の公営企業法の全部適用に関しましては、この間制度面や法律関係の観点から、さらには全部適用へ最近移行した市立病院の問題点、状況等を調査をさせていただいたところであります。その結果、優秀な事業管理者をどうやって招致したらいいかというような問題点、また事業管理者へ病院経営をゆだねるに当たりまして、いかにして負の資産を解消できるかといったようなことが、全適に向けての大きな課題であるというところを認識したところであります。公営企業法の全部適用は、それ自体が経営改善の切り札ではありませんが、事業管理者の積極的なリーダーシップ、柔軟かつ迅速な意思決定による経営や職員の意識改革を促す効果があるというふうに考えておりますので、今後とも全適に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

医師不足の解消についてお答えいたします。先ほど申し上げましたように、平成17年4月の時点では、研修医1名を含む11名という状況でありました。その後、内科医が開業のため1名 退職ということでありましたが、2名の内科医と1名の整形外科医を採用することができましたが、現在では13名の常勤医が在職いたしております。

ご指摘の救急医療、本来の公立病院の役割じゃないかということのご指摘でありました。

私どももまさしくそのように考えておりますが、現行のこういう医師体制の中では、残念ながら当直医が1名、という状況にあります。当直師医によりましては、外科あるいは内科に特化した当直医になります。なおかつ、当直医につきましては当直明けから次の日も引き続き業務についていただくという大変過酷な勤務をお願いしており、我々もドクターの方々にもう少しいい環境を提供できないかということで苦慮いたしているところであります。そういった中で、夜間救急医療につきましては、今塩釜医師会の方々にも大変なご心配をいただいております。一定の方向性をそういった中から見出してまいりたいと思っております。

そのような中、3月末には3名の医師が定年による退職や異動のために当病院を去りますが、新たに4名の医師と1名の研修医が着任できる予定となっておりますので、18年4月からは常勤医15名の体制でスタートすることができます。今までより以上に地域の方々の医療環境の向上でありますとか、さらには今ご指摘いただきました待ち時間の短縮、そして何よりも職員が一丸となって病院に来訪いただく方々のメンタルケアといいますか、そういったものになお一層努めてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

次に、ごみの有料回収についてご質問をいただきました。環境対策として、市民のリサイクル意識の高まりを受け、ごみ減量化を促進する一方策といたしまして、ごみの有料化を実施している自治体がふえている状況にございます。自治体の多くは、ごみ袋に一定額を加算する方式を採用しているようであります。本市として検討した経過があるかということでありますが、今までは検討の対象とはいたしておりませんでした。理由につきましては、一つはやはり近隣の市町とこういったことについては足並みをそろえる必要があるのかなということが主なる理由であります。

本市といたしましては、19年度で満杯となる見込でありました埋立処分場につきまして、例えば切替枡のかさ上げによる延命化、また焼却炉の混焼化対策、具体的には廃プラスチックなんかも燃やせるような炉に改良したといったような改善を図ったことで、廃棄物対策を進めてまいったところでありますが、やはり今後はごみの減量化といったようなことが地域の大きな課題となってまいるものと考えております。今後は、将来ごみ処理がどうあるべきかということにつきまして、本市独自とあわせましてごみ処理の広域化をにらみながら、それぞれ検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、広域行政の問題についてご質問をいただきました。現在2市3町におきましては、消防・介護認定事務につきましては塩竈地区消防事務組合が、し尿処理につきましては塩竈地区

環境組合が、また本市を除く1市3町ではごみ処理につきまして宮城東部衛生処理組合を、一部事務組合として組織化いたしております。2市3町には、三つの事務組合が存在いたしておりますことから、事務処理、運営面での効率化でありますとか、あるいは弾力的な人材活用といったようなことについては、まだ残念ながら活発な対応が図られておらないという状況にありますし、何よりも市町村の財政状況が年々厳しくなっていく中で、やはり事務組合についても行政の効率化といったような視点が極めて大切ではないかと考えております。

現在の複数の一部事務組合では、運営上事務処理に重複が見られることから、これらを統合した事務組合の必要性ということにつきましては、私も必要ではないかというふうな認識をいたしております。今後は、私のみならず関係市町の首長とともに、本圏域にとって有効かつ効率的な広域行政のあり方につきまして、ぜひ協議を重ねてまいりたいと考えておるところであります。

最後に、「日本で一番住みたいまち塩竈の実現」についてということにご質問をいただきました。本市は海や食といったことのみならず、歴史文化、いろいろな意味でその地域の魅力というものはすばらしいものがあると思っております。こういったまちをなお一層元気、活気、安全ということを取り戻すために、「元気です、塩竈」「大好きです、塩竈」「安心です、塩竈」の三つのキーワードをもとに、市民の皆様方とともに明るく希望・活気に満ちた塩竈の実現を図るため、今行財政改革に取り組みを始めたところであります。

議員の方からもお話しいただきました、例えば交通につきましては狭い市域の中に四つの駅がございます。駅を起点とするバス路線、市内を循環するコインバスも整備され、通勤通学あるいは高齢者の外出支援には非常に便利な地域であります。また、市内には保育所が11カ所、幼稚園7カ所、小中学校が12校あり、ほとんどの地域では歩いても自宅から30分程度で登下校が可能な状況となっております。医療面では、病院、病床数が県内でもトップレベルにあり、下水道を初めとする生活基盤の整備もほぼ整っており、民間金融機関での住みやすさの調査からも、このような状況が快適な生活につながる要因であるという、高い評価をいただいたところであります。

このように、18平方キロメートルに満たない市域の中に快適に生活していくための都市機能が整っており、まさに本市は歩いて生活できるコンパクトシティーというようなものの実現が可能な都市ではないかなというふうに考えております。「住みたいまち」と「住みやすいまち」という意味合いのご質問がございました。市民の皆様に住みやすさを実感し、本市に住み

続けていただくことはもちろんでございますが、塩竈の住みやすさを改めて認めていただき、 新たに他地区から塩竈に移り住む方々をふやすことこそも、「住みたいまち塩竈」を実現する 大きな目標であるというふうに考えさせていただいております。

住みやすさに加え、先ほど申し上げましたようにこの塩竈には、他の地域にはない海や社とのかかわり、あるいは歴史文化といったようなものが色濃く残されております。こういったことを磨き上げますことによりまして、なお他地域の方々からこの塩竈が評価していただけるのではないかなと思っております。いずれ、生活基盤の整備に合わせまして、ソフト面での施策として防災対策、例えば子育ての支援、福祉の向上、健康づくり、教育環境、生涯学習の充実、そして産業の再生といった施策を幅広く展開することによりまして、塩竈の住みやすさ、満足度がさらに高まっていくのではないかと考えております。

「日本で一番住みたいまち塩竈の実現」を目指しまして、今一生懸命市民の皆様方、議員の方々、職員によって種をまいていただいております。まだ芽が出かかった状況でありますが、 やがて大きな木となり、実りを迎えると思っております。ぜひ今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 6番鈴木昭一君。

6番(鈴木昭一君) ご丁寧なるご答弁、ありがとうございました。若干まだ時間があります ので、もう少しお聞きをいたしまして理解を深めたいと、このように思います。

最初に防災対策にご答弁をいただきました。お話では、最大では 3,200人の被災者が出るというようなお話も伺いました。そのことによる避難所、公民館や体育館ということもございますけれども、結局その中では間に合わず、大規模災害となれば仮設住宅もまた必要ではないのかなと、このように思います。しかしながら、塩竈市においてはなかなか学校の校庭なりそれぞれのグラウンドはありますけれども、そのことによるまた新たな問題も発生するのかなと、このように思うわけであります。そういったことも含めてこれまで検討してきたかと思いますけれども、やはりいろいろ新潟地震やそこで問題になっている仮設住宅のあり方なども、またあるかと思います。そういった際の、被災後の対処、何とか現状復帰できるような対策もまた考えなければならないのかなと、このように思うわけであります。ただ、そういった災害はいつ起こるかわかりませんから、その際の仮設住宅などの建設、資材や機材が果たしてどうなのか、その辺ちょっと心配だなというような思いがございます。そういったことも含めて、も

う一度お伺いをいたします。

それから防災備蓄事業、これから3カ年かけてやるというお話でございました。生活必需 品、前回もお話を伺いましたけれども、それぞれ各家庭3日分くらいの食料はやはり備蓄した 方がよいというようなお話もございました。しかしながら、やはり大規模災害になりますとそ れだけでは済まないという問題も出てこようかと思いますので、やはりそれぞれの町内などに も市内各所に点在する備蓄倉庫が必要ではないのかなと、このように思うわけであります。

今ご答弁では、自主防災組織のあるところには、そういった防災備蓄倉庫の新設などもということがありますけれども、その自主防災組織づくりがなかなか進んでいないようにも思います。また、この組織づくりには、地域一丸となってやらなきゃない、ところがなかなか人材の発掘がままならないという地域もあるわけであります。そういったところ、自主防災組織づくりにぜひ担当課の皆さん、さらなるひとつご指導をいただきたいなと、このように思います。いろいろと防災講習会なども実施しているようでありますけれども、それぞれ地域もまたそういう考えもありますけれども、なお一層地域に働きかけてひとつやっていただきたいなと、このように思います。その辺のお考えもまず、お聞きをしたいと思います。

それから一般住宅の耐震診断、これまでも大分やってきまして、今年度40軒に拡大をしてやるというようなお話でございました。いろいろ木造住宅、大変なところもあるかと思いますけれども、そのことによってやっぱり先ほど言ったようにいつ来るかわからない災害でありますから、早急なる対応をしていただくと。また補助についても、なかなかそれぞれの家庭においてはそういった改修費がままならないところもあるわけでありますから、ぜひ市としてもその辺を少しご理解いただいて、応分の援助をしていただくと。また、何らかの手当てもひとつ考えていただきたいなと思います。

それから市営玉川住宅については、今年度耐震診断をしていただくということで、大変ありがたく思っているのではないかと思います。本当にそれでもあの建物は、前回の宮城県沖の地震では耐え抜いた建物ですから、それなりの耐えるものではあるかと思いますけれども、いかんせん大分老朽化をしております。大変さびてかなりほころびといいますか、そういったところが散見されますので、早急なる実施をお願いをしたいと思います。

それから、しおナビ 100円バスでございますけれども、大変年間で27万人、利用者が多いということでございます。先ほど市長さんは、本格運行へ向けての協議をするということでございますが、果たして 100円バスという非常に利用者にとってはありがたいんでありますけれ

ども、やはり採算的にはなかなか難しいのかなと。その際に、やはり現在の運行会社がどうしてもなかなかもっともっと補助金を要求してきた場合、本市としても大変な財政難でありますからそれにこたえるのもなかなか難しいのかなと。そのことによって、その運行会社をまた別に考えて、他の運行会社がどの程度でやれるのかどうか。他の業者に任せた場合に、今まで補助を出した分いかに収まるのか、どの辺が許せる範囲なのか、その辺もし試算がしてあればお伺いしたいなと。今各地でやっておりますけれども、やはり自前の何らかのバスで市内の循環を、そして利用者拡大をしながら、足の確保を図っていくというのが必要だろうと思います。そういったことで、ほかの運行会社についてもどのようなお考えを持っているのか、お伺いをいたします。

それから運動中の事故防止、自動体外式除細動器でありますけれども、確かに施設のあるところでないとやはり管理の問題があるかと思います。それぞれの法改正によって、どなたも使えると、ある一定の指導があればということでありました。そういった意味では、それぞれの施設の職員もさることながら、やはり一般市民もそれなりのスポーツ団体のリーダーだけでも、ぜひそういった講習会を開いて使用できるような態勢を構築していただければなと、このように思います。残念ながら屋外での管理は難しいと思いますけれども、やはり将来的には屋外のそういった団体にも、そういった除細動器の携帯といいますか設置といいますか、そのようなことも指導する必要があるのかなと、その辺についてもひとつご答弁をいただければと思います。

それからちょっと時間がなくなりましたけれども、児童虐待については非常にプライバシーの問題もあるというお話もいたしましたけれども、プライバシーを余り考え過ぎて、結局は無視するといいますか余り無関心を装ってしまうと。余り口を出したくないという、そんなこともあって、かえって不測の事態、かわいそうなことも起きるというようなことも、事例が今までもございました。そういった線引きが大変難しいかと思いますけれども、その辺どのようなお考えで今後進むのか、その辺ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

大変時間がございませんので、まずこれまでの件についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、仮設住宅でございます。恐らくは地震災害と仮設住宅というものは、一対になるの

かと思っております。こういった事態を想定いたしまして、今市内の建設業界の方々と、こういった災害が発生した場合の災害協定を結ばさせていただいております。それぞれの会社が保有する資機材等については、最大限ご提供いただくということでございますので、仮設住宅建設用の資機材については、十分と言えないまでも緊急な対応ができるようなご協力がいただけるかと思っておりますし、なお今後そのような範囲を広げさせていただきたいと思っております。

備蓄資機材につきまして、自主防災組織ができ上がった町内会だけではなくて、すべてにというご質問でございました。最終的には当然そういう形になっていくかと思っておりますが、まずは自主防災組織が立ち上がったところを優先にということで、18、19、20の3カ年間でまずはそういったところに備蓄資機材の供給を行いながら、その後に全町内会といったようなことで進めさせていただければと思っています。

耐震診断、40戸に拡大させていただきましたが、実は耐震補強工事がなかなかおくれております。いろいろな理由があるかと思っておりますが、単に診断で終わるのではなくて、やはり我々に課された課題は耐震診断の結果をさらに補強というところまで結びつけていかなければならないんだろうなと思っています。昨年までは、地域戦略プランのご支援がありました。ことしは、国の補助制度あるいは市単独の補助等々を組み合わせながら、できる限りの補助、助成をしてまいりたいと思っております。

玉川住宅の老朽化、大変申しわけなく思っておりますが、本市の住宅政策の中で大きな役割を持つ住宅であります。ぜひそこに住む方々の安全性確保のため、なお一層努力を重ねてまいりたいと思っております。

しおナビ 100円バスの運行負担金でありますが、今の負担金の算出方法でありますが、県内 一円を網羅したバス路線の中で1キロメートル当たり平均どれくらいかかっているかというこ とから算出されますので、必ずしも塩竈の循環バスに係る費用という出し方にはなっておりま せん。そういったことで、思いのほか負担を伴うということになっておりますが、今後それら のことにつきましてもバス事業者といろいろお話をさせていただきたいと思っておりますが、 いずれバス事業者におかれましても多額な赤字を抱えているようであります。やはり、県等の 助成もいただかないと、なかなか話し合いの方向性が見えてこないのかなと思っております。 ぜひそういったことで、県の方のご支援もお願いさせていただきたいと思っております。

また、現行のバス会社が撤退した場合というご質問をいただきました。近隣では独自のバス

運行を行っている市町もありますが、そういったことも我々も勉強させていただきたいと思っておりますし、議員の皆様方にも行政視察の中で、いろいろそういったところの資料を私どもの方にもちょうだいいたしております。我々も一生懸命勉強させていただいております。今後の対応につきまして、参考にしてまいりたいと思っております。

除細動器でありますが、人命救助に大変大きな役割を果たすと思っております。効率的かつ 多くの方々にご活用いただけるような機械にしてまいりたいと思っておりますが、屋外につき ましては先ほど申し上げたとおりであります。もうちょっと対応策について検討させていただ きたい。例えば持ち運びにするとか、そういったことも必要ではないのかなと思っております。

児童虐待のプライバシー問題、我々にとっても大変難しい問題であります。行政がどこまで踏み込むことができるのかというようなことにつきましては、いろいろまだまだ問題が残っておりますが、我々としましては誠心誠意こういったことに取り組むことで、問題を解決させていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長(菊地 進君) 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

副議長(志賀直哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。9番浅野敏江君。(拍手)

9番(浅野敏江君)(登壇) 平成18年第1回定例会におきまして、公明党会派を代表して市 長の施政方針に対し質問させていただきます浅野敏江です。市長初めご当局の誠意あるご答弁 をお願いいたしまして、通告に従い順次お尋ねいたします。

市長は、平成15年5月に塩竈市長に就任されはや3年、ことしはこれまでの市政運営の成果を検証しつつ、今後5年10年先を見据え、未来に希望をつなぐ種を植え、しっかりと根づかせる大事な年と思われます。我が国は、市長の施政方針の初めにの言葉にもありますように、いまだかつて経験したことのない人口減少時代へ突入してしまいました。厚生省の統計によりますと、昭和22年から24年約270万人生まれた第1次ベビーブームは、24年後第2次ベビーブームを生み、約210万人の出生数になりました。本来ならば、その30年後第3次ベビーブ

ームが来るはずでしたが、少子化に歯どめがかからず、その30年間は絶対母数が減り、その結果平成16年には過去最低の出生数約 110万人となり、合計特殊出生率も1.29となってしまいました。今後も絶対母数が少ないため、大幅な人口増は見込めないだけではなく、死亡数が出生数に昨年追いついてしまい、結果人口減少時代に入ったと言わざるを得ません。

このような社会背景により、今や少子化問題は国の存亡にかかわる最重要問題となっております。また、国の安定と地域の自立を促す三位一体改革は、まさに行政だけに責任を負わせるのではなく、そのまちに住む一人一人が積極的に自分のまちを住みやすいまちに改革する、真の民主主義の時代の幕あけになったと思われます。今日の激動の時代、いち早く時代の流れを感じ、市長のおっしゃるように企画力や先見性、経営感覚を備えた行政手腕を持った自治体が市民のあすの幸せを築き、市民に支持され、日本で一番住みたいまちとなり、人口もふえていくのではないでしょうか。

そこで、18年度の市長の市政運営の基本姿勢についてお伺いいたします。市長の市政運営のキーワード「元気です塩竈」は、市長が就任以来、常に第一番目に掲げる表題です。今塩竈に一番必要なものが元気であることを、市長が深く認識されているためと推察いたします。塩竈の元気のもとであった水産業の長引く低迷は、今や市内全域に閉塞感となり、まさに暗雲が市内全体に重苦しくのしかかっているかのようです。市長は、本市の水産業、水産加工業の基幹産業を初めとする産業の活性化に向けた支援を行っていくと決意されています。特に、新浜町地区の加工団地や貞山地区等の遊休地を企業誘致の重点地区として取り組まれるとのことですが、具体的な取り組みをお聞かせください。

また、17年度地元業界が三陸沖で漁獲されるマグロを「三陸塩竈ひがしもの」との名前でブランド化、今後広く全国にPRして塩竈の知名度を高め、消費拡大に努めるとのことですが、全国PRの展開の手法及び流通の具体的取り組みをお教えください。

さらに、塩竈の知名度を上げ、全国に売り出すものは、マグロだけとお考えでしょうか。私たち公明会派は、昨年12月宮崎県都城市を視察してまいりました。都城市では、平成元年より市のイメージ戦略として、健康で輝くようにいきいきしている状態との意味のウエルネスという名称を市の宣言書に用いるだけではなく、「ウエルネス都城」のロゴマークや「元気がいいね都城」とのキャッチコピーをステッカー、カタログ、個人の名刺に印刷することを大いに奨励し、市民が都城の大使として全国に向けて大いにPRに励んでもらう施策を展開しております。また、ウエルネス都城の豊かな自然と人間性、活力ある都市を目指すという理念に沿った

推奨基準に適合したものであると推奨検討委員会が決定した地場産品については、ウエルネス 都城、ブランドマークのシールを張り、付加価値をつけて市場へ、また全国へと販路を広げて います。市長は、「元気です塩竈」を市民及び全国に発信するスポークスマンとして、今後ど のようなアクションをお考えなのでしょうか、お聞かせください。

続きまして、「大好きです塩竈」について、観光の点からご質問いたします。市長は、歴史 文化など、本市の魅力を市民と共有し、塩竈の知名度を全国へ高め、観光客の誘致を促進する ため、シティーセールスを積極的に展開するとご決意されていますが、塩竈の観光の現状をど うごらんになり、観光客誘致促進の具体策としてどのような展開をお考えなのか、具体的にお 示しください。また、市長は国の観光立国の政策について、塩竈市が取り組む具体策はお考え ではないのでしょうか、お聞かせください。

次に、平成18年度における各施策の五つの柱から、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」について質問させていただきます。まずもって、昨年9月の定例会におきまして我が公明会派の嶺岸議員が質問させていただきました自動体外式除細動器を、体育館、温水プール、全中学校に設置していただけることになりましたことを、心より感謝申し上げます。また、関係者、生徒、市民の方々に対する講習会等につきましては、先ほどの鈴木議員の質問で市長のご答弁をいただきましたので、ここでは割愛させていただきます。ただ、私の方からこの自動体外式除細動器の設置されていることにつきましての情報、またはこの自動体外式除細動器がどういったものなのかということは、まだ広く市民の方はご理解なさっていないと思います。それで、できますならば各町内会の自主防災のときの講習会などに、消防士の方とかをお呼びしていただきまして、広く市民の方がこの機械の存在、そして認識を新たにするよう周知徹底をお願いしたいと思っております。

そこで、「健やかさと安心」に関連してご質問いたします。本市は、これまでも未来の宝である子どもたちをさまざまな犯罪やいつ起きるかわからない震災から守るため、多様な施策を展開していただきました。地域のボランティアの方々が、子どもたちの登下校の際温かく見守っていただいておりますことも、市民の一人として心より感謝申し上げるものです。また、ハード面でも限られた財源の中、子どもたちの命を最優先に考えていただき、耐震化工事に取り組んでくださることをあわせて感謝申し上げます。しかし、これで子どもたちが犯罪や災害から完全に身を守れるのかというと、そうとも言い切れません。いざというときに、子どもたちがみずから危険を察知して危険を回避できることが最大の防犯、防災と思いますが、市長のお

考えをお聞かせください。

そこで、今全国の学校で取り入れ始めましたKYT、いわゆる危険余地トレーニングの導入について、市長の見解をお伺いいたします。KYT、危険余地トレーニングは、ご存じのように安全教育の具体策として取り入れられている学校がふえているようですが、危険の現状把握、本質追及、対策樹立、そして目標設定の4ラウンドを順に行い、日常の行動から危険について話し合い、考え合って危険を危険と気づき合うものです。この手法を安全教育の一環として用いることで、予測力、対応力がつき、安全を先取りすることができます。市長及び教育長のお考えをお聞かせください。

続いて、少子化対策についてご質問いたします。冒頭、今日の日本の置かれている人口減少の状況に触れ、少子高齢問題が日本の未来を決定づける重要問題とし、市長と認識を共有したわけですが、全国には減り続ける出生率に歯どめをかけ、むしろ増加に転じている自治体もあります。乳幼児医療費を小学校入学前まで無料にする自治体、保育料の減免措置、妊産婦・乳幼児検診の助成など、経済的な支援に力を入れる自治体と、対応はその自治体でさまざまですが、また必ずしも本市がすぐに取り組める事業とは言いがたいものがあります。しかし、より子どもを産み育てやすい環境を整えるのは、本市の未来のため大切な要素と思われます。これまでも、ファミリーサポート事業を始め「のびのび塩竈っ子プラン」をもとに、子育て支援をしていただいております。市長の施政方針にもありますように、プランの進捗状況や評価を検討し、今後本市が子育てしやすいまち、今後も塩竈で子育てしたいと思われる取り組みが必要かと思われます。

先日新聞紙上に、合計特殊出生率が増加に転じた静岡県長泉町の子育で環境について掲載されていました。長泉町も、平成15年より少子化対策の一環であるエンゼルプランに基づき、次世代育成支援を展開しておりますが、同町では教育委員会の下に子ども育成課を設置し、児童手当や乳幼児医療助成、保育所、幼稚園、学校など、子どもに関するすべての相談や手続の窓口を一本化し、行政の垣根を越えた総合的な子育で支援をしています。同町では1990年から10年間、合計特殊出生率が1.29から1.72に増加、出生数も毎年約500人と安定し、子育でしやすいまちとして注目されているとのことでした。本市におきまして、庁舎の分散化に加え今日子どもに関するニーズの多様さなど、行政の垣根を越えた総合的な子育で支援は難しい点も多々あるかと思いますが、だからこそ市民に優しい行政が今こそ必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

最後に、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」についてお尋ねいたします。市長は、 男女共同参画社会づくりを確固たるものにするための条例の制定に向けて準備を進めるとのこ とですが、本市における男女共同参画社会の実現について、市民の社会的認識は十分に理解さ れると思われますか。また、男女共同参画社会の形成において、男性にとっての意義や責任、 役割はどのようなものであるとお思いでしょうか。市長のお考えを伺いまして、第1回目の質 問を終わらせていただきます。

ご静聴、まことにありがとうございました。(拍手)

副議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま、9番浅野議員からご質問いただきました。

初めに、市政運営の基本的考え方について、「元気です塩竈」、地域産業の活性化といったようなことについてのご質問でございました。そういった中、塩竈市は水産都市としての集積が非常に高いと。新浜地区等にどういった企業の誘致を検討されているかというようなご質問でございました。今申し上げましたように、やはり塩竈は水産都市であります。水産業、水産加工業の集積が長年図られてきております。例えば、水産加工場あるいは塩釜仲卸市場等に代表されるような、施設整備が既に行われております。こういった集積を、さらに高めるような企業の誘致ということになるかと思っております。

具体的に申し上げますと、新浜地区には今水産物流センター構想が進められております。そういった中で、全国的な規模の企業でありますとか、地元の方々が新たな組合を設立して事業に取り組むといったようなことが計画されておるわけでありますので、塩竈市といたしましてもこういった事業者の方々を積極的に支援をさせていただきたいと考えておりますし、事実水産物流センターにつきましては既に固定資産の減免等につきましては条例化されております。こういったものを最大限に活用しながら、より多くの方々に塩竈の新浜地区のみならず、市内に新たな企業の誘致といったようなことが図られますよう努力を重ねてまいりたいと思っております。

そういった中で、塩竈ブランドの発信についてどのように考えているのかというようなご質問をいただきました。本市と海のかかわり、歴史の中で魚を中心にはぐくんできました食文化を改めてとらえ直しまして、食を通じての多様な交流を深めるまちづくりといったようなことも、企業の課題ではないかなと思っています。また、このことのみならず、本市には全国的に評価の高いお酒やお菓子類、先ほど申し上げましたすばらしい水産加工品、生鮮マグロ、ある

いは浦戸のノリやカキなどの水産品などの多数の食材が存在するわけでありますが、これらの食材を本市が誇る特産品としてまずは広くPRに努めていくことが、極めて重要であるというふうに考えております。

例えばでありますが、日本一の生産高を誇る水産練り製品につきましては、既に埼玉県の給食関係者の方々に30年以上にわたって利用いただいております。この地域の方々からは、ヘルシーで特に高齢者の方々には大変喜ばれている、人気ナンバーワンの食材であるというような高い評価をいただいております。また新たな試みといたしまして、現在水産業界の方々が「三陸塩竈ひがしもの」としてメバチマグロのブランド化に取り組まれておりまして、このマグロを生かした宮城すし街道などのイベントの実施でありますとか仙山交流などにも参画し、広くPRに努めているところであります。また、マグロに限らず例えば地酒と水産品の業者が連携した販売戦略を打ち出したり、あるいは本市の代表的な厳選品を組み合わせた通信販売など、先駆的な取り組みもスタートしているところでございます。

食材を中心にブランド化について、所信の一端を触れさせていただきましたが、その他にも 景観や祭、さらには塩竈石を利用した岩蔵などのように、我々の身近なところにブランド化が 可能な景観・歴史文化資産が数多く残されているわけであります。この塩竈は、自分たちが気 がつかないところで、まさに「足下に泉あり」というふうなことで表現させていただければと 思っております。ここに住まいします我々自身が、まずはこのような魅力を再認識するといっ たことこそが、塩竈ブランドの発掘の第一歩になるのかなと思っております。我々も改めて、 自分が住まいしますこの塩竈のすばらしさというのを認識していただければと思っています。 本市といたしましては、種々の事業を今後も積極的に支援しながら、一方では今申し上げまし たような景観整備など、歴史的な資産を生かしたまちづくり、あるいはみなと祭に代表される 祭等の観光イベント等々と関連づけながら、またまち全体の魅力を高め、塩竈全体のイメージ アップを図りながら、このまちそのものが持つすばらしいこのような資機材をブランドだと言 っていただけるような行政を進めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興への取り組みについてご質問いただきました。本市におきます近年の観光客数約 250万人でありますが、ここ数年横ばい傾向にあります。また、松島への通過型の観光であるという課題もあり、ここ数年滞在型観光ニーズに対応した観光客の誘致が重要な課題であるというふうに認識をいたしているところであります。このため、広域観光への取り組みといたしまして、宮城県国際観光テーマ地区推進協議会に参画し、塩竈の写真コンクール等の入

選作品等も積極的に活用しながら、各種のPR活動を展開するとともに、ホームページによる全国に向けた情報発信等にも努めているところでございます。また、仙台松島地区観光協議会では、食をテーマとしたリーフレットの作成、あるいは東北楽天イーグルスの誕生を契機とした関東圏へのキャンペーン事業を実施しております。本市もこういったことに参加をさせていただいているところであります。なお、16年度に実施いたしました大阪へのキャンペーン事業の成果といたしまして、約6社の旅行エージェント会社が翌年度の塩竈みなと祭に合わせた旅行企画を組むなどの効果も発生しているところであります。

その他、本市独自の取り組みといたしましては、例えば古川八百屋市、仙山交流等に積極的に参加するとともに、さらには東京ビッグサイトで開催される「食材王国みやぎ逸品商談会」などで観光物産のPRを実施しており、加えて門前市「塩竈の醍醐味!」につきましては、年1回だった開催を2回にするなど、本市をPRする機会を積極的にふやしているところでございます。「塩竈の醍醐味!」、先週の土日も開催されました。本当に多くの方々に訪れていただき、休みを楽しんでいただけたものと考えておりますが、こういった企画を今後数多く開催するような努力を重ねてまいりたいと思っております。

今申し上げましたような、物質的な観光ももちろん大切ではありますが、私は今後の観光は やはり観光客の方々に塩竈の生活や文化と触れ合う機会を数多くつくりながら、市民の皆様方 とともにホスピタリティーあふれるもてなしの心を持って迎えることこそが、本当に持続的な 観光の振興になるのかなと考えております。まごころでお迎えする観光というものを、ぜひこ の塩竈に定着させてまいりたいと考えております。

次に、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」であります。今ほど議員の方から除細動器につきまして、どういう機械であるかあるいはどのような使い方をするのかといったようなことについても、ぜひ市民の方々に広くPRしてもらいたいというようなご要請をいただきました。先ほど鈴木議員の質問にも回答させていただきましたとおり、市民の方々にこういった機械を導入したということを幅広く広報してまいりたいと考えております。

そういった中、小中学校における防災・防犯対策についてご質問いただきました。繰り返し 実施することが大切ではないかというご趣旨でございました。本市の小中学校の防災・防犯対 策、各学校ごとに防災・防犯に関する計画や災害時の対応マニュアルを作成させていただいて おりまして、関係機関との連携を図りながら地震や火災、そして不審者等を想定した訓練を随 時実施しているところであります。例えば、第一中学校と第二小学校では、自分の命は自分で 守るという目的で、通学路の安全マップづくりや地域の防災マップづくりに取り組んでいただいたところであります。また第三小学校では、災害時を想定した避難所生活体験を行うとともに、起震車での地震体験や応急処置講習、そして体育館で一泊の宿泊を通し、子どもたちは改めて災害の恐ろしさを実感したようでございます。このように、日ごろから災害や事故に備え危機を回避する能力を高めるでありますとか、危機に対する意識を高揚させることを繰り返し実施することは、危機管理上極めて重要なことであるというふうに我々も認識をいたしております。現在各学校ごとに資料を活用したり、応急処置の実施等、防災・防犯教育の充実を図っているところであります。

市内の保育所、現在六つありますが、市内の六つの保育所では毎月避難訓練を行っております。防災ずきんをそれぞれの保育所に備えております。先生が声をかけると、保育園児の方々は真先に防災ずきんをかぶります。それで、避難の途中にガラスなんかを踏んでけがをしないように靴等を履いて、先生の誘導で整然と避難するといったようなことを、毎月繰り返しております。こういったことこそが、やはり全体の安全を高める、議員ご指摘のKYTに通ずることかと思っております。今後とも、そういったことが市内全域で行われるように努力を重ねてまいりたいと思っております。

少子化対策、我々にとっても大変重要な課題であります。本市の合計特殊出生率は1.24であります。ますます少子化社会をたどっております。人口につきましても、さきの国勢調査でも2,000人強の減少という、大変厳しい状況にあります。少子化対策につきましては、本市としても緊急に取り組むべき大変重要な課題であるというふうに考えておりまして、そういった一環で昨年度「のびのび塩竈っ子プラン」を作成し、少子化対策、児童の健全育成に努めているところであります。市民と共同しながらプランを推進するため、社会福祉事務所内に子育て総合支援室を設置し、福祉分野を中心に保健分野や教育関係とも連携を図りながら、相談はもちるん市民の総合的な子育て支援を行い、本市の少子化対策の推進に役立てているところであります。

議員の方から、総合的な子育て支援の窓口というご質問でありました。今現在本市におきましては、保健センターでの健康や発育相談、社会福祉事務所での保健所の入所やなかよしクラブの入級、保険年金課での児童手当や各種医療費助成、教育委員会での小中学校就学相談、生涯学習での体験学習の場の提供や、青少年への各種相談など、さまざまな分野で実施をいたしておりますが、ご指摘のとおりそれぞればらばらであります。我々といたしましては、子育て

総合支援室を将来の核といたしまして、当面の間は各部署が緊密な連携を図りながら、市民の方々のこうした要請にこたえてまいりたいということで考えておりますが、なおこれらにつきましては本市として大変重要な課題であるというふうな認識を私もいたしておりますので、今後の検討とさせていただきたいと考えております。

次に、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」についてということで、男女共同参画について大変厳しいご指摘をいただきました。ご案内のとおり、本市におきましては女性の意見を市政に反映させたいということで、各種審議会等の女性委員割合30%を目標に、今取り組んでおります。現在は審議会の女性委員が25.3%に達し、有益かつ活発なご意見をいただいているところであります。この状況に決して我々はとどまるということではなく、さらにもう一度大きな一歩を踏み出すためにということで、条例制定等についても積極的に考えてまいりたいと思っております。

議員の方からは、「市長としては、本当に男女共同参画社会づくりがこの塩竈で進んでいるのか」ということでございました。実は2年前、壱番館におきまして宮城県男女共同参画のシンポジウムを開催いたしました。県内から400人の方々にご参加をいただきましたが、男性の参加はわずかに5名くらいでございました。最近、牛尾陽子氏を講演会に招きまして、50名くらいの講演会を開催させていただきました。その折には、十数名の男性の方々がご参加をいただきました。議会の方からもご参加をいただき、大変感謝を申し上げておりますが、こういった状況を見ますと、緩やかにではありますがこの地域にも間違いなく男女共同参画社会に向けた地域づくりが浸透しつつはあるのかなというようなことを考えておりますが、なお一層そういった男女共同参画がこの地域に定着いたしますよう、努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

副議長(志賀直哉君) 小倉教育長。

教育長(小倉和憲君) 私の方から、小中学校の防災・防犯ですけれども、現在市内の小中学校では、大きく年3回訓練があります。1回は火事について、それから地震について、それに不審者の侵入におけるということで、子どもたちそのものに対してはそういう3回の訓練の場を設けておりますけれども。それについて、各学校ごとやはりマンネリ化しないようにそれなりに工夫、例えば予告なしでやっていたり、または休み時間にやったり。ただし、これはあくまでも発達段階に応じますので、予告なしでやった場合低学年がびっくりしたりしますので、

そういう配慮をしながらやっておりますし。ただ私自身は、これは児童生徒の訓練でもありますけれども、教師の訓練でもあると思います。そういうことで、今後さらに児童生徒を含め、 教師とともにKYTの手法等も取り入れながら、危険予知ということは大事なものですから、 これらを十分に深め、児童生徒の安全に努めてまいりたいと思います。以上です。

副議長(志賀直哉君) 浅野敏江君。

9番(浅野敏江君) ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

私の方から2回目の質問ということでございますけれども、確かに水産業界がこのように低迷している中で、今ある水産施設また加工団地を利用していただいて、税の分での減免措置をしていただきながら誘致をしていただくという、大変ありがたいと思っております。1点ちょっと確認させていただきたいんですが、今加工団地の方を見ましても、確かに大変ハード面でも厳しい部分があると思いますが、そういった部分で市の方でハード面の部分の整備とか、そういったことなどは考えていらっしゃるのかどうか、その辺1点お聞きいたします。

また、ブランドの展開につきまして、今口ゴマークなども募集されていると思っておりますが、今後の具体的なスケジュール、例えば今さまざまな販路といいましたが、全国展開とは当初どの辺あたりを考えていらっしゃるのか。また、そういった点で商工会議所とか、大手スーパーとか、また市場との関連とか、そのようなことについて想定を考えていらっしゃるのか、その辺お聞きしたいと思っております。

また、先ほど市長がおっしゃったように、まず私たちのまちを私たち自身が宝物を発掘してというご提案、確かにそのとおりだと思っております。ですから、市民を巻き込んだそういった運動をひとつ起こしていかれたらどうかなと思っております。例えば、ウオークラリーをしながら市のさまざまな文化遺産等、そういうのをめぐる市民ともに、遊びながら楽しみながら市の楽しさというかすばらしさとか文化とか歴史を学べる、そういった機会を生涯学習課かどこかで設けていただいてもよろしいかと思いますし、また市民から「塩竈発見」というような形でいろいろな市長の方に「こういった場所があるよ」とか、「こういったおいしいものがあるよ」とか、そういったものを発信してもらえる何か市長対市民との直結したそういった場もあれば、市民がより自分たちのまちについて、例えば観光課とかまた政策課とか、そういった間に課を置かずに市長と市民との間に本当にこういったところがあるということを、常に市長に市民の方から発信できていく、そういったような間柄といいますか関係性を持っていけると、また市民が自分たちのまちや文化についてより理解をするようにも、いきいきと発見されるんじ

ゃないかなと思いますので、蛇足ながらちょっと提案させていただきたいと思っております。

それで、私たちはやはりこのまちについてのイメージアップというのは、私たち市民がこのまちを本当に愛していかなきゃならないと思っております。確かに、議会の場もさまざまな問題提起をする場でもありますが、本当に役所の方たちが一生懸命やっていただいて、効果があるものは素直に本当にお互いに認めて、また大いに称賛させていただきながら、そしていいところはどんどん伸ばしていただき、そしてまた不足の部分は「このように不足です」というような発言の仕方もまた、私たち議員としても行政とともにこの市をよくしていこうと思う姿勢に立って、やはりいろいろな意見を述べていくことも必要かなと思っております。

また、観光についてですが、先ほど市長がおっしゃったように、確かに滞在型誘致が今塩竈にとって一番ネックとなっておると思います。先日も、ある老舗の旅館が12月いっぱいでおやめになったということを私は聞きまして、大変ショックを受けましたが、本当にこの塩竈にはこんなにおいしい食べ物もたくさんあって、こんなにすばらしい景色もあって、また交通の便も仙台、松島、さまざま2市3町にもつながると、そういった点からもっと塩竈を観光的にPRして、また市長がおっしゃったようにやはり来ていただいたお客さまが、我々市民も全員が本当にもてなしの心を持ってお客さまに接していける、そういった雰囲気をまずまち全体がつくっていくことが大事かと思っております。

そういった点で、また市長の方にお聞きしたいのは、この2市3町、例えば塩竈だけでなくて本当に利府のグランディがあったり、また松島の方の観光があったり、そして七ケ浜の方の海辺のマリンスポーツがあったりと、いろいろな部分で塩竈市以外の近い場でさまざまな目玉の観光地がありますけれども、そういうのを広域的につなぎ合わせて、そして塩竈にもまた他市町にも効果が出るような取り組みを、市長がどのようにお考えなのかお知らせ願いたいと思っております。

またKYTについてですが、学校の方のさまざまな年3回の訓練等、また保育所の訓練等、大変心強く思っております。KYTにつきましては、ひとつ私たちも交通安全でよく言われます「ヒヤリ・はっと」という言葉がありますけれども、ヒヤリとしたりはっとするときには、その危険を回避してもその下の方にも大きな必ず事故に遭うという危険の要素があると。私たちはその「ヒヤリ・はっと」というのを、年何回かの訓練の場だけではなくて、日ごろ子どもたちと先生との間で短い時間でも、例えば学校に走っていって、ここに角があったりまた階段があったり、それから何か大きなものが上の方にあったりと、これを危険と感じるかどうかと

いう部分を日ごろ子どもたちと先生の間で話し合いながら、日常の中で危険を危険と感じて、 それを予測するということも大変事故という意味では、災害、もちろん防犯もそうですが、そ の事故の部分においてもこのKYTということは、日ごろ自分たちが危険を認知していくとい う訓練を続けていただきたいと思っております。

昨年12月6日付で、文部科学省の方から改めて全国都道府県知事、また教育長に向けまして登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保について通達がされたと思いますが、その中でも通学路の安全点検の徹底、それから登下校の安全管理など5項目がありまして、その3番目にこの幼児・児童・生徒に危険回避能力を身につけさせるための安全教育の推進がうたわれております。ぜひ、本市でも国で取り上げています安全対策について、いま一度日ごろの授業の中、また子どもと先生の触れ合いの中で、またPTA、町内会の方たちと一緒になっての合同の訓練でも結構ですので、一度このような講習会を開いていただきながら、予防していただきたいと思っております。

その次、行政の垣根を越えた子どもの総合支援ということにつきまして、さまざま市長の方 からもお考えいただきました。そのように、大変少子化の問題というのは、一朝一夕でもでき ませんし、また福祉課が一生懸命頑張ったからできるというたぐいのものでもないと思いま す。さまざまな部分の、また会社関係の企業の応援をいただいたり、それから後ほどお話しい たしますが、男女共同参画の中での父親の役目というものの大切さとか、本当にさまざまな子 育てという部分については要素があると思いますが、私が今回取り上げさせていただきたかっ たことは、本市におきましても先ほど市長がお話ししましたように、5カ所だけでも子どもに 関するさまざまな取り扱いをしている窓口があると、それをぜひワンストップサービス、まず 1カ所に来て相談から手続からその入り口の部分として、例えば福祉事務所が今保育所の申し 込みというようなカウンターがある部分でも結構でございます。大変な事業だとは思います が、そこでさまざまな手続についてのご指導なり、1回でできるという部分があれば、市民に とってもまた転入してきた方たちにとっても、塩竈というのは子育てについて大変協力的なま ちなんだという、そのような印象が与えられるかと思います。決してそこで細々としたいろい ろな相談を受けるというんじゃなくて、その上でこの相談はこういった場所に相談するところ がありますと、そこの係の方をその場でご本人の前で連絡を取ってアポイントを取っていただ いて、導いていただける、そのような市民にとって使い勝手のいい行政であっていただきたい と、今回お願いいたすものでございます。

最後に、男女共同参画社会につきましても、市長が今おっしゃったように、男性の意識が緩やかではあるけれども本市においても向上してきたということをお聞きしまして、大変うれしく思っております。若い世代の方たちは、今奥様の出産に立ち会うという男性も多く見られまして、認識は男女共同参画については、若い世代はおおむね大丈夫のように見受けられるんですが、問題は高齢化、中高年以上の男性におかれまして、例えば何も介護されるのは自分が先に介護されるとは限らないわけで、奥様が倒れられてご主人が介護となってきたときに、炊事のこともわからなければ洗濯のこともわからなければ、本当に介護のことがすべてわからない。また、不幸にして奥様が先立たれた場合、うちのことを何をしていいかわからない、そこから本当に精神的にもまいってしまってという不安を抱えているという男性の方も多いと思います。

本当にそうならないためにも、本市において例えば男性の料理教室、これは前にやっているのを聞いておりますが、そのほか例えばヘルパーさん、保健師さんに講師になっていただいて、男性の介護教室とかそのような具体的なものをいろいろ取り入れていただいて、そしてまた本市における中小企業の方たちの会社の意識調査とか、それから男性に対する育体の取り方とか、そういったこともさまざま見ていただきまして、そうやって本当に塩竈市民がこれからともども助け合いながら、お互いに尊敬し合って、そして先ほどのお話にもありましたように、児童虐待とかドメスティックとか、今たくさんそういった問題が出ておりますので、そういったあらゆる施策に、少子化問題にもこの男女共同参画というのは大変大きな役割を持っておりますので、そういった意味ではこれからの塩竈にとりますさまざまな施策の土台になるとも言って言い過ぎでないと思いますので、ぜひこのような取り組みを具体的にやっていただきまして、そしてみんなが納得できてすばらしいそのような条例をつくっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の2回目の質問を終わらせていただきます。

副議長(志賀直哉君) 三浦産業部長。

産業部長(三浦一泰君) 私から、観光等につきましてお答えをさせていただきます。

まず初めに、加工団地につきましてハード面で極めて厳しい状況にあると、これらへの対策とういうふうなことでございました。私たち加工団地周辺等を歩いてみますと、ご指摘のように空き工場や空き地がたくさんありまして、まさに空洞化し、寂れた印象を持って、大変寂しい思いをしておりました。こういったものを、どのようにしてもう一度過去のにぎわいを取り戻していくのかというふうなことにつきまして、いろいろと検討した結果といたしまして、今

回いきいき企業支援条例を提案させていただいておるものでございます。この内容は、そうした空き地や空き工場を活用していただきやすくするというふうなことで、例えばそこに新しい投資をされた方々に、固定資産税の一部を減免させていただくような形での支援をさせていただこうという条例でございます。加工団地の皆様そして商工会議所の皆様方に、こういった条例を議会の方に提案をさせていただくという事前の会議もやらさせていただき、おおむね好評をいただいてございますので、こういったものをぜひ活用いただきまして、過去のにぎわいを取り戻せるよう私どもも一緒になって取り組んでまいりたいと考えているものでございます。

それから、マグロのブランド化というふうなことにつきましてのスケジュール等でございます。まず、このブランド化でございますが、平成15年度から市場関係の皆様方によりましてブランド化委員会というものを設けまして、いろいろな研究をしてきていただいております。その結果といたしまして、昨年度に秋口に金華山東沖の海上で取れますメバチマグロが脂も乗っておって、その世界におきましては「ひがしもの」という名前で通用しているすばらしいものであるということを、ぜひこれからの切り口として売り出していこうというふうな取り組みになってきたわけでございます。具体的には、昨年の全国のすし屋さんが集まられました仙台での大会でのPRなどや、それから横浜市場まつりにおきますPR、こういったものを通しまして、やはりすばらしい評価を得られるという感触を得てきたわけでございます。今後私たちといたしましては、そういった市場の皆様方とまた商工会議所の皆様方とタイアップをいたしまして、秋口の水揚げ時期における品質や企画を取り決めまして、関係者の方々が統一した意識で販路拡大に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、市内の史跡等を活用した回遊性を高める施策等につきましてお答えをさせていただきたいと思います。昨年の10月でございましたけれども、市内のNPOの方々が約 200年くらい前の古文書を読み解きまして、それらにどのようなことが書いてあるのかということで、ウオークラリー等を3回にわたって取り組まれた実績がございます。私も参加しておりましたけれども、やはり日ごろ何げなく見ておりました石碑が、塩竈の 200年前の姿をそういった古文書等を読み解くことによって雄弁に私たちに語りかけてくるという体験をさせていただき、こういった史跡めぐりのすばらしさというものを実感したわけでございます。また、そのときあわせまして、首都圏からも観光バスで多数の方が松尾芭蕉の足跡をたどるツアーというふうなことで、この地域を訪ねていただいておりました。

商工会議所青年部の皆様と青年4団体の方々は、iショップといって市内にこれまでは1カ

所しかなかった観光案内所を、現在はそれぞれのお店が協力する形で25カ所にふえるというふうな取り組みもしていただいております。そしてまた、これらを発展させる形で、ことしはそれらとおいしいところをめぐるような、そんなイベントも「おいしいしおがま」というふうな形で取り組むというふうな情報も得てございます。それから、本町のまち研の皆様方、こちらも特色のある自転車によってこのまちに回遊性をもう一度取り戻そうではないかというふうな取り組みも現在着々と準備を進められていると伺っております。こういったものは、ただいまご指摘がありましたように、市長のもとに直接いろいろな情報が入られまして、それらの指示で私どもは動かさせていただいておるものでございます。

それから 2 市 3 町、広域観光というふうなことかと思います。私たちはやはり一つ一つのまちがそれぞれの持っている特色を突き詰めていくと、そして一つ一つのまちが輝くと、その上でそれぞれの特色が違うものとして評価を受けることによって、この 2 市 3 町の回遊性というものが出てくるのではないかと、そんなふうに考えております。ただいまのご意見をちょうだいしながらさらに励んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

副議長(志賀直哉君) 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長(佐々木和夫君) それでは、私の方から子育てについての総合窓口についてお答えをさせていただきたいと思います。

浅野議員にはいろいろご指導賜りました。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。ご提案ありました新聞報道については、私も見させていただきました。内容的には、行政の垣根を越えた総合的な相談窓口という内容でございまして、その対応を取ることによりまして出生率がアップしまして、毎年約500人の子どもさんが生まれたということで、これを我が市に比べてみますと、私どもの市では恐らく現在では毎年400人くらい程度の出生ということでございますので、インターネットで調べますと長泉町は3万6,000人くらいの人口の町ということでございますので、我が方は5万9,355人だったでしょうか。約2万幾ら違う人口の中で片方は500人、私どもは400人ということで、これほどの効果があるのかなというふうに驚いているところでございます。もしそういう効果があるということであれば、私どもとしてはぜひこの総合的な窓口についても市長から先ほど答弁させていただきましたように、検討とさせていただくということでございますので、検討課題とさせていただきたいと存じます。

具体的には、のびのび塩竈っ子プラン、今年度から実施期間ということでございますけれど も、これの進行管理といたしまして内部組織あるいは外部組織、外部組織については今回の議 会にご提案させていただいておりますけれども、地域協議会を設置していくということでございますので、私どもが事務局ということになりますので、そういう中で検討課題となるものであれば、ぜひ載せて検討させていただきたいと思います。以上でございます。

副議長(志賀直哉君) 小倉教育長。

教育長(小倉和憲君) 私の方から、児童生徒の危険予知ということですけれども、先ほどお話ししました年3回のほかに、例えば小学校では小学生の特に低学年の交通事故の主な原因は急な飛び出しということがありますので、学校では交通教室の中において運転手の立場から、また子どもたちの立場から、両方の面からいかに急な飛び出しが危険であるか、これは警察、交通安全協会、それに指導隊の方々とか、そういう方々の自動車学校等の協力を得ながら、子どもたちの前でダミー人形等を使いながらそういう危険であるということもやっておりますけれども、今後ともいろいろな教育の場において子どもたちに危険の意識の高揚を図っていきたいと思っております。

副議長(志賀直哉君) お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明3月1日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(志賀直哉君) ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明3月1日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

午後4時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年2月28日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会副議長 志賀 直哉

塩竈市議会議員 福島紀勝

塩竈市議会議員 伊藤博章

平成18年3月1日(水曜日)

塩竈市議会2月定例会会議録

(第3日目)第3号

議事日程 第3号

平成17年3月1日(水曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第19号ないし第57号(市長の施政方針に対する質問)

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(22名)

| | 1番 | 菊 | 地 | | 進 | 君 | | 2 霍 | Ē | 田 | 中 | 徳 | 寿 | 君 |
|---|----|----|----|---|---|---|---|-----|--------|----|----|---|---|---|
| | 3番 | 武 | 田 | 悦 | _ | 君 | | 4 | Ī | 伊 | 藤 | 栄 | _ | 君 |
| | 5番 | 志于 | 子田 | 吉 | 晃 | 君 | | 6 霍 | Ē Ī | 鈴 | 木 | 昭 | _ | 君 |
| | 7番 | 今 | 野 | 恭 | _ | 君 | | 9 種 | Ē | 浅 | 野 | 敏 | 江 | 君 |
| 1 | 0番 | 吉 | 田 | 住 | 男 | 君 | 1 | 1 霍 | Ē | 佐 | 藤 | 貞 | 夫 | 君 |
| 1 | 2番 | 木 | 村 | 吉 | 雄 | 君 | 1 | 3 霍 | į | 鹿 | 野 | | 司 | 君 |
| 1 | 4番 | 志 | 賀 | 直 | 哉 | 君 | 1 | 5 霍 | Ē | 香 | 取 | 嗣 | 雄 | 君 |
| 1 | 6番 | 曽 | 我 | Ξ | ∃ | 君 | 1 | 7 霍 | Ē | 中 | Ш | 邦 | 彦 | 君 |
| 1 | 8番 | 小 | 野 | 絹 | 子 | 君 | 1 | 9 霍 | Ē | 吉 | Ш | | 弘 | 君 |
| 2 | 0番 | 伊 | 勢 | 由 | 典 | 君 | 2 | 1 霍 | Ē | 東海 | 專林 | 京 | 子 | 君 |
| 2 | 2番 | 福 | 島 | 紀 | 勝 | 君 | 2 | 3 番 | E Î | 伊 | 藤 | 博 | 章 | 君 |

欠席議員(1名)

8番 嶺岸淳一君

説明のため出席した者の職氏名

 市
 長
 佐
 藤
 昭
 君
 助
 役
 加
 藤
 費
 教
 君

 収
 入
 役
 田
 中
 一
 夫
 君
 総
 務
 部
 長
 山
 本
 進
 君

 市民生活部長
 棟
 形
 均
 君
 健康福祉部長
 佐々木
 和
 夫
 君

 産
 業
 部
 長
 内
 形
 繁
 夫
 君

| 総務部次長兼総務課長 | 阿部守雄 | 君 | 総務部次長兼危機管理監 | 大 浦 | 満君 | | | | | |
|--------------------|---------------------|----|--------------------------------|-------|-------|--|--|--|--|--|
| | עי יום ניין אם ניין | 12 | | /\ /m | /1년 1 | | | | | |
| 市民生活部次長兼環境課長 | 綿 晋 | 君 | 健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長 | 木 下 | 彰 君 | | | | | |
| 産業部次長 | 伊賀光男 | 君 | 建 設 部 次 長兼都市計画課長 | 茂庭 | 秀 久 君 | | | | | |
| 総務部行財政改革 | | | | | | | | | | |
| 推進専門監 | 田中たえ子 | 君 | 総務部政策課長 | 渡 辺 | 常幸君 | | | | | |
| | | | 市民生活部 | | | | | | | |
| 総務部財政課長 | 菅 原 靖 彦 | 君 | 市民課長 | 澤田 | 克 巳 君 | | | | | |
| 健康福祉部 | | | 産業部 | | | | | | | |
| 社会福祉事務所長 | 会 澤 ゆりみ | 君 | みなとまちづくり課 長 | 神谷 | 統 君 | | | | | |
| 総務部 総 務 課 長 補 佐 | | | | | | | | | | |
| 兼総務係長 | 佐 藤 信 彦 | 君 | 市立病院長 | 長嶋 | 英 幸 君 | | | | | |
| | | | 市立病院事務部 | | | | | | | |
| | | _ | 次長兼業務課長 | | | | | | | |
| 市立病院事務部長 | 佐 藤 雄 一 | 君 | 兼医事課長 | 伊藤 | 喜昭君 | | | | | |
| 水道部長 | 佐々木 栄 一 | 君 | 水道部次長 | 大和田 | 功次君 | | | | | |
| 水道部総務課長 | | | | | | | | | | |
| 兼経営企画室長 | 尾形則雄 | 君 | 教育委員会教育長 | 小倉 | 和憲君 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 教育委員会 | | | 教育委員会 教育部教育次長兼 | | | | | | | |
| 教育 部長 | 小山田 幸 雄 | 君 | 生涯学習センター館長 | 渡辺 | 誠一郎 君 | | | | | |
| 教育委員会教育部 | | | | | | | | | | |
| 総務課長 | | | 選挙管理委員会 | | | | | | | |
| 兼総務係長 | 橘内行雄 | 君 | 事務局長 | 佐 藤 | 直孝君 | | | | | |
| 監査委員 | 高橋洋一 | 君 | 監査事務局長 | 丹 野 | 文 雄 君 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 事務局出席職員氏名 | | | | | | | | | | |
| 事務局長 | 佐久間 明 | 君 | 事務局次長 | 遠藤 | 和男君 | | | | | |
| 事務局次長兼 | | | | | | | | | | |
| 議事調査係長 | 安 藤 英 治 | 君 | 議事調査係主査 | 戸枝 | 幹 雄 君 | | | | | |

午後1時 開議

議長(菊地 進君) ただいまから2月定例会3日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは、8番嶺岸淳一君の1名であります。

本議場への出席者は、第1日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようにお願いいた します。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(菊地 進君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2番田中徳寿君、3番武田悦一君を指名いたします。

日程第2 議案第19号ないし議案第57号

議長(菊地 進君) 日程第2、議案第19号ないし第57号を一括議題といたします。

これより市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。17番中川邦彦君。(拍手)

17番(中川邦彦君)(登壇) 日本共産党市議団を代表して、施政方針に対する質問をさせていただきます。

市長は、市民の皆さんが安心と豊かさ、そして愛着と誇りを感じていただけるよう、「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現に向け市の総力を結集し、市民の皆さんの期待にこたえてまいりますと施政方針では述べております。

私は、大きく分けて3点について伺います。

第1点は地震対策について、第2点は新たな企業誘致に関して、特に青年の雇用問題について、第3点は介護保険についてであります。

第1番目は、地震対策について伺います。

さきの質問と重複するところもあると思いますが、その点はよろしくお願いしたいと思います。

近い将来、宮城県沖地震が9割以上の確率で発生すると言われておりますが、本市でも日ご るより防災対策に取り組まれていることに感謝しております。 2月17日に政府の中央防災会議は、日本海溝・千島海溝型地震で防災対策が必要な、推進に関する特措法が成立し、発表されました。その推進地域として塩竈市はもちろんのこと宮城県全市町村が指定され、地震対策の基本方針となる大綱を決めております。この地震対策大綱に沿って伺います。

1番目は、一般木造住宅の耐震診断事業の取り組みについてであります。

本市では、一般木造住宅の耐震化を促進していくために、平成15年から耐震診断と改修を実施してきましたが、県の緊急経済産業再生戦略事業が終了しました。昨日の質問の中で市長の答弁では「国の施策がある」と言っていましたが、どのようなものなのか伺います。

また、本市として今までに取り組まれた耐震改修の実績について伺います。

また、最近国が発表した平成15年度住宅土地統計調査報告書をまとめておりますが、この報告書をもとに試算した対象件数について伺います。

2番目は、今後の取り組みと本年度の耐震診断と改修の実施計画について伺います。

3番目は、今までに町内会や団体を中心に行っている防災研修会の内容について伺います。 防災研修会を町内会や団体を対象にしているが、その実績について、また小中学生を対象に防 災についての出前講座を実施していると聞いておりますが、その取り組みの内容と今後の防災 研修や出前講座について伺います。

4番目は、日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法について伺います。阪神淡路大震災、宮城県沖地震、中越地震と、ここ十数年の間に大きな地震が発生し、その都度激甚災害の指定を受けて対処してきているが、今回の特措法の今までとの違いとその特徴について、本市としての推進計画をつくることが「義務づけられる」とあるが、当局の見解を伺います。

5番目は、津波対策が急務となっているが、その取り組みについて。GPS衛星利用測位システムを利用した津波計の設置について伺います。昨年、第二管区海上保安本部が塩竈市全域の津波の到達時間を予測し、浸水被害地をあらわす地形図を作成し発表いたしました。三陸沖や宮城県沖で発生する地震が津波を引き起こすと言われていますが、それを予測するGPS津波計の設置が急務であり、国に早急に設置するよう働きかけていただきたい。また、沿岸部にも、これと連動した波高計の設置が必要ではないでしょうか。国の設置計画はどのようになっているのか、また本市の計画についても伺います。

6番目は、住民の避難経路の確保での交通対策について伺います。 震度 6強以上の地震で発

生すると言われている津波の高さが2メートルを越えると言われておりますが、本市での防潮 堤の整備が急務となっております。本市の特徴である沿岸部に工場や観光施設、娯楽施設など が点在し、また住民や観光客が速やかに避難できるような避難場所や施設の確保と、そこまで の避難経路の誘導板の設置が必要ではないでしょうか。本市では、海岸部にある4カ所の建物 の所有者との間で一時の避難施設として協定を結ばれたことには大きな意義があると思われま す。また、国道45号や市内の幹線道路などでのドライバーなどへの徹底について伺いたいと思 います。

第2番目は、新たな企業誘致に関して伺います。

本年度において、既操業企業が事業規模を拡張する場合や新たに企業立地を促進するための 支援制度の条例を提案しておりますが、その中身として、企業立地奨励金、雇用奨励金、法人 市民税の控除などとしておりますが、雇用問題に限って伺います。

1番目は、青年層の雇用対策について伺います。1月に全国の雇用状況について政府の発表では、有効求人倍率で1%に回復し、回復傾向にあると言われております。政府の推し進める構造改革に伴う社会的格差の広がりがマスコミでも問題になっております。「雇用をめぐっても規制緩和がもたらした雇用の二極化」(「エコノミスト」の2005年3月号)、また「正規、非正規とも低所得者増、会社員に押し寄せる二極化の波」(「週刊ダイヤモンド」2005年1月号)など、格差社会の広がりを取り上げております。

総務省の労働力調査によると、非正規雇用者数(パート、アルバイト、派遣等を含む)は、10年前から 593万人増加し、04年度には 1,564万人、正規雇用者数は 395万人減少し 3,410万人になっております。労働者の3人に1人、若者の2人に1人は非正規労働者です。求人の約4割が派遣か請負の仕事という実態で、労働者が自由に労働形態を選択できる、そのような社会ではなくなっているのであります。

塩竈のハローワーク内での有効求人倍率の動きは、平成17年12月では、求職者数 3,185人、求人数 1,738人、塩竈管内が0.55倍、宮城県は0.79倍、東北は0.71倍、全国が1倍という状況であります。年代別に見ると、平成17年12月の常用の場合は(パートを除く)、19歳以下の求人数は 102人、求職数が51人、2倍であります。20歳から24歳では、求人数が 138人、求職数が 320人、0.43倍であります。25歳から29歳で、求人数が 147人、求職数が 413人、0.36倍と、若年層ほど雇用の条件が厳しくなっているのであります。県内の高校の新卒者の就職率は 12月末で77.9%と前年同期比で 4.5ポイント上昇しているが、依然として厳しい状況には変わ

りはないのであります。

市として、市長を先頭に市内の企業に新卒者の採用について毎年働きかけを行っていることには感謝をしております。若年層の間ではフリーターとかニートなどと呼ばれている青年が数多くいます。政府でも平成15年から若年者雇用支援対策としてアクションプランを立てていますが、実効性のあるものとはなっていませんが、少ない予算の中でようやく動き始めたところであります。本市として取り組んでまいりました緊急地域雇用創出特別交付金が終了しましたが、塩竈地域では失業、雇用状況が好転せず、深刻な事態が続いております。雇用創出・確保のためにも新たな交付金事業の創設を国に働きかけるとともに、市としても特に青年層の雇用の拡大と新規事業に積極的に取り組まれるよう、当局の見解を伺います。

2番目は、青年を中心とする相談窓口の設置について伺います。

青年の雇用問題は若者自身の現在と未来にかかわる重大な問題であると同時に、日本の労働者全体にとっても、日本の社会にとっても、解決しなければならない重大な問題であります。不安定な雇用形態、低賃金、長時間労働、不安定な身分からフリーターやニートと呼ばれる青年が生まれてくるのであります。行政として、就職や職業訓練のことでも、解雇や嫌がらせなど職場での労働条件のことでも、青年の雇用と労働条件に関するあらゆる問題の相談に応じられ解決を図る、そのような窓口をつくることが望まれているのではないでしょうか。当局の見解を伺います。

3番目は、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」の中から、介護保険事業について伺います。

1番目は、地域包括センターの役割と介護予防について伺います。

平成18年度から第3期介護保険制度が実施されますが、新たに地域支援事業が創設されますが、具体的な事業について伺います。

「地域支援事業を行う中核機関として地域包括センターの整備が必要になる」とありますが、 今までの基幹型在宅支援センターとの違いについて、また地域包括支援センターが人口割合か ら見ると提案されている1カ所でいいのか、人員の配置は今のままでいいのか、伺います。

地域密着型サービスについてはどのように考えているのか、また予防重視型システムの転換 について、それと住民の声が反映されるような運営が必要と考えます。

2番目は、介護保険料の減免について伺います。

第3期保険料は、市民税課税世帯で本人だけが非課税の方が基準で 4,070円から 4,080円と

民生常任委員会では説明されました。第1期が2,980円、第2期が3,200円、第3期が4,070円から4,080円となると、この5年間で1,190円から1,200円の負担増になるのであります。一方で年金の支給額が減ったからこそ保険料は高いと言えるのではないでしょうか。年金の控除額が減ったことが所得段階で1ランクから2ランクと上がっていくのであります。市民税課税世帯で本人が非課税の方で平成15年度の基準額で年金支給額が250万円で3段階となり、保険料が3,200円でした。平成18年度の基準額では171万円で、4段階の保険料が4,070円から4,080円となり、年金の控除額が減ったことが所得段階で1ランクから2ランクと引き上がることになり、ますます負担増になるのではないでしょうか。

そこで伺いますが、18年度の保険料を幾らに見ているのか。

二つ目に、保険料の減免では、一般会計からの繰り入れ、本市独自の減免制度を実施すべきではないでしょうか。当局の見解を伺います。

第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま17番中川邦彦議員から3点にわたりましてご質問をいただきました。

初めに、「安心です塩竈」の地震対策についてお答えをさせていただきます。

一般住宅の耐震診断事業の取り組みについてであります。

繰り返しになりますが、かなり高い確率で宮城県沖地震の発生が懸念されております。こういった事態に対応させていただくため、15年度から木造住宅耐震診断を実施してまいりました。簡易診断が79件、耐震診断がこれまで60件、合計 139件となっておりますことにつきましては、昨日もご回答を申し上げました。そのうち、耐震改修を実施していただきましたのが16件であります。やはり耐震改修までこぎつける率がなかなか低いといったようなことが今後の本市の課題ではないかなと思っております。

一方、昭和56年5月以前の本市の一戸建て木造住宅の戸数でありますが、最近発表されました国の平成15年度の調査結果をもとに改めて試算をさせていただきましたところ、旧来申し上げておりました7,000戸から5,700戸となり、この5カ年間で1,300戸の建てかえが進んだというふうに判断をいたしております。

こうした中で、新年度におきます住宅の耐震化率をさらに促進していくため、木造住宅耐震 診断事業につきましては、前年当初比較でほぼ倍となります40件に枠を拡大しながら実施をし てまいります。

また、木造住宅耐震改修事業につきましては、県の緊急経済再生戦略事業が終了いたしましたが、市の事業として国の補助制度を活用しながら耐震改修事業を進めてまいりたいと考えております。

さらに、耐震に対する啓蒙活動につきましても、これまでの市広報や出前講座における活動 に加え、地元建築士会や教育委員会のご協力をいただきながら、中学生等にも枠を拡大しなが ら、木造住宅耐震診断の学習を進めてまいりたいと思っております。

なお、国の施策の具体的内容というご質問でございました。後ほど担当部長よりご説明をいたさせます。

次に、町内会や団体を中心に行っております防災研修会の内容についてご質問をいただきま した。

災害が起きた場合、被害を最小限に食いとめるために大切なのは、初期時の対応でございます。地域住民がお互いに助け合い地域を守るという共助が極めて重要になるわけであります。本市ではこれまで、各町内会、自治会あるいは各種団体などに対しまして出前防災研修会を主に休日の夜間を中心に実施し、現在まで 130回開催し、啓蒙活動に努めてきたところでございます。17年度におきましては、千賀の台町内会、袖野田町内会、みのが丘町内会、港町一丁目町内会、清水沢中部町内会、伊保石清水沢町内会、青葉ケ丘町内会、新清水沢町内会、膳部第二自治会の9団体が組織を結成しており、これまでと合わせますと22団体、26町内会の組織結成をなり、全町内会の約16%の組織結成率となっております。

研修内容につきましてご質問をいただきました。

研修の際は、新潟中越地震の被災状況報告でありますとか、宮城県沖地震の津波による浸水予想も含めた被害想定等について説明を行わせていただきますとともに、家庭での非常持ち出し品の備えや安全チェック、さらには特に家具転倒の防止策など、実態に即した研修を行っております。今後も引き続き研修会を開催し、防災に対する市民意識の高揚や地域での防災対策の重要性について改めて理解を深めていただくよう努めてまいります。

次に、日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法について及び本市としての推進計画についてお答えをさせていただきます。

北海道から千葉県沖まで続く海溝周辺で多発する大規模地震に対する地震防災対策の推進を 目的に、特別措置法が平成17年9月1日に施行されております。内容といたしましては、補助 率のかさ上げでありますとか対象の拡大といったようなものがこの内容に盛り込まれているところであります。平成18年2月20日、国では本市も含む宮城県の全市町村を推進地域に指定したところでございます。今後は、この地域指定を受け、市といたしましては、地域全体を網羅した、地震及び津波からの防護や円滑な避難に関する事項等をまとめた推進計画を策定することとなります。また、この法では、浸水エリア内にある民間施設——例えば病院、劇場、百貨店、旅館などがこれに当たりますが、など、多数の人が出入りする施設や危険物取扱者、鉄道事業者などにおきましても、6カ月以内に対策計画を策定することが義務づけられております。

次に、津波対策が急務になっている、その取り組みについて。特にGPSを利用した計測器の設置についてのご質問でありました。

塩釜湾の津波対策として、チリ地震津波を教訓に宮城県が事業主体となり防潮堤の整備を現在進めているところでありますが、18年度からは旧来未整備でありました港奥部の事業に本格的に着手する計画となっておりますので、早期完成を今後とも要望してまいります。

また、本市の取り組みといたしましては、地域住民や観光・釣りなどで沿岸地域に来塩する 方々の円滑な避難誘導と被害の軽減を図るため、津波避難誘導標識板を平成17年度から18年度 にかけ、国・県の各施設管理者の協力もいただきながら一体的に整備を行ってまいります。

この事業につきましては、ちなみに県内のモデル地区として指定をいただきまして、約80基を設置する予定でありますが、うち市が設置します案内標識等については24基を予定いたしております。いずれ、こういったことで速やかな避難・誘導ができますような対策を講じてまいりたいと考えております。

また、GPS津波計の設置につきましては、昨年5月に北側国土交通大臣が来仙された際、 議会ともども要望活動を行ったところでございます。その後開催されました東北地方整備局の 意見交歓会等におきましても、強く要望させていただいたところであります。

国におきましては、新年度予算で、三陸沖を重点にGPS津波計を6ないし7カ所設置される見通しとなっているようでございますので、今後とも早期整備に向け積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

住民避難経路の確保及び交通渋滞対策等についてのご質問をいただきました。

災害が発生した場合、極めて重要なことは、住民の皆さん等への正確な情報提供と皆様方の 迅速な初動時の行動でございます。本市では、津波警報発令時はサイレンで、また注意報や地 震発生時には同報無線を利用して速やかに市民の皆様に情報を提供させていただいているところでございます。特に、サイレンが聞こえました場合には即座に高台へ避難をしていただくよう市広報でもお願いをさせていただいているところでございます。

なお、湾内の潮位変化につきましては、平成7年度に設置いたしました超音波式潮位観測機により常に確認をいたしておりますし、さらに国ではカメラ監視なども検討しているとの報告を受けておりますので、浸水が予想されます主要道路の車両対策も含め、今後とも関係機関と連携を図り、津波対策をなお一層強化してまいりたいと考えているところでございます。

次に、企業誘致についてご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、東北でも宮城県の有効求人倍率がなかなか上がらず、我々も大変憂慮いたしております。そういった中で、企業誘致に関連しましての最近の動きということでご説明させていただきたいと思いますが、議員の方からもお話しいただきましたように、青年層の雇用対策の一環として平成15年度から市内企業を訪問いたし、新規高校卒業者の雇用拡大についての要請活動を実施しております。今年度は菊地議長ともどもハローワーク塩釜所長にもご同行いただきまして、昨年10月27日に約20社を訪問させていただきました。訪問の趣旨をご理解いただき、各企業はおおむね協力したいとの対応でございました。

具体的には、ハローワークからの最近の状況によりますと、これらの訪問活動の成果として、1月末時点で45名のその後の追加求人があり、既に26名の採用が内定しているというような報告を受けております。このような地道な活動を積み重ねることによって地域の新卒高校生の雇用の拡大になお一層努めてまいりたいと考えておるところでありますし、訪問先の企業からは、地元高校の就職担当教師の方々と就職に向けた定期的な意見交換の場の設置等につきましても強く要請がありましたので、こういったことにも取り組んでまいりたいと考えているところであります。

また、新卒未就業者の就業支援の一環、フリーター、ニートの一環ということにもなるのかと思いますが、本市の臨時職員として雇用するワークシェアリングを平成14年度から実施しております。平成18年度におきましても、各高校と相談しながら実施をしていく予定でございます。

本市は、就業活動を支援いたします特定の窓口というものについては設置はいたしておりませんが、今現在、みなとまちづくり課を中心にハローワーク塩釜が立地しているといったような利点も最大限に活用させていただき、さらに先ほど申し上げましたように、今後とも地元高

校の就職担当の先生方とも密接な連携を図りながら、青少年の雇用対策に一生懸命取り組んで まいりたいと考えております。

次に、介護保険につきましてご質問をいただきました。

初めに、介護保険事業に係る地域包括支援センターの役割及び介護予防等地域ケアの内容についてお答えいたします。

介護保険事業、本年4月から第3期期間を迎え、また介護保険法の改正を受け、介護予防や 地域ケアの推進を重点項目に、大幅な見直しとなります。この地域ケア推進事業として介護予 防の推進及び高齢者の状態に応じて必要な援助・支援を行う地域支援事業が創設されまして、 その中核機関として地域包括支援センターを設置することとなります。

本市におきましては、介護保険制度開始以来、基幹型及び地域型在宅介護支援センターを設置し、要援護高齢者の総合相談、地域ケア会議の開催、あるいは介護予防事業の実施、生活支援サービスの調整、さらには高齢者の実態把握等の事業を実施してまいりました。

法改正を受けまして、現在の基幹型在宅介護支援センター機能を拡大再編し、平成18年4月から新たに地域包括支援センターを設置いたします。これまでの在宅介護支援センターの機能を踏襲しながら、一般高齢者や特定高齢者をも対象としながら、要介護状態の予防のため、ケアプラン作成や改善度評価などを行いながら継続的なケアマネジメントを行うなど、介護予防事業の一層の充実強化を図ってまいります。

また、北浜及び清水沢の在宅介護支援センターにつきましては、地域の相談窓口として定着 しております状況を踏まえ、センター業務を継続し、引き続き住民の方々の声が反映できるよ うな努力をいたしてまいります。

介護予防事業推進に当たりましては、介護状態になるおそれのある高齢者の方々を対象に、 継続的・効果的な介護予防サービスを地域支援事業の中で実施し、生活機能の保持を行い、介 護予防に努めてまいります。

また、地域ケアの推進に当たりましては、高齢者福祉と介護予防、医療、保健が一体となり、また生涯スポーツなども連携し、高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活を継続していただけるよう支援体制の充実を図ってまいります。

介護保険料の減免等に関しますご質問をいただきました。

介護保険料につきましては、第2期、15年度から17年度の介護保険事業の運営期間におきま しては財政調整基金を活用した保険料の軽減対策を実施してきたところでありますが、第3期 におきましては、基金の残高が減少しておりますことから、基金取り崩しによる対策は難しい 状況にございます。

料金等についてご質問をいただきました。

先ほど議員の方からもお話がございましたが、おおむね 4,000円を若干超えるような金額になるものと予想いたしているところであります。

また、法改正、介護保険制度見直しにより、保険料の所得段階設定につきましては、従来の5段階から6段階に細分化され、住民税非課税世帯の中でも一定の条件を満たす低所得者の方々には第1段階の方と同様の保険料率が適用されることになります。これまでの第2期保険料に係る所得段階設定は、国の基準が5段階であるのに対し、負担能力に応じて1段階を追加し、本市では6段階として保険料の軽減対策を実施してまいりました。第3期につきましては、国の基準が6段階になりますが、本市独自に1段階を追加し7段階制として、保険料全体の中で低所得者の方々などの負担軽減につなげてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長(菊地 進君) 内形建設部長。

建設部長(内形繁夫君) それでは、国における住宅耐震改修事業の制度につきましてご説明申し上げます。

まず、補助要件でございますが、耐震診断の結果、倒壊の危険性が高い、さらには震災時に 倒壊により道路閉塞が生じるおそれがある、また建物の外壁と前面の道路との距離が、2階以 上の建物につきましては4メートル以内、あるいは1階であるならば2メートル以内とか、い るいろな要件等がございます。

そして補助率でございますが、耐震改修費の23%を対象といたしまして、国の方においては3分の1、率に換算いたしますと大体7.6%くらい、あと国の方で地方に期待しているのは7.6%を期待しているということで、国においてはそういったような補助制度を18年度から改めてスタートするということで、実はこれはあくまでもアウトラインでございまして、恐らく詳細、運用基準等につきましては、この4月までには確定して地方の方にもお示しいただけると思っております。これが整い次第、市といたしましては広報誌等に掲載いたしながら市民の皆様方にPRをしてまいりたいと思っております。以上であります。

議長(菊地 進君) 17番中川邦彦君。

17番(中川邦彦君) では、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、先ほどの質問の中で訂正したいと思うんですが、1番目の青年層の雇用対策についてというところで、1月に全国の雇用状況について、政府の発表では、有効求人倍率を「1」%と言ったのが「1.0」の間違いでした。訂正いたします。

それでは、質問させていただきますが、何といっても近い将来、先ほども言いましたように、地震についてのどういう防災計画を進めていくのかというのが大きな課題だというふうに思うんですが、私は最初に、2月18日に東北大の今村教授が「津波対策の課題」ということで新聞紙上に発表しているんですが、この中で大きく分けると三つ言っているんです。新しい災害形態への対処、これが一つ目です。それから、二つ目に、風化する災害教育と情報依存、三つ目に、GPS津波計などの新しい技術を導入するという三つでまとめているんですが、先ほど市長から答弁ありましたが、鉄道とか道路、交通機関などへの影響とか、工場、石油タンクの被害がどうなのかとか、それから沿岸部の観光地での人的被害、そういうものが出てきていると。これはインド洋での地震による津波のそういうものが、これからも生かしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに受けているんだと思います。

それから、二つ目の風化する災害教育ということで、津波とか地震、そのときは確かにびっくりして「どうしよう」というふうになると思うんですが、日にちがたつごとに、だんだん薄れてしまうと。そういう面で改めて、常日ごろから、先ほども出されましたように、研修会とか出前講座とかそういうものをやりながら、自分たちはどういうふうに備えていくのかということだと思います。

それから、GPSを使うということなんですけれども、やっぱり津波警報とかそれらを正確に伝えるということで、本市でも同報無線とかサイレンとか地元のマスメディアなんかを使っての対応とか、そういうもので住民に知らせていく努力というものがだんだん重要になってきているのではないかとまとめたところを見て、そういうふうに思います。ぜひともそういう面で、大変だとは思うんですけれども、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

それから、中央で発表した防災会議の大綱のことでお話ししたいと思うんですが、地震対策の大綱の中で六つの骨子があるんです。一つが、地震発生から津波到達までの猶予時間を減災に結びつけるための迅速・的確な津波避難体制の整備。二つ目に、津波による鉄道・道路の寸断など沿岸地域の集落孤立に備えた通信確保や食糧・燃料の備蓄促進、三つ目に、海岸にとめている車など漂流物による建物破壊のような津波2次災害の防止、四つ目に、避難路の除雪や凍結防止策の促進と積雪加重を考慮した建物危険度判定の実施、五つ目に、安全な火気器具の

開発・購入促進と避難所の暖房設備の強化、最後に、建物の倒壊や雪崩の発生で雪に埋もれた被害者の捜索・救出技術の開発や救助隊の体制の拡充、そのように今度の地震大綱はまとめているわけで、これら一つ一つとっても、市長の答弁もありましたけれども、ぜひこういう面での一つの推進計画の中に組み込まれていくのではないかと思っております。

それで、中央防災会議では、告示から半年以内に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特別措置法に基づき基本計画を策定し、政府は推進地域の防災対策に財政支援をする、地元自治体や国の出先機関は避難地、避難路などの施設整備を定めた推進計画をまとめる、公共性の高い民間事業所も減災に向けた対策計画の作成が義務づけられていると、そういうふうに結んでいるので、先ほど市長も述べられたとおり、ぜひとも早急に推進計画を策定して、全体に広げていく、また徹底させていくということが重要になってくるのではないかなと思います。

それから、もう一つなんですが、これも24日に新聞で出されたところですけれども、津波対策ということで、大船渡市で計画した例を取り上げたいと思うんですが、沖合に向けての無線の設置、それから2キロまでの地上からの伝達方法で出しております。ここでは、一つ紹介しますが、大船渡市では新たな津波対策として新年度に、海上にいる漁業者や釣り人らに災害情報を伝える海上用防災無線を設置すると23日に発表した。新年度で予算もつけたと。設置する無線は、通常の防災無線と機能や形状は同じで、スピーカーを海上に向ける。赤碕町など養殖漁業が盛んな地域の岬など6カ所に1基ずつ置く。伝達範囲は、無風で波が穏やかな場合、スピーカーから約2キロ、海上では波の音や強風、濃霧など天候により音が伝わりにくくなる場合があるため、無線業者に委託して現地で調査を実施し、サイレンやアナウンスが最も聞き取りやすくなる音量や音質を設定することにしていると。これは大船渡市で取り組まれようとしていることなのでありますが、ぜひこういうものも、塩竈にも離島があるわけですから、沿岸での漁業者などにも一つのものとして設置されたらいいのではないかと思うので、これらなども、ほかの市ではやっていることなんですけれども、本市でも生かせるものがあるのではないかなと思うので紹介しておきたいと思います。

それから、雇用対策の問題ですけれども、高校の就職率が昨年度よりも回復しているということでありますけれども、どういうふうになっているかというと、やっぱり今度の高校生の就職を見た場合なんですけれども、常用なのか非常用なのかと見たときに、すべてが常用ではないんです。私も何人かの方に聞いたことあるんですけれども、就職決まると学校では1カ所、それ以上のところは受けさせてはくれないわけで、それが果たして常用なのか非常用なのかと

いうことを見た場合に、なかなか本人たちがわからなくて、示される求人票は見ていても、金額で確かめざるを得ないんです。月幾らとか、それから時間で幾らという形で、必ずしも常用されているとはならないんです。

それで、うちの息子の同級生だったんですけれども、せっかく就職しても1年もしないうちに条件が違うということでやめてしまうという場合が幾つかあるというんです。逆にそういう人たちがニートとかフリーターとかそういうふうにだんだん変わっていく場合もあるので、ぜひともその点で、雇用の機会でいるいる、市長さんも苦労して歩いているとは思うんですけれども、やっぱりその点での非正規の採用といいますか、そういうところで、安心して若い人たちが就職できるような、そういうものが必要なのではないかと思っております。

国では、いろいろ対策を講じているんです。フリーターの対策として、今年度だと 233万円 の予算をつけてくるとか、それからジョブ・カフェといいますか就職支援、これでも26億円、 国では予算化しているわけです。それから、日本版デュアル・システムの推進とか、これで87 億円、国でもようやく雇用についてだんだん力を入れてきていると。

それで、実態はどうなのかというと、フリーターで15歳から34歳までの平均年収ですが 106万円なんです。この場合、正社員の3分の1で、生涯賃金はフリーターの場合が 5,200万円、正社員の場合だと2億 1,500万円と、そういう調査結果が出るんです。ですから、必ずしも、これでそうなるとは言っていても、一つの統計として、UFJの総合研究所でこういう調査を発表しているわけです。ですから、今の雇用の形態が二極化に進んでいる中で、これが大きな社会問題になってきているんだと思うんです。そういう面でぜひとも、では市でどうするのかということになるとは思うんですけれども、国に対していろいろ意見を述べていただくとか、そういう機会があったらぜひ市長としても努力していただきたいなと思います。

それから、若い人たち、青年の相談窓口です。市でも、先ほど市長も言われましたが、環境は厳しいんです。若い人たちの置かれた環境というものがどういうふうになっているかというところをもう少しつかんでいただいて、これからそういう人たちに対する行政側としての支援がだんだん求められる時期に来ているんだと思うんです。ハローワークであると就職がやっぱり一番でありますし、勤められないで自宅に閉じこもっているとかそういう人たちの心のケアも含めて、就職の問題はハローワーク、心の問題はこちらということではなくて、総合的に相談できるような窓口がぜひ必要なのではないかと思います。

それで、藤沢市でも青年に対する雇用について行政で一定の取り組みを始めたようでありま

すので、ぜひこれなんかも調査していただいて、塩竈だからこそできる、塩竈であればできる というものをぜひつくっていただきたいなと思っております。

それから、もう1点、地震対策で伺いたいと思うんですが、家具転倒防止なんですけれども、先ほど、研修、出前講座とかそういうところで家具転倒についてもやると言っておりましたが、今年度はそういうものとして実施していくのかどうか、計画はあるのか、それも伺いたいと思います。

それから、介護保険なんですが、やはり何といっても地域包括支援センターがどういう役割を果たしてくるのかというふうになると思うんです。地域包括支援センターが塩竈の場合は1カ所だということになるんですが、先ほど人口当たりということで言いましたのは、できれば中学校学区とか、せめて今まであった北浜とか清水沢のところの住民のための相談窓口ばかりでなくて、規模は恐らく1万から2万ぐらいの間だというと塩竈で2カ所ないし3カ所と言えると思いますので、そういう意味での支援センターをもう少しふやすような努力ができないのかどうか。

それから、地域に密着型のサービス、そういうものもどういう単位でいくのか。

それから、何といっても、そこでの保健師さんとか社会福祉士の方とか、そういう人たちの 増員をしなければならないんじゃないかなと思うので、今の体制でいって十分なのか。

それから、住民の声などが反映できるような運営協議会の実現をさせていただきたいなと思います。

それと、介護保険の減免についてでありますが、千葉県の浦安では、第2期のときに3,080円だったんです、第3期が4,533円。これは、一般会計からの投入で3,780円まで。これは一般会計では難しいということを言われていると思いますけれども、こういうふうに一般会計から繰り入れているところもあるんだと。それで3,780円に抑えているわけですので、本市としても減免で一般会計から繰り入れができないのかどうか。この間も担当の方で伺ったら、国からのいろいろなものがあるんだということでありますが、本市の場合、だんだん高齢者の割合が高くなっていって給付の割合が高くなるというようなことでいけば、また保険料の値上げをせざるを得なくなるというのであれば、ますます限られた収入の中での保険料の増額になるわけで、そういう面で改めて、低所得者ばかりというのでなくて、全体に減免について改めて考えていただけるような答弁をお願いしたいと思います。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 中川議員から再質問をいただきました。

初めに、地震対策であります。

地震対策の最大の使命は、やはり市民の生命・財産を守るということにあるかと思います。 多くの市民の方々の生命をまずは何としても我々が守るんだということが最大の使命になると 思っております。そのために、先ほど来申し上げておりますような多岐にわたる取り組みを行 わせていただいているところであります。

情報の風化ということにつきましてもお話しいただきました。本市、かつてはチリ地震津波でありますとか宮城県沖地震で大変大きな被害を受けたわけでありますが、だんだん風化しつつあることも実態であります。そういったところも出前講座の中で掘り起こしながら、地震の恐ろしさ、津波の大変さというものを改めて市民の方々にご理解を深めていただいているところであります。

地震対策大綱、初動態勢が非常に重要になると。今申し上げましたように、生命をまず守る ためには初動態勢をいかに早く立ち上げるかということかと思っております。こういったこと のためにはGPS津波計が恐らく大きな役割を果たすのだろうと私どもも期待をいたしており ます。

また、そういった中で、海上用の防災無線について事例をご紹介いただきました。本市、海のまちでありますので、こういったことにつきましても我々ももっと勉強させていただきたいと思っております。

雇用対策であります。

条件のそぐうというお話をいただきました。私どもも議長ともども企業を回りましたが、定着率が50%以下だそうであります。就職をされて1年後にはもう半分以上の方々がやめられるというのが今の新卒高校生の就職の実態だそうであります。いろいろ状況は違うかと思います。例えば待遇面、あるいは自分が期待する仕事の内容じゃなかった等々、いろいろあるかと思いますが、実態としては50%を下回る定着率であるという大変厳しい環境にあります。

制度の活用というお話もいただきました。私どもも、企業の就職情報等につきましては我々もできる限りの情報を把握しながら、そういったものの発信にもなお一層努めてまいりたいと思っております。

いずれ、我々の立場からいたしますと、ぜひ地元の企業に目を向けていただきたいという気持ちがございます。しかしながら、それぞれの高校にお邪魔いたしますと、むしろ市外あるい

は県外に出たいという方々が多いのも実態であります。こういったことも、先ほど申し上げましたような定着率が低いということの一端にはなっているのかと思っております。ぜひ地元の高校生の方々にも地元企業のすばらしさといったようなものをもう一度ご理解いただくような機会を数多く設けていくことも我々行政にとっては必要であるのかなというふうなことを考えております。

介護保険につきまして、包括支援センターにつきましては後ほど担当部長からご説明をいた させます。

千葉県の浦安、一般会計から繰り入れができたというようなお話をお伺いしました。大変うらやましく拝聴いたしました。恐らく、財政課で申し上げましたのは、こういった形で、繰り出し基準があるものに対しまして繰り出し基準を超えて繰り出した場合には、まだまだその自治体は余力があるということで交付税等から削減されてしまうわけであります。結果的に全体を薄めてしまうという大変な事態につながっていくわけであります。そういったこともございまして、我々としては法律で定められている範囲内でということと、今許されている段階を少し、6段階を7段階にするといったようなところで、何とか介護保険料の軽減につながらないかというような知恵を出しているところでございます。

私からは以上でございます。

議長(菊地 進君) 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長(佐々木和夫君) それでは、私から包括支援センターについてお答えを申し上 げます。

包括支援センター、今回、塩竈市の直営で立ち上げということで今議会に条例案をご提案申 し上げている内容でございます。

制度的には、例えば在宅介護支援センターの運営法人であるとか、あるいは社会福祉法人等でも運営主体としては立ち上げることが可能でございます。

塩竈市といたしましては、まずは現在の基幹型在宅介護支援センターを包括支援センターに 模様がえと申しますか、機能が整っている部分がありますので、その部分に新しい制度改正の 部分を加味して切りかえをしてまいりたいと思っております。

地域型として今、清水沢と北浜に2カ所の地域型在宅介護支援センターがございますけれど も、これはそのまま残しまして、地域での相談業務、指導業務に当たっていただくというふう にまずは当面やっていきたいと思っております。 先ほど議員の方から人口当たりというお話も出ましたけれども、国の指導では大体2万人に1カ所ということで、塩竈の場合は6万人の人口でございますから3カ所あたりが適当なのかなと思っておりますけれども、それはまず立ち上げて一定のノウハウを蓄積しながらサービスの需要に応じて対応してまいりたいと思ってございます。

それから、人の問題でございます。保健師、福祉士、あるいはマネジャーの体制が整うのかというご心配をいただきました。これにつきましては、直営で立ち上げます市の包括支援センターにおきましては、当然、社会福祉士、それから保健師、あるいは主任介護支援専門員等、人的に対応できる状態になってございます。社会福祉士につきましては一定の経過措置がございまして、一定の経験年数があれば対応可能だというふうになっておりますので、こういう人員体制でやっていきたいと思っております。

それから、運営委員会のお話がございました。ご心配のとおり、これの運営については、やはり公正・公平に包括支援センターを運営していかなければならないと定められてございますので、本市といたしましては、一つには地域包括支援センター運営協議会を立ち上げていきたいと思っております。これは、介護保険関係の専門家、あるいは事業者の代表、それから施設の代表、あるいは三師会、医師会、薬剤師会、歯科医師会の代表の方に加わっていただいて、住民の方々、専門家の方々の意見をいただきながら運営していきたいと思っております。

それから、最後でございますが、先ほど市長からも答弁いたしましたけれども、一般会計からの繰り出しでございます。これは介護保険法によりましてわざわざ「市町村の一般会計からの負担」というふうに定められてございまして、負担率12.5%というふうに定められてございます。一般会計から繰り出してはいけないという法文はございませんけれども、厚生労働省からのご指導では「一般会計を繰り出すことによって保険料を引き下げるという対応をしてはいけない」という強いご指導をいただいている状況でもございますので、あわせてご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長(菊地 進君) 23番伊藤博章君。(拍手)

23番(伊藤博章君)(登壇) 塩釜ネットワーククラブを代表いたしまして、通告に従いまして施政方針に対する質問を行います。

質問通告が重複している点もありますが、さきにありました質疑及び答弁を踏まえまして質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

さて、私は、小さな市役所で大きなサービスを提供する行政組織を実現するべきと考えてお

ります。自主自立という地方分権の基本理念を実現するためには、組織の効率を上げ、財源の 多様性を確保し、投資の有効性を高めるために、住民の行政評価を事業運営に反映させるゼロ ベース思考を実現し、住民満足度の高い、住民総参加の市役所を目指すべきという私の基本姿 勢を明確にした上で質問に入ります。

初めに、経営感覚を備えた行政運営についてお尋ねをいたします。

施政方針の1ページに、「平成18年度は、本市にとって、将来の進路を決定する極めて重要な年であり、取り巻く難局という暗雲を吹き払い、元気で活力にあふれた塩竈を築いてまいる決意を新たにしております」とあります。「さて、わが国は、戦後目覚ましい経済の発展と物質的な豊かさの時代を経て、少子高齢化社会を迎え、いまだかつて経験したことのない人口減少時代へ突入しております」、「また、国と地方の財政構造の見直しである三位一体改革の姿が明らかになるなど、地方自治体に対し改革の波が大きなうねりとなって押し寄せております」、「このような地方の自立を促す大きな変革の時代に入り、行政システムの抜本的な改革が求められている一方、企画力、先見性に富む経営感覚を備えた行政運営が重要となってくるものと認識しております」と述べられておりますが、塩竈市政において具体的にはどのような経営感覚を備えた行政運営が必要と認識をなさっているのかお伺いをいたします。

次に、新浜地区の加工団地や貞山通地区石油基地の遊休地を企業誘致の重点地区及び仙台塩釜港港湾計画の改定の見直しについてお尋ねいたします。

施政方針3ページに、「平成18年度におきましては、特に地域産業の活性化に力を注いでまいります」、「本市は、水産業、水産加工業を基幹産業として発展してきましたが、国際的な漁業環境の変化により魚市場の水揚げ高が減少するなど、多くの課題に直面しております。また、塩釜地区においては、船舶の大型化やコンテナ船等の輸送革新船への対応が困難となってきており、さらに関連企業の撤退等に伴い貨物取扱量は減少を続けております」、「このような状況から早期に脱し、かつてのにぎわいを取り戻すため、基幹産業を初めとする産業の活性化に向けた支援を行ってまいります」、「平成18年度においては、企業の誘致や育成のため、新たな条例を制定し、本市独自の支援策を展開してまいります。特に、新浜町地区の加工団地や負山通地区石油基地の遊休地を企業誘致の重点地区として取り組んでまいります」と述べられております。今後、関係企業などにアンケートなどを実施しながら進めていくようにも伺っておりますが、具体的にはどのように取り組みを進められるのかお伺いをいたします。

また、私の発言通告では5番目に通告してありますが、施政方針の21ページに述べられてお

ります、「仙台塩釜港港湾計画の改定が予定されていることから、航路のしゅんせつや老朽化施設の更新を初め、港湾機能の整備、特定重要港湾として塩釜地区の機能強化と活性化を県に働きかけてまいります」とありますが、ただいま質問いたしました貞山通地区石油基地の遊休地を企業誘致の重点地区とするという取り組みと大変関係の深い内容でありますので、仙台塩釜港港湾計画における塩釜地区を再生させるためにどのような港湾にすべきとお考えで、また仙台塩釜港湾計画策定にどのように働きかけていかれるのか、順番を変えてお伺いをいたしたいと思います。

次に、公共施設・一般住宅耐震化及び自主防災組織についてお尋ねをいたします。

施政方針5ページで、「昨年8月に宮城県沖でマグニチュード7.2の地震が発生し、本市でも震度5弱を観測しました。甚大な被害ではありませんでしたが、改めて地震津波対策の充実強化の必要性を痛感しております」、「その対策といたしまして、第三小学校と玉川小学校の耐震診断結果を踏まえ、年次計画を早め、平成17年度において補強工事に着手します」、そして施政方針13ページには、「教育環境向上のため学校施設改修につきましては、有効な財源を確保し年次計画を早めて整備を進めるとともに、特に老朽化が著しい玉川小学校の校舎につきましては、大規模改修に向けた実施設計を行ってまいります」とあり、同ページ下段には「玉川小学校給食施設につきましては、耐震診断の結果を踏まえ安全性を重視し、関係者と協議を行いながら、緊急措置として第二小学校での共同調理に向けた準備を進めてまいります」と述べられております。

ここでまずお尋ねしたいのは、玉川小学校の耐震補強工事、大規模改修、給食施設の緊急措置は、どのように計画がされ、計画終了後には玉川小学校の姿がどのようになるのかについて お尋ねをいたします。

また、施政方針では「平成18年度は第一小学校及び第二小学校の耐震化実施設計を行う」とありますが、第三小学校も含め、どれぐらいの耐震補強工事を念頭に置かれているのか改めてお伺いをいたします。

さらに、施政方針では「18年度に月見ケ丘小学校と第三中学校の耐震診断調査を実施する」 とありますが、他の公共施設で耐震診断が行われていない施設があるのか、また診断の結果、 耐震補強が必要としながら実施計画がされていない施設があるのかお伺いをいたします。

また、施政方針6ページにあります「一般住宅の耐震化に向けた耐震診断等への助成」について、制度の内容が具体的に市民に伝わっていないようにも感じますので、住民への周知を高

めるための取り組みとして制度の内容をお伺いしたいと思います。

また、耐震補強が必要となった場合、それを実施してもらうためには本市として、先ほどは 国の補助事業のあり方の説明がありましたが、本市として具体的にどのようなかかわりをお考 えなのかお伺いをいたします。

さらに、同ページに「自主防災組織づくりを地域の皆様とともに積極的に進めてまいります」とありますが、町内会側の立場で言うと、町内会自体が役員の確保を含めて大変なのに、これ以上の組織は難しいということではないでしょうか。本来、自主防災組織の取り組みというのは「向こう三軒両隣」の小さなコミュニティーのコアを再構築し、町内会というコミュニティーの活性化により、甚大な被害が発生した場合、失わなくていい命を救助したり、救援が来るまで助け合ったりということを目的としているものだと、私の地元赤坂中央町内会の自主防災活動としての防火活動、避難・誘導及び炊き出し訓練、防災ハザードマップの年1回の更新活動を毎年繰り返し実践している中で感じております。今後の進め方として、常日ごろの町内会活動が自主防災組織だという認識が持てるような行政側の協力のあり方や指定のあり方を考えるべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

また、議案第29号塩竈市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例が今定例会に提案 されているわけですが、その根拠法において自主防災組織はどのような位置づけになっている のかをお伺いいたします。

最後に、「継続安定的な市立病院を目指して」についてお尋ねいたします。

施政方針12ページで「市立病院の経営につきましては、医療制度改革や全国的な医師不足の影響を受け、依然として厳しい環境にあります」、「そのため、再生緊急プランに基づき、開放型病床の設置や内科医及び整形外科医の確保を行い、サービスと収益の向上に努めてまいりました。また、職員の特殊勤務手当の見直しや早期退職制度による人件費の縮減を行うなど、経営健全化に向けた取り組みを実施してまいりました」、「平成18年度におきましては、さらなる医師の確保に努めながら、地方公営企業法の全部適用を含めた経営体制のあり方を早急に結論づけ、医療技術職の弾力的な配置や各種手数料の見直しによる収入の確保を行うなど、再生緊急プランを断行し、継続安定的な経営を行える市立病院を目指し改革に取り組んでまいります」と述べられているわけですが、開設者の市長の立場は、これまでの議会答弁などから推察しますと、自主再建を念頭に置かれていると私は受け取っております。

しかし、現状を見たとき、なぜ自主再建が可能とお考えなのかまずお伺いするとともに、自

主再建をする場合、何をどうすれば、いつまでにその姿が具体的になるのかお伺いをいたしま して、1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま23番伊藤博章議員からご質問をいただきました。順次 お答えをさせていただきます。

初めに、経営感覚を備えた行政運営についてのご質問でございました。

経営という言葉につきましては、本市が目指す今後の行財政運営のあり方、基本的考え方を 象徴するにふさわしい表現ではないかというふうに私は考えまして、施政方針の冒頭に述べさ せていただいております。

行政を取り巻く環境、今議会でもいろいろご議論いただいておりますが、大変な転換期を迎えております。我が国全体が、かつて経験したことのない人口減少社会へと突入し、少子高齢化により行政ニーズはますます増大の一途をたどるとともに、複雑かつ多様化してまいります。また、地方分権社会の進展により、今後地方自治体には自己決定と自己責任のもとで自立した行財政運営が求められます一方、国の三位一体改革による地方交付税等の縮減は、地方自治体の財政運営にとって非常に大きな影響を及ぼしております。

このような先行きが不透明な時代でありますゆえ、我々は今こそ地方自治の原点に立ち返り、市民に最大限可能なサービスを提供していくということを目標に、その目標達成のため最も効率的でかつ効果的な手法を選択し取り組んでいくべきであるというふうに判断をいたしまして、この手法を行政運営であるというふうに述べさせていただいたところであります。

その実現のためには、これまでの中央集権あるいは護送船団方式での国への依存のもとで財源を分配する、いわゆる管理される地方行政から脱却し、限られた地域資源を有効に活用し、公共の独占ではなく、民間市場への開放でありますとか、市民・地域との協働を行い、施策を選択する経営、マネジメントへの転換を図らなければならないと考えております。

行政は、市民の皆様方を顧客とする最大の地域企業として、市民的な視点と企業的な視点を 持ち合わせ、地域経営に取り組むことが必要であると考えております。この経営という基本的 考え方のもと、機動性、柔軟性のある組織体制の確立のため、予算の枠配分方式や職員定数の 配分等、あるいはこのマネジメント機能の強化を図り、時代や市民のニーズに迅速かつ的確に 対応できるような転換を図ってまいりたいと考えております。 また、市民の目線からの行政運営を目指し、職員に対しても積極的に地域にお伺いし、市民の皆様方との対話を重視しながら市政についての相互理解を促進するよう意識改革を図り、積極的な地域活動への参画を進めております。

他方、市民の行政参加の促進として、再生委員会を初め各種政策形成段階で市民意見を反映できる仕組みづくりや市民満足度調査を行い、市民の目線の評価を反映させた施策方針の策定など、市民重視の政策形成への転換を図っております。

また、限りある資源の有効活用、費用対効果、あるいは目標設定による成果重視の行政運営という視点から、事務事業や施策評価の実施、これまでの漫然と予算を執行するという行政運営から企業的な経営手法を取り入れた行政運営への変革、全庁挙げて取り組んでいるところであります。

私は、市長就任以来、事業の選択と集中、コスト意識と成果重視、市民の目線という経営感覚を取り入れた市政運営に取り組んでまいりましたが、いまだ道半ばであります。今後とも市民の皆様方のご理解、ご協力をいただく中で、ふるさと塩釜の真の自立を確立してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致についてご質問をいただきました。

昨年4月、みなとまちづくり課を設置、企業誘致の取り組みを進めておりますが、まず最初の取り組みといたしまして市内の土地利用状況調査を実施し、企業の進出可能な土地情報をホームページに掲載し、公的な企業支援制度とあわせ、情報発信を行ってまいりました。

並行いたしまして、市内外の企業を訪問し、日々の企業活動や事業拡張などのお話を伺って まいりましたが、多くの企業から、こうした厳しい経済環境であり、ぜひ経済的な市の支援策 が欲しいとの要望もございました。また、石油基地内遊休地への企業進出のお話では、土地価 格の問題などで実現せず残念な結果に終わったものもございました。

工業団地などを有している他市におきましても企業誘致には大変悪戦苦闘中とお伺いいたしておりますが、本市の企業誘致が他の自治体と違うところは、対象地がかつて漁港背後地や港湾用地として公的に造成され、それが既に売却され、現在は民有地となっているところでございます。また、漁港背後地は比較的小規模の区画割りであり、衛生管理の充実した、いわゆるハサップ対応の最新の工場建設には不向きな点があったり、港湾エリアでも、例えば危険物取扱施設用地という公的規制により業務が制限されるなどの課題も散在いたしております。

このため、本市は、他市町村に比べ企業立地についてはかなり厳しい条件が内在していると

いうふうに考えておりまして、市といたしましては、水産業の集積によります本市ならではの 特性を生かした、他にないような、密着した企業誘致活動をなお一層展開する必要を理解いた しております。

なお、これまでも「塩釜企業事業カタログ」と題しまして約700社の市内企業の概要や自前商品などを掲載したデータベースを市のホームページで情報発信させていただいたり、国、県等の各種最新情報をメールやファクスにより各企業に伝達したりしながら、各企業間の交流促進でありますとか新たな商品開発の促進に役立てさせていただいているところでございます。

こういった中で、港湾計画の変更についてご質問いただきました。

仙台塩釜港、今特定重要港湾でございますが、仙台塩釜港の港湾計画、平成8年度に策定され、おおむね平成17年度を目標年次といたしております。港湾計画は、およそ10年間の港湾整備の方向づけを行うものでございまして、この港湾計画に位置づけられない内容については具体的な事業には結びつきにくいことから、極めて重要な計画でございます。塩釜港につきましても、10年が経過し、改定の時期を迎えており、県では具体的な作業に入っていくというふうにお伺いいたしております。

その間の塩釜港の構成でありますが、例えば取扱貨物量、平成16年で 330万トンでございます。最盛期の半分以下となっております。今後、貞山2号埠頭の供用開始あるいは国直轄事業による航路しゅんせつの着手などプラス要因もございますので、貨物取り扱い1トン当たり地元への経済波及効果が数万円と言われます塩釜港を利用する企業などの誘致にこれまで以上に努め、貨物量の増大等も図ってまいりたいと考えております。

いずれ、海上物流は日進月歩でございます。年々貨物船も大型化し、なおかつ、先ほど議員 も触れておられましたように、例えばコンテナ貨物等に代表されます輸送革新といったような ものがどんどん進んでおります。かつてこの塩釜港、東北を代表する海上物流の基地でござい ましたが、残念ながらそういった大型化に対処できなかったという地理的な特異性等もあり、 今後の港湾の整備につきましては新たな考え方を整備する必要があるのかなと思っております。

具体的に申し上げますと、やはり石油製品、セメント、化学飼肥料等の海上物流につきましては、引き続き流通拠点港としての役割を担いながら、さらには塩竈と松島を連絡する観光港としての役割、そして新たな需要が多様化しております海洋性レクリエーションの受け皿となるプレジャーボートの基地でありますとか親水緑地の整備など、市民の皆様方に本当に親しんでいただけるような港の機能もあわせ持つ複合的な港湾という形に脱皮していく必要があるの

ではないかというふうに私は考えておりまして、そういった機能の強化につきまして、なおー 層県の方に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

自主防災組織についてのご質問をいただきました。

公共施設の耐震化についてでありますが、確実に来襲が予想されます地震等の災害に備えて、児童生徒の安全確保や避難所確保を最優先課題として平成16年度から小中学校施設の耐震診断を始めておりますが、これまでに4校の耐震診断を行い、耐震補強工事を平成22年度までに完了させる考えでおります。

その一環といたしまして、三小、玉小の耐震補強工事は18年度に予定しておりましたが、主要財源が確保できましたことから前倒しをいたしまして、17年度に補強工事を実施してまいります。

また、今回、地震特別措置法が一部改正され、国による事業費の半額補助が平成22年度まで延長されましたことから、この制度を効率的に活用し、平成22年度までに小中学校の耐震補強工事を完了させてまいりたいと考えております。

また、全体的に校舎の老朽化が進んでおりますことから、中規模な改修を県の振興資金を活用し、集中的かつ計画的に、あわせて進めてまいりたいと考えているところであります。

学校の改築という問題についてるるご質問をいただきました。詳細につきましては担当より 後ほどご説明をさせていただきたいと考えております。

次に、公共施設、一般住宅の耐震化及び自主防災組織について、議員の所見をいただきました。

宮城県沖地震に備えた民間住宅の耐震化を促進していくため、平成15年度より一般木造住宅の耐震診断をこれまで 139件実施してまいりました。新年度におきましても耐震化率をさらに進めていくため木造住宅耐震診断事業につきましては前年当初比でほぼ倍増となる40件をということにつきましては、既に説明をさせていただいたとおりであります。

また、木造住宅耐震改修事業につきましては、県の緊急経済再生戦略事業が終了することにより県単独の補助制度がなくなりますが、市の事業として国の補助制度を活用しながら耐震改修事業を進めてまいりたいと思っております。

この補助の内容についてもご質問をいただきました。先ほども中川議員にもご説明をさせて いただきましたが、後ほど担当部長からご説明をさせていただきたいと思っております。

そういった中で、一般住宅の耐震化支援制度のその他の部分につきましてご説明をさせてい

ただきたいと思いますが、工事費の一部を助成する木造住宅耐震改修工事助成事業並びに耐震工事の自己資金の支援といたしまして、年率 2.5%の低金利の市の災害融資制度により支援を行わせていただいているところでありますし、さらに危険ブロック等の簡易耐震調査などにも支援を行ってまいります。

次に、自主防災組織の中の、果たして地元任せでよろしいのかというご質問をいただきました。

当然のことながら、自助・共助・公助といったようなもののそれぞれの役割を適宜分担しながら、一方では災害が発生した場合は大変な混乱を来すわけであります。例えば、公助の手が速やかに行き届きにくい状況も当然発生するかと思っております。具体的に申し上げれば、火災等により救急車も入れない、消防自動車も入れないといったようなケースも発生するかと思いますが、そういったときに「向こう三軒両隣」の方々の手をおかりして、例えば家屋倒壊の下敷きになった方々を助け出すことによって1人でも2人でも災害によって亡くなる方々が防止できるのではないか、そういった意味合いで、みずからを守る自助と共助にご助力をいただければというお願いをさせていただいておりますが、言い方を変えれば、やはり地域のヒューマニティーということになるのかなと思っておりますが、ぜひこういったことにも我々として期待をさせていただきたいと考えております。

本市では、このような理解を深めていただくため、これまで約 130回、各町内会、各自治会、各種団体等に対しまして出前防災研修会を実施し啓蒙活動に努めており、平成17年度におきましては、先ほども報告申し上げました、千賀の台町内会ほか8団体からの組織結成の届け出があり、これまでと合わせますと22団体、26町内会の組織結成となり、全町内会の16%の組織結成率となっており、徐々にではありますが各町内会の意識が高まってきているというふうに考えております。

自主防災組織は、既存の町内会、各自治会の活動に加え、防災に関する知識や情報に関心を 持っていただき、地域でのタウンウオッチングでありますとか防災訓練などを通じて徐々に防 災組織としての体制が整っていくものではないかというふうに考えております。

しかしながら、町内会の中心的な役割を担う方々の高齢化、若い方々の活動への不参加など、組織活動のための体制が整わないなどの課題があることも十分認識をいたしております。 このため、各町内会の実情に応じた支援を心がけるとともに、さらに町内会、自治会に対し防災研修会開催を呼びかけますとともに、あらゆる機会をとらえ自主防災組織の重要性の啓蒙に 努め、今後とも自主防災組織の育成強化を推進してまいります。

国民保護法についてご質問をいただきました。

国民保護法におきましては、国及び地方公共団体は自主防災組織及びボランティアにより行われます国民保護のための自発的な活動に対し必要な支援を行うよう努めなければならないとされております。このようなことからも、自主防災組織の活動に対しましては今後とも積極的な支援を行ってまいります。

市立病院についてご質問をいただきました。

初めに、開設者として市立病院問題についてどう取り組むのかというご質問でありました。

昨年、緊急プラン策定の際にも申し上げさせていただきました。地域の方々に良好な医療環境を提供し続けるためには、やはり市立病院の経営の健全化が不可欠であるというふうな申し上げ方をさせていただきました。私といたしましては、この塩竈にお住まいの皆様方の医療環境を整えるために、ぜひ市立病院の自主再建といったようなことに今後とも取り組んでまいりたいと考えておりますが、そういった中で、再建プランの取り組み状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

緊急再生プランを策定する際に、17年度の収支不足、約7億 1,000万円と見積もりました。 そのうち6億 2,000万円を再生緊急プランで解消し、何とか17年度は 9,000万円程度の赤字額 にとどめたいというようなご説明をさせていただきました。その後、可能な限り早急にプラン を実行し、効率的・効果的な発現ということに努めてまいりました。

しかしながら、計画の実行にはやはり職員の理解と協力が不可欠でございまして、例えば特殊勤務手当の見直しなどは昨年8月から、また早期退職募集など大きな改革につきましては昨年12月にようやく実現にこぎつけたわけでありますが、このように一定の時間を要することになりました。

一方、医師の確保につきましても、年度途中からの着任ということになりましたので、本年度の再生緊急プラン実行とはタイムラグが生じ、限定的なものとなり、その成果は我々は2億円程度と見積もっております。

加えまして、早期退職を募集するに際しましての退職手当の一定の割り増しでありますとかのマイナス要因も重なりまして、残念ではありますが、平成17年度は結果といたしまして5,000万円程度の収支改善効果を図ることしかできませんでした。

本年度は、再生緊急プラン策定時において8億1,000万円の収支不足が発生するものと見込

んでおりますが、ただいま申し上げました17年度に実施した改革の効果が年度当初から通年ベースであらわれてまいりますことや、4月からは昨年の同時期と比較し医師4名増の15名体制でスタートができますことから、当初予算においては、これらの要素を盛り込み、7億円程度は埋められるものと予算化したところであります。今後は、8億1,000万円の収支不足に7億円を埋め込んだ後の差額1億1,000万円を何とか解消すべく、一丸となって努力を重ねてまいりたいと考えております。

また、先般議決いただきました補正予算におきましては、病院会計への繰出金として、当初 予算で措置しました 2 億 9,000万円に 9,000万円を追加補正させていただきました。大変厳し い財政状況ではございますが、財政状況を見据えながら今後とも再生緊急プランの実現になお 一層の努力を傾けてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 小山田教育部長。

教育部長(小山田幸雄君) それでは、私の方から玉川小学校関係それから教育委員会内の公 共施設の耐震状況、その辺についてお答えいたします。

玉川小学校は、ご案内のように、昭和35年に玉川中学校として建設されて、そして53年に玉川小学校に移管されたものであります。そういう意味では市内最古の学校施設ということで、耐震の必要性も高かったということであります。そんなことから、老朽化も踏まえまして、今年度は耐震の補強を行い、それから来年度大規模改修に備えて設計費を計上させていただいております。

それから、給食室につきましても、耐震診断の結果、要補強と出ましたので、これにつきましては緊急的に第二小学校で給食をし玉川小学校に運搬すると、そういう体制をとることにしたところであります。給食につきましては、そういう方式をとることにいたしました。

それについて今後はどうなるのかというお尋ねでありましたが、今後につきましては、市内 全域における少子化の中での児童生徒数の動きでありますとか学校教育の中における給食の役 割、そんなことも検討素材にして、関係者による学校給食のあり方というものを検討してまい りたいと思っておりますので、その中で方向づけをしていきたいと考えております。

それから、教育委員会内の公共施設の耐震の状況でありますが、体育館、プール、それから 市民交流センターにつきましては、新しい耐震基準以降、いわば昭和56年後に建築されたもの でありますので、この辺については問題ないと思っております。 あとは、東玉川の公民館と本町の公民館があるわけでありますが、東玉川の公民館につきましては、診断はいたしました。その中では特に緊急性はないというようなものを得ております。それから、本町の公民館につきましては、昭和50年前に図書館に一時使ったことがありますが、そのときに一時的に補強をしております。以上であります。

議長(菊地 進君) 内形建設部長。

建設部長(内形繁夫君) それでは、私の方から塩竈市における震災対策助成事業につきましてご説明申し上げながら、先ほどもご説明申し上げました国の制度についてもご説明いたします。

まず、塩竈市の震災対策助成事業につきましては、4柱から成っております。これは、市長が今申し上げましたように、第1点目は木造住宅耐震診断助成事業、そして改修助成事業、そしてスクールゾーン内危険ブロック等の除去事業、そしてさらに4点目は災害特別融資制度ということで、4点の柱で助成事業を行っております。

具体的な助成内容でございますが、まず木造住宅耐震助成事業につきましては、16万円の助成を行っております。そして、ご本人負担が8,000円。16万円の内訳でございますが、国が2分の1の8万円、そして県が4万円、市が4万円。いずれにしても限度額等がございますので、最高限度で16万円の補助になっております。

次に、改修助成事業でございますが、これは18年度から国の事業となりまして、まだ内容的には詳細は固まってございませんが、先ほど中川議員の方に説明しましたとおり、耐震改修費の23%を対象といたしまして、国が3分の1、そして地方の方に同じく3分の1を国が期待していると。3分の1の内訳は、県が6分の1、市が6分の1。したがいまして、先ほど申し上げました23%内でございますので、率に換算しますと、国が改修費の7.6%、そして県と市で7.6%を期待しているということで、詳細につきましては、先ほど申し上げましたとおり、春、5月あたりの広報誌にお知らせできるのかなと事務的には見ておるところでございます。

次に、スクールゾーン内の危険ブロック等の除去助成事業でございますが、これは15万円でございます。これも15万円の限度額のうち平米当たり 4,000円ということを見ておりますので、いずれにしてもこういったような限度が出てきてございます。

それと、災害融資特別制度でございますが、今市長説明したとおりでございます。この利用 実績をお知らせしたいと思いますが、平成3年に創設されまして、平成18年、当初予算を組ん でございますが、35件です。融資実績が35件で、融資金額は1億5,227万円となってございま す。以上であります。

議長(菊地 進君) 23番伊藤博章君。

23番 (伊藤博章君) それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、経営感覚の部分で初めにご質問させていただきたいわけですが、今ご答弁いただいた中の重要なところは、選択と集中、それからコスト意識と成果、あと市民参加ということなのだと思います。それも私が基本的に質問をさせていただく場合に必ず冒頭言っていることの中身にも一致するわけでございますが、その中で選択と集中、確かに事業をそれぞれ選択と集中で見ていくという考え方もありますが、やはり今やらなければいけないことは、財政再建、財政の健全化、これをやはり選択するということになってくるのだと私は基本的に考えております。

それから、コスト意識と成果という部分でいくと、じゃあコスト意識を持って成果を上げました、成果を上げた場合にどういうインセンティブがそこで発生するのか、そういう部分については、これは「あめとむち」ではありませんが、やはり行政内部でどう、人件費のところに来るのか、それとも達成した部とか課の新たな事業をするための予算配分となるのかわかりませんが、そういったことというのは全く見えてこないというのは職員のやる気という部分からいくとどうなのかというふうなのは常日ごろ考えているところでございます。

それから、市民参加という部分でございますが、市民参加の部分、やはりもっと情報提供ということを前提にしていきませんと、なかなか市民の皆さんが本当に苦しいのか苦しくないのか、「どうやったら元気になるんだか」というふうなことをよく言われるんですね。やっぱりそういった意味ではもっと多くの市民の皆さんに市の現状をきちっとお話をしながら認識をしてもらうということが必要なのではないかと私は感じているわけでございます。

そういった中で、選択と集中で行財政改革、財政再建を図っていくときに、やはり歳入の面では課税額の把握の適正化とか計画徴収の推進、それから徴税率の向上。次に、使用料の引き上げを含めた適正化、無償貸付土地・施設等の使用料徴収の実施、それから手数料の法令基準に基づく適正化、所要経費を踏まえた手数料の設定、公有地の積極的処分・活用の実施、事業の性格を踏まえた受益者負担の実施、将来の償還予定等も踏まえた地方債と借入金の抑制、それから貸付金等が存在する場合の積極的な回収率の向上。

歳出という考え方でいくと、管理的経費の必要最小限化、行政経費の抑制、行政組織の統廃

合、職員数の適正化、年齢構成の不均衡の是正、議員等特別職員給与等の適正化、職員給与水準を国家公務員給与基準で適正化し、時間外手当水準の引き下げ、物件費の節約と支出目的の適正化、委託料の抑制、建設事業等に関する単独事業の原則停止、公債費負担を生じさせる事業の原則停止、それから補助事業の徹底した抑制、補助金・寄附金等の整理・縮減、不良債権類の解消努力。

これは市長がたしか就任間もなくおっしゃっていらしたと思いますが、「入りを図って出るを制する」という部分の話でございます。で、私は今何を読んだかというと、これは赤字再建準用団体になった場合の国が求めてくることです。これに基づいて計画づくりをしなければいけません。ということは、経営というのは、私は基本的にやっぱり収入をきっちり確保して、一方で歳出の部分では、歳出というか経費の部分では、赤字を生まないようなことをしなければいけないんだと思うんです。

そうすると、塩竈市政を見たときに、一般会計だけ一生懸命努力しても、塩竈市の場合には特別会計、企業会計があるわけですね、こっちの方への手当てというのが残念ながら今できないのか、しようとしないのか、これが今回の予算を見ても全く見えてきません。今やっていることはただ、本体の一般会計も含めて、長期借り入れ、いわゆる起債の借りかえをして後年度に負担をつけ回すということで何とか財源の収支バランスを今とっているというのが現状です。ですから、今回 170億円ぐらいの一般会計予算ですが、実質的にはもっと小さな予算編成をしないと本当の意味での一般会計は組めないということなんだと思います。そこに今度は特別会計、企業会計もあるわけですから、1点お伺いしたいのは、企業会計という視点で考えるのであれば、ぜひ全体の会計をやはりそろそろ連結してものを考える、その上での財政再建のあるべき姿というのを具体的に示していただきたいと私は思っています。

そういう中で、財政再建団体という法的手法ですが、これは転落というだけではなくて、そういうちっちゃいイメージではなくて、ある意味では選択肢の一つとして、要はどうしても切れないしがらみとかいろいろなものがあるのだと思うんです、これだけ地域が狭いと、そういったものをまた住民の皆様にも職員の皆様にも本当に厳しいんだということをわかってもらう。これは赤池町の当時の振り返ってのホームページ等を見ますと、再建団体を選択したことによってそういう認識が高まったというのは住民の方も職員の方も言っているわけです。ですから、それを選択しないのではなくて、それも一つの選択肢として考えていく必要もあるんじゃないかと思いますので、その辺もひとつお考えいただければと思います。

それから、次にお伺いしたいのは、ちょっと飛びますが、病院の件についてお伺いいたした いと思います。

市長は自主再建ということを申し述べております。私は基本的にもう自主再建は不可能だと思っております。ここは意見の相違がありますので明確にしておきたいと思います。これは私が全国若手市議会議員の会のネットワークを活用しまして、公立病院を再建したと言われて大変評価の高い院長先生のところに市立病院の現状の資料を全部送りました。その上で私がお伺いをさせていただいて、病院長先生、それから事務長さん、専門職の方々に3時間ほどそれぞれ勉強会をさせていただきながら経営分析を行いました。その結果としては、もう自主再建は不可能だということを私は勉強してきております。

そういう中で、市長は緊急再生プランということをおっしゃっていますが、どうしても私こ れわからないのは、一貫して私言っていますが、緊急再生プランの収支差解消に向けた財源対 策案として、一般会計繰入金のルール化の中に1億 1,000万円の繰り出しあるいは繰入金をふ やすということが計画として載っております。これは、17年、18年、19年、3カ年間、そのよ うに計画に載っておりますが、これは2月の補正では 9,000万円しか補正されていません。も う市立病院の今の現状では不良債務としてある一時借入金、ここに18年度は26億円のようです が、限度額では36億円を今回予算委員会に提案しているわけですが、この一時借入金にも頼っ て経営をせざるを得ない状況です。もし18年度26億円で一時借入金がいって、今のところ計画 としては大体医業収益で25億円ぐらい、ほぼ一時借入金と同額ぐらいを見ているようですが、 もしこれがことしのように……、残念ながら今回の予算で見ると医業収益を相当高めに設定し ています。緊急再生プランでは医業収益は18億円程度にしか見ていません。もしこれが今年度 よりはよくて20億円ぐらいの医業収益になったときに、一時借入金が収入を上回るという結果 になります。私がこの一時繰入金を問題にしているのは、もし市立病院が......、一つ紹介しま すが、ことしの2月に舞鶴市の市民病院が破綻いたしました。たまたま破綻はしたんですが、 累積赤字が31億円です。それで、舞鶴市長は市民向けに舞鶴市民病院の事業変更についてとい うことで、書面とホームページ上で文言を開設者として載せております。その中身は、要は、 もう限界だということです。でも、たまたまた舞鶴市民病院は民間の医療法人が運営を買って 出てくれましたので、一応病院の形態としては医療から療養型の医療を中心とした福祉施設に なっていくということです。

ただし、ここで問題なのは、累積赤字については、一般会計から固定していくということで

す。ですから、ここはたしか完全企業法を適用しているので、昨年、事務部長さんとか管理者を置きました。議会の質疑の内容を見ていますと、最近では管理者の方はひたすら議会の答弁に対しては「申しわけない」の一点張りです。それぐらい厳しかったのだと思いますが、そういう状況の中で、たまたまリハビリや人工透析など廃止していたものを復活したりしながら療養型の方へシフトしていくと。それでもうまくいった例です。

言い返せば、本市は今の一般会計の負債以外に既に26億円の市立病院の負債を抱えているということです。それから、土地開発公社、これの負債も抱えているということです。こういう現状を考えたときに、私は、どう見ても、赤池町が赤字再建準用団体を選択しなければいけなかったことを思い出します。

ですから、そういう全体的な連結した視点でぜひ今後議会に対しまして再建計画を具体的に出していただきたいと思いますので、ここで企業の経営という視点で臨むのであれば、やはり具体的なことを示していただいて一体的にやっていただきたいと思いますので。市長は確かに昨日の答弁で市立病院の経営健全化についてはもう猶予の時間はないとおっしゃいました。多分そのことをご理解の上なのでしょう。ただ、猶予はないどころか、もうないんです。今すぐ手をつけなければいけなくなっています。医師の確保だってそんなに簡単なものではない。全国の病院で医師が不足して取り合いですから。そのときに、将来性がどう担保できるかわからないような病院に幾ら給料出したってお医者さんというのは呼べません。これだけ明るい、こういうふうに一生懸命やる病院だというからお医者さんだって、今いらっしゃるお医者さんだって、希望やそこで働く意義を持って、それこそさっきお話ししたある公立病院ですけれども、ドクターが馬車馬のようになって働かないと医業収益は確保できないそうです。ですから、この辺早急に、塩竈市として大至急、経営健全化に向けた、先ほど言いました財政再建の具体的な取り組みを出していただかないと、多分今の計画ではいい結果は出ないと思いますので、改めて出し直していただきますので、その辺申し上げまして、あとご回答を時間がありましたらいただきたいと思うんですが。

それから、もう1点、港湾計画と条例の件でお伺いするんですけれども、平成8年、今の港湾計画がありました。その際、たしか全員協議会が当時開かれまして、名称の変更もあったものですから、たしか全員協議会がその隣の北側の委員会室であったことを今でも覚えております。正直言って、私は塩竈市としても大変つらい選択をせざるを得ない内容だったのではないかと思っています。たしか塩釜港に入れる船の大きさも小さくされたはずです、あのとき。

9,000デッドウェートぐらいまでされたはずですから。それが今になってみると、大型化や輸送革新に対応できなかったというのは、あの時点でもう対応できないようにされてしまったわけです、計画の中で。やはりそれを見越して県もそうやったのですから、そうすると市長がさっきおっしゃった海洋レジャーとか観光港としての位置づけというのは、あの当時から位置づけられていたわけですから、ぜひそういうことを具体的に、いきいき企業支援条例の中でもどうするのかわかりませんけれども、関連企業を誘致なさるのか、そういう目的をちゃんと明確にしながら、ぜひ活用していただければと思いますので、その辺、あわせてお伺いして、時間の中にご答弁をちょうだいできればと思います。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 初めに、経営ということについてのご質問であります。それぞれの思いでありますので、私は私の思いを述べさせていただいたということでご理解をいただきたいんですが、1点、成果を職員の方々にどのように反映させるかというお話でありましたが、我々公務員であります。市民の方々の立場で常に物事をやらなければならないわけですから、成果を期待してということではなくて、職員が率先してそういうことに立ち上がれるような組織体制をつくってまいりたいと思っております。

特別会計、いろいろお話しいただきました。確かに全体としてふえている部分もございます。例えば、介護保険、国民健康保険等については、時代の要請でふえております。一方では、例えば下水道事業等については、進度調整をしながら、この3年間で事業費を半減いたしております。あるいは、浦戸交通につきましても、一定の健全化に向けた歩みを進めていると思っておりますし、駐車場会計につきましても順次好転化に向けた取り組みがされておるかと思いますが、その他につきましても市民の皆様方に成果をいち早くお見せできるような努力を傾けてまいりたいと思っております。

病院関係、今確かに厳しい状況であります。不良債務もおっしゃられましたとおりであります。しかしながら、今職員が、例えば18年度末に18人の前倒しの退職、あるいは各種勤務手当、さらには医師確保ということで、努力を始めたところであります。緊急再生プランを策定いたしました際にも、2年間何とか猶予をいただけないかというお願いを議会でもさせていただいたわけであります。まだ道半ばであります。今、議員から医師確保についても大変なご心配をいただきました。しかしながら、先ほど申し上げましたように、全国的な医師不足の中で、この塩竈市立病院、4月から15名、4名増でスタートできるという現実は、ぜひ病院関係

者の方々の努力をお認めいただきたいと思っております。

今、大変厳しい、すべてが大変厳しい中であります。我々なお一層の努力を傾けながら市民 の方々にそういったご不安をいただかないような塩竈市の行財政運営を目指してまいりたいと 思っております。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

副議長(志賀直哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。

15番香取嗣雄君。(拍手)

15番(香取嗣雄君)(登壇) ニュー市民クラブの香取でございます。

何年かぶりの一般質問で非常に緊張しておりますが、このような質問の機会を与えていただきました同僚、先輩議員に対しまして感謝を申し上げ、市長の施政方針に対しお伺いをいたします。

市長は、この施政方針の中で、「信頼される行政を目指して、市民の目線に立った市政運営のため、実効ある取り組みを積み重ね、行財政改革を積極的に推進してまいりました」と述べられております。まさにこの3年間、市長にとりましては一日も気の抜けない毎日の連続であったことと思い、心からのご慰労と感謝を申し上げます。

そして、「元気で活気にあふれた塩竈を目指すかじ取り役として、市民の皆様の声援を追い 風に、「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現に向けて強い決心をもって臨む覚悟でありま す」と結んでおられます。このことに対しても、私は「市長、頑張れ」とエールを送らせてい ただきながら、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、企業誘致と育成策についてであります。

現在、市内、特に新浜町一・二丁目、貞山地区、舟入地区には、多くの更地が見受けられますが、それらの遊休地の有効活用を図るため、市独自の企業立地支援条例を制定し、工場の立地や新規雇用に対し支援策を展開するとありますが、具体的にはどのような効果が期待できるのか。

また、当然、支援することによって支出が伴うと考えられますが、具体的な内容をお伺いい たします。

あわせて、貞山地区に株式会社青南商事のリサイクル施設工場が立派に完成し、操業開始を 待つばかりと思いますが、操業開始の時期及び本市に財政的効果、雇用効果等をいかほどに考 えておられるかをお聞きいたします。

次に、本市の水産業についてであります。

水産加工業界は、ここ数年、国際的な漁業環境の変化により極めて厳しい環境にあり、倒産や廃業に追い込まれているのが現状であります。ここに来て、加工原料の手当てがかなり難しく、特に焼き魚の原料やタラ、アカウオなどの切り身の原料が諸外国、特にヨーロッパや中国との価格競争に追いついていけない現状が続いております。中国からの安い製品が大手量販店で販売され、採算がとれず、ここ数年、事業の縮小、賃金のカットなどにより何とか乗り切ってきましたが、組合の解散により同業組合員同士の相補償、すなわち保証人としての責任義務により、経営が立ち行かなくなるケースが多くなっているとも聞いております。

そこで、お伺いいたしますが、現在の加工原料の推移、また加工業者への融資制度等はどのようになっているのかお聞かせください。

塩竈市魚市場の水揚げの推移でありますが、昨年は漁船誘致の効果もあり、はえ縄船の水揚げは好調でありましたが、まき網船の水揚げが不漁で、平成16年の水揚げには及ばなかったと聞いております。ことしの漁船誘致についてはどのように考えているのかをお伺いいたします。

また、聞くところによりますと、砕氷・冷凍業者も非常に厳しい状態に置かれております。 もし1社でも廃業にでも追い込まれますと、砕氷・冷凍能力が激減するばかりでなく、水揚げ にもかなりの影響が出ると思われますが、業界そして行政との対応はどのように考えておられ るのか、お答えをお願いいたします。

また、漁港背後地における水産物流センターについては、新製品の開発、加工、流通等々に 大きな効果が期待される内容であり、その進捗状況についてもお伺いをいたします。

次に、観光行政であります。

施政方針では、「市民や観光客が本市の歴史と文化を感じていただけるよう、北浜沢乙線とあわせ駅前道路整備を行い、門前町の風情を醸し出す魅力ある空間の創出に努める」、そして「海の玄関でありますマリンゲートから海辺の賑わい地区、本塩釜駅、北浜沢乙線、神社表参道までを結び、人やものが行き来する中心軸を形成してまいります」とありますが、もう少し

具体的に説明をお願いいたします。

私は、西町1番地区のうなぎ割烹「いな川」さんより星酒屋さんまでの、失礼ではありますけれども、裏の通りを、伊勢神宮に参りますと神宮の前におかげ横町がございます、あのような形式の横町をつくってはどうでしょうか。塩釜の歴史と文化を伝えながら、観光客、特に神社参拝客向けの、地場産品はもちろんのこと昔ながらのいろいろな品物を並べた店舗や、中には塩竈市の伝統芸能を見せられるちょっとした広場等を組み合わせ、門前町をつくり上げてはと思いますので、この点、何かお考えと計画がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

地震対策についてでありますが、特に市内小中学校についてお伺いをいたします。

昨年8月16日宮城県沖を震源とするマグニチュード7.2の地震が発生し本市では震度5弱を観測したよりも大きな地震が2020年までに88%、2030年までに99%の確率で、宮城県沖を震源とするマグニチュード7.5から8の大規模地震が発生すると予想されております。この地震から多くの市民が居住する木造住宅の倒壊及びこれによる人的被害を軽減するためには、耐震改修の促進が緊急の課題となっております。この件につきましては昨日から何人もの先輩議員が質問をされておりますが、私は小中学校に関してお尋ねをいたします。

あす、いや今来るかもわからない大地震から塩竈の未来を担う子供たちを何としても守らなければなりません。地震診断を踏まえ年次計画を早目に実施すると言っておりますが、ただいま申し上げましたように、あす、いや今来るかもわからない大規模地震に対し、今からでも、きょうからでも、実施しなければならないと思っておりますが、いかがでしょうか。

そして、耐震補強工事でありますが、各学校、どの部分をどのぐらいの予算で工事をするのか、内容をお聞かせください。

特に、昨日の答弁の中で、玉川小学校の工事の内容を市長が述べられておりましたけれど も、どこどこをこうして、あそこをこうする、その中に塗装とかそういったものも含まれてお ったようでございますけれども、そういった中身をもう1回お聞かせいただきたいと思いま す。果たして塗装が耐震にどれだけの効果があるのか、そういったこともお聞きをさせていた だきます。

次に、浦戸振興についてでありますが、これまでも長年、議会のあるたび諸先輩の議員から の質問があり、市当局、数多くの答弁をいただいてまいりましたが、特別名勝として文化財保 護法等の規制があり、この問題を解決しない限り、あれだけのすばらしい自然と文化遺産があ りながらどうにもならず今日を迎えておるのも事実であります。

浦戸諸島には、日本でも北限の植物、南限の植物等々、合わせて 600種類もの植物が分布 し、また野鳥の種類も多く、魅力のある宝島であります。市長が言う、18年度において市内小 学生を対象に休日における市営汽船の乗船料を無料化にする「うらと子どもパスポート」を新 設し、浦戸の交流人口の拡大を図るとともに、多くの子供たちが島の魅力に親しむ機会を提供 するのであれば、植物の観察、小鳥の観察、野外学習センター的な設備の整備をどのように計 画されておるのかをお尋ねいたします。

また、市内の中学生にはなぜ対象にできないのかもあわせてお尋ねを申し上げます。

「しおナビ 100円バス」については、昨日、同僚の鈴木昭一議員の質問、それに対する答弁 で理解をさせていただきましたので、次の環境対策についてお伺いをいたします。

市では、ことし4月からごみの分別方法が変更になり、ごみ袋を変更されますが、このことによりどのようなメリットがあるのか、あるとするならば何なのか、なぜ今までのごみ袋ではだめなのか、単価的には高くなるのか低価格になるのか、材質は何になるのかをお聞かせください。

また、市民清掃による大型ごみの無料受け入れを現在年3回、4月、6月、10月に実施しておりましたが、今後、無料受け入れを廃止すると聞いております。市民にとっては大変困るのではないでしょうか。町内会においては市民清掃日を粗大ごみ集めを兼ねて町内会の年間行事に組み入れている町内会もあり、会員同士のコミュニケーションづくりも図られ、この事業を通して町内会のすばらしい輪が生まれているのも事実であります。にもかかわらず、何で廃止しなければならないのか。

また、有料にしてどれだけの収入を見込んでおるのかをお伺いいたします。

次に、市営住宅の建設であります。

「現在、梅の宮市営住宅が第2期工事に着手しており、18年度の完成により一層快適な居住空間を提供してまいります」とありますが、一方、玉川市営住宅はどうなったのでしょうか。昭和38年建設の玉川市営住宅は、築後42年を経過し、まさに「日本一住みたいまち塩竈」ではなく、「塩竈一住みたくない玉川住宅」となっております。前市長時代でありますが、鉄筋コンクリートづくりではなく、一般建築業者救済のために在来工法による木造建築での建てかえ計画が立案され、平成14年には基本設計がなされましたが、以後何の音さたもなく現在に至っておりますが、今後の建てかえ予定はどうなるのか。

また、市長は昨日の答弁の中で玉川市営住宅の耐震診断を行い補強工事を行うと言っておりましたが、診断や補強工事に多額の費用をかけるのではなく、建てかえの方向で計画をなされてはいかがでしょうか。

市内の小規模工事業者、いわゆる在来木造建築業者は、この不況の中にあって大変な状況下に置かれております。一般住宅建築工事が非常に少ない中にあって、工事現場が出たと思えば 大手住宅建築メーカーに奪われ、仕事がほとんどないのが実情であります。

市長、この業界の方々を救済するのも行政の仕事ではないでしょうか。

また、本市の発注工事の中 130万円以下の小規模工事についても、指名登録業者への発注を中心に行っておりますが、指名登録をしていない業者についても、小規模な工事については受注機会を拡大してはどうでしょうか。ぜひとも、ぜひともお願いをいたしたいと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

次に、「体育館開館20周年、プール開設10周年の記念の年であり、指定管理者制度に移行します」とありますが、まず指定管理者制度とは、今まで市が管理運営していた諸施設を法人あるいは団体、民間がかわって管理運営していくのがその制度だと思っておりますが、市内には体育館、温水プール、マリンゲート、老人福祉センター、市民交流センター、集会所等が該当施設であると思いますが、一般市民は、私もそうでありますが、この制度に移行しますと市民に対してのサービスはどうなるのか、コスト削減の内容は何なのか、職員教育をどうするのか、果たして市民の満足度を上げながら経営していけるのかどうか、お伺いをいたしますとともに、詳しくご説明をいただければ幸いであります。

最後に、防犯対策事業についてであります。

市内には東・西・南・北・浦戸の五つの防犯協会があります。各防犯協会が独自の防犯活動を行っておりますが、毎日のように新聞、テレビ、ラジオ等にて犯罪のニュースが伝えられております。幸いにして本市においては大きな事犯もなく、その他の犯罪等も減少しておるのも事実であります。特に、本市の子供たち、主に小学生に対する事件、事故は全国と比べ非常に少ないと思っておりますが、事件、事故、犯罪はいつ起こるかわからないのも事実であります。

子供安全パトロール車のレッテルを張った車は、市内一円、非常に多く走っておりますし、 市小学校の登下校の時間帯はもちろん普通の時間帯におきましても、子供安全サポーターの皆 様が、雨の日も風の日も、通学路、交差点、いたるところに多くの父兄、一般ボランティアの 方々が立哨活動を行っております。その効果のあらわれと私は思っております。市教育委員会 を初めとして学校の先生方、父兄ボランティアの皆様に感謝を申し上げますとともに、今後こういった活動を長くし続けていくためにも、やはりこういった方々と市行政とのパイプが必要ではないかと思っておるところでもございます。

防犯対策として、これで安心ということはないのであります。私が3年前から市防災課にお願いしておりましたスーパー防犯灯の設置でありますが、中身は課長さんが私よりも詳しく調査されておると思いますので、その件についてお考えをお聞かせいただきます。

以上、久方ぶりの質問でございました。まとまりのないところはお許しをいただきながら、 1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

副議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま香取議員からご質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

初めに、私の市政運営の基本方針の中で企業誘致・企業育成についてのご質問をいただきました。

事業所統計によりますと、平成13年に 4,380カ所でありました本市の全事業所数は平成16年には 3,520カ所となり、約2割程度減少いたしております。特に製造業に限りますと、 446から 312と、約3割の減少になっております。こういった状況を打開し、新たな事業者を呼び込み、本市の産業活性化を図るために、今議会において「いきいき企業支援条例」をご提案させていただいております。後ほど、具体的な内容につきましては担当部長よりご説明をさせていただきます。

具体的には、本市に進出意欲のある企業を発掘するための企業アンケート等を実施し、進出 意欲の高い企業に対しましては誘致活動に取り組んでまいるといったようなことを考えており ます。特に水産業や港湾関連企業の立地などの集積が高い本市ならではの特性を生かした企業 誘致活動を展開してまいりたいというふうに考えておりますが、その際にこの「いきいき企業 支援条例」の積極的な活用を図らせていただきたいと思っております。

間もなく操業を開始する予定と伺っております自動車リサイクル企業、4月ごろの操業というふうにお伺いいたしております。地元から30名弱程度の新たな雇用をいただくというようなお話も聞いておりますし、また固定資産税、事業所税等につきましては、正確な数字はご容赦いただきたいと思いますが、2,000万円から3,000万円ぐらい新たな収入になるといったよう

なことで今見込ませていただいているところであります。

次に、本市の水産業についてご質問をいただきました。

初めに、原魚の輸入が大変厳しいというようなご質問でありました。水産加工業の原魚であります輸入北方冷凍魚が世界的に不足をいたしております。本市の水産加工業が必要としておりますタラにつきましては、平成16年の2万3,000トンから平成17年には2万トンと14%減少いたしております。日本一の生産量を有します練製品の原料でありますスケトウのすり身については、平成16年の13万2,000トンから平成17年には11万8,000トンと11%減少いたしております。このため、アカウオについては、昨年当初キログラム当たり240円であったものが最近では400円以上に、すり身についても、FA級という等級がありますが、300円から450円に、さらにKA級というような等級につきましては210円から350円に達するなど、5割近い高騰の状況にございます。

加工業者においてはノルウェー産から三陸産のサバに切りかえるなど原材料を前浜ものに転換する動きもありますので、本市といたしましては、このような前浜ものへの転換の動きを支援してまいりたいと考えております。

漁船誘致についてご質問いただきました。

平成17年に関係者の方々ともども生産者の方々を九州、四国を中心に訪問させていただきました。その結果といたしまして、はえ縄船の水揚げ、16年次と比較いたしまして、数量で16%、744トンの増加、魚価格低迷にもかかわらず金額も8%、3億600万円増加しており、漁船誘致の効果があらわれたものと大変喜んでいるところであります。議会並びに関係者の皆様方の多大なるご協力に心より感謝を申し上げるところであります。

このような効果を踏まえまして、ことしも三重、徳島、高知、宮崎、大分等の生産者に対しまして昨年と同様に漁船誘致を実施する計画でありますが、昨年の訪問の際に提案いただきました船員休憩室の設備や事故品の取り扱いのルール化等の改善策について既に魚市場運営に反映させておりますが、このような点についてもPRをさせていただきたいと考えているところであります。

次に、冷凍製氷業者についてご質問いただきました。

本市には4業者で 163トン製氷能力がございました。このうち73トンの製氷能力を有します業者が、昨年、諸般の事情により操業を停止いたし、残り3業者のうち1業者が事業継続について検討しているというふうにお伺いをいたしております。このまま推移いたしますと、漁船

の積み込み分はもちろんでありますが、出荷業者や加工業者の必要とする氷の不足が懸念されますので、事業の継続について塩竈市も間に入り各方面に働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、近年は海水氷など新しい需要や衛生管理の高度化等が求められておりますし、市内の 製氷工場については建設後相当の年月を経過しておりますので、製氷施設の更新等についても 関係業界の方々とお話し合いをさせていただきたいと考えております。

水産物流センターについてご質問をいただきました。

水産物流センターにつきましては、これまで地元のセンター事業組合がハサップ対応の加工場を建設し、全国規模の企業が1万トン級の冷蔵庫を整備し、相互に連携し事業を進めるということが確認されております。

県有地の払い下げ価格については、県の方から一定の価格が示されております。組合と企業 の方では正式な意思表示を間もなく行うというふうにお伺いいたしております。

次に、本市の観光についてのご質問をいただきました。

議員の方から、なかなか観光客が市内を回遊する状況にないのではないかというようなご指摘をいただきました。

まず、本市の観光行政の課題の観光客を滞在させる具体策を提案すべきであるというふうに考えておりますが、昨年は市内の青年4団体の方々が、観光を中心としたまちづくりを目的に商店街を回遊する仕組みといたしまして無料の観光マップ―― 「しおナビぶらぶらりん」という名前でありますが、を作成、配布するほか、食を通じた町歩きのイベントなどを実施し、中心市街地を観光客に回遊いただけるような取り組みに着手したところであります。

また、ここ数年、例えば浦戸の各島に立ち寄り、渡し船を利用して島内の史跡めぐりでありますとかむきたてのカキを購入するコースが大変人気を呼んでおります。このコースでは本土に戻ってすしを食べるなど、首都圏の皆様方に大変な好評を博しているというふうにお伺いいたしておりますし、最近、寒風沢には、このような観光客をターゲットとした浦戸の季節料理を提供いたしますレストランもオープンいたしております。

こういった方々を数多く市内に回遊いただきますように、横町でありますとか、あるいは史跡、さらには塩竈固有の文化といったようなものを色濃く感じていただけるような仕組みづくりを重ねていかなければならないと考えておりますし、北浜沢乙線沿いに一部そういった施設整備に着手をさせていただいているところであります。

いずれ、滞留時間の増こそが本市の観光振興につながっていくというふうに考えているところでありますので、なお今後ともそういった努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の地震対策についてご質問をいただきました。

宮城県沖地震の災害に備えまして、児童生徒の生命を守るということとともに、そうした際の避難所の確保、学校の体育館が避難所に指定されておりますので、避難所の確保の観点からも、学校施設の耐震化計画に基づき、平成16年度から耐震診断調査及び耐震補強工事を計画的に実施しているところでございます。

このような中、今回の地震特別措置法の改定により、災害時に避難場所となる体育館も補助対象となり、平成22年度までの5カ年の国庫補助が延長される予定であります。こういった制度を有効に活用しながら、平成22年度までに小中学校の耐震補強工事を順次進めてまいりたいと思っております。

議員の方からは具体的にどういう工事を行うのかというご質問をいただきました。

例えば三小であります。三小は昭和40年築造の東校舎と北校舎が鉄筋コンクリート3階建てで、いずれも耐震補強が必要との調査結果でありました。このため、鉄筋コンクリートづくりの壁の増設でありますとか、鉄骨づくりの筋交いの増設、さらには鉄筋コンクリート柱を炭素繊維巻きつけで補強するといったようなことを実施させていただきたいと思っております。工事費は約1億円となる見込みでございます。

玉川小学校でございますが、昭和35年から45年の間に建築された鉄筋コンクリート3階建ての北校舎及び昭和41年の建築の屋内体育館が耐震補強が必要との診断でございました。このため、校舎については、鉄筋コンクリートづくり耐震壁の設置、鉄骨づくりの柱の補強、鉄骨筋交いを設置し、体育館におきましては、屋根や軒先のはり、さらには外壁等の補強であります。工事費は約3,000万円を見込んでおります。

議員の方から塗装が耐震工事かというお話でありました。昨日、私は、玉川小学校につきましては19年度から大規模改修工事に着手するというご説明をさせていただきました。これは、耐震補強工事とあわせまして、今現在玉川小学校も大変老朽化しております、そういった老朽化した施設の壁材の剥離した部分の補修でありますとか、あるいは塗装、さらにはタイルの張り直しといったようなことをこの大規模工事で取り組ませていただくということをご説明させていただきました。その際に塗装工事も大規模改修の中で取り組ませていただくということでご説明をさせていただきました。よろしくご理解をお願いいたします。

浦戸振興についてご質問をいただきました。

平成15年度に策定いたしました離島振興計画では、離島の地理的・自然的特質を生かした振興策を打ち出しまして、従来の地理的要件でありました「価値ある地域差」というものを活用しながら、島民の創意工夫による離島振興を進めてまいることといたしております。

当然のことながら、例えばタブの木に代表されますような浦戸ならではの植物群、さらには野鳥、動植物といったようなものまで、すべて島の魅力と、そういうものをすべてひっくるめて島の魅力ということで楽しんでいただくようなことで振興策を進めてまいりたいと考えているところであります。

ただし、そういった離島振興を図る上で、やはり一定の基盤整備というものが必要になるのかなと思っております。例えば、浮き桟橋の整備でありますとか排水施設の整備、さらには道路の整備といったようなもの、また浅海漁業の振興といったようなことでありますとか漁港施設の整備といったようなことも間接的な振興策の一助になるものと思っております。このようなインフラの整備につきましても引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

また、フラワーアイランド構想についても触れていただきました。島内外から数多くの方々に来訪いただくため、今観光農園づくりに取り組みを始めたところであります。昨年夏にはおかげさまでラベンダーが開花するなど、成果が徐々にではありますがあらわれ始めております。今現在、島内外から数多くの支援をいただきながら、さらには浦戸の小中学生も一緒になりましてラベンダーの苗を植栽するなど、地域が一体となった活動が行われているところであります。

「うらと子どもパスポート」を新たに導入するに当たって、なぜ小学生かというふうなご質問をいただきました。

実は、宮城県の県南部を中心といたしまして「どこでもパスポート事業」というものを実施させていただいております。例えば仙台市にあります科学博物館については塩竈市の児童も利用できるといったような事業でありますが、実はこの「うらと子どもパスポート」事業も、そういった「どこでもパスポート事業」に将来乗せていきまして、市内に限らず広く県内からご活用いただくような制度にしてまいりたいということで、大変恐縮であります、小学生に限りまして乗船料を無料化という形にさせていただいたところであります。

いずれ、島には、こういった自然景観のみならず、浦戸をしのばせるすばらしい歴史的な資 産等も数多く残されております。例えば、白石廣造邸跡、十二方角石、しばり地蔵などであり ますが、こういった歴史文化も、ぜひ島外・島内から訪れる方々に楽しんでいただけるような、なお一層の努力を重ねてまいりたいと思っております。

次に、環境対策について、ごみの分別収集の変更内容と周知方法についてというご質問をいただきました。

平成17年度、埋め立て処分場の延命化とごみ処理広域化を図るため、これまで埋め立て処分してまいりました不燃物の一部を焼却処理するための清掃工場改良工事並びに破砕処理施設の導入を行いました。これらの施設整備が整ったことによりまして、旧来、燃えないごみとして処分しておりましたプラスチック類の一部や化学繊維等が燃やせるごみとなりました。

さらには、今申し上げましたように延命化は図りましたが、かなり先行きが厳しい状況であります。将来は東部衛生処理組合等への加入、あるいは黒川郡まで含めましたごみの広域化というものを視野に入れているわけでありますので、将来のこういった統合等も構想に入れながら、今回このような改正に踏み切らせていただきました。

材質、メリット等につきましては、後ほど担当部長からご説明をさせていただきたいと思います。

市民の皆様方には、これまで市広報誌で12月号から随時掲載をさせていただいております し、3月号では紙面を大きく割いてお知らせをさせていただく予定であります。

また、各地域ごとに説明会を実施させていただきますとともに、3月初めに、本市初めてのカラー版で50音順にごみ分別冊子をつくりました。ダイジェスト版もあわせてつくっておりますので、全世帯に配布をさせていただき、なお趣旨の徹底を図ってまいりたいと考えております。

大型ごみの受け入れ廃止についてであります。

こういった市内の一斉清掃を地区内のコミュニケーションの場として活用いただいていると いうことにつきましては、大変感謝を申し上げさせていただきます。そういった中で、なぜ無 料化をやめたのかというご質問でありました。

現在の市民清掃は4月、6月、10月の年3回実施をさせていただいておりますが、あわせまして、大型ごみを埋め立て処分場に自己搬入した場合には、その日に限り無料という制度をとってまいりました。しかしながら、中には家庭内から出たとは考えられないような業務用の大型ごみなんかも残念ながら大量に搬入されているというようなことも事実ございます。そのほか受益と負担の公平性といったようなこともございまして、大変恐縮ではありますが、18年度

からは廃止をさせていただきたいということで今回お願いをいたしております。

ただし、緩和措置といたしまして4月の一斉清掃の際には受け入れをさせていただきながら 6月以降の廃止という措置をさせていただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げ ます。

次に、市営住宅建設についてであります。

初めに、玉川住宅建設計画についてご説明を申し上げます。

玉川住宅は、昭和38年竣工であります。大変老朽化している住宅であり、この建てかえにつきましては、地域景観や伝統文化の継承などの観点から、ご質問いただきましたように、木造住宅を採用し、地域経済・産業の活性化を考えた計画といたしております。

なお、整備時期等につきましては、現在建設中の梅の宮住宅が完成した後にということで計画をいたしておりますが、平成17年度において国の「住宅政策の推進に係る地域住宅交付金制度」というものが創設され、さらに新たな住宅政策の改革の動きが見られますこと、塩竈市公営住宅ストック総合計画が策定後5年を経過し、中間的な見直し時期であることなどから、将来人口などももう一度見据え、これらの市営住宅の整備目標でありますとか住宅ストック数を含めた計画の見直しを図りながら、早い時期に建設の準備に入ってまいりたいと考えているところであります。

小規模工事業者の方々の建設工事への参画についてお答えをさせていただきます。

現在、 130万円を超える工事につきましては、建築工事や土木工事におきまして、本市の指名登録業者を対象に、工事規模別に発注標準を設定し、受注機会の均等化を図っております。 130万円以下の工事につきましては、未登録業者でも参加できることとなっておりますが、実態としては指名登録業者を中心とした発注となっております。

本市へ指名登録をする際には、添付書類として、例えば経営規模と評価結果通知書でありますとか、県からの建設業許可証など、一定の事務的手続を要する書類が必要であり、このことが小規模事業者からの申請が少ない要因となっているようであります。

今後は、小規模事業者向けに簡易な手続で登録申請ができるような小額の修繕や工事を対象 にした希望登録制度などを検討し、小規模事業者の受注機会の確保になお一層努めてまいりた いと考えております。

指定管理者制度についてお答えをいたします。

指定管理者制度は、平成15年9月の地方自治法の改正により創設されたもので、その目的

は、公共的団体に限られていた公の施設の管理主体を株式会社等の民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上と行政コストの縮減等を図るものでございます。

制度導入を図ることで地域の振興・活性化や行財政改革に結びつくものと認識をしており、本市におきましても平成16年9月に通則条例の議決をちょうだいいたしているところでございます。

本市の公の施設は、委託、直営を含めて37施設ございますが、昨年8月までに各施設について導入方針を定め、現在管理を委託している施設については平成18年9月までに指定管理者への移行を進めてまいります。

直営で管理しているその他の施設については、施設のあり方も含め検討を重ねながら、住民サービスの向上とあわせてコスト削減が見込まれますものについては積極的に導入を図ってまいりたいと考えております。

体育館、プール、マリンゲート、集会所につきましては、これまで財政的なメリットやサービス性の向上の観点から、直営方式での管理に比べ指定管理者により管理していくことがより 適切であると判断し、18年度から指定管理者への移行を進めてまいるものでございます。

指定管理者導入のメリットは、利用料金制度を導入することで指定管理者による事業展開の拡充が期待されますとともに、モニタリングや利用者協議会等の設置により利用者の声を反映させる仕組みづくりが行われ、市民サービスの向上が期待されるなど、直営で運営するよりも専門性の確保とコスト縮減が図られるものと期待をいたしております。

防犯対策についてご説明いたします。

東・西・南・北及び浦戸地区の防犯協会の皆様を初め市内の各団体の方々に、登下校時の小中学生の安全対策に大変なご高配をいただいておりますことに、まずもって心より感謝を申し上げさせていただきたいと考えております。各防犯協会初め地域関係者、団体の皆様方には、本当に昼夜を分かたぬ努力を賜っております。子供さんたちが安心して通学あるいは登下校できる環境が確保されているものと大変喜んでいるところであります。

近年、子供を標的とした犯罪が多発、とうとい命が奪われるなど、子供たちの安全な生活が 脅かされ、大きな社会問題となっております。

本市では、「地域子供サポーター」「子供の安全守ろうデー」、不審者の迅速な情報提供の ネットワーク化、さらには「こども 110番の家」、青少年相談センターの活用などにより、地 域の皆様のご協力をちょうだいし、児童の安全確保に努めております。 ハード対策といたしまして、ご提案いただきました「スーパー防犯灯」の設置につきましては、警察庁でモデル地区を指定し、緊急通報できるインターホンでありますとか防犯カメラを 備えた防犯灯を設置し、効果を検証しております。

宮城県警でも平成16年度から犯罪の多発地域で「防犯ロード事業」を創設し対策を実施されておりますので、このような防犯灯の導入に向け、今後関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

日ごろ防犯活動にご協力いただいております防犯協会を初め、地域関係機関・団体の皆様方のさらなるご協力をいただきながら、本市が明るく豊かな犯罪のないまちに一日も早くなりますよう、なお一層努力を重ねさせていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

副議長(志賀直哉君) 三浦産業部長。

産業部長(三浦一泰君) まず、いきいき企業支援条例の概要につきましてご説明を申し上げます。

ご指摘のありましたように、市内遊休地それから空き工場等の有効活用を促進することを目的としておりまして、本市域内で製造業、運輸業などの業種におきまして新設や増設の投資を しようとする企業者を対象としております。

具体的には、企業立地奨励金といたしまして、家屋それから償却資産に対して課された固定 資産税に25%を乗じた額を5年間交付させていただこうと考えております。

二つ目の施策といたしましては、雇用奨励金といたしまして、市内に居住する新規雇用者の数に10万円を乗じて得た額を1回限り交付させていただこうと考えております。

三つ目の施策といたしましては、法人市民税のうち法人税割の控除といたしまして、制限税率14.7%になっているものを標準税率12.3%に5年間させていただこうとするものでございます。

産業の振興と雇用の拡大を図りまして、本市の経済の発展それから市民生活の安定向上に寄 与することを目的として考えさせていただいたものでございます。

次に、融資制度についてのご質問をちょうだいいたしました。

現在本市では、 1,500万円を限度といたします中小企業振興資金融資制度、それから 350万円を限度といたします小企業小口資金融資制度、そしてこれらの二つにつきましては保証料の補給等も行ってございます。

さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会への1億5,000万円の預託による協調融資制度等 も設けてございます。

水産業界の皆様方にもこれらを有効に活用していただいている状況ととらえております。以上でございます。

副議長(志賀直哉君) 棟形市民生活部長。

市民生活部長(棟形 均君) それでは、私の方からごみ袋の材質の関係でご質問がありましたのでお答えをいたします。

現在のごみの指定袋につきましては、ポリエチレン素材をベースにいたしました炭酸カルシウムを含有している袋でございます。これにつきましては、可燃用につきましては焼却温度を抑制するという働きがございますし、不燃用につきましては埋め立て時に風化を促進できると、こういうことでポリエチレン素材の炭酸カルシウムを含有している素材を使っているということでございます。

ただ、一方で、袋の強度が弱いということでございまして、そのために高密度のポリエチレンを使っているということでございまして、その分、議員がおっしゃいましたように、価格が 割高になっているのが現実でございます。

そういったことを踏まえまして、新しい素材につきましては炭酸カルシウムを抜いたポリエ チレン素材、こういったものをベースに新しい袋にしたいというふうに考えておりますので、 よろしくお願いいたします。

副議長(志賀直哉君) お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明3月2日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(志賀直哉君) ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明3月2日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年3月1日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会副議長 志賀 直哉

塩竈市議会議員 田中徳寿

塩竈市議会議員 武田悦一

平成18年3月2日(木曜日)

塩竈市議会2月定例会会議録

(第4日目)第4号

議事日程 第4号

平成18年3月2日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第19号ないし第57号(施政方針に対する質問)
- 第3 議案第59号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

出席議員(22名)

| 君 | 寿 | 徳 | 中 | 田 | 2番 | | 君 | 進 | | 地 | 菊 | 1番 | |
|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|----|---|----|---|
| 君 | _ | 栄 | 藤 | 伊 | 4番 | | 君 | _ | 悦 | 田 | 武 | 3番 | |
| 君 | _ | 昭 | 木 | 鈴 | 6番 | | 君 | 晃 | 吉 | 子田 | 志 | 5番 | |
| 君 | 江 | 敏 | 野 | 浅 | 9番 | | 君 | _ | 恭 | 野 | 今 | 7番 | |
| 君 | 夫 | 貞 | 藤 | 佐 | 1番 | 1 | 君 | 男 | 住 | 田 | 吉 | 0番 | 1 |
| 君 | 司 | | 野 | 鹿 | 3番 | 1 | 君 | 雄 | 吉 | 村 | 木 | 2番 | 1 |
| 君 | 雄 | 嗣 | 取 | 香 | 5番 | 1 | 君 | 哉 | 直 | 賀 | 志 | 4番 | 1 |
| 君 | 彦 | 邦 | Ш | 中 | 7番 | 1 | 君 | 3 | Ξ | 我 | 曽 | 6番 | 1 |
| 君 | 弘 | | Ш | 吉 | 9番 | 1 | 君 | 子 | 絹 | 野 | 小 | 8番 | 1 |
| 君 | 子 | 京 | 事林 | 東海 | 1番 | 2 | 君 | 典 | 由 | 勢 | 伊 | 0番 | 2 |
| 君 | 章 | 博 | 藤 | 伊 | 3番 | 2 | 君 | 勝 | 紀 | 島 | 福 | 2番 | 2 |

欠席議員(1名)

8番 嶺岸淳一君

説明のため出席した者の職氏名

市 長 佐 藤 昭 君 助 役 加 藤 慶 教 君 収 入 役 田 中 一 夫 君 総 務 部 長 山 本 進 君 市民生活部長 棟 形 均 君 健康福祉部長 佐々木 和 夫 君 産 業 部 長 三 浦 一 泰 君 建 設 部 長 内 形 繁 夫 君

| 総務部次長兼総務課長 | 阿部 | 守雄 | 君 | 総務部次長兼危機管理監 | 大 浦 | 満 | 君 | | | | |
|-----------------------|-------|-----|-------------|------------------------------------|-----|------|-------------|--|--|--|--|
| 市民生活部次長兼 環 境 課 長 | 綿 | 当 | 君 | 健康福祉部次長 兼保険年金課長 | 木 下 | 彰 | 君 | | | | |
| 産業部次長 | 伊賀 | 光 男 | 君 | 建 設 部 次 長兼都市計画課長 | 茂庭 | 秀久 | 君 | | | | |
| 総務部行財政改革 推 進 専 門 監 | 田中 | たえ子 | 君 | 総務部政策課長 | 渡 辺 | 常幸 | 君 | | | | |
| 総務部財政課長 | 菅 原 | 靖彦 | 君 | 市民生活部 市 民 課 長 | 澤田 | 克 巳 | 君 | | | | |
| 健康福祉部 社会福祉事務所長 | 会 澤 | ゆりみ | 君 | 健康福祉部 介 護 福 祉 課 長 | 高橋 | 敏 也 | 君 | | | | |
| 産業部 みなとまちづくり課 長 | 神谷 | 統 | 君 | 総務部総務課長補佐兼総務係長市立病院事務部 | 佐藤 | 信彦 | 君 | | | | |
| 市立病院事務部長 | 佐藤 | 雄 一 | 君 | 次長兼業務課長 兼 医 事 課 長 | 伊藤 | 喜 昭 | 君 | | | | |
| 水道部長 | 佐々木 | 栄 一 | 君 | 水道部次長 | 大和田 | 功次 | 君 | | | | |
| 水道部総務課長 兼経営企画室長 | 尾形 | 則 雄 | 君 | 教育委員会教育長 | 小倉 | 和憲 | 君 | | | | |
| 教 育 委 員 会 教 育 部 長 | 小山田 | 幸雄 | 君 | 教育委員会 教 育 部 次 長 兼 生涯学習センター館長 | 渡辺 | 誠一郎 | 君 | | | | |
| 教育委員会教育部総 務 課 長兼総務係長 | 橘内 | 行 雄 | 君 | 選挙管理委員会 事 務 局 長 | 佐藤 | 直孝 | 君 | | | | |
| 監査委員 | 高橋 | 洋 一 | 君 | 監査事務局長 | 丹 野 | 文 雄 | 君 | | | | |
| 事務局出席職員氏名 | | | | | | | | | | | |
| | | 00 | | 車数足次目 | 造 萨 | £n ⊞ | | | | | |
| 事務局長 | 74-11 | 明 | 君 | 事務局次長 | 遠 藤 | 和 男 | 君 | | | | |
| 事務局次長兼 | 江入间 | .,, | _ | | | | | | | | |

午後1時 開議

議長(菊地 進君) ただいまから2月定例会第4日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告のありましたのは、8番嶺岸淳一君の1名であります。

本議場への出席者は、第1日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようにお願いいた します。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(菊地 進君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4番伊藤栄一君、5番志子田吉晃君を指名いたします。

日程第2 議案第19号ないし第57号

議長(菊地 進君) 日程第2、議案第19号ないし第57号を一括議題といたします。

これより市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。16番曽我ミヨ君。(拍手)

16番(曽我ミヨ君)(登壇) 日本共産党市議団を代表いたしまして、施政方針に対し通告しております点について質問をいたします。

初めに、市政運営の基本姿勢で述べられている「海辺の賑わい地区整備事業」に関してであります。

施政方針では、「平成18年度においては、歩行者専用道路であるしおかぜ通り線や港町海岸 通線の整備を行うとともに、区画道路整備や標識の設置を行い」と述べ、「また、地元事業者 の新たな企業参入を支援するための組織づくりを進めながら『海辺の賑わい地区グランドデザ イン』に沿った事業化を促進するため、本市が調査費の支援を行い、地元と一体となった整備 に努めていく」と述べております。

この海辺の賑わい地区整備事業にかかわって、伊勢議員が総括質問を行いました。私は特に、昨年9月に地元商業者の方々から塩竈市に対して、まちづくり参画事業者決定についての 陳情書を出されているこの要望との関係でお伺いしたいと思います。

提出されている陳情書の要旨では、参画事業者決定に当たっては、グランドデザインに沿っ

て決定されるべきである。

- 1.イオンはマックスバリューだけで十分である。
- 2.イオンの専門店は不要である。
- 3. フードコート、フードセンターは、時間をかけてでもイオンではなく地元で構築させる べきである。
- 4.マックスバリューの営業時間についても、街の中心部での24時間営業時間は、既存のコンビニへの打撃が大きく、青少年の健全育成、あるいは港町という環境から外国人船員も多く、治安の面からも営業時間に制限を設けるべきではないか。

さらに、この1から4については、議会で議論をしてイオンとの正式契約に当たることをお 願いしますと述べています。

さらに陳情の理由として、「海辺の賑わい地区グランドデザイン」では、土地の利用計画では駅前商業誘致ゾーン 4,500平米と海辺の賑わい広場 7,800平米の二つの利用に分け、海辺の賑わい広場は、屋台村やイベント広場など市民や地元の特色あるにぎわいを創出する計画であったにもかかわらず、駅前商業ゾーンと海辺の賑わい広場を含めて1万3,000平米をすべてイオンに賃貸するというやり方が、グランドデザインからかけ離れていること。イオンのつくった施設にテナントとして入る場合は、多賀城や利府の場合でも1平米当たり30万円前後の契約金のほかに敷金、家賃を払わなければならないこと。高い契約金、敷金、家賃では、地元の業者は出店できないことになり、地元が入らなければ他所から入ることになってしまうこと。イオンの提案しているライフスタイル、アソートメント型専門店街とは、日常生活に必要とされる業種をできるだけそろえた専門店街であって、例えば利府ジャスコのような映画館やゲームセンターなどの複合施設でもないこと。その規模で果たして外部からの集客力があるか疑問であること。イオンが募集するテナントでのフードコート、フードセンターで、駐車場は150台という計画をしており、社と魚のまちを標榜する塩竈らしさ、あるいは外部からの集客が期待されるものとしては、大型バスの駐車場のスペースも考慮しているとは思えないこと。

以上のことから、広い駐車場を備えたフードコート、フードマーケットを地元で構築できる よう、市として条件を整備するなどをしてバックアップしてほしいというものであります。

それで、伊勢議員の総括質問に対して市長は、「グランド推進事業では、賑わい共同ブロック事業化に地元の方をあくまでも中心に、市がそれを支える。単に大手の事業者だけではなくて、地元の方を積極的に参加できる受け皿づくりに努めてまいります」と答弁されました。

また、部長は、「商業ゾーンにつきましては、イオンと」R本社と協議をしており、イオンの方と」R本社の賃貸について、おおむね整ったと聞いております。陳情書の件につきましては、我々も地元の参画を望んでおるところでございます。それをいかに実現させるか、関係機関と話し合い、また商工会議所の協力をいただきながら参加希望者を把握しております。また、要望者の方と一定のご理解をいただいておるところでございます」、このように述べております。

そこでお伺いしますが、第1点は、イオンはJR本社と賃貸契約が本年度中には整うことになるとすれば、土地開発公社との関係が出てくるのかと考えますが、どうなるのか。その点についてお伺いします。

2点は、陳情書で述べられている地元商業者がイオンの建物の中に参画するというのは、賃貸料が高くて入れないので、イオンのテナントというのではなくて、地元の商業者が主体になって賃貸できるようにしてほしいという要望に対して、当局は、地元の参画を望んでいる、地元の方々が参画できるようにしていきたいという答弁をされていますので、具体的にイオンとはどのような協議、そしてその結果はどうなっているのかお伺いします。

3点は、商工会議所の協力をいただいて地元の参画希望者を把握していると述べていますが、イオンの建てた建物の中にテナントとして入るということなのか、イオンとは全く別立てとなる地元の商業者が一体となっての参画希望者の把握ということなのか、この点について明確にお答えいただきたいと思います。

第2に、保育所について伺います。

施政方針では、「南部保育所を平成17年度をもって休止する」と述べ、休止する理由については、「南部保育所の耐震調査の結果、倒壊する可能性が高いことから、保育児の安全を優先しての休止」と述べています。保育所の耐震調査の結果では、倒壊の危険性が高いのは、南部保育所だけではなくて、香津町保育所も同様であります。香津町保育所は改修工事を行うことにし、南部保育所は休止ということですが、香津町保育所よりも南部保育所の施設の老朽化は以前から問題になってきたものであり、建っている場所が都市公園という目的外使用という問題も指摘されてきた経過もございます。ですから、本来ならば保育計画の中で示し、検討されるべきものであったのではなかったのでしょうか、お伺いします。

仮に施設が危険で使えないということはあり得ることでありますが、しかし、だからその施 設を休止し、事実上保育所をなくしてしまうこととは別の問題ではないかと考えますので、こ の点についてお伺いします。

同じ方針の中では、「保育需要は増加傾向にあり、働きながら安心して子育てができる環境 づくりが求められている」と述べています。公立保育所をまた休止して、保育需要にこたえら れるのかどうかお伺いします。

2点目は、保育所の指定管理者制度について述べていることについてです。

施政方針の中では、「今後の保育需要を見きわめ、保育所の適正配置と指定管理者制度の活用について検討する」と述べています。具体的にどのようなことなのかお伺いいたします。

第3に、「安心です塩竈」の中で述べている点についてお伺いします。

1点は、公営住宅の地震対策についてであります。

公営住宅の耐震調査及び補強工事についての質問に対して、市長は、「昭和56年以前の建物 も耐震調査を行う」と述べられました。公営住宅ストック総合計画で見れば、平成17年度には 桜ケ丘、平成18年度に清水沢住宅、平成19年度に貞山通、新浜町、東玉川住宅を耐震診断、そ して実施設計と示されております。これらの住宅は、すべて昭和56年以前の建物であります。 具体的にこの耐震診断を計画されているのかどうか、どのように進めようとしているのかお伺いいたします。

二つ目に、救急救命に関連して、夜間の救急医療体制についてお伺いいたします。

昨年の2月議会で、塩釜地区内の二次医療圏における夜間の救急医療体制の取り組みを求めてまいりました。昨日、塩釜地区消防本部で塩釜地区内の平成17年度の救急搬送状態を伺ってまいりました。平成17年度の救急発生状況は、平成16年度よりさらに366人ふえ、6,524人になっています。大変な救急患者数であります。救急搬送人員は、ここ10年間ずっとふえ続ける一方であります。塩釜消防本部では、高齢化が進む中で、ますます救急搬送はふえ続けると述べております。その中で、救急車が現場に行って、患者を各地から医療機関に収容するまでに要する時間、収容所要時間は、前年まで20分から30分が最も多かったのですが、この搬送時間がさらに伸びて30分から60分になっていることであります。救急搬送時間が伸びているということは、救急を要する患者にとっては大変重要なことであります。もちろん救急車に問題があるのではなくて、医療機関、病院の受け入れ体制にあるのではないかと考えますが、どのようにとらえているのかお伺いします。

救急搬送状況は、最も多い時間は午前10時から11時が 444人、次に多いのが午前9時から10時が 391人です。また、時間外の、いわゆる5時過ぎから早朝の8時までの搬送でも、 335人

が搬送されている結果が出ております。時間外も確実にふえております。この夜間の救急のために救急夜間の体制を整えることは、行政の責任ではないでしょうか。その後どのような検討をし、どのような取り組みをしているのかお伺いするものであります。

最後に、「環境にやさしいまち」「市民と行政の協動で創るまち」に関連してお伺いいたします。

1点は、野々島地区の排水処理施設整備についてであります。

野々島地区の排水処理施設事業について、辺地総合整備計画にも述べられておりますように、下水道整備は島民の高い要望になっております。2月2日の産業建設常任委員協議会の資料によれば、野々島地区の排水処理施設整備について2億5,000万円で下水管路1,070メートル、中継ポンプ場、合併処理浄化槽、排水処理施設を3カ年で行うということですが、この3カ年の工事を具体的にどのような区分で進めようとしているのかお伺いいたします。

市長は、昨日、野々島地区の休耕地を活用したフラワーアイランド観光農園の取り組みについて述べられ、道路など一定のインフラ整備は引き続き取り組んでいくと述べていますが、今回の辺地総合整備計画には、フラワーアイランド観光園となる場所の排水処理施設整備については、どのように考えているのか。道路や給水施設整備、公衆トイレなどの整備も必要ではないかと考えるものですが、この点についてお伺いします。

二つ目に、桂島に漁業集落施設建設についての取り組みについてお願いするものであります。

桂島地区の方々が、集会所施設の設置を要望してきた経過がございます。浦戸地区は、県が漁港整備を初め浮き桟橋の設置工事を進めてきた経過もあり、集会所施設についても、この漁港整備にあわせての漁業集落施設整備事業として要望してまいりました。県の仙台地方振興事務所では、昨年、国に対する予算要望をしていただいております。現在、同事務所では、国に認めてもらえば平成18年度設計、平成19年度には施設が建設できるようにしたいと述べております。県議会での予算との関係もあると考えますので、ぜひこの桂島の区民の要望が実現できるよう、市としても県への働きかけを求めるものであります。

市長の見解をお願いし、第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手) 議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいまは、16番曽我ミヨ議員より、4点についてご質問をちょうだいいたしました。

初めに、市政運営の基本姿勢についてということで、「海辺の賑わい地区整備事業」につい

て何点かのご質問をいただきました。

海辺の賑わい地区土地区画整理事業につきましては、10年来放置されておりましたこの土地を、都市再開発の起爆剤として、このまちににぎわい、活気を取り戻していこうということでございます。市民の方々それぞれの思いがございます。そういったものが最大公約数として実現されますよう、我々も今後なお一層頑張ってまいりたいと考えておりますが、そういった中で、昨今の海辺の賑わい土地区画整理事業の進捗状況でありますが、担当部長よりもご説明させていただきましたとおり、これまで市民、権利者の皆様方との話し合いを積み重ね、ご理解をいただきながら事業を進めさせていただいたところであります。今現在、地区全体の仮換地素案がまとまり、いよいよ具体的な土地の活用ができる段階にまいっております。現在、仮換地素案につきまして、権利者の皆様方への個別説明を行わさせていただいておりますが、今後は移転先の環境を整えながら、順次仮換地の指定を行ってまいりたいと思っております。

先ほど議員の方からもご質問いただきましたように、来年度は、平成18年度は、本塩釜、マリンゲートを連絡する歩行者専用道路でありますとか、海沿いにございます港町海岸通線、あるいは国道45号等歩行者専用道路を結ぶ区画道路等々の整備に取り組まさせていただきたいと考えておりますが、いよいよ形が見え始めてくるのかなというふうに考えているところであります。

また、土地利用の促進に関しましては、地元権利者の方々が組織される共同化の協議をさらに深めていただくため、専門家の派遣でありますとか、市職員も参加した勉強会の開催など活動を支援させていただいており、港町地区と稲荷下地区それぞれにおいて共同化希望者による話し合いへと進んでいるところであります。

特に、海辺の賑わい地区グランドデザインの先導街区となります賑わい居住ゾーンにつきましては、事業化を前提とした部会が設置され、具体的な検討が始まっているところでございます。市も調査費などの支援を行い、地元と一体となってグランドデザインに沿った事業化を促進してまいりたいと考えております。

このため、グランドデザイン策定やまちづくり参画事業者審査などには、地元権利者を初め 商工会議所の皆様方のご参加をいただき、また公開プレゼンテーションなどの機会を通じて、 広く市民の皆様方の意見が取り入れられるような工夫をしながら、今までも事業を進めてまい ったところであります。

現在、参画が決定しております事業者によって、商業施設整備の具体的な準備が進められて

おりますが、本市といたしましても、地元商業者の参画と塩竈の観光や地域性豊かな魅力ある施設づくりを要請する一方で、商工会議所とも連携し、地元参画の環境づくりに努めているところであります。昨年12月下旬には、商工会議所の主催による進出事業者と地元の参画希望者の意見交換が、市の職員も参加した中で行われたところでございます。

この中で、今や塩竈の観光の目玉ともなっております、すしでありますとか、仲卸市場といった地元の資源を生かし、地域と連携した形で魅力のある施設をつくっていきたいという意向が進出業者から具体的に示されましたが、このような提案は、塩竈の食をアピールする意味で大きく貢献できるものと期待をいたしているところであります。

また、こうしたことに限らず、地元と進出業者がさまざまな形で協力、連携していくことが、にぎわいづくりにとっては非常に重要なことだと考えておりますので、今後とも市が積極的にかかわりを持ちながら、商工会議所と協力し、よりよい環境形成に努めてまいる所存でございます。

市といたしましても、港奥部再開発事業でありますとか、ヴェネツィア計画でありますとか、いろいろな計画をあわせて進めていくことといたしております。港湾緑地、マリンゲート、本塩釜、北浜沢乙線、神社までを結ぶ中心軸を形成する極めて重要な地域でございますので、今後とも皆様方のお力をおかりしながら、なお一層事業促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、賃貸契約、協議経過、参加の形態等につきましては、後ほど担当部長よりご説明をいたさせます。

次に、南部保育所の休止について、ご質問いただきました。突然南部保育所の休止という事態になったのかというご質問でございました。

「のびのび塩竈っ子プラン」というものを平成17年度に策定をさせていただいておりますが、 この計画の中では、南部保育所につきましては当初19年度の廃止を計画いたしておりました。

しかしながら、ご案内のとおり南部保育所、かなり老朽化した施設であります。そういったこともございまして、市内の公立保育所の施設につきましては、本年度耐震診断調査を行ったところでありますが、南部保育所につきましては、大規模地震が起きた場合、倒壊する可能性が高いという診断調査結果が10月初旬に報告されたところでございます。市内公立保育所は、本年度耐震診断に基づいた補強工事をそれぞれ実施してまいりましたが、本保育所は老朽化していることから、耐震工事は保育所を閉所しての大規模な工事になるなどの課題。さらには、

本施設が都市公園の中に存在するといったようなこともございまして、このような状況と課題 につきまして、直近の11月議会前の協議会に報告をさせていただいたところであります。

先ほど申し上げましたように、南部保育所、木造の築50年という老朽化した建物でありますので、引き続き保育を継続することは、児童の安全ということを考えた場合には、大変心苦しい状況にございますので、平成18年3月31日をもって保育所を休止という措置に踏み切らさせていただいたところであります。

なお、南部保育所保護者の方々に対しまして、昨年の12月20日に説明会を開催し、休止までの保育の当面の安全確保策として、耐震強度を上げるための補強工事の実施、屋根がわらを取り外しましてシートで覆って安全度を上げるということであります、でありますとか、耐震対策マニュアル、これは南部保育所に限ってのものでありますが、を作成するなどの対応を行うことを説明し、基本的には保護者の方々のご理解をいただいたところであります。このような経過を踏まえ、18年3月31日をもって南部保育所を休止させていただくことにつきまして、1月の協議会に報告をさせていただいたところでございます。

なお、入所児童への対応でございますが、4月以降も入所を継続する児童25名の転所につきましては、保護者アンケートで希望を伺いながら、全保育所の18年度の新規入所児童状況などを勘案し、調整を行いました結果、全員が第1希望の保育所へ4月から入所可能となったところでございます。

なお、南部保育所休止後の対応につきましては、18年度の早い段階で廃止手続をし、安全性 を考慮して建物については解体をしてまいりたいと考えております。

次に、保育所の指定管理者制度導入についてお答えをいたします。

市といたしましては、「のびのび塩竈っ子プラン」の中で、一定期間内の保育需要の予測を 行い、必要な保育定員を確保する適正規模での保育所再編を行うことといたしております。

また、多様な保育サービスを柔軟に供給できる民間活力の導入を考え、指定管理者制度の導入を計画いたしておりますことから、今後の導入に向けた準備を進めてまいります。

検討に当たりましては、今後の保育需要を的確にとらえながら、公立保育所が担うべき役割 や民間保育所だからこそできる役割などをそれぞれ整理した上で、民間事業者の参画や多様な 主体によるよりよい保育環境づくりの実現を目指してまいりたいと考えているところでござい ますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、「安心です塩竈」の公営住宅の耐震診断についてお答えをさせていただきます。

公共施設の耐震診断につきましては、特に学校、病院、保育所などについて計画的に実施を してきており、既存の市営住宅の耐震診断につきましても、安心して居住していただけるよう 早急に耐震診断を実施する計画といたしております。

耐震診断の実施に当たりましては、11団地31棟のうち、56年以前の中高層壁式鉄筋コンクリートづくりの建物、すなわち取り壊しを予定している花立住宅を除く、新玉川住宅以前の住宅13棟と玉川住宅5棟の計18棟を対象といたしております。診断方法としては、現地での簡易なコンクリート強度調査でありますとか、柱、壁の寸法確認や配置の確認などの調査と図面で行う設計強度などの調査からなる第1次診断並びにコンクリート破壊強度試験や部材の詳細確認などによる第2次診断の2段階とし、1次診断で不適と診断された場合において2次診断を実施していく方法で進めてまいります。18年度において、対象となる市営住宅18棟すべてに対しまして1次診断を実施してまいります。

次に、夜間救急医療体制についてご質問いただきました。

第4次宮城県地域保健医療計画におきまして、県内の医療圏の見直しが行われ、塩釜地区2 市3町は平成15年8月、仙台医療圏から塩釜医療圏として独立いたしました。塩釜医療圏の救 急医療体制は、休日の1次救急医療につきましては、塩釜地区休日急患センターにおいて実施 し、2次救急医療につきましては、休日、夜間とも、救急告示病院であります6病院にご協力 をいただきながら実施をしている状況にございます。

しかしながら、夜間の1次及び2次救急医療体制の整備が、単独の2次医療圏として課題となっておりますことから、平成17年3月開催されました塩釜地区広域行政連絡協議会において、2市3町の共通課題であることについての確認を行い、同8月には、広域行政連絡協議会会長名で塩釜医師会に救急医療体制の充実についてのご指導とご協力を依頼いたしております。このような経過を踏まえ、医師会においては、時間外における救急医療病院の取り扱い件数の実態調査と医師会会員の時間外救急医療についてのアンケート調査を実施したと伺っております。今後、医師会よりアンケート調査等を踏まえたご指導、ご協力をいただき、塩竈医療圏の救急医療体制整備について、塩釜地区広域行政連絡協議会で議論を重ねてまいりたいと思っております。

議員からご質問いただきましたとおり、救急搬送の増加につきましては、塩釜地区消防事務 組合の管理者であります私も大変憂慮いたしております。こういった救急医療の需要増大に対 しまして、なお一層真剣に対応させていただきたいと考えております。 次に、「海と緑とともに暮らす環境にやさしいまち」の中で、野々島地区の生活排水処理施 設整備につきましてお答えをいたします。

野々島地区の生活排水処理につきましては、寒風沢地区の漁業集落排水処理施設供用開始後の次期課題であり、かねてより地域住民の方々や離島振興協議会より、野々島地区での事業化について浦戸地区全体からの要望を受けておりました。これを受け、昨年度、野々島の漁村漁場環境改善対策基本計画として、生活排水の処理方法を取りまとめたところでございます。17年度におきましては、補助制度の活用や事業手法につきまして、県と協議を進めてまいりましたが、補助事業化のめどが立ちましたので、18年度から野々島地区の生活排水処理事業に着手することにいたしたものでございます。

具体的な事業概要でございますが、定住世帯49戸の生活排水処理を行うもので、ブルーセンター周辺の家屋密集地区から整備に着手することといたしておりますが、この地区につきましては、漁業集落排水処理施設で処理し、その他の地区につきましては、現在小型合併浄化槽で処理する計画とし、18年度を初年度として3カ年計画で整備をしようとするものでございます。

ご質問のございました観光客向けの公衆トイレということであったかと思いますが、につきましては、現在、ブルーセンター前と海水浴場前に設置されておりますが、フラワーアイランド地区につきましては、事業者と計画調整を図る必要がありますことから、今後適宜協議を重ねてまいります。

次に、桂島の漁港整備事業に関するご質問でございますが、桂島地区におきましては、18年度から県が事業主体となった桂島漁港広域水産物供給基盤整備事業の中の環境整備事業が進められることとなっております。事業内容は、市営定期船の発着所背後地に休憩所、トイレ、緑地、遊歩道等が整備されるもので、特に休憩所につきましては、漁業者の方々の利用施設としての位置づけでございましたが、老朽化が著しい観光客待合所の機能もあわせ持つ内容として整備され、桂島地区観光の玄関口のイメージアップも図られるものと考えております。今後、県との間で早期整備についての協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長(菊地 進君) 内形建設部長。

建設部長(内形繁夫君) それでは、海辺の賑わい地区区画整理事業につきまして、具体的な質疑の2点につきましてご答弁申し上げます。

まず第1点でございますが、塩竈市土地開発公社との賃貸契約、今後どうなるのかというよ

うなご質問でございます。

まず、イオンとJR貨物の状況につきましては、先日ご答弁申し上げたとおり一定の条件が整いつつあるというようなことでございます。これを受けて、開発公社といたしましては、これらの条件等を見据えながら、近々中に理事会等を開催し、賃貸契約についての具体的な条件について取りまとめを行っていくと。3月末までのあたりかなとは、こちらとしては見ておりますが、そういう状況でございます。

あと、二つ目の地元の参画方法といたしまして、イオンの参画方法といたしましてどのような形になるのかというようなご質問でございますが、まずイオンといたしましては、商工会議所の協力のもと塩竈地区内の地元参画を目指していきたいというような意向がございまして、具体的には参画希望事業者について募集を行ったところでございます。そして、説明会も行っております。11月と1月に2回開催しております。

ただ、ご承知のとおりまだ賃貸契約も整っていない中で、事業の全体計画もまだ立てにくい というようなこともございまして、なかなか地元の事業参画者、希望者が、まだ動きが少ない 部分がございます。ただいま11社が参加しております。私の方からは以上でございます。

議長(菊地 進君) 16番曽我ミヨ君。

16番(曽我ミヨ君) 質問の関係で最後から2回目の質問をしたいと思います。

桂島の漁港集落の関係は、今後ともぜひそういった形で整備が進むように、そのご努力をお願いしたいと思います。

それから、野々島の排水処理の施設でありますが、フラワーアイランドの構想が、これは塩竈市とNPO法人との関係でつくられたものでありますが、ここに今回の漁業集落の整備するところをあわせますと、ちょうどフラワーアイランドとして始まるところには、トイレがないということであります。それで、先ほど海水浴場と言いましたが、桂島もそうでありますが、海水浴場のトイレとかそういうところは、ほとんど壊れているとか、なかなか観光客で来た人たちにとっては、衛生面でも使いにくいとか、さまざまな問題がどこでもあります。整備されたところは別ですよ。特に海水浴場はそうですし、野々島のど真ん中というか、島に行きますと真ん中がフラワーアイランドになりまして、結局事業者の方は、ここにお客さんが来れば、一々表のブルーセンターの送り迎えしなければならないという、こういう状況にあるのではないかということを心配されております。

そういう点で、塩竈市としては環境整備に力を入れると言っておりますから、ぜひこの、せ

っかく向こう3年間の計画を立てているわけですから、本来ならばこういうことの把握の上でこういった整備もすべきではないのかということを申し上げ、その点についてまずお伺いしたいと思います。

それから、救急搬送については、先ほど説明ありましたが、いつまでどういうふうにその取り組みをするのかと。広域的でテーブルに乗せて話し合うところまでは行ったということは、 それは努力は認めますが、やはりそれを早めることが必要なのだろうと思います。

それで、ぜひ、いつまでやるのかということを、もしご回答できれば、していただきたいし、それからこの間市立病院の状況も市長もお話しされましたけれども、結局当直医が24時間寝ないで患者さんが来れば診ているという状況。それは、ほかの病院でも同じでありまして、本当にいろいろなスタッフをそろえなければやれないことであります。そういう点で、やはり行政の責任として実際に受け入れているところへの、幾らでも支援を考えられないのかと。まず医者が確保されることが一番でしょうけれども、実際に受け入れているところへの、2市3町が協議して、そういった支援策を一つでも見せることによって、やはりここで整えようという気持ちにもなっていくのではないかと思いますので、その辺はどうなのかについて伺います。

公営住宅については、わかりました。18年度ですべてやるということですから、そういう取り組みをして、ぜひ万全の対策に進むようにお願いしたいというふうに思います。

それから、保育所ですが、私が問題にしているのは、前も「のびのび塩竈っ子プラン」を取り上げて、ここで休止と書いていると、それでどこを休止にするんだということを聞きました。ところが、そのときは答えなかったわけであります。先ほど市長が言うのには、19年度に南部保育所を休止する計画であったと。こういった、議会で聞いていることに答えないでですよ、建物というか、形あるものは壊れていくわけですけれども、こういう行政のやり方でいいのかと。壊れることとそういった事業を運営することとは、別の問題であると。仮に休止にするにしてでも、やはりきちんとした議会での先が見えるような論議や納得をしていく必要があるのではないかと。だから、そこでやっている保育士さんも非常に大変な思いではなかったかと私は思うわけであります。そういう点で、今後の行政のやり方としては、当面の施策をこう考えているんだとか、きちんとそういったことを示すべきだというふうに考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、いろいろ海辺の賑わい地区のことで述べておりますが、要するに地元の参画については、いろいろ言われているわけですけれども、今回の例えば土地について、産業で示され

ました。結局 4,340平米がJRさんの方に換地しましたよと、残り 8,224平米は土地開発公社 の方に換地することになりますということですよね。そして今は、JR本社とは、ここのJR に換地される土地について賃貸の話をしていると、これが間もなく決まるだろうと。そして、もう一つは、この土地開発公社のことについては、3月までに話し合いになるだろうと。

実は、陳情されている人たちは、ここ一帯で全部イオンに貸してしまうと、自分たちがこの 海辺のグランドデザイン、これに述べていますけれども、本来はここの企業誘致ゾーンはこう いう形で示されたと。海辺の賑わい地区広場というのは、ここでも書いてありますように、地 元の人たちが参画して、いろいろなイベントに使うとか、いろいろな形で使えるようにすると いうふうにグランドデザインになっていると。市長は、これに沿っているというわけでしょ う。沿っているけれども、じゃあ換地されて貸すところはどこかというと、これは広場も含め て全部貸してしまうと。そうすると、陳情書で述べられていますように、イオンがここを全部 使って、いろいろな形でつくるかもしれません。だけれども、イオンが造成して建物を建てた 中には、自分たちとしてはとても高くて入れないんですと。だから、塩竈市に、ぜひここに地 元が参画できるように、イオンに貸すにしてもですよ、地元がきちんとここのところの用地を 借りて、同じように借りて、入るような方向はできないのかと、こういうことを陳情書では言 っているわけですよ。それで、商工会議所で説明したと。

ところが、ここに書いてありますのは、イオン株式会社との、とのですよ、地元参画にかかわる必要な協議のやつの申込書なんですよ。そうすると、この「との」というのは、イオンの建てた建物の中にテナントとして入ることではないのかと。全く本当に独自に自分たちが、仲卸さんとかいろいろな人たちの中から、じゃあそこに地元で出資し合って、少しでも観光への流れをつくるものにしたいんだけれども、そういったことの協議はしているのかということなんです。だから、全然当局で言っていることと陳情書でお願いしていることが、ずれているんです。だから、そこのところをはっきりまず伺いたいと思います。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 初めに、野々島のフラワーアイランドの排水処理の問題ご質問いただきました。

後ほど担当からも詳しくご説明をさせていただきますが、先ほど私の答弁の中でも、フラワーアイランド地区につきましては、事業者と計画調整を図る必要がありますことからということで申し上げさせていただきまして、やらない・やるということではなくて、どういった土地

利用計画をされて、事業者としてどういう施設計画をされているのか。例えば、私が申し上げておりますのは、休憩施設を独自に建て、その中で独自の合併浄化槽とかも設けられるわけでありますので、現実に私先ほど説明させていただく中で、ブルーセンターでありますとか学校もこの計画からは抜けているわけでありますが、ブルーセンター、学校につきましては、既に合併浄化槽があるわけであります。そういったものを有効に利活用しながら、むだな投資をしたくないということで 2億 5,000万円という事業費を算出したわけであります。フラワーアイランド地区につきましても、繰り返しになりますが、事業者の方が今後どのような計画を策定され、どのように進めていかれるのかということを確認させていただきながら、調整をさせていただきたいと思っております。

救急医療であります。

ご案内のとおり地域医療については、1次、2次という形で対応させていただいております。1次医療につきましては、民間の病院の方々、民間のお医者さんの方々、2次医療については、塩釜地区でございますと6病院が中心になって、この地区の医療環境の向上に努めているところであります。

それで、今一番大きな問題になっておりますのが、夜間の救急医療ではないかなというふうに私どもは理解いたしておりますが、夜間の救急医療につきましては、先ほど申し上げました2次病院6病院がそれぞれ輪番制で行わさせていただいております。

しかしながら、昨今、それぞれの病院からドクターの方々がどんどん数が減っているという 状況の中で、夜間の救急まで対応するということについては、かなり厳しい状況にございま す。このような状況を踏まえまして、夜間の救急医療につきましても、本当に1次的な病院で 対応できるものについては、医師会の方々のご指導もいただけないかということで申し入れを させていただいたという経緯については、ご説明させていただいたとおりであります。

そういう申し入れに対しまして、医師会としては、果たして本当にそういう需要があるのかということについて、改めてアンケート調査を実施されたそうであります。そのアンケート調査等の結果につきましては、まだ私どもの方にもご説明をいただいておりません。改めてそういったお話し合いをさせていただきながら、今後何とか1次の救急につきましては民間の方々のお力もおかりできないかというような調整をさせていただきたいということでございます。

いつまでというご質問いただきました。我々といたしましても、なるべく速やかにという希望はありますが、そういった交渉を重ねた結果ということになりますので、もう少しお時間を

いただければ幸いであります。

保育所につきまして、十分な説明責任が果たされていないのではないかということのご指摘でありました。もしそうであったとすれば、大変申しわけなく思っております。今後十分留意 してまいりたいと考えております。

それから、海辺の賑わい地区であります。

先ほど来、要望書を私どももいただいておりますし、議員の方からも一つ一つご説明いただきました。我々として、できるもの、できないものもございます。先ほど申し上げましたように、最大公約数としてこの地域を本市の活性化に結びつけていきたいという希望を持っております。そうした中で、行政ができるもの、あるいは市民の方々のお力をおかりするもの等々いろいるあるかと思っております。今、民間の方々が、なかなか敷金、礼金等が高くてというようなお話もいただきました。私どもも、参画事業者に対しまして、地元の方々が参加しやすい条件を整えていただきたいというようなお願いは、私からも直接させていただいておりますし、また参画事業者の方からも、具体的な賃料等についての提示というのは、まだない状況であります。こういった状況も見据えながら、あるいは今ご要望のありました、直接そういったことができる区域がというようなお話をいただきました。この辺につきましても、確かに今進んでおります部分については、民間企業者の方と一括契約ということでありますが、その他の地区等につきましても、そういった要望、希望に沿える部分がないかどうかということについては、先ほど申し上げました仮換地計画の中で、なお地域の方々とお話し合いをさせていただきたいと思っております。

なお、私の説明で不足する部分につきましては、担当部長よりご説明をいたさせます。 議長(菊地 進君) 三浦産業部長。

産業部長(三浦一泰君) 野々島地区の生活排水処理施設整備計画につきまして、ご説明を申 し上げます。

2月26日に野々島地区の地区の総会がございまして、私たちも出席させていただき、今回の計画の内容につきましてご説明をさせていただいておるところでございます。地域の大半の世帯の方がご出席されましたが、今回お示しをしております事業計画の内容につきましては、基本的にご理解をいただいてきたものと理解をしているところでございます。

また、この席には、ただいまご質問のありましたフラワーアイランド構想を進めておられま

すNPOの方もご出席されておりました。

ご質問の件につきまして、私どもも協議をさせていただきましたが、ただいま市長から答弁 のありましたような考え方をお持ちでございました。

なお、私たちといたしましては、今後実施計画を策定してまいりますので、その中でさらに 事業者の方と適宜協議をして調整をしてまいりたいと思います。以上でございます。

議長(菊地 進君) 内形建設部長。

建設部長(内形繁夫君) 海辺の関連のご質問、お答え申し上げます。

今、市長が申し上げましたとおり、ただいま区画整理で仮換地が整いつつあります。その中で、にぎわいを本当につくっていくためには、商業施設の連続性を確保していくのが肝要かと思っております。その中で、11月の協議会にお示ししましたとおり、この 7.4ヘクタールの中で九つの街区の中に分けて区画をしております。その中に開発公社の用地をそれぞれ配置しておりますので、こういったような有効活用ができないか、あるいは周辺地権者の方々と協働での事業化ができないかということで、そういったものを活用しながら地元の方々の参画を求めていくと。

それで、一番大事なのは、イオンの一次集客効果をどう二次的に活用していくのかというのは、やはり地元の商工業者の活性化だと我々は考えております。以上であります。

議長(菊地 進君) 16番曽我ミヨ君。

16番(曽我ミヨ君) 3回目の質問をいたしますが、結局市長が言ったのは、イオンの建てる建物にできるだけ安く参画できるような方式で協力願えないかという話をしていると。つまり、イオンとそういうふうに言っているということは、テナントとして入るときに、「できるだけイオンさん、安く地元入れてもらうように考えてほしい」ということではないかというふうに思いますね。そうしますと、じゃあしからば、多賀城や利府とかイオンがあるわけですが、そこで一体どういう入店の条件になっているのか、市はきちんとつかんでいるんですか。もしつかんでいるのであれば、きちんと示しながら進めていただきたいと思いますが、こういうことを望んでいるんではないんです。

そして、イオンに入った、ジャスコに入った人たちを回遊するのが、流れをつくる上で大事だと言っていますけれども、しからばこの中でどこに入れるんだと。 1万 3,000平米も全部イオンに貸してしまったら、どこで地元に入れるんだと、入れないのではないかと。しかも、こういうことは、グランドデザインからいって全然違うよと。グランドデザインをあれしてやっ

ております、やっておりますと口では言うけれども、ここに書かれていることとは全然違うんですよと。これが陳情者の意見であります。

引き続き予算委員会もありますので、そこまでにして、時間ですから終わりたいと思いますが、答えがあればお願いしたいと思います。

議長(菊地 進君) 内形建設部長、短目に。

建設部長(内形繁夫君) グランドデザインの議論の中では、やはり今示しておるところ、屋台村などの期待がされるイメージとして示されておりましたけれども、公園や賑わい軸の公共空間での実施が可能との判断もありまして、最終的なグランドデザインの取りまとめでは、賑わい商業ゾーンの一体的な活用が、その部分必要ではなかろうかというような議論もされておるところであります。以上であります。

議長(菊地 進君) 22番福島紀勝君。(拍手)

22番(福島紀勝君)(登壇) 平成18年度の市長の施政方針について、社会民主党市議団を代表して質問をさせていただきます福島であります。

質問者もあとお一人を残すのみとなり、既に質問されました方々と項目なり、あるいは類似する部分、そして重複する部分もありますが、ひとつ当局におかれましては、前向きな答弁をお願い申し上げ、質問に入ります。

まず最初は、地域産業の活性化と企業誘致についてであります。

今までの「とる漁業から育てる漁業」への転換や、国際的な漁業環境等の変化、そして燃料油費の高騰に伴い、魚市場への水揚量の減少による水産業や水産加工業が大きな打撃を受けて、税収や経済市場への影響も大変な状況なため、今後どのような支援と具体策を持って活性化を図られるお考えなのか、魚市場再開発と一体で描いてきた漁港背後地の企業誘致や撤退された企業の跡地及び市内の遊休地の利活用や新たな企業誘致を、どのように進めていかれるお考えなのかお伺いします。

次に、海辺の賑わい地区と港奥部再開発などについてお伺いをいたします。

塩竈市の残された空間を利用しての土地区画整理事業は、 108名から成られる地権者の皆様のご協力により、仮換地の動き、仮移転、家屋の解体などで一段と動きが見えてきたところであり、つけかえ道路の要請や高低差、歩道や防潮堤もデザインされています。

そこで、隣接の港奥部の関係は、昭和60年代初めに東北インテリジェントコスモス構想としてのろしを上げ、脚光を浴び、調査費等もつけ、そして貴重な資料も作成できたのではなかっ

たかと、こんなふうに感じております。その後は、ポートルネッサンス21で A ゾーンから F ゾーン等の計画、もろもろもありましたが、そして今回非常に評価を得ている塩竈ヴェネツィア計画との整合性及び親水空間や港湾整備の 1 期工事、 2 期工事と計画がされてあったかと思います。こうした港奥部の埋め立て事業の関連は、今後どのように行われていこうとしているのか。北浜地区のあのすばらしいデザインも、そのとおりに進むとすれば、この埋め立ての部分の工事が、今後どのように県の動きがされていくのかお伺いをいたします。

次は、市民への安全対策についてであります。

当局におかれましては、常に多数の市民の生命、身体、財産に被害や損害のないようにとご 配慮に心していただき、敬意と感謝を申し上げます。

そこで、さらなる安全と安らぎを希求をしたいのであります。近い将来、高い確率で発生が 予想される宮城県沖地震について、政府の中央防災会議は、1月の発表によると津波により宮 城県内の死者は、最大で140名との想定を発表いたしました。この人的被害をどのようにして 最小限に抑えることができるか、これが緊急の課題かと思います。

国が本年度に三陸沖に設置する、きのうも説明ありましたが、GPS衛星利用測位システム、これの津波計、これが宮城県内の19カ所とのネットワークにより、海岸への到着前に察知できれば、多くの人命救助につながるのではないでしょうか。こうした関係で、現在本市にあります防潮水門を遠隔操作というような方法等もあると思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

また、本市の防災安全課が進めてこられた出前講座や自主防災組織の立ち上げに、そして防災各発活動等々、約 130回も実施をされていると、こういう中身でもありました。土曜、日曜、祭日の日夜の別もなくご指導してくださった皆さんに敬意と感謝を申し上げさせていただきます。

そして、さらには、今後自主防災組織強化のために地域の防災リーダーの育成なども求められるのではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

もう一点の安全対策は、最近特に、幼稚園児や小中学校生への登下校時の悲惨な事故や犯罪 の発生等が報じられています。こうした事件や事故、犯罪を未然に防ぐにも、たしかきのう防 犯協会の会長でいらっしゃる香取議員も述べられておりましたように、防犯灯の関係、これは 未然防止に大きな役割を果たしてくれているのではないかなと、こんなふうに思います。

そして、この防犯灯の今2分の1補助をちょうだいしておりますが、それぞれの設置の時期

のずれによって、今40ワットの部分と60ワットの部分がございます。これを、通学路を初め歩 行者の安全確保に寄与したいとは思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

それで、40ワットから60ワットにかえることによって、約1灯当たり62円から63円の価格の 差が生じます。そうしたところも考慮していただいて、市長の見解をお伺いいたします。

次は、浸水対策と貯留管の整備について伺います。

毎年悩まされてきた水害対策ですが、水害の常襲地とも言われております私たちの牛生地区、芦畔地区、そして藤倉、北浜地区等々もございますが、徐々に解消されてきていることは、大変喜ばしく感じます。

なお、継続中の中央第3貯留管の整備や県道の八幡築港線とに大きく関連する牛生第1排水 区の雨水排水と現在の貯留管からのポンプアップ稼働、さらには雨水ポンプ場建設への計画は どのようになっているのかお尋ねをいたします。

続いて、少子化対策と子育て支援についてであります。

市長は、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」として掲げ、特に少子化の進む中で、次世代を担う子供たちを健全に育成していくと述べられております。大変ありがたいことでもあります。最近は、仕事と育児の両立支援に力を入れておられる中小企業もふえてきているようです。育児休暇を積極的に進めるなり、在宅勤務や子連れ出勤を可能とするなど、仕事に応じた支援策も見えてきていると思います。

本市にあっても、すべての保育所で延長保育をお願いできるなど、さらには各種プランや事業、センターや地域協議会などとの役割分担並びに組織の指示命令系統などは、どのような流れに今後なるのかお知らせをいただきたいのであります。

次は、要保護児童対策と健全育成についてお尋ねをいたします。

近年、特に社会問題ともなっている児童虐待は、いかに早期発見するかが大きなかぎであろうと思います。そのためには、行政、教育、医療、警察、民生委員、児童委員、この方々との綿密な連携と協力が必要ですし、児童の安全確保のため、虐待児童の自宅などへ立ち入り調査や一時保護の際、児童相談所職員が場合によっては法的な問題から、どこまで踏み込んでいいか判断に迷うケースなどもあるのではないかと思われます。こうした場合、弁護士会の先生方の協力をいただくことも考慮しておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

そこで、今日までの相談件数や苦労なされた処理の事例、そして今後どのように進めていかれるお考えなのかお示しいただきたいのであります。

続いて、介護予防と地域包括支援センターについてであります。

介護保険法が改正されても、高齢者の方々が安心して住みなれたまちで、多少足が弱っていても、電動スクーターや車いすなどで気軽にまちに出て買い物、見物、食事など楽しい思い出もいっぱい満喫していただきながら生活をされるよう望むところであります。

地域包括支援センターは、現在の在宅支援センターの機能を拡充する形で新たに設置される わけでありますが、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が配置され、軽度の要介護者 と将来の要介護リスクが高い人を対象に予防プランを作成したり、高齢者虐待などの相談業務 を行ったりするわけですが、こうしたスタッフを初め、諸準備はどのようになされているのか お聞かせいただきたいのであります。

次は、環境及び廃食用油の精製についてお尋ねいたします。

昨年、悪臭について取り上げました。水産加工団地周辺、特に汚水処理施設周辺を指摘し、汚泥の 5,000トンのうち 500トンは汚泥処理場、廃魚円滑化事業に基づく処理、こういうことで費用を出していただいて処理をしていただいたわけであります。残りの 4,500トンは、塩釜市団地水産加工業協同組合によって処理を行ったわけでありますが、私の感じ方なのか、鼻がいいのか、いまだに悪臭の解消には至っていないと思います。周囲の側溝にあっては、地盤沈下の分も考慮し、可変のU字側溝を順次使用し、進めていただき、感謝を申し上げております。そして、注目の水産加工業者から排出される廃食用油を利用し精製するバイオディーゼル燃料の事業化ですが、昨年末からの天候不順のせいでしょうか、進捗状況が見えませんが、プラントの建設時期と資源循環型社会へのスタートをいつごろと定めておられるのかお示しいただきたいのであります。

もう一件は、市営住宅の居住空間等整備等についてであります。

住宅マスタープランと当初の計画に基づき、新玉川住宅、大日向住宅、梅の宮住宅と皆さんには快適な生活を送っていただいております。現在、梅の宮住宅の第2期工事に着手されていますが、今後の建てかえ予定の桜ケ丘、清水沢、玉川、貞山、新浜住宅にあっても、より一層の居住空間や、公園及び緑地並びに附帯設備の充実を図っていただきながら、あわせて地形、地質等の関係もおありでしょうが、低層なのか高層なのか、その辺の区分などを、お考えがあればお尋ねをし、1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま福島議員からご質問いただきました。

初めに、18年度の市政運営につきまして、地域産業の活性化と企業誘致についてのご質問をいただきました。その中で、議員の方から、とる漁業から育てる漁業への転換が図られていると、そういった中で、本市の今後の目指す方向というご質問でありました。

塩竈市魚市場、年間の漁獲量、残念ながらなかなか大きな伸びが記録できないという厳しい 状況で推移をいたしております。まずは、塩竈市魚市場で扱う水産物の増大ということが緊喫 の課題ではないかということで、昨年から生産者の方々を回りまして、漁船誘致活動等に取り 組んでいることについては、ご説明をさせていただきました。

このような水産物を活用して、背後地にございます水産加工場等におきまして、それぞれ塩 竈ならではの水産加工品の製造に取り組んでいただいているわけでありますが、昨今の原料の 値上げ等によりまして、大変厳しい環境にございます。残念ながら倒産といったような企業も 市内に数多くあることも事実であります。やはり我々は、今後そういった企業の方々が経営し やすい環境づくりといったようなことも、本市の大変重要な課題ではないかなと思っておりま すし、残念ながら倒産ということで、空き地になっております既存の工場の利活用といったよ うなことも、企業誘致の大きな課題ではないかなと考えているところであります。

先ほど来申し上げておりますとおり、本市には水産加工業、水産業等々の大きな蓄積があるわけであります。こういったものを有効に活用しながら、新たな企業の誘致に結びつけてまいりたいと思っております。

今ほどは漁港を中心に申し上げましたが、港湾地区についても同様であります。長年製造を続けてまいりました石油配分基地も2社、3社と撤退を余儀なくされているようであります。 そういった空き地につきましても、新たな利活用を図ることによりまして、またこの地域の活性化につなげていけるのかなというふうに考えております。

ただ、問題点といたしましては、昨日も申し上げました。こういった土地の所有者は、民間の方々でございます。条件面がなかなか折り合わずに、本市が仕掛けましたこういう企業誘致も断念せざるを得ないといったような事例もございます。この辺につきましても、今後積極的な対応ができるような環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますし、そういったことを踏まえまして、今回企業誘致のための新たな条例を提案させていただいたところであります。

次に、海辺の賑わい地区と港奥部再開発等、それぞれの関連性等についてご質問いただきました。

質問の中で、議員の方からもございましたが、18年度、海辺の賑わい地区の骨格をなす道路 整備にいよいよ着手をさせていただくわけでありますが、海辺の賑わい地区の外郭が見えてく る年になるのかなということで期待をいたしているところであります。

また、海辺の賑わい地区と並行して進めております港奥部の再開発事業につきましては、まず第1期工事として、旧観光桟橋周辺の防潮堤の整備でありますとか、北浜造船周辺の緑地整備が位置づけられており、埋め立てと国道のつけかえは第2期工事という形となっております。

近く旧観光桟橋周辺の防潮堤整備が始まりますが、この事業では景観にも配慮をし、塩竈石 風の防潮堤に、海辺空間に親しんでいただけるような遊歩道が整備され、本塩釜駅とマリンゲ ートを連絡する新たなルートが形成されることとなります。

また、対岸となります北浜造船所周辺につきましては、緩やかな勾配の護岸による親水性に 配慮した緑地護岸が整備される計画が進められております。

現在、地権者の方々のご理解とご協力、さらには県の努力によりまして、事業用地の取得が 進められております。より多くの市民の方々に海に親しんでいただける空間を創出するため、 関係者や市民の方々が参画する塩竈みなとまちづくり検討会で今後のあり方について検討を始 めたところでありますが、そういった中で塩竈ヴェネツィア計画と整合が図られますこれらの 施設整備ということが進められるというふうに確信をいたしております。

本市といたしましては、今後の社会環境の変化、議会を初め市民や港湾利用者のご意見を踏まえながら、港奥部再開発事業で本市の活性化が図られる事業展開となりますよう、より県とともに密接な連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民への安全対策ということで、まず大規模地震とそれに伴って発生する津波によりまして、最大 140名の死者が発生するという問題を取り上げていただきました。今、地震予知連絡会で調査いたしました結果によりますと、まさしくそのように大規模な地震、津波が今後30年以内に99%、ほとんど間違いなく発生するという状況にあります。そういった地震、津波から地域の方々を防御するために、先ほども触れさせていただきましたように海岸部では防潮堤の建設等、あるいは市内におきましては耐震補強、耐震強化といったようなものを図りながら、なお一層地域の方々に安心して住んでいただくようなハード面の整備に取り組みを始めたところでありますが、あわせまして、速やかにそういった情報を提供させていただける仕組みづくりも大切ではないかと考えております。昨日も申し上げました津波警報が出ました場合は、いち早くサイレンを鳴らさせていただきまして、市民の方々はサイレンを聞いたら、まず

は自分の身の安全のために高台に避難していただきたいというようなことを定着させていきたいと考えておりますし、あるいは国が平成18年度予算で設置を決定いたしましたGPS、津波計からもたらされます情報等につきましても、いち早く市民の方々に伝達できるような仕組みづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

なお、その際、現在ございます防潮堤等の門扉の開閉につきまして、遠隔操作による自動化といったようなことにつきましても、今後の大きな課題でありますし、県内の一部の地区につきましては、既に自動化が図られているやにお伺いいたしておりますので、本市といたしましても、そういったことを県の方に働きかけてまいりたいと思っております。

そういった地震、津波対策を進める上での自主防災組織の大切さについては、改めて申し上げるべくもないわけでありますが、特に議員の方から自主防災のリーダーを養成すべきではないかというようなご提言でありました。事実、事例を挙げさせていただきますと、例えば大日向地区につきましては、いち早く自主防災組織を立ち上げていただいているようでありますが、町内会長さんとは別に、そういった地震、津波が発生した場合の自主防災のリーダーというものを設置されておりまして、毎年町内会単位の防災訓練に取り組んでいただいているところでありますが、こういった動きが今後市内全域に広まってまいりますように、なお一層市としても努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、夜間の犯罪対策として、防犯灯をもっと明るくするべきではないかというご質問でございました。昨日の香取議員の方からも、スーパー防犯灯というようなご提案もいただきました。私どもも、一生懸命防犯灯の整備には取り組んできたつもりであります。現在、市内には約4,500灯が整備されております。ほとんどが40ワット程度ないしはそれ以上となっており、今現在は、防犯に必要な最低限の明るさは確保されているのではないかと考えておりますし、これらの防犯灯が不足する箇所につきましては、引き続き市の要綱による助成でありますとか、毎年東北電力さんからご寄贈いただいております防犯灯を役立ててまいりたいと考えております。

なお、60ワットにつけかえることについてのご提言いただきました。明るくすることについては、我々も今後取り組むべき課題ではないかと思っておりますが、ただ、こういったワット数を上げることによりまして、例えば配線の電線の取りかえでありますとか、あるいは器具等の交換といったようなものも出てまいるのかなと思っております。その辺の費用対効果についても検証させていただきたいと考えております。

次に、浸水対策と貯留管の整備についてということでご質問いただきました。

本市の雨水対策につきましての、まず基本をご説明させていただきます。

降りました雨を速やかに流します幹線やポンプ場の機関整備と、一時滞留させゆっくり流すという流出抑制施設整備等、補完機能を並行して進めさせていただいているところでございます。現在の整備状況につきましては、市内全域で1時間当たり30ミリ、5年に1回ぐらいの雨かと思いますが、30ミリの降雨で床上浸水を起こさない程度まで浸水安全度が高められている状況にあります。

お尋ねの中央排水区でございますが、中央排水区では、中央ポンプ場の機能を増強し、中央第1貯留管の整備や宅内貯留など流出抑制施設の整備を行ってまいります。また、港町地区への雨水の集中が著しいこと等もあり、中央第3貯留管の整備を平成16年度から、貯留施設本体に加え、放流施設でありますポンプ施設と圧送管の整備を行い、平成18年度でおかげさまで完成させる予定でございます。この中央第3貯留管の能力は、貯留量で1,350トン、同時に設置される250ミリポンプ2台の排水量が1時間当たり830トン、合わせまして2,180トンで、港町地区の降雨量に換算いたしますと18ミリに相当し、この整備により港町の冠水地区箇所と中央ポンプ場への雨水流入負荷抑制に大きな効果を発揮するものでございます。

また、牛生地区の雨水整備についてでございますが、牛生地区の特徴は、高潮時の潮位より も低い地域が造成地内に存在していること。また、県道の拡幅計画により道路の高さが上がる ことでございます。このため、潮位の影響を受けない地区については、直接貞山運河へ雨水を 放流する幹線整備を行い、潮位の影響を受ける低地区については、牛生1号雨水幹線によりポ ンプ場から強制排水を行います。現在、県道の拡幅整備が行われておりますので、あわせて18 年度において県道横断部の幹線整備を行い、牛生地区の水害軽減対策を行ってまいります。

宮城県で整備を進めております都市計画道路八幡築港線の高潮対策につきましては、街路事業の完成予定が平成20年となっており、その後に津波対策に必要な施設整備を行わせていただく計画でございます。

次に、少子化対策についてご質問いただきました。

さきのご質問の際にもご説明させていただいておりますが、平成17年度から子育て総合支援 室を設置し、「のびのび塩竈っ子プラン」に基づくさまざまな子育て支援事業を推進しており ます。17年度の取り組みといたしましては、市内で2カ所目となる子育て支援センターを壱番 館にオープンし、全市的な子育て支援事業を展開し、来館者数はオープン以来、2月1日現在 で延べ 2,000人以上と多くの皆様にご活用いただいております。 8 月には、ファミリーサポート事業をスタートさせ、登録会員による地域での子育て援助活動を開始いたしておりますが、会員数は、 2 月 1 日現在で66名、援助活動の回数は、事業開始以来 6 カ月間で49件となっております。

また、11月には、県内では仙台市に続く2番目の取り組みといたしまして、母子家庭や父子家庭などの方々が病気や仕事などの都合で日常的な家事等に支障を来した場合、ホームヘルパーを派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業の施行を開始、現在5世帯に登録いただき、サービス提供体制を整えているところであります。

さらに、病気の回復期にあるお子さんを一時的に預かる病後児保育につきましては、将来的な施設型での実施を視野に入れ、年度内に病後児宅に看護師を派遣する派遣型を試験的に実施する方向で、現在準備を進めさせていただいているところでございます。

次に、要保護児童対策と健全育成についてのご質問をいただきました。

虐待防止ネットワーク組織の今までの状況、対応についてお答えをさせていただきます。

昨今、虐待を受けている児童の問題、また虐待につながりそうなケースを未然に防止することが極めて重要な課題となっております。社会福祉事務所における虐待問題も含む児童にかかわる相談件数、先ほどご質問いただきましたが、年々増加をたどる傾向にございます。相談件数、平成15年、16年度では、延べ年 2,500件にも上っております。それに伴い、虐待または虐待と疑われるケースも年々増加をしてきております。本市におきましても、福祉事務所に専任の家庭児童相談員を 2 名配置し、地域での第一義的な窓口として、市内の各学校、保育所、保健センター、保健所、地域の民生児童委員の方々、さらには県中央地域子供センターなど各関係機関との連携を行い、虐待も含め、家庭問題、非行、子育て環境、福祉、心障児等の相談等を実施してきております。

また、各関係機関で虐待防止の講演会、研修会等をそれぞれ開催し、その充実・強化に努めてきたところでございます。

方向性ということについてお伺いをいただきました。

この塩竈市要保護児童対策地域協議会は、これまでのネットワーク組織をさらに明確にし、 児童にかかわる各関係機関の代表者、実務者、ケース担当者、それぞれで構成する三つの会議 を協議会内に置き、県の専門機関である中央地域子供センターにも加わっていただきながら、 それぞれの会議を充実させ、ケース対応のための共有化を図り、要保護児童の適切な保護を行 うことといたしているところでございます。

次に、介護予防と地域包括支援センターについてご質問いただきました。

高齢者が自立した状態を続け、健康寿命の延伸を目指すためには、可能な限り介護を要する 状態となることを予防し、心身の健全な状況を維持し続けるための介護予防や健康づくりの取り組みを積極的に進めていくことが重要であると認識をいたしております。

このような観点から、新たに設置いたします地域包括支援センターを中核的な機関として、 介護状態になるおそれのある特定高齢者に対する支援を初め、一般の高齢者に対する介護予防 の啓発、健康づくり支援を展開していくことといたしております。具体的には、特定高齢者対 策といたしましては、運動機能向上等を図るための事業として、運動機能、栄養改善、口腔機 能向上など、対象者の課題に応じた通所型の事業を新たに展開することといたしております が、3カ月から6カ月の期間を設定し、月1回から2回の教室に通所いただきまして、改善状 況のチェック等を行いながら、継続的に予防活動を展開することといたしております。

この他の特定高齢者向けの事業といたしましては、従来の生きがいデイサービスの対象範囲 を拡大して、閉じこもり、認知症予防のための通所型事業の実施、あるいは看護師、保健師の 訪問によるリハビリ指導など訪問型の事業などを行うことといたしております。

一般の高齢者の施策といたしましては、介護予防の普及、啓発を図るため、パンフレットの 高齢者宅への配布や介護予防講演会の実施、あるいは町内会や老人クラブ等を対象に地区健康 講話、健康相談など、きめ細かな事業を実施することといたしております。

また、認知症予防教室や転倒予防教室につきましては、ダンベル体操の指導、通所お助け隊の皆様など、地域ボランティアの方々のご協力も賜りながら、今後とも地域の皆様とも連携を強めながら、一層の充実、強化を図らせていただきたいと考えております。

次に、「海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち」の中で、側溝等の未整備による悪臭 対策というご質問をいただきました。

本市といたしましては、環境基本計画に基づき、年1回新浜地区の臭気測定調査を実施して おりますが、ここ最近は、いずれも基準値をクリアいたしております。

また、特に臭気を発するおそれのある事業所として、加工団地内にある魚の残滓を原料とし 飼料を製造している会社2社について臭気測定を実施いたしておりますが、問題があった場合 は、具体的な改善策について協議を行うとともに、改善結果について報告書の提出を受けるな どの指導を行っております。市内全域に関しましては、市民の方々から臭気に関する苦情が入 りますと、その都度現地に赴きまして地域を巡回調査いたしているところであります。今後と も継続して悪臭防止について対応してまいりたいと考えております。

廃食用油の精製についてお答えをいたします。

廃食用油精製プラントの建設についてでありますが、本年1月末に国からの補助決定通知がありましたので、事業主体であります団地加工協同組合におきまして、6月の事業化に向けて準備が進められております。

また、燃料の試験導入につきましては、これまでに他地域において精製されました燃料を清掃車両など公用車に導入し、車両への影響や燃費等について調査を行ってきました。今後は、これらのデータを収集分析しながら、現在建設を迎えるプラントへ反映させ、良質な燃料の精製を目指してまいりたいと考えております。

廃油量の確保につきましては、昨年12月に市内の加工業者23社へアンケート調査を実施し、 確認してきたところでございます。調査の結果では、年間約50万リットルの廃油の確保が見込 まれましたほか、年間を通じて安定的な回収が見込まれるということが確認されました。

燃料の消費の部分でありますが、市内輸送業界を中心に協力をお願いいたしておりますが、 精製に見合う消費量がほぼ見込まれるのではないかと考えております。県の協力をいただきな がら、公共交通機関等の導入についても検討を進めるなど、まずは精製量に見合う消費量の把 握に努めてまいりたいと考えております。

今後は、環境ラベルの作成や協議会のホームページを開設して、環境事業集積地として水産加工業のPRを行いながら、塩竈市独自の環境循環型社会の形成を目指してまいります。

最後に、市営住宅の建設についてご質問いただきました。

梅の宮住宅は、現在、18年度完成を目指してB棟の建設を進めております。既に完成いたしましたA棟は、36戸のうち旧梅の宮住宅と花立住宅から住みかえされる方々が18戸でありましたが、今回は12戸すべてが新規募集となりますので、新たに入居希望者に対して枠の拡大が図られることとなります。

また、コミュニティー施設として、子育て中の母親を支援する場所として供用を開始する集会所や駐車場が完成することにより、より生活いただきやすい環境が整備されるのではないかと期待をいたしているところであります。

また、既存施設のバリアフリー化を中心とする施設整備についてのご質問をいただきました。例えば既存市営住宅へのエレベーター等の設置につきましては、階段と別に各階に共用の

通路が必要となり、大規模な工事となりますことから、このような改造につきましては、建てかえ時に対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長(菊地 進君) 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長(佐々木和夫君) それでは、私から、何点か具体的なお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

最初に、少子化対策と、それから子育て支援に関しまして、いろいろな事業をやっていますけれども、これの指示命令系統はというお尋ねがございました。児童福祉法には、保育に欠けた児童がいる場合に市町村でこれを保育しなければならないという規定がございます。市内に6カ所の市営保育所、それから5カ所の私立保育園がありまして、それぞれの保育園で少子化対策あるいは子育て支援など実施してきていただいております。

また、市では、いろいろな事業もやってきておりますが、基本的には市の、昔で言うと固有の事務ということになりますけれども、固有の事務、あるいは現在で言うと自治事務ということになるのでしょうか、そういう関係から申し上げますれば、基本的には市がご指導申し上げながら進めていくという体制になろうかと思います。これにつきましては、やはり就学前は市の全体の組織の中では健康福祉部、就学児童以上につきましては教育委員会の対応になるのかなというふうに思ってございます。

それから、要保護児童の虐待防止対策の中で、弁護士会との連携もというお尋ねがございましたけれども、基本的には、昨年の児童福祉法、それから虐待防止法の改正に伴いまして、市町村、それから県の福祉事務所、それから児童センターが通告の窓口、受付部門ということになりました。第一義的には、やはり市町村の受付ということが重要視されてきているかと思います。その際、やはり最初の情報収集というのが非常に大事なのかなと思っております。この情報収集によりまして、リスクアセスメントを行いながら、時間を余りかけないで、必要であれば児童の保護もしていかなければならないと思っております。その際、やはり警察であるとか、あるいは学校、あるいは民生委員との連携が非常に重要でございますので、これまでも体系的にやってきておりますけれども、今回提案させていただいております要保護児童対策協議会、これをきちんと組織立ていたしまして対応していきたいと思っております。必要に応じて、市にも顧問弁護士がおりますので、相談業務などをやっていきたいと思っております。

それから、地域包括支援センター、これの職員の資格の準備体制のお尋ねがございました。

これまでも説明してきておりますとおり、包括支援センターをことしの4月から立ち上げまして、介護予防のケアマネジメントなどの仕事の中核的な仕事を担っていただくということになりますけれども、これには社会福祉士、それから看護師、それから主任介護支援専門員の連携が必要でございます。今回も条例をご提案申し上げておりますけれども、市としては、これを直営で4月から立ち上げていくということで、勢い職員の対応ということになるわけですけれども、資格関係につきましては、例えば社会福祉士につきましては、一定の経過措置として経験とそれから研修業務を受けた者ということで認められておりますので、市にも研修を受け、さらには経験をしている職員がおりますので、対応可能と思っております。それから、保健師につきましても十分な配置がしてございますので、これで対応できる。あるいは、専門員につきましても、一定の研修とそれから経験で経過措置として対応可能となっておりますので、準備としては、職員的には整っているのかなと思っております。以上でございます。

議長(菊地 進君) 22番福島紀勝君。

22番(福島紀勝君) 大変ありがとうございました。

それで、ちょっと聞き漏らした点があるのかなと、こんなふうに思って再度お尋ねをするのですが、ただいま新たな企業誘致の関係で、県内でも大きな場所を準備をして、おいでいただく準備をされたのですが、せっかくいい場所をあてがったのですが、結果的にお流れと、こういうケースも、仙台北部工業団地の大きなメーカーが別な方に行ってしまったと、こういうことなどもありますので、その辺大変安く便利でいい場所をと、こういうことで提供してあったのですが、結果的にそんな残念な結果になった場所等もありますので、そうしたところもひとつ念頭に置きながら、慎重に考えてご相談申し上げる必要があるのではないかなと、こんなふうに思っております。

それから、海辺の賑わい地区の関係で、港奥部の埋め立ての部分で、今の計画ですと、あそこを埋め立てをするという部分については、ちょっと触れていただけなかったのかなと、こんなふうに思うのですが、あの立派なデザインを設けた中で、あそこをやはり当初の計画どおりに埋め立ててしまうのか。そうした場合の、例えば新河岸川の計画がもとの流れを変えて真っすぐ放流できるようなスタイルに描かれておったのかなと、こんな記憶が今よみがえってきたものですから、お尋ねをしてみたいなと、こんなふうに思います。

それから、住宅の関係については、次から次へ、やはり老朽化が進んでおりますので、建て かえの費用も大変ですが、ひとつ早目に建てかえをぜひお願いをしていきたいと、こんなふう に思っております。

そして、先ほど防潮堤、津波対策の関係で八幡築港線の部分に触れていただきました。それで、私どもが常に訴えておりますのは、貞山大橋と貞山橋の間、ここについては全くの無防備地帯。こういうことで、牛生の桟橋から、それから石油基地の部分についても、1メートル20から1メートル50の部分で今は全部でき上がっております。そして、今回はマリンゲートから、こちらの部分でできていくと。そして、北浜の方もそのような形で海辺の整備、遠浅的な部分、緑地も含めて、大変いい形でできていくのですが、全く私どもの場合については、まともにいらっしゃいとなってしまいます。ぜひあそこの部分については、先ほどの親水対策の部分でもお願いをしておりますように、いち早くあそこについては、特に市長におかれましては、仙台港の背後地からずっと、この飛行場から港から宮城県内全部把握なさって、あれだけ仙台のあの地区を立派にされてこられた方ですので、ぜひ、ちょっとボタンを押していただければすぐできるのかなと、こんなふうにも思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、先ほどの要保護児童対策、これについて、あるところにおいては里親のグループホーム、こういうことで、お一人で悩ませる、あるいは暮らさせるよりは、2人か3人、あるいは多いところで五、六人と、こういうことで里親制度のグループホームを持って立派に巣立ちさせていただく里親などもできて、行政と非常にいい案配に接続されておるところもありますし、ぜひそういうところも参考にして今後いきたいなと、こんなふうに思っております。

何といっても、虐待を受けている子供さん方は、親にそういうあれを受けておっても、自分で転んだ、あるいはどこかにぶつかったような形で上手に言いわけを、親にかわって繕っていると。本当に気の毒な状態も伺っております。その悲痛な叫びをいち早く我々が、あるいは関係者が情報としてとらまえるか、そして速やかな対処方で救ってあげたいと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、登下校の安全対策、子供さんの関係について、地域パトロールなどでいろいるそれぞれの地域でご協力願って、大変喜ばしいスタイルになっております。その中で、新聞記事によりますと2年前には大変少なかったのですが、昨年のああいう事故、犯罪等々があって、非常にそれぞれの協力団体がふえたと、こんな報道なども載っております。全国で1万9,515団体と、こういうことで前年の2.4倍にふえたと、こんなことが報じられておりますし、調査を始めた2年前から比べると6.4倍に激増していますよと。それだけ危険にさらされているん

だなと、こんなふうに思っていますので、先ほどの防犯灯の関係とあわせて、そして三小に通う通学路の関係で、いろいろ教育委員会の皆さん、そして特に市長にはご苦労をおかけしまして、多賀城市との交渉、そして塩釜の地主さんの関係と非常にご協力いただいた関係で、いい通学路をつくっていただきました。そして、それを今、前のところの通学路と、そしてあそこの観月山のところのつくっていただいた部分と、こうなり、それぞれ児童が分かれて通学する部分等々があります。

しかし、ことしのように大変降雪量が多かった場合について、子供さんたちに大変ご苦労かけてしまったなと。隣接の方々の除雪とあわせて、通学路も除雪していただいた部分、全くお年寄りで除雪もできなかったところの屋敷のそばを通るときの気の毒さ、こんなところも感じました。それでも元気よく行っていただいて、帰りまた元気に声をかけていただく姿を見れば安心もしますが、これからもこうした部分をぜひ皆さんと一緒に通学路の安全対策を強めていきたいなと、こんなふうに思っております。

防犯灯の関係、それぞれいろいろ申し上げたいことがいっぱいありますが、担当課の方といろいるお話をさせていただいて、細かいところ皆さんにお知らせしないで、私のところだけが得しているのかなと、こんなふうに思いますが、先ほどの東北電力さん、ユアテックさんの協力をいただきながら、年10灯の寄贈、これを5ブロックに分けますと2灯しかいきません。東部地区の27ほどの自治会の中に行きますと、しばらくかからないと灯がともらない状態であります。そうしたところも、財政困難なところではあろうかと思いますが、私どもも極力いい、金のかからない方法をとりながら、行政と一体となって頑張っていきたいと思いますので、また困ってお願いに行ったときには、気持ちよく迎え入れていただくようお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 企業誘致、本当に慎重な対応をしてまいりたいと思っております。

港奥部の埋め立てについて、大変失礼いたしました。先ほどご説明させていただいた護岸等が第1期工事でございます。第2期工事につきましては、県の方でも改めて事業評価委員会に 諮った上で決定されるということでございます。

市営住宅の建てかえ、利用者の皆様方の期待にこたえられるような形で進めてまいりたいと 思っております。

防潮堤の建設につきましては、道路の整備に地盤改良に不測の費用を要したため、残念なが

ら完成年次がずれ込んでおりまして迷惑をおかけいたしております。道路の整備完成後、速や かに防潮堤の建設等に取りかかっていただくように要請してまいりたいと思っております。

要保護児童対策、適切に対応させていただきたいと思っております。

登下校時の子供さんのために、本当に地域パトロールに従事されている皆様方のご努力に心 より感謝を申し上げるところでございます。私からは以上でございます。

議長(菊地 進君) 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

議長(菊地 進君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。

4番伊藤栄一君。(拍手)

4番(伊藤栄一君)(登壇) まず、初めに一言お礼を述べさせていただきます。

ことしの3月ご退職される44名の職員の方々へ、長年にわたり塩竈市と市民のためにご尽力 をくださり、そのご労苦に対し感謝と御礼を申し上げます。

今後は健康にご留意され、後輩の育成と塩竈市発展のためご尽力を賜りますようお願いを申 し上げ、御礼といたします。ご苦労さまでした。

それでは、平成18年度の施政方針に伴い、ニュー市民クラブを代表し、質問いたします。

今回も8名の先輩、同僚議員の厳しい質問がありました。私が最後の質問となりましたので、極力重複を避けたいと思いますが、重なる点がありましたら、ご容赦のほどお願い申し上げます。

さて、この冬は、全国的に雪の多い冬でした。豪雪に見舞われ、災害で亡くなられた方々には、心から弔意を申し上げます。また、被災された方々には、衷心よりお見舞いを申し上げ、 一日も早い復興と通常の生活に戻られるようご祈念申し上げます。

災害と申しますと、毎日のようにテレビ、ラジオ、新聞などにて防災について報じられております。私は、見たり聞いたりするたびに、戦争当時を思い出されます。

さて、市長の施政方針第1に基づいて質問させていただきます。

「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」とありますが、その中で「市民の生命と

財産を守ることは最大の使命であり、本市の重要施策の一つでもあります」と述べられております。

そこで質問いたします。自主防災について、市民が安心・安全で生活できる指導。特に、宮城県では、宮城沖地震が高い確率で予測されております。地球温暖化の影響もあるかと思いますが、地球の至るところで異常な災害が発生しております。災害時におけるとっさの行動をどのように指導しておるかをお尋ねいたします。

施政方針の2番目では、「ともに学びともに歩む、市民が輝くまち」とあります。その中で、「学校教育につきましては、思いやりの心と健康な体、そして豊かな創造力と郷土愛を育むことを目指してまいります」と述べられております。

そこで質問いたしますが、特色ある教育で先生と生徒のきずなを生み出す教育についてお伺いいたします。

現在、週5日制とゆとり教育をもとに教育指導をしておりますが、私は時間だけの問題では ないと思います。生徒一人一人の能力の違いもあるし、教える先生の性格、個性にもあると思 います。塩竈市教育委員会独自の教え方を発信してはどうでしょうか。幅広い知識を知るた め、ことわざを入れ、いつでも先生を思い出させるきずなをつくり出す教育など、特徴ある教 育もよいと思います。新しい言葉は、新しい時代の必要に応じて生まれ、やがて淘汰されてい きます。ことわざは、人の知恵によってつくられ、長年にわたり多くの人々によって使われて まいりました。多くのことわざには、実に多様な豊かな教訓が込められております。皆様ご承 知の国会でも、小泉総理大臣も「米百俵」を引用するなど、心に残る大臣となりました。例え ば「濡れ手で粟」、次に「身から出たさび」、次に「木で鼻をくくる」、次に「生き馬の目を 抜く」など、皆様いろいろとご承知とは思いますが、一つ目については、粟の中に濡れ手を入 れただけで粟粒がたくさんついてくることから、努力も苦労もせずに利益を得るという意味だ そうです。 2 については、内からさびが出ることでありますが、原因が自分自身にある災いの ことであります。次に、3番については、相談や話をかけられたとき、相手に対し冷たく無愛 想にあしらうことだそうです。4番については、生きている馬の目を素早く抜き取るほど抜け 目なく、さっと他人を出し抜くことだそうです。そのほかに、モラル、ルール、マナーなど、 いろいろの教育方法を取り入れた先生と生徒の太いきずなを築き上げる教育指導もあると思い ます。ご当局の見解をお尋ねいたします。

次に、施政方針の3番目ですが、「海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち」の中で、

「本市建設行政の統合的な指針となる建設行政推進計画を策定し、本市の特性に沿った都市基盤の整備に取り組んでまいります」と述べられております。

そこで質問をいたします。北浜沢乙線について、今後の進捗についてお尋ねをいたします。

平成19年度完成、赤坂から壱番館まで道路が整備され、さらに海辺の賑わい地区が整備されますと人の流れも大変変わると予想されます。マリンゲート、壱番館、御釜神社、表坂と1本の道路で結ばれ、特に西町表坂付近の空洞化が目立つようになると思います。私は、平成3年河北新報に掲載された「表坂付近に駐車場建設を」と何度も唱えてまいりました。現在、大浦楼も移転、整地されました。できればあそこに駐車場に利用できるなら、塩竈神社上の駐車場、表坂下の駐車場と利用分けをされ、人の往来も多くなり、街のにぎわいも増すと思われます。

そこで、2点ほどお尋ねいたしますが、1点目ですが、表坂付近に駐車場の考えがあるかど うかをお伺いいたします。

さらに 2 点目ですが、平成19年度に壱番館まで道路が整備された場合、赤坂より向ケ丘、利 府町の野中、ヨークベニマル店付近取りつけまでの道路計画についてお伺いいたします。

次に、施政方針4では、「塩竈の特性と地域資本を生かした、活気あるまち」と述べられて おります。そこでお伺いいたします。

かつて塩釜港は、東北地方の発展を支える流通拠点として役割を担ってまいりました。1971年、昭和46年、仙台港が開港され、以来官民ともども塩釜港から仙台港へと塩竈離れが始まりました。官では、第2港湾建設事務所、現在の国土庁ですか、それから海運局、塩釜税関支所など、また民間では名前を出すと差しさわりがありますので、控えさせていただきますが、支社、営業所、出張所などを含めますと十数社に上ります。今後、塩竈に予定しておる企業、さらに誘致企業もあろうかと思われます。予定している企業や、また誘致企業の名前など、またそのほか数などについてお伺いをいたします。

さらに、塩竈を離れた官民企業の理由、原因などをお尋ねを申し上げます。

これで第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手) 議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま、4番伊藤栄一議員から、4点にわたりましてご質問いただきました。

初めに、「ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち」の中で、自主防災組織について ご質問いただきました。 国の地震調査委員会が、平成17年1月に発表いたしました宮城県沖地震の発生確率、20年以内で90%、30年以内で99%と非常に高く予想されております。予想されております地震による被害を最小限にとどめるため、平成17年4月に本市におきましては「我が家の防災マニュアル」というリーフレットを作成し、全戸に配布させていただきました。この冊子には、被害想定の予測数値、地震に備える家の中の安全対策としての家具等の転倒、落下防止策。また、家の周辺の安全対策としてのブロック塀や門柱、あるいは屋根等の耐震診断。さらには、地震発生時の非常持出品や備蓄品の一覧。また、津波に対する避難等の対策をわかりやすく掲載させていただきました。

さらに、町内会や自治会等に対しましては、これまで約 130回にわたり防災研修会を開催しながら、新潟中越地震の被害状況をスライドでごらんいただきますとともに、宮城沖地震の発生被害予測及び災害対策としての非常持出品、家具転倒落下を防ぐための固定金具でありますとか、防災備蓄品なども、実物をごらんいただきながら説明をさせていただいたところでございます。

今後とも、適切にこのような講習会を開催しながら、やはり災害発生時の初期に適切な対応 を行う、いわゆる初動体制の充実・強化が極めて重要な役割を持ちますので、市民の皆様方 に、こういった趣旨をなお一層徹底させていただきたいと考えております。

次に、特色ある教育、先生と子供のきずなを生み出す教育ということでご質問いただきました。

この国の、そしてこの地域の未来を生きる児童生徒の教育は、地域全体が抱える大きな問題でございます。単に学校関係者だけでなく、行政全体、市民、家庭、保護者の方々すべてが真剣に取り組まなければならない極めて大きな課題との認識をいたしております。学校関係者の方々は、この課題解決のため教育の現場で率先して教育という大きな命題に挑戦をいただいております。教育長も、その先頭に立って汗を流しておりますので、後ほど教育長より、その思いを述べさせていただきたいと思います。

「海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち」について、北浜沢乙線の今後の進め方についてご提案いただきました。

まず、現在の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

県が整備をいたしております北浜沢乙線、平成19年度末に完成を目標として取り組んでいた だいているところでございますが、18年度につきましては、道路本体工事に先駆けて着手する 必要があります電力、電話等の、いわゆる地下埋設物の移設や集約などの電線類地中化工事を 先行し、この結果、一部歩道の利用が可能となる見込みでございます。19年度には、道路本体 工事を実施し、事業の完了を目指しております。

これと並行して実施する市の事業といたしましては、西町地区で既に実施してまいりました 景観整備事業に引き続き取り組む計画といたしております。これら一連の整備が完了いたしま すと、塩竈市中心市街地活性化計画の歴史の香る環境型都心居住ゾーンと駅前賑わい集積ゾーン、海辺の賑わいゾーンの形成がなお一層推進され、回遊性を形成するネットワークの構築が 図られることとなります。

お尋ねの表坂エリアでありますが、塩竈神社の玄関口でありますことから、賑わい軸形成に向け、拠点の一つとしてとらえており、集客力を高めるための駐車場の集約整備が今後の課題でございます。現在、表坂下には、塩竈神社参拝者駐車場としての広場が確保されておりますが、北浜沢乙線と直結する連絡通路が未整備なことから、十分な利活用がなされていない状況と認識をいたしております。

市といたしましては、既存施設の効率的な利用促進も一つの方策として考えておりますので、駐車場などの集約整備による一つの流れを呼び戻す取り組みを、神社関係者との理解を深めながら進めてまいりたいと考えております。

こういったことの取り組みによりまして、西町地区の活性化が図られるものと期待をいたしております。

次に、北浜沢乙線の赤坂交差点から向ケ丘交差点までの整備計画についてお答えいたします。

宮城県では、土木部が所管する公共事業を対象に土木行政推進計画を策定しておりますが、 その中で、この地区、北浜沢乙線の第2期工区と呼んでおりますが、延長900メートルございますが、平成18年度から22年度までの間に着手する、いわゆる後期計画として位置づけられております。県においても、この工区の具体的な計画につきましては、今後の課題となっておるようでありますが、同地区は、地形的な制約や家屋の密集した地域でありますので、事業化に向けまして基本的な整理が必要かと考えておりますが、県におきましては、現在こういった取り組みを行っているようであります。

本市といたしましては、まずは現在取り組んでいただいております北浜沢乙線1期工事の供用開始を最優先していただき、完成後におきましては、北浜沢乙線の2期工事に引き続き取り組んでいただきますよう働きかけを行ってまいりますとともに、2期工区につきましては、先

ほど申し上げましたような課題が残っております。ぜひ計画策定時から沿道住民の方々、町内 会の方々が参加できます、県の方ではコミュニケーション型事業と呼んでおりますが、こうい ったことで、ぜひ地域の方々の意見が取り入れていただけるようなモデルケースとしての取り 組みを県に要望してまいりたいと考えているところであります。

北浜沢乙線、まさに本市を縦断する主要幹線道路であり、今後の本市のまちづくり及び近隣 市町との連携交流を図る上で極めて重要な路線でございますので、本市のまちづくりの推進の ため、速やかに2期工事に着手いただけますよう、さらなる努力を傾注してまいりたいと考え ておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「塩竈市の特性と地域資源を生かした、活気あるまち」の中で、塩竈市内の企業の動向と企業誘致についてご質問いただきました。

議員ご指摘のとおり、かつて塩釜港は、東北を代表いたします流通拠点港湾でございまして、港湾に関連する海運界稼業の蓄積もかなり高い地域でございました。

しかしながら、その後、我が国の産業発展は、かつての新産業都市建設に代表される、いわ ゆる臨海型工業から、その後の高度成長期を経まして、知識集約型の産業に移りつつあるのか なというふうに理解をいたしております。

その結果といたしまして、臨海型の産業に依存してまいりました都市は、産業の空洞化に直面いたしており、その門戸としての役割を果たしてまいりました工業港は、軒並み貨物量が減少に向かうという状況にございます。やはり地域の産業振興を改めて考えますとき、時代の要請に合致した産業の誘致といったようなことが強く求められるのかなというふうに考えております。

本市におきましては、昭和30年代からの塩釜港修築事業に取り組み、その港の進展に歩調を合わせ、石油企業や飼料、あるいはセメント工場等の立地が行われ、また昭和40年代には新浜地区に多くの水産加工工場が集約され、今日の本市産業の反映の基礎が形づくられてまいりましたが、臨海型工業の衰退は、本市でも例外ではなく、例えば石油企業の撤退、あるいは飼料工場の撤退でありますとか、水産加工場の撤退、閉鎖など、多くの産業が本市を離れております。事業統計によりますと、平成3年に4,380社ありました本市の全事業所数は、平成16年度には3,520社と約2割減少いたしております。製造業に限りますと446社から312社と約3割の減少でございます。また、製造品出荷額でありますが、平成4年の約1,700億円をピークにどんどん減り続け、平成16年には半分の約870億円と、この10年間に激減をいたしておりま

す。こういった状況を打開し、新たな事業所を呼び込み、本市の活性化を図るために積極的な企業の誘致活動を行っていく必要がございます。具体的には、本市に進出意欲のある企業を把握するためのアンケート調査等を実施し、進出意欲の高い企業に対しましては、それぞれ個別訪問を実施しながら、相手の条件等をお伺いしてまいりたいと思っております。いずれ企業誘致は、経済の構造が日進月歩で変化している中で、課題が山積はいたしておりますものの、一方、本市には日本一の生産高を誇る水産業、水産加工業のノウハウ、港湾企業の立地などによります各種の技術集積がございます。さらには、先ほど申し上げましたような海運界稼業の蓄積といったようなものもございます。本市ならではのこれらの利点を前面に打ち出した企業誘致活動に全力を挙げて努力してまいりたいと思っております。

また、本市を離れる企業というご質問でありました。

本市を離れる企業の例といたしましては、本社レベルでの企業再編による出先機関の統廃合や経営規模拡大に伴う転出、また仙台市への本社機能移転等がございます。市といたしましては、常に市内企業を訪問し、状況把握に努めながら、各企業からの要請事項に適切に素早く対処し、引き続き市内にとどまっていただけますような経営環境の醸成になお一層努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 小倉教育長。

教育長(小倉和憲君) それでは、私の方から、特色ある教育、教師と子供のきずなを生み出す教育についてお答えいたします。

塩竈市教育委員会といたしましては、生きる力を育てる学校教育の充実を重点施策に掲げまして、知識や技能に加え、みずから学ぼうとする確かな学力や豊かな心、そしてたくましい体力を身につけさせる学校づくりを目指しているところでございます。

中でも、昨今、子供たちの生活や社会体験不足から人間関係の希薄さが指摘されており、人間としてのあり方を自覚し、人生をよりよく生きるための基礎となる道徳性を育成することが重要であると考えております。

とりわけ教育の専門家として、子供たちの人格形成にかかわる一人一人の人間としての教師 は、子供たちの将来の生き方に大きなかかわりを担っているのではないかと認識しております。

一人一人の子供を理解し、お互いの信頼関係を築くためには、子供との触れ合いが大切であり、各学校ごと会議を持たない日を設定したり、部活動のない日を設けるなどして、学校生活

の中で子供たちとの触れ合いの時間をより多く持つようにしているところでございます。

「教師は授業で勝負する」と言われますが、1時間1時間の授業の中で、学習指導はもちろん、人生の先輩としての授業や、子供たちと同じ目標に向かい、教師の個性や能力が存分に発揮できる学校行事や部活動などにも積極的に取り組んでいるところでございます。

今後とも、「教育は人なり」と言われるように、子供や保護者に信頼され、尊敬される教師 の育成を図りながら、日常の学校生活の中でより多くの子供と教師のきずなを太い、より強い きずなを生み出す学校教育を推進してまいりたいと考えております。

議長(菊地 進君) 4番伊藤栄一君。

4番(伊藤栄一君) いろいろとご丁寧なご回答ありがとうございました。

ちょっともう少し踏み入った2回目の質問をしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

1回目の自主防災についてなんですが、私は1回目の質問で、いろいろと防災の新聞、テレビを見ると、いつも戦争当時のことを思い出すということなんですけれども、私たち昭和19年、20年、20年終戦でございますが、学校で、朝行くとまず防空演習というものから始まって、それから後学習というような格好で、そんな関係から、サイレンと警戒警報、それから2回以上鳴った場合は空襲警報なんていうのを毎日のように耳にたこよるくらいやったんですけれども、今回も、防災についてはいろいろと本当にご当局では心を痛めておるのではなかろうかと思うのですが、何一つとってもみんな大変だということは私たちも十分理解してはおります。この間の宮城沖地震についても、この辺はそんなにひどくなかったですが、仙台では電気とかガス、これなんか1週間くらいとまっております。都市ガスですけれども。それで、私などは塩竈からもちなんかついて、すぐに簡易ガスで焼けるように、そんなことで運んだ記憶がございます。

そういう面と実際の指導というふうに私今質問しておりますが、ひとり暮らしなんかは転倒防止、タンスのわきで寝ている方は、それは大丈夫かとか、そういうものの確認。昔は、消防の方々がよく各家庭を回っておったようですけれども、そういう面から、やはり指導を通して、まず夜中に停電になった場合、ろうそく、マッチ、どこに置いているんだとか、本当に災害が来た場合の非常持ち出しをどこに置いている、あとマップをどこに張っているんだというのは、毎日のようにチェックしても、やはりチェックが足りないくらいの各家庭ではないかと思うんです。そういうものの心当たりがあるところは、やはり当局で週に1回なり、1カ月に2回、3回なりご指導いただければと。急にでもいいです。そういうことをやれば、案外身に

しみてくるのではないかなということから私今質問したわけでございます。本当に緊急なんていうと、ろうそく、マッチなんか、夜停電になると大概みんなどうしたらいいかなということで、困っているのではなかろうかと思います。

あと、私たち親から教えられたんですが、やかんは絶対空にするなというふうに教わったんですが、水をくんで必ずかけておけと。いつ何どきでもやかんに水が入っていれば、何らかの足しになるよということを教わっているのですが、そういう空やかんはかけるなというような、そんなことの教育、指導も大変皆さん方にいいのではないかなと私は思っておりますので、2回目のご回答は要りませんが、そういうような指導をひとつご当局でも考えていただきたいと、かように思っております。

それから、2番目の特色ある教育でございますが、私だと学校で頭悪かった方なので、余り難しい教育だけ、ルートとかそういうものばかり教えられると、世の中に出ても本当にそういうものを使ってためになるというのは、ほんの一部、博士になる人とかそういう人だけで、私は逆に、先ほど思い出のある先生づくりというか、いろいろなところを取り入れた教え方をすると、ここにおられる方でも大変心に残る先生というと鈴木先生、ここにいる鈴木昭一先生でないんですが、この間元気でちょっとごあいさついただいたんですが、あの方なんか教え方とか、あと子供たちの怒り方、本当に印象があって、まだ私たちの心に残っておる先生なんです。そういう教え方が、先生と生徒のきずなを太くつくるのではないかなと私は思っております。そういう意味で、ことわざとかそういうもの、あとモラル、ルール、マナーなどを教えながら、先生たちの教えもあって、大変役に立つのではなかろうかと、かように思っております。

また、中でも、皆さんこういうこともご承知と思うのですが、よく壁になんか張ってありますけれども、人の道ということで、忘れてはならないものは恩義であると、あと捨ててならないものは義理、人に与えるものは人情、それから繰り返してならないものは過失、通してならないものは無理、笑ってならないものは人の失敗、聞いてならないものは人の秘密、お金で買えないものは信用という、こういうものを毎日子供たちにちょっと、我々が教育勅語を読んだように朝読ませれば、何か一つでも身につくのではないかなというふうに私たちはとっております。

私たち今70歳過ぎても教育勅語を暗記していますので、言ってみれば私はもう出てくると思います。そんなことで、学校時代毎日やらせられましたので、そんなことから、先生方も勉強 勉強ではなく、一つ一つ教えながら、そういうことにことわざなどを入れて教えることによっ て、子供たちも大きくなれば、やはりそういうものがうんと役立つのではなかろうかなという ふうに思っております。

福島県の会津若松市、皆さんもご承知のように白虎隊なんかあの辺の教育は、私たちは本当に徹底した道徳教育ではないかなと、日本人のかがみではないかなというふうに私はとっております。そういうふうな塩竈から特色ある学校教育、そういうものがあってしかるべきではなかろうかと。

今、教育長もいろいろの、他の学校にない教育方法もご答弁いただいたので、私も本当に 今、教育家ではないのですが、やはり学校もいろいろと苦慮しながら考えておるなということ をお聞かせいただきましたので、それ以上にまた、学校の教育委員会の方でも教える先生方へ もっと指導していただきたいというふうに思っております。

今の先生方は、戦後教育を受けた先生方で、教え方もちょっと違うのですが、ちょっと変わ ったことを聞いたんですけれども、御飯を食べるとき「いただきます」を言っちゃいかん、手 を合わせちゃいかんという先生がおったと。なぜか聞いたら、手を合わせることは宗教だ、仏 教だというわけですね。そんなことを言ったらおかしいのではないかということで、私たちは マナーとルールですね、やはり「いただきます」というのはマナーですよ。ルールであれば、 これは言いなさいと言えば強制になりますから、子供たちも嫌がるかもしれません。そういう ものの教え方ですね。やはり先生たちにも、まず戦後生まれの先生たち、そういうことをもじ って言うのかどうか知りませんが、本音からそういうことを考えているのではちょっとおかし いのではないかなというふうにも思います。そういうことは、先輩の教育長さんなんかは先生 方に教えるべきではないかなというふうにも踏んでおります。やはりルールとかマナー、そう いうものを子供たちにしっかりしつけることによって、今の犯罪防止にもなるのではないか と。私たち小さいとき、鉛筆削りみんな小刀を持ってやったのですが、今は危ないからそんな ことはやるなと。しかし、我々のとき削って手を切ったりすると痛いというのがわかったんで すよ。今そういうことをわからないから、子供たちは人を傷つけたりはたいたりする。だか ら、先生たちも少しこぶ出るくらいはたいてもいいと思うんです、極端かもしれませんが。そ うすると、痛いということがわかれば、ほかには自分もやらないわけですよ。だから、そうい うものも、やはり教え方というのはいろいろあるのではなかろうかと。私、こぶ出るくらいな んてちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう痛いというようなことを、やはりわかるよ うにやってほしいというふうに思っております。

それから、3番目なんですが、市長から18年から22年に向けて、赤坂から大日向に向けて着工ということで、私たちもぜひひとつそれらに力を入れてほしいと思いますが、今の北浜沢乙線も壱番館までできるまで約20年かかっているわけです。そういうことで、十年一昔とも言うんですが、早いもので私たち平成3年に市議会に送られてからもう16年くらいになるんですけれども、やはり私たちの時代でこういうものを仕上げたかったというふうな意気込みもあるわけでございます。どうかその完成まで行かなくても、着工まではぜひさせていただきたいと思いますので、ご当局のさらなる県あたりへのご要望ですか、それなりも我々は市議会としても一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、4番目の企業なんですが、塩竈はかまぼこ日本一で唱えておりますけれども、やはり後ろから追いかけられてくるということは大変つらい。いつまでも1番でいるわけにいかないので、やはり開拓しながら、今全国の、これは恐らくあるかと思いますが、全国でかまぼこのマップでもつくって、塩竈のかまぼこがどの辺まで行っているか。空間地帯があれば、これは塩竈の人が出かけるときはいつでも、お土産はかまぼこを買っていくというふうな意気込みで、塩竈は1番から絶対おろしてはいかんというような塩竈の意気込みがあってもいいのではないかなというふうに思います。

さらにあと、企業もですが、今までここから出ていった企業の理由などをひもときまして、 今度誘致する企業に、いろいろな原因、その理由を述べながら誘致してくると。

それと、これは先日新聞に出たのですが、隣の岩手県の北上では、15年間で人口が1万人ふえているということが出ておりましたが、この理由として、工業団地への誘致が成功したということだったようです。私は、塩竈は工業団地をつくるような土地もありませんので、この塩竈市の隣の仙台政令都市、大きな都市がございますので、通勤、通学には本当に便利な塩竈ではないかと。JRの駅が四つもあるということから、こんなまちにはです、どうしてもならマンションとかアパート、市営住宅もいっぱいあって塩竈は住みいいんですよということで、そういうもので人口をふやすとか、いろいろな考え方もあろうかと思います。市当局、行政としては、税金の上がる企業にいっぱい来てもらいたいとは思いますが、やはり人口が集まれば、そこに皆さん方のいろいろな考え、そしていろいろな企業も、地元企業も栄えてくるのではないかというふうにも考えております。そういう面で、やはり塩竈の空き地、さきに私たちの先輩、同僚議員が述べられた一本松地区にも、かなり空き地が目立っております。その辺を利用しながらいろいろなことを考え、企業誘致にひとつ奔走していただきたいなとも思っておりま

す。そういう面で、ひとつ当局の、こういう企業を今誘致したいということがあれば4番目の 質問で答えていただきたいなと思いますが、そういうことで第2回目の質問を終わります。

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、自主防災組織、さらにはそういう情報管理の徹底ということについては、なお一層努力をさせていただきたいと思います。

本市の教育、特色ある教育をというご要望でありました。中で愛される、親しまれる教師像ということについて具体的なご提案いただきました。いずれ児童生徒たちとの対話を大切にする学校教育の取り組みにつきまして、教育長ともども取り組んでまいりたいと考えております。

それから、北浜沢乙線の第2期工事でありますが、我々も、例えば青果市場周辺が慢性的な 渋滞が発生しているということにつきましても、こういった路線の整備によりまして、かなり 改善がされるのではないかというふうな期待をいたしております。市内の環境対策上も、ある いは総合交通体系といったような視点からも、ぜひ第2期工事の着工につきまして、いろいろ な機会をとらえまして要望を重ねてまいりたいと思っております。

北上市の人口増の事例を取り上げられまして、本市におきましても新たな企業の誘致にというお話でございました。具体的な名前ということでございましたが、特に今具体的な動きということでありますれば、漁港背後地の水産物流センターの動きが一つあるかと思いますが、港湾等につきましては、まだその途についたところでありますので、なお具体化できるような取り組みに努力をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 小倉教育長。

教育長(小倉和憲君) 今、伊藤議員のお話にもあったとおり、教育にはよく不易という、いわゆる変わらない部分の不易、時代を反映した流行という部分もありますけれども、今の伊藤議員のお話の中で、教師としての資質については、やはり不易の部分ではないかなと、大変大切な部分だと認識しております。今後とも、誠実な教育界に燃えた教師の指導、育成に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長(菊地 進君) 4番伊藤栄一君。

4番(伊藤栄一君) 大変ありがとうございました。

最後になりましたが、平成18年度の施政方針も市長が述べられ、9人の議員の一般質問でいるいると質問させていただきました。これが18年度のスタートということで、これからあと予

算面もいろいろと議論されるかと思いますが、スタートですから、ひとつ市長、この3年間の 実績を生かし、胸を張って18年度のスタートを切っていただきたいと、かように述べまして私 の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(菊地 進君) これをもって市長の施政方針に対する質問は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第19号ないし第57号については、全員をもって構成する平成18年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、議案第19号ないし第57号については、全員をもって 構成する平成18年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしま した。

なお、議員各位に申し上げます。明3月3日午前10時より、平成18年度予算特別委員会を開催いたします。開催招集通知は、口頭をもってかえさせていただきます。

日程第3 議案第59号

議長(菊地 進君) 日程第3、議案第59号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長(佐藤 昭君) ただいま上程されました議案第59号塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、介護保険法第 129条の規定に基づきまして、第 3 期事業運営期間である平成18 年度から平成20年度までの 3 年を通して、介護保険財政の均衡が保たれるよう保険料の改定等を行おうとするものでございます。

保険料改定に当たりましては、激変緩和措置といたしまして、平成17年度税制改正による65歳以上の方に対する非課税措置廃止に伴い適用される経過措置に準じまして、平成17年度の保険料段階の割合をもとに、18年度、19年度に段階的な引き上げを行い、最終の平成20年度に本来の保険料になるような経過措置を講じています。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、昨日3月1日に公布され、これを受けての条例改正ですので、提案が本日3月2日となっ

たものでございます。

以上、第59号議案について説明申し上げましたか、なお補足を必要とする部分につきまして は、担当部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し 上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長(佐々木和夫君) それでは、私から議案第59号塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料番号17、第1回市議会定例会議案資料(その3)をご用意願います。3ページをお開きいただきます。

介護保険につきましては、平成12年度の制度開始以来、介護保険法に基づき3年ごとに事業計画の見直しを義務づけられているところでございます。今年度は第2期事業計画期間の最終年度に当たり、これまでの実績を踏まえ、第3期期間、平成18年度から20年度までの給付額の見込みを行い、法に規定されております負担割合に基づき、その財源としての第1号被保険者の保険料を定める必要がございます。本議案は、このことにより新しい保険料を定め、今後3年間の本市介護保険事業特別会計の健全な運営を図り、適切な保険給付が行われ、もって福祉の増進を図ろうとするものでございます。

まず1の介護保険給付費の実績と今後の見通しでございますが、上の表は、現計画の実績でございます。表の合計欄、右下でございますが、平成15年度から17年度までの介護保険給付費の総額は、そこにございますとおり89億 5,559万 8,178円になる見込みのものでございます。

下の表は、平成18年度から20年度の次期計画期間における給付費でございますが、表の右下、同じく総額は 107億 6,823万 800円となる見込みのものでございます。 2 期期間と比較いたしまして、 20.24%の増となるものでございます。介護給付費の増加要因につきましては、要介護認定者数の増加に伴うサービス利用者の増加、国の制度改正に基づき介護予防事業、地域支援事業などが新たに創設されることなどの原因によるものでございます。

次に、4ページをごらんいただきます。

2 の第 3 期における国の制度改正の概要でございますが、ここでは保険料にかかわる部分の み抽出してございます。

1点目は、第1号被保険者の負担率が、これまでの18%から19%に変更されるものでござい

ます。

2点目は、保険料の段階設定でございますが、これまでの所得段階、第2段階が2分化され、国の基準が、これまでの5段階から最小6段階となるものでございます。

3点目は、介護予防のための地域支援事業が創設されております。

4点目は、地方税法の改正に伴い、保険料について激変緩和措置を講ずるものでございます。このことにつきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、中ほど、3でございますが、第3期における基準額と所得段階別保険料でございますが、表の網かけ部分でお示ししているとおり、このような給付見込み額と制度改正により、保険料基準額の月額は、現行の3,200円から4,065円となるものでございます。また、下段の表では、各所得段階別の保険料を記載しておりますが、低所得者に配慮し、国の基準の6段階に1段階加えまして、7段階制を採用し、それぞれの段階に応じ表の右端のとおりとなるものでございます。

5ページをお開き願います。

ここでは、介護保険料の現行と改定案の比較表をお示ししております。詳細の説明は省略させていただきますが、表の中ほど、網かけの部分ですが、基準額において 27.03%の増額改定になるものでございます。

次に、6ページをごらんいただきます。

4の税制改正に係る介護保険料の激変緩和措置の概要でございます。(ア)激変緩和措置の対象者でございますが、地方税法の改正に伴い個人住民税の公的年金等控除の最低補償額の引き下げ及び高齢者の非課税限度額の廃止が行われることにより、これが保険料の段階適用に影響が出ますが、激変緩和措置を講じ、平成18年度から2年間保険料を段階的に設定するものでございます。

対象となる方につきましては、 税制改正により市民税非課税者から新たに課税者となり、 保険料段階が上昇した者。具体的には、そこにありますように地方税法上の個人住民税に係る 経過措置の対象者。同じく でございますが、世帯主または世帯員が新たに課税者となったこ とにより、市民税世帯非課税者から市民税本人非課税者となり、保険料段階が上昇した者。具 体的には、そこにあります三つの要件をすべて満たす方となってございます。中段の表は、激 変緩和措置適用後の18年度と19年度の保険料年額を、さらに下段の表では、激変緩和措置によ って軽減される額と対前年度からの増加率と増加額を記載しておりますので、ご参照賜りたい と存じます。

以上の改正内容につきまして、大変恐縮でございますが、前の方にお戻りいただきまして、 1 ないし 2 ページをごらんいただきたいと存じます。

ここでは、条例の一部改正新旧対照表を掲載してございます。向かって右側が現行、左側が 改正案となっております。下線のある部分が、今回改正しようとするものでございます。

左側上の方、第2条では、所得段階別の保険料年額。同じく同条第2項及び第3項におきましては、5段階と6段階、7段階に係る所得の基準額を定めようとするものでございます。

なお、大変恐れ入りますけれども、別冊の資料番号16でございます。平成18年第1回塩竈市 議会定例会議案(その4)をごらんいただきたいと存じます。

1ページから3ページにかけまして、附則を記載してございます。

1ページ、下から2行目、附則第3条におきまして、先ほど説明させていただきました税法改正に伴う激変緩和措置対象者に係るそれぞれの保険料年額を規定しようとするものでございます。

私からは以上でございます。

議長(菊地 進君) これより総括質疑を行います。(「なし」の声あり)

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号については、お手元にご配付の議案付託表のとおり平成18年度予算特別委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明3日から14日までを予算特別委員会、常任 委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、15日定刻再開いたしたいと思います が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明3日から14日までを予算特別委員会、常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、15日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年3月2日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 伊藤栄一

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

平成18年3月15日(水曜日)

塩竈市議会2月定例会会議録

(第5日目)第5号

議事日程 第5号

平成18年3月15日(水曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第19号ないし第57号、第59号(平成18年度予算特別委員会委員長議案審査報告)
- 第3 請願第17号、第18号、第20号、第22号ないし第24号(各常任委員会委員長請願審査報告)

2番 田中徳寿君

- 第4 議員提出議案第1号
- 第5 議員派遣の件
- 第6 議案第60号

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第6

追加日程第1 議員提出議案第2号ないし第4号

追加日程第2 議案第61号

出席議員(21名)

1番 菊地 進君

| 3番 | 武 | 田 | 悦 | _ | 君 | | | 5番 | 志于 | 产田 | 吉 | 晃 | 君 |
|------|----|---|---|---|---|---|------------|-----|----|----|---|---|---|
| 6番 | 鈴 | 木 | 昭 | _ | 君 | | • | 7番 | 今 | 野 | 恭 | _ | 君 |
| 9番 | 浅 | 野 | 敏 | 江 | 君 | 1 | (| 0 番 | 吉 | 田 | 住 | 男 | 君 |
| 11番 | 佐 | 藤 | 貞 | 夫 | 君 | 1 | | 2番 | 木 | 村 | 吉 | 雄 | 君 |
| 13番 | 鹿 | 野 | | 司 | 君 | 1 | 4 | 4番 | 志 | 賀 | 直 | 哉 | 君 |
| 15番 | 香 | 取 | 嗣 | 雄 | 君 | 1 | (| 6番 | 曽 | 我 | Ξ | 3 | 君 |
| 17番 | 中 | Ш | 邦 | 彦 | 君 | 1 | ; | 8番 | 小 | 野 | 絹 | 子 | 君 |
| 19番 | 吉 | Ш | | 弘 | 君 | 2 | <u>'</u> (| 0 番 | 伊 | 勢 | 由 | 典 | 君 |
| 2 1番 | 東海 | 林 | 京 | 子 | 君 | 2 | 2 2 | 2番 | 福 | 島 | 紀 | 勝 | 君 |
| 23番 | 伊 | 藤 | 博 | 章 | 君 | | | | | | | | |

欠席議員(2名)

説明のため出席した者の職氏名

| 市長 | 佐藤 | 昭 | 君 | 助 役 | 加藤 | 慶教 | 君 |
|---------------------------------|-----|-----|---|---------------------------------------|-----|-----|---|
| 収 入 役 | 田中 | 一夫 | 君 | 総務部長 | 山本 | 進 | 君 |
| 市民生活部長 | 棟形 | 均 | 君 | 健康福祉部長 | 佐々木 | 和夫 | 君 |
| 産業 部長 | 三浦 | 一泰 | 君 | 建設部長 | 内形 | 繁 夫 | 君 |
| 総務部次長兼総務課長 | 阿部 | 守雄 | 君 | 総務部次長兼危機管理監 | 大 浦 | 満 | 君 |
| 市民生活部次長兼 環 境 課 長 | 綿 | 晋 | 君 | 健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長 | 木 下 | 彰 | 君 |
| 産業部次長 | 伊賀 | 光 男 | 君 | 建 設 部 次 長兼都市計画課長 | 茂庭 | 秀 久 | 君 |
| 総務部行財政改革 推 進 専 門 監 | 田中 | たえ子 | 君 | 総務部政策課長 | 渡辺 | 常幸 | 君 |
| 総務部財政課長 | 菅 原 | 靖彦 | 君 | 市民生活部 市 民 課 長 | 澤田 | 克 巳 | 君 |
| 健康福祉部 社会福祉事務所長 | 会 澤 | ゆりみ | 君 | 産業部 みなとまちづくり課 長 | 神谷 | 統 | 君 |
| 総務部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長 | 佐藤 | 信彦 | 君 | 市 立 病 院 長 | 長嶋 | 英 幸 | 君 |
| 市立病院事務部長 | 佐藤 | 雄 — | 君 | 市立病院事務部 次 長 兼 業 務 課 長 兼 医 事 課 長 | 伊藤 | 喜 昭 | 君 |
| 水 道 部 長 | 佐々木 | 栄 一 | 君 | 水道部次長 | 大和田 | 功次 | 君 |
| 水 道 部 総 務 課 長 兼 経 営 企 画 室 長 | 尾形 | 則雄 | 君 | 教育委員会教育長 | 小倉 | 和憲 | 君 |
| 教育委員会 教 育 部 長 | 小山田 | 幸雄 | 君 | 教育委員会 教 育 部 次 長 兼 生涯学習センター館長 | 渡辺 | 誠一郎 | 君 |
| 教育委員会教育部総務制 務 課 長兼総務係長 | 橘内 | 行 雄 | 君 | 監査委員 | 高橋 | 洋 一 | 君 |
| 監査事務局長 | 丹 野 | 文 雄 | 君 | | | | |

事務局出席職員氏名

事務局長佐久間明君事務局次長遠藤和男君

事務局次長兼

議事調査係長 安藤英治君 議事調査係主査 戸枝幹雄君

午後1時 開議

議長(菊地 進君) ただいまから2月定例会第5日目の会議を開きます。

本日の欠席の通告のありましたのは、4番伊藤栄一君並びに8番嶺岸淳一君の2名であります。

本日の議事日程は、日程第5号の記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようにお願いいた します。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(菊地 進君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番鈴木昭一君、7番今野恭一君を指名いたします。

日程第2 議案第19号ないし第57号、第59号

議長(菊地 進君) 日程第2、議案第19号ないし第57号、第59号を議題といたします。

去る3月2日の本会議において、平成18年度予算特別委員会に付託されておりました各号議 案の審査の経過とその結果につきまして、委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

予算特別委員会委員長(鈴木昭一君)(登壇) ただいま議題に供されました平成18年度予算 特別委員会における予算審査の経過概要とその結果につきましてご報告申し上げます。

去る2月24日の本会議において、平成18年度一般会計、特別会計及び企業会計の各予算並び にこれに関連する条例など39議案、議案第19号ないし第57号が一括上程されました。

また、3月2日の本会議において、施政方針に対する質問終了後、議員全員をもって構成する平成18年度予算特別委員会が設置され、議案第19号ないし第57号並びに追加上程された議案第59号の40議案が付託された次第であります。

付託された議案を審査するため、3月3日にはまず正副委員長の互選を行い、委員長には 私、副委員長には志子田吉晃委員が選任されました。

委員会は、関係当局、理事者の出席と各種資料の提出を求めながら、3日に引き続き6日、7日、8日の4日間にわたり詳細な説明の聴取と活発なる質疑を行い、慎重に審査を進めました。

これらを踏まえ、採決の結果、議案第20号、第22号ないし第28号、第31号ないし第37号、第

39号、第41号、第43号ないし第48号、第51号ないし第57号については全会一致により、また議案第19号、第21号、第29号、第30号、第38号、第40号、第42号、第49号、第50号、第59号については賛成多数によりそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、要望意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1.景気が緩やかに上向いているものの地方には及んでおらず、市税収入の落ち込みや地方 交付税の削減などにより、本市の財政運営は今後とも厳しい状況が予想されることから、 財政健全化に向けて万全を期して取り組まれたい。

また、最小の経費で最大の効果を上げるためにも、職員個々の力を結集し、行政規模の 適正化に努められるとともに、第四次長期総合計画に基づき、計画的な行政運営になおー 層取り組まれたい。

1.本市の財政が危機的状況に陥っている中、自主財源の根幹をなす市税については、さまざまな施策を進める上で重要な財源となるものであり、また税負担の公平性の見地からも収納対策の一層の充実強化による収納率の向上が求められている。

市当局においては、今後とも市民の納税意識の高揚に努められるとともに、適切かつ厳正な収納の確保に努力されたい。

- 1.工事、修繕等に係る契約のうち、小額で内容が軽易な契約を希望する方を登録し、指名 業者選定の際に積極的に対象としていくものとして、小規模工事等契約希望者登録制度が 全国的にも注目されている。同制度は、市内事業者の受注機会を拡大し、もって地域経済 の活性化が図られるものであることから、制度の創設について検討を深められたい。
- 1.市民活動推進室は、市民活動団体や町内会の活動を支援するとともに、市民と行政の協 働によるまちづくりを推進する機能を有する場として重要な役割を担っており、その必要 性はますます高まっていくものと考えられる。

今後においても、市民活動の啓発と推進に努められるとともに、同推進室の活用のあり 方、環境整備についてもなお一層検討を深められたい。

1.基本健診については、自己負担金の見直しが行われることに伴い受診率の低下が懸念されることから、今後とも市民の健康意識の高揚が図られるよう積極的に啓蒙活動を行われ、その理解のもとに市民みずからが健康増進を図れるよう予防行政のさらなる充実を図られたい。

1.ごみの分別については、その破砕施設並びに焼却施設の整備に伴い、平成18年4月からごみ分別の変更が行われることから、分別変更に係る市民への十分な周知に努められたい。

また、ごみ指定袋の変更に当たっても、プライバシーの保護などに配慮されるととも に、ごみ収集の安全面の視点から、今後ともごみ分別のあり方についても調査検討に努め られたい。

1. 塩竈市いきいき企業支援条例については、本市の産業の振興と雇用の拡大を図り、地域 経済の発展と市民生活の安定、向上に寄与することを目的とするものであり、企業誘致に 向けた積極的な取り組みが期待されるところである。

今後においては、対象となる職種の拡大を図るなど支援の拡充等について検討を行われるとともに、本市産業のさらなる振興に向けた施策の展開に努められたい。

- 1.本市は、古くから海の恵みを受け発展してきたまちであり、浅海漁業の活性化は本市産業の振興や市民の食生活にとって重要なものである。今後とも本市の豊かな海を守り、水産資源の保護、育成に努められるとともに、近年海藻のアカモクについてさまざまな効用が認識されており、今後その有用性をとらえながら行政の支援に取り組まれたい。
- 1.日本三景松島の一角をなす本市は、観光客にとっても魅力ある地域であり、観光客誘致に努め、産業の活性化につなげていくことが求められる。過去に県を中心に行われた松島湾リフレッシュ事業により湾内の総合的な水質の改善等が図られてきたが、本市の観光資源として重要である自然環境の保全に積極的に取り組まれるとともに、今後とも県や観光物産協会との連携のもと、本市の観光振興に努められたい。
- 1. 道路照明は夜間の交通事故防止及び円滑な交通の確保を図るとともに、防犯効果も図られるものである。今後は、市民の安全を確保する上からも、防犯なども考慮し安心感を与える明るさを確保できるよう地域住民との協議にも努められるとともに、関係機関に働きかけを強められるなど安全対策に一層努力されたい。
- 1. 小学校施設の耐震診断調査が行われているが、その施設の一部においても国の基準に照らした場合に地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が指摘されている。 また、耐震診断が行われていない施設もあることから、今後も計画的に学校施設の耐震診断、耐震補強に努められ、児童生徒の安全確保に万全を期されたい。

次に、特別会計について申し上げます。

1.介護保険事業特別会計においては、全国的に要介護者やサービス利用者が増加する中

で、その一部においては不適切なサービスや不正請求等も散見されている。市は、これまでも介護給付の適正化に取り組んできている状況にあるが、今後は関係機関との連携をさらに強められ、給付内容や費用等を明示した介護給付費通知書の発行についても検討を加えられ、介護サービス並びに介護費用の適正化になお一層努められたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

1.病院事業会計については、病院経営の危機的状況から脱却を図るべく、再生緊急プランの推進に一丸となって取り組み、平成17年度においては3名の常勤医師確保や職員数の見直しなどにより経営体制の構築が図られたところである。

病院を取り巻く環境はなお厳しいものとなっているが、プラン2年目の平成18年度においてはMRIを初め医療検査機器の十分な活用を図られるなど、効率性をなお一層高められるとともに、市民から信頼される公立病院として質の高い医療の確保に向けてプランの推進を図り、経営改革に努められたい。

1.水道事業会計については、水需要の減少など経営を取り巻く環境は今後ますます厳しい ものとなっていくことが予想される中、老朽化している施設の維持管理費や災害に強い水 道施設の構築のために多額の資本投下が必要となっていることから、さらなる行財政改革 の推進に努められたい。

以上が審査結果の概要であります。

このほか、各委員より出されました種々の要望や意見などにつきましても、市当局におかれましてはその意を十分に体し、今後の財政運営や事業執行に当たられることを強く要望して、本特別委員会の報告といたします。

平成18年度予算特別委員会委員長 鈴 木 昭 一

議長(菊地 進君) 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。 (「なし」との声あり)

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第19号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。19番

吉川 弘君。

19番(吉川 弘君)(登壇) 日本共産党市議団を代表しまして、議案第19号塩竈市職員定数条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

この条例改正は、職員の定数をこれまでの 969人から 805人にしようとするものであります。さらに、今回の市長の施政方針では、平成22年度まで 130人の職員削減計画も示されております。この根拠となっているものは、昨年 3 月29日に総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」、これが出されたことによるものであります。指針では、地方公共団体の総定員が平成11年から16年までの5年間で 4.6%純減している。今後の5年間で過去の実績 4.6%を上回る総定員の純減を図る必要があり、そのために平成22年度までの地方自治体の職員の明確な数値目標、削減計画を設定することを求めた内容でありました。

しかし、佐藤市長は、市長就任後、直ちに5年間で100人の職員を削減すると発表し、平成15年度から16年度の2年間で55人削減を行い、削減率は6.5%であります。

今回の国の指針に対しても、市長は、昨年10月に策定した塩竈市職員適正化計画に基づいて、今回の施政方針で述べているように 130人を削減する16.4%に当たる大変大きな削減であります。このことは、平成22年度までの職員を国は 4.6%を示しておりますけれども、この4.6%の 3.5倍にも匹敵する大きな削減であります。

市長のこのような考えは施政方針にも述べられておりますが、経営感覚を備えた行政運営が 重要、このように述べていることであります。つまり、市役所は、地域では最大規模の経営体 と述べ、それゆえに市民を顧客と見立てる、つまり市民はお得意さんという視点であります。 さらに、職員に対しては、一人一人に経営感覚が求められると、こういう考え方であります。 財政難を理由として、民間でできることは民間で、こういうことで行政運営を進めていくやり 方であります。

しかし、最近、全国的に大問題となった耐震偽装事件は、官から民へというもので、民間が 早かろう、安かろう、このようなやり方で規制緩和された中で起きた大きな問題でありました。公 務員は全体の奉仕者であり、民間企業の経営感覚だけが強調されてはならないと思います。

職員向けの行革ニュース第2号では、竹中平蔵総務大臣の私的懇談会に物を言わせておりますが、一定以上の赤字を抱える団体には再建団体制度より厳しく市長ら執行部の経営責任を問い、第三者が資産と負債の整理に当たる仕組みづくりを検討する。このような内容であります。一方では地方分権を強調しながらこのような仕組みをつくろうとしているのであります。

竹中大臣は、新自由主義、すなわち企業にとっての自由で市場原理主義、つまり官から民へという立場で民間企業に新たな事業の分野を与えるその先頭に立っている方であります。

現在の財政難の責任は、市の職員の責任ではありません。国の三位一体改革の影響など地方交付税が縮小された結果、全国の地方自治体が予算が組めなくなってきております。新聞報道によりますと、平成17年度末の基金が平成18年度末ではどのようになるかと報道されております。隣の多賀城市では、8億4,000万円あった基金が平成18年度末にはゼロになる。百万都市仙台市では、基金が200億円あったのが21億円になる。宮城県の費用は63億円が13億円になるだろうと、このような報道で、いずれの自治体も財政運営綱渡り、このように報じられているのであります。

このような中、国においては、国の借金がこの5年間で 170兆円もふえており大変な財政危機を迎えております。まさに予算の組み方をむだな公共事業中心から国民が望む社会保障中心に切りかえなければ、国も地方も財政は解決しないのであります。

多賀城市の定員適正化の計画は、平成21年度までの5年間で職員の削減は52名でありますが、しかし新規採用が39名で、その差し引きは13名となっており、削減率は2.6%であります。このように、新規採用もしっかりと行う考えであります。

ところが、本市の場合は、退職者不補充、こういう方針のもとで大変な削減を行おうとしてているのであります。しかも、民間活力の活用ということで行政の守備範囲の明確化と行政と民間の役割分担の見直し、さらには民間活力の導入と積極的な推進が掲げられているのであります。保育所の方たちも臨時職員が多くなり、また指定管理者制度では3年間の期間の短い採用であります。まさに不安定雇用の増大につながるものであります。市長は、自治体の民営化、すなわち行政を民間の経営理念に切りかえていくという進め方であります。現在求められているのは、市民も含めて地方自治体の役割について、さらには公務員とは全体への奉仕者としての役割などしっかりと討論を深めることではないでしょうか。

以上のことにより、議案第19号塩竈市職員定数条例の一部を改正する条例に対する反対討論といたします。(拍手)

議長(菊地 進君) 次に、議案第38号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。21番東海林京子君。

21番(東海林京子君)(登壇) 社民党の東海林京子です。

私は、会派を代表して、議案第38号一般職の給与に関する条例一部改正、職員給与につい

て、委員長報告に対して反対の立場で討論に参加します。

議案第38号は、平成17年度の人事院勧告による地域賃金賃金制度改悪で地域の民間賃金に比べて公務員の賃金が高過ぎるという政府の意向を人事院がそのまま屈して勧告したものです。この新賃金制度は、一口に言って大幅賃下げ、地域間差別、職員査定導入による職場破壊をもたらす不合理な賃金制度導入ということで、公務の職場に働く人たちの間では、全国的に最低最悪の人事院勧告で許せないと評判の悪い給与改定です。

まず、最も官民格差の大きい北海道や東北ブロックの過去3年間の平均で見てマイナス 4.85%という数字に合わせて、全体の公務員賃金の水準を 4.8%引き下げる。若年職員につい ては引き下げをしないが、中高年齢層については7%引き下げ、昇給カーブをフラット化して 各級の最高号俸以上の昇給を禁止する枠外昇給の廃止を導入します。40歳代から50歳代には、 最大7%を超えるダウンで、月額にして3万円程度、年額約50万円程度のダウンになります。 給料表の級構成の再編により、行政1表では現行の1、2級及び4級、5級を統合し、9級制 を7級制とします。民間賃金の地域間格差に適切に反映されるよう現行の調整手当にかわって 民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して地域手当を支給することになりました。民間賃金 の高い都市部、例えば東京の国家公務員では地域手当の最高18%、宮城県内では仙台市が 6%、名取市、多賀城市が3%、富谷町、利府町は3%が加算されますが、そのほかの地域、 塩竈も該当しませんので、賃金ダウンの直撃を受けることになります。公務員という同じ質の 仕事と労働に対して地域で格差をつけるということに県内の市町村の職員はほとんど県職員よ り低いわけですから、納得のいかない内容になっています。余りにも大幅なダウンになるた め、経過措置として現給を保障するようになっていますが、新しい賃金が現在の賃金を上回る には3年から5年はかかります。その間は、昇給延伸ということです。下げ幅の大きい人は昇 給延伸期間がもっと延びることになります。20歳代、30歳代は、生涯賃金が大幅ダウンした賃 金水準で昇給していくことになりますから、その影響は深刻です。

この新給与制度では、きめ細かい勤務実績の反映を行うためと称して、現行の号俸を4分割にしています。昇給時期はこれまで年4回に分けられていましたが、これからは1月1日に一本化されます。号俸を分割することにより、昇給短縮、昇給延伸などの煩雑な手続を経ずに査定効果を賃金にすぐ反映しやすくするのです。今回の改革では、年功賃金を廃止、能力、実績主義型賃金を導入することをねらっていましたが、今回の改革では十分な制度設計がないまま導入されることになります。

これによって、定期昇給と特別昇給が廃止され、昇給はすべて勤務実績の査定で行われます。昇給の5段階、AからEの査定をして職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入するものであると説明しています。例えば、査定評価のAは極めて良好、この人は標準者の2倍昇給です。逆にE評価は、良好でないですから昇給しません。標準成績者に対して2倍からゼロの格差がつけられ、勤勉手当の格差も拡大します。査定を行うためには公正な評価基準と評価を行う人の評価能力が問われます。多種多様な公務労働に詳細な評価を設定することは極めて困難であり、査定する課長等の管理職が職員の勤務実態を正しく把握しているかどうか極めて疑問です。管理職には、勤務実態の把握のため一日じゅう職員の一挙一動を点検しているようになり、仕事どころではなくなります。人事院から示されている査定評価基準をどのように具体化するかについて、例えば日常的に管理職のいない職場、保育所、病院、現業職場などはだれがどのように査定をするのか、基準も抽象的で明らかになっていません。非管理者に査定させるようなことがあっては許されません。査定の評価結果についての苦情処理制度も確立していません。評価結果を本人に明らかにするのかどうかについても不明です。

また、55歳以上の昇給についても、昇給停止措置にかわり昇給幅を通常の職員の半分程度と する抑制措置を導入しています。

これら新給与の地域給導入については、おおむね以上のような問題点を持っています。この地域給与導入に当たって、本市の労働組合連合会より導入に反対する要請署名 679名が提出されました。その1カ月前に、市当局より独自要求削減の申し出がありました。その内容は、給与で5.33%を4年間、平成18年度から21年度、期末勤勉手当で平均 16.01%を平成18年、19年度、合計 8.4%の給与削減、2年間平均削減額48万 3,000円となり、人勧以上の削減額となるなどの提案がありましたが、組合は平成15年に市長と約束した基本給には手をつけないことを基本にこれまでの財政運営責任を追求するとともに、収入に見合った事業運営、身の丈に合った財政運営、ゼロベースからの見直しなしには真の財政再建はあり得ないと繰り返ししてきました。市当局は、15億円足りない、そのうち3億 4,000万円を人件費で浮かしたいと組合に申し入れをしてきました。しかし、組合は独自給与削減案について、「あなたはどう思うか」という問いに始まる幾つかの項目のアンケートを行いました。1月5日配布、1月24日回収しましたが、市労連の組合員 669人中 424人、63.4%から回答がありました。その内容は、これまでのマイナス人勧、平成15年度の独自給与カット、各種手当のカットは平成16年度以降の賃金カットはしないことの条件で協議もしてきたのに、今回また地域賃金導入と本市の独自給与カットはしないことの条件で協議もしてきたのに、今回また地域賃金導入と本市の独自給与力

ットの二重の削減は認められない。基本給のカットの前に、特別職や議員の報酬カットや管理職手当の全面凍結、職務加算の凍結、時間外手当のカットなどすべきだとか、また一方では、今すぐやらなくてもいい事業の一時凍結などの希望的意見も多く出されました。また、住宅ローンや車あるいは教育ローンが払えない、子供の私立学校の入学はやめさせたとか、老人の介護施設への入居を断った、預貯金は底をついているなど、生活苦や将来不安など本当に多くの実情が訴えられ、市長も目を通していると思います。

しかし、最終的には、職員全体で期末手当1.03カ月分、平均1人当たり38万円、全体では3億2,200万円給与削減に協力しています。ここ数年の給与削減によって、職員の消費生活は極端に低下をし、地域の人々からこのごろ市役所の人たちの生活ベースが変わったのではないですか、なぜですかと尋ねると、買い物の量や回数、値段、質まで下げているようだ。それが食材や衣料品、外食にあらわれていると言われました。また、市に準じて給料を決めている事業所の職員の賃金も近ごろ全然上がっていないなど、やはり地元や地域への影響は本当に大きく作用するものだということが改めてわかりました。

したがって、私は、議案第38号には反対することを表明します。皆さんのご理解とご賛同を よろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 次に、議案第19号及び第38号について、委員長報告に対する賛成者から の発言を許可いたします。15番香取嗣雄君。

15番(香取嗣雄君)(登壇) 議案第19号塩竈市職員定数条例の一部を改正する条例に賛成する立場から賛成討論を申し上げます。

本条例は、地方自治体の最大の使命であります最も効率的かつ効果的に住民サービスの向上を図ることを実現するために、条例上の定数と実際の職員数に 100人以上のずれが生じている実態を是正し、本市の職員数の上限を定めることにより、適正な人員体制を確立しようとするものであります。

現在の本市職員数の状況は、全国の自治体を対象に毎年行われております定員管理調査の結果に基づきまして、総務省の定員モデルとの比較で10人、人口、産業構造の類似団体との比較では88人超過している現状にあります。言い方を変えれば、同様の行政サービスを提供するのにそれだけ多くの職員、人件費を投入している状況にあると私は思っております。

こうした状況を改善するために、佐藤市長は就任以来5年間で100人の職員を削減すること を公約に掲げ、確実に実行されますとともに、昨年10月には新たに定員適正化計画を策定さ れ、平成17年4月1日時点の 791名の職員数を平成22年4月までに 661名とし、 130名を削減 する目標を設定し、行財政運営の抜本的構造改革に取り組んでおられます。

さらに、平成18年度の予算編成に当たりましては、職員定数の適正化の取り組みとともに、 特別職給与の削減、また身を切る思いの中での職員給与の独自削減にも踏み込まれるなど、塩 竈市の再生へかける厳しい決意があらわれているものと思料いたしております。

また、こうした取り組みを高く評価しつつ、我々議会も平成17年12月議会において議員定数 の2名削減を決めたわけでございます。

本市が現在置かれております極めて厳しい行財政状況を踏まえ、そして将来にわたり安定した行政運営を確立していくためには、行政、議会、市民それぞれが行政に投入できる資源は無 尽蔵のものではなく、塩竈市の実力、確保し得る財源の限界を明確に意識する中で、財源と人 的資源の再配分を行うことこそ必要なのであります。

行政ニーズの拡大に対応するには、職員の採用や公的な責任を果たすには、すべての業務を職員で対応しなければならないとする安易な発想のもとでは、今後の地方分権社会の中で塩竈市が生き残っていくことはできないと考えております。職員を採用した場合の生涯給与は約2億円とも言われ、30数年という将来にわたる人件費負担を考えれば、行政サービスの提供の手法をあらゆる角度から検証し、慎重に対応していかなければなりません。仮に、本市の職員数が最大であった平成11年の状況では、平成17年現在の職員数と比較して115人多い状況で、人件費に換算すれば約8億円の負担が経常的に支出されていたものと試算されます。

本市の財政構造は、経常収支比率95%を超える水準にあり、弾力的な財政運営を示す一つの 目安となる80%台の水準を確保していく上では、今後とも適正な人員規模、給与体系を構築し、 総人件費を抑制していくことは必要不可欠であります。そのために、行政の責任のもとで直接 的に担う分野、民間などの活用や市民との協働がより効果的な分野など、すべての事務事業を ゼロベースで見直し、行政サービスの効率性を上げていかなければならないと考えております。

今回の定数条例の改正は、地方分権社会の中で本市が目指す自立した行政運営を確立するために、職員という人間資源の投入の上限を数値として明確に示し、議会、市民に対して説明責任を果たすものであり、評価すべきものと考えます。本市が地方自治の原点である最も効率的で効果的に住民サービスを提供できる体制に転換を図るべく、定員適正計画に基づく職員数の適正化にさらに取り組むことを期待いたします。

次に、議案第38号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、平成17年の

人事院勧告に伴う給与構造改革及び市長ら三役と常勤の監査委員、教育長の給与の独自減額が 主なる内容であります。給与構造改革は、一つには地域給与の導入に伴う給料水準の見直しに より、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、地域の民間賃金をより適切に反映させるとい う考え方から、東北、北海道地域の水準に合わせて給料表を行政職で平均 4.8%引き下げよう とするものであります。もう一つは、民間で導入している実績主義に基づいて、職員の給料の 処遇に勤務実績の反映を行おうとするものであります。

地方公務員の給与改定の取り扱いは、民間準拠を遵守とする人事院勧告を踏まえ、国家公務員の制度改正を基本として実施されるよう国は要請しているところであり、これまでも市当局においては、人事院の勧告内容に基づいて制度改正が行われていると認識しております。

したがいまして、このたびの給与構造も大変大きな制度改正ではありますが、県内の他市町村もほとんどが平成18年度4月から実施する動向にあるとのことであります。本市においても、国に準じて速やかに実施されるべきものと考えます。

また、三役及び常勤の監査委員、教育長の給与の独自減額については、緊急財源対策として職員給与を当面平成18、19年度の2カ年間職員労働組合との合意のもとに平均1.03カ月の独自減額を実施するとしていることから、特別職も役職加算の凍結と期末手当の 0.5カ月分の減額を行おうとするものであります。独自減額は、職員にとっては生活者としての観点からは極めてつらいことと受けとめておりますが、特別職から一般職まで市当局が一体となって財政健全化という難局に取り組む姿勢のあらわれと受けとめ、高く評価しておるところでもあります。

我々議会も協力を惜しみません。今般、議員総意のもとで期末手当の削減という方針を提案するに至りました。この給与構造改革が市の行財政運営において効果的に機能し、さらに独自減額により生み出された財源が市民サービスの向上に有効に活用されることを期待をいたしまして賛成討論といたします。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 次に、議案第29号及び第30号について、委員長報告に対する反対者から の発言を許可いたします。17番中川邦彦君。

17番(中川邦彦君)(登壇) 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第29号塩竈市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例並びに議案第30号塩竈市国民保護協議会条例に反対の討論を行います。

今、米軍の先制攻撃戦争などに自治体住民を総動員する有事法制の具体化が進められております。政府は、有事法制の一部である国民保護法に基づき、本年3月までに国民保護計画をつ

くるよう市町村に求めております。国民保護法では、戦時の際の住民への警報、避難、救援な どの実施を定めており、自治体がその責務を負うと規定しています。

政府の基本指針によると、有事、武力事態等として想定しているのは、一つに着上陸攻撃、 二つ目に航空攻撃、三つ目に弾道ミサイル攻撃、四つ目にゲリラ、特種部隊による攻撃、テロ 攻撃も対象になります。しかし、政府自身、上陸攻撃や航空機による攻撃については、ほとん ど想定されていないとの見解を示しており、ミサイル攻撃やテロ攻撃についても現実性が疑問 視されていますと政府も認めているのであります。

千葉県や福井県などでは、避難訓練には住民や小学生が動員されています。その実動訓練の内容は、一つに国籍不明のテロリスト数名が海岸から上陸するのが目撃、通報されたという情報傍受。二つ目に、拡声器から有事のサイレン。三つ目に、消防、警察、陸上自衛隊による避難誘導。四つ目に、住民、児童のバスによる避難といった流れになっております。

最近、岩手県では、テロリストの海上からの上陸による侵入という想定での避難誘導訓練が 行われました。そこには、陸上自衛隊の降下部隊も含めて千数百名の参加で行われております。

国民保護法は、第一に憲法上重大な疑義を内包しており、武力攻撃事態対処として国民の保護のために土地や施設の収用、食料や医薬品などの提供、関係者の徴用、報道機関に対する報道内容の協力など、我が国の憲法が保障している基本的人権や財産権、営業権、報道の自由などに著しく抵触する内容を持っております。しかも、これらの遂行に当たっては、地方自治体にその役割を強要することになるのであります。政府の行為が不当な方向に向かおうとするときには、自治体は住民に直接に奉仕する観点からその歯どめにならなければならず、ましてや国民保護法に基づく対処方針の実施に当たっては、国民の権利を制限する収用、徴用の行使を行う側に立つべきではありません。

第二に、国民保護法は、あたかも防災訓練と同列にあるかのような日常的な対処訓練を求めており、結局はほとんどあり得ない武力攻撃事態や政府の対策によってまず解決すべき大規模テロ対策を口実として日常的な戦時体制への国民への普及啓発活動に真の目的があると言わざるを得ません。これらは、いわば戦争協力への思想動員であり、自治体をそのために利用するものであって断じて許されるものではありません。

議案第30号は、塩竈市国民保護協議会条例についてであります。

この協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定め、市長は協議会の委員を40人と定め、それを協議会に諮問し進めるというものであります。協議会でのその協議は、議会や市民には知

らされないのであります。このことが重要なのであります。

また、その委員には、地方行政機関の職員とし、国の出先機関である海上保安部、自衛隊の職員、県の職員、助役、教育長、消防長が指名する職員で構成するものであります。また、市長が任命する者として、本市の防災計画の中にある自主防災組織から選ぶという解釈もあるというものであります。

この議案第30号も議案第29号と同様、武力攻撃を想定するものであり、自治体や住民を総動員する有事法制の具体化であります。現職の自衛隊員を任命することは、戦時体制に組み込むことになり、地方自治への軍事介入を強めようとするものであります。

また、国立市では、総合防災計画を作成し、その中で有事の際の対応も検討するとしております。また、市長の上原公子市長は、昨年12月の市議会で、非常に非現実的なものに対応を迫られており、全国の自治体が苦慮していると答弁しているのであります。

本市においては、災害時には市民の安全と生活を守るために独自の防災計画があり、その遵守こそが本市の持つべき姿ではないでしょうか。国の政策への無批判的な追従はすべきでありません。よって、議案第29号及び第30号の条例案には反対するものであります。(拍手)議長(菊地 進君) ご静粛にお願いいたします。

次に、議案第29号及び第30号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。5番志子田吉晃君。

5番(志子田吉晃君)(登壇) 私は、議案第29号塩竈市国民保護対策本部及び緊急対処事態 対策本部条例と議案第30号の塩竈市国民保護協議会条例の二つの条例案件に対して、委員長報 告に賛成の立場を代表し、賛成討論を行います。

第29号の対策本部条例は、国民保護法の施行に伴い、その第31条及び第 183条の規定に基づ き必要事項を定める新たな条例を制定するものであります。

また、第30号の協議会条例は、国民保護法第40条8項の規定に基づき、協議会の委員などの組織及び運営に関し必要事項を定める新たな条例であります。

つまり、国の法律に基づき、市の条例が制定されようとしているわけでございます。そして、この二つの条例のもととなる国の基本の法律は、平成15年に成立した武力攻撃事態対処法であり、それを受けて平成16年9月に施行された国民保護法や有事関連法であります。

なお、武力攻撃の定義につきましては、基本の法となる事態対処法第2条1項において、武力とは、我が国に対する外部からの武力攻撃であると規定されていることは、昨年の武力攻撃

災害等派遣手当の討論の中で指摘したとおりでございます。

次に、国民保護法では、一つに武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、二つには国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体、指定公共機関等の責任と義務を定め、3点目に住民の避難に関する措置及び避難住民の救援に関する措置や、4点目に武力攻撃災害への対処等の措置について定めることにより、国全体として万全の体制を整備し、また危機管理体制の確立と安全安心、秩序の回復を目指しております。

そして、私たち市民は、地震や台風などの自然災害に対しては、常にその危険に対処するために、さまざまな対策と準備をしています。また、行政に対してもさまざまな対策と要望をしております。しかし、予想される人的災害である武力攻撃事態に対しては、なるべく考えないようにしているというのが実情ではないでしょうか。そこで、我々は、そのような人的災害に対しても対処、対策を求める責任ある態度を表明すべきものと考えます。

次に、政府は、国民保護法に基づき、国民の保護に関する基本方針と計画を定めました。基本方針には、国民保護の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の類型、つまり着上陸攻撃、ゲリラ特種部隊攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機攻撃を想定し、避難の指示、被災者の救援、武力攻撃への対処を定めました。

塩竈市の国民保護に関する計画は、国民保護協議会に諮問され、市の国民保護計画作成後は、国民保護法第35条6項により議会に報告されることとなっております。

最近の国際情勢は、テロの戦争化と戦争のテロ化が進んでおります。そして、前段述べた武力攻撃事態の四つの類型、着上陸攻撃、ゲリラ攻撃、ミサイル攻撃、航空機攻撃の想定は、皆様の記憶に十分に残っているとおりでございますし、98年には北朝鮮のテポドン2号がこの東北地方の上空を駆け抜けた事件があり、我が国でも危機にさらされている現実があります。

3月12日付新聞報道では、米国防予算案に関する軍事委員会の公聴会で、ベル在韓米軍司令官やオベリング・ミサイル防衛局長の証言では、1、中距離弾道ミサイルテポドン2号は配備に向け準備段階にある。2、開発続行中のテポドン3段式改良型は米本土に直接到達する能力を持つ。3、3月8日の北朝鮮の発射実験は、命中精度が高まる固形燃料型ミサイルと見られるなどが明らかにされました。

侵略や戦いというものは、時には起きるもので、そのときいかに国民を危機に陥れないか、 また国民の生命、生活、繁栄、国益をいかに守り通すかという根本的な命題が政治家や行政当 局にその責任が問われるのであります。 当塩竈市には石油基地があり、第二管区海上保安部の基地ともなっており、このような世界情勢の中で、港湾施設においては既にSOLAS条約対応となるフェンス等の施設も完備されており、テロ対策の訓練も実施されております。

そのような中で、平成18年度塩竈市長の施政方針の中では、「元気、安全、大好き」のキーワードが述べられております。我々議会は、市民の元気、安全のために、そして安心精神のためにどのような態度をとるべきか。現在ただいまこうして討論を行っているわけであります。この条例を認めるのが正義か、認めないのが正義かということであります。どちらが政治的、行政的に責任ある態度であるかが問われております。

我々賛成会派は、この安心のための条例を制定し、対処の準備を整えることこそ重要であると考えます。しかし、反対会派は、市民の生命、財産等は武力攻撃事態になろうとも協力しないという意見表明を行ったわけでございます。この条例や国民保護法に反対するという立場は、国家を否定し、国民の生命、安全、財産を否定する無責任な言論であると言わざるを得ないのであります。我々賛成会派は、議案に対し信念を持って賛成したいと思います。

以上述べましたとおり、議案に対する賛成の主な理由は、1、条例の提案は、国の法律を受け、市として法令遵守の当然な行為であること。2、基本となる国民保護法自体に反対することは、国会で十分審議され、可決施行された政治的、法律的な事実に対する民主主義のルールの否定となること。3、武力攻撃の事態の類型にある着上陸攻撃、ゲリラや特種部隊攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃は、十分に想定されるに足ること。4、この条例や国民保護法を整備することが、有事や災害時に市民の安全安心と幸福につながること。5、塩竈市の基本コンセプトである「元気です、安心です、大好きです」の施策に合致すること。

以上の理由により、議案第29号塩竈市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例並び に議案第30号塩竈市国民保護協議会条例の2条例案に賛成すべきことを表明し、良識ある市民 の皆様にご理解を賜り討論とさせていただきます。(拍手)

議長(菊地 進君) 次に、議案第40号、第42号、第49号及び第59号について、委員長報告に 対する反対者からの発言を許可いたします。19番吉川 弘君。

19番(吉川 弘君)(登壇) 私は、日本共産党市議団を代表しまして、まず初めに、議案第 40号平成18年度塩竈市一般会計予算に対する反対討論を行います。

第1点は、行政運営に臨む佐藤市長の政治姿勢の問題についてであります。

市長の施政方針で述べている経営感覚を備えた行政運営が重要、このような内容について、

今議会の中で議員からの質問がありました。これに対して、市長は、経営という言葉については本市が目指す今後の行財政のあり方、基本的な考え方について象徴するにふさわしい言葉と、このように高く評価をしております。さらに答弁では、限られた資源を有効に活用し、公共の独占ではなくて民間市場への開放など市民、地域との協働を行い施策の転換を選択する経営を図らなければならない。行政は、市民の皆さんを顧客として最大の地域企業として市民的視線で企業としての視点を持って地域経営に取り組むことが必要と、このように述べております。さらに、予算の枠配分方式や、さらには職員定数の配分、このようなことも述べております。市民からの意見を反映できる仕組みづくりとして、再生委員会の強調を行っておりますが、この組織というのは21名からなる市長みずからが委嘱したもので、この組織より財政難や市立病院のあり方などをいかにも市民代表者の声として述べさせているのであります。

事業に当たっては、市長就任以来、選択と集中を行ってきていること。事業に当たっても成果重視を強調しています。私は、このような市長の行政運営に当たっての発言に対し、民間企業ならば経営感覚を備えた者として通用するとは思います。しかし、地方公共団体の役割として規定をしております地方自治法第1条の2項では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本、このように述べているのであります。私は、市長の自治体に対する考えは官から民へという立場で行政に当たるもので、自治体本来の役割を変えてしまうと考えます。民間でできない役割を果たすのが地方自治体と考えます。

職員向けの行革ニュースの中の行財政改革の目的としての項目では、塩竈市は職員数 791 人、一般会計、特別会計、企業会計合わせて決算額 446億円に見られるように、市役所は地域では最大規模の経営体と言えます。それゆえに、市民を顧客としてとらえ、職員一人一人に経営感覚が求められている。このように強調しております。私は、市役所を民間企業という考え方、そして市民を顧客としてとらえる考え方、職員に経営感覚から仕事に臨ませるというこのような考え方で行政の予算編成を行っている問題に触れたいと思います。市民を顧客と見立てるこの顧客というのは、辞書によりますと「お得意の客」、こういう意味であります。だから、今議会問題になったように、市民の中でお得意さんに値しない客に対しては、給食費を滞納したり、市営住宅の家賃を滞納すれば裁判にかける。税や国保税の滞納者にはサービスの権利を制限しようとするこういう問題について、今回の予算には裁判費用も含んだものになっているのであります。

第2点は、予算の組み方についてであります。

本市の平成18年度の当初予算は、約 173億円と昨年度と比較して約8億円、マイナス 4.4% 少なく超緊縮予算であります。ほかの自治体でも緊縮予算を行ってはいますが、本市の場合は 新聞でも超緊縮予算と報道されるように、非常に切り詰めた予算になっております。予算配分 も政策経費及び経常経費の予算を枠配分方式により一律10%削減をしております。このような 超緊縮予算によって、市民へのサービスの切り捨てになっております。

また、これまで国からの補助を受けて進められてきた高齢者福祉施策の紙おむつ支給事業や 配食サービスは介護保険に切りかえられる結果、支給対象者が減り、あわせて介護保険料から の費用負担も生まれているのであります。

市長は、予算が少ないため事業に当たっては選択と集中、これを繰り返し強調しています。 しかし、市民への予算を削減する中、一方では貨物ヤード跡地の開発にはまちの活性化に向けたグランドデザインから大きくかけ離れて、大手企業しか入れないような公募を行い、地元業者の切実な陳情にも耳を傾けず、総事業費73億円を使ってイオン(株)の大手企業を呼び込む事業で平成18年度予算にも一般会計から土地区画整理事業に繰出金が盛り込まれているのであります。一方では、市民や職員に対して財政赤字再建団体に陥るこのような危険性を指摘しながら、この事業だけは聖域として行おうというものであります。これが市長の言う事業の選択と集中へのあらわれだと思います。

第3点は、三位一体改革に対する評価についてであります。

この4年間、小泉内閣が進める三位一体の改革で明らかになったことは、5兆円余りの補助負担金の削減が行われて地方自治体に税源移譲の対象として3兆円余りの規模でありました。このほかに8,000億円もの交付金に変わった額を加えても地方自治体に対するその差額は1兆3,000億円の削減であります。補助負担金の削減の内容を見ますと、教育、福祉の分野が圧倒的であります。さらに、地方交付税が5兆円余り削減され、合わせますと地方に対して6兆円もの削減であります。税収入を補うのが交付税であり、本市にとってもその影響は多大なものがあります。その交付税がこれまで年々大幅に減らされたことは、本市だけでなく全国の地方自治体にとって予算が組めなくなるとの悲鳴が出るほど大変な問題であります。市民にとっても補助負担金の削減は、将来の教育、福祉の水準の後退につながる問題でもあります。昨年の市長の施政方針では、地方の自立を促すという当初の目的からは十分とは言えないながらも、地方自治本来の姿に向けた胎動が始まっております、このように三位一体改革について大きく持ち上げておりました。今回も現段階では国の方が地方よりも有利と、このように言いながら

も、三位一体改革については否定はしていないのであります。全国の地方自体は、三位一体改革によっていずれの自治体も財政運営綱渡り、このように報じられるほど自治体が予算が組めなくなってきているのであります。三位一体改革に対する見解を明確にして、国にはっきりと意見を上げるべきだと考えます。

小泉内閣が発足してから平成18年度まで5年間予算が組まれましたが、むだな大型公共事業に予算が注ぎ込まれ、その結果、小泉首相は、国の新たな借金を何とこの間で 170兆円ふやし、借金は雪だるまのように大きくなってきているのであります。このようなやり方にしっかりとメスを入れなければ、国と地方の財政は解決しません。市長の経営感覚の行政運営、すなわち国の進める官から民へという立場に立った塩竈市の平成18年度の予算では、自治体としての役割を弱め、市民へのサービスもますます制限してしまいます。よって、議案第40号平成18年度塩竈市一般会計予算に対する反対討論といたします。

次に、議案第42号平成18年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行い ます。

平成18年度の国保事業会計予算には、値上げは盛り込まれておりません。しかし、この間、 平成16年度、17年度の2年連続にわたる国保税の大幅な引き上げが行われました。値上げの理 由は、平成20年度には国保会計が県一本化になる。そのため、赤字をゼロにするためには4年 間で28%の値上げが必要だ。こういう内容でありました。ところが、4年間の値上げの計画が 平成16年度に10.3%、この値上げが行われ、この値上げされた国保税にさらに輪をかけたよう に平成17年度には5.88%の値上げが行われた結果、この2年間で国保会計は黒字に転化したの であります。いかに大幅な値上げだったのか。値上げは慎重にすべきだったことが明らかにな ったのであります。この大幅な値上げによって、県内では石巻に次ぐ2番目に高い国保税とな ってしまったのであります。

このことにより、国保会計の平成16年度決算では、国保税の累積滞納額は7億 6,481万円に もなり、平成16年度の単年度の不納欠損額として1億円を落としているのであります。このよ うに、莫大な滞納額と多くの滞納者が生まれているのであります。滞納者の多くは、生活困窮 であります。それにもかかわらず、国保税の減免は本人からの申請が基本、こういうことで国 保税の平成17年度の申請減免はわずか3件で、それも施設に入った例などであって、一般市民 の減免は皆無だったのであります。

施政方針では、被保険者の健康づくり事業、啓発事業を進めていくとともに、今後予定され

る医療制度改正に対応するため収納率の向上に一層に努め、安定した事業運営を進めていく。 このように述べられ、収納率の向上だけが強調されているのであります。私は、市長の施政方 針に対する質問で、現在医療制度改革関連法案が今国会に提出されており、この法案が通れば 高齢者を中心にさらに新たな痛みを押しつけ、公的医療制度を土台から壊すことになりはしな いのか、市長の認識を伺いました。しかし、市長からは、市民の負担増に対する見解は全く聞 くことができなかったのであります。滞納者に制裁を加えるものとして、平成17年度からは資 格証明書発行が新たに58世帯に行われました。また、短期被保険者証は 814世帯に発行され、 その中で保険証を受け取りに来ないいわゆる保険証なしが 252世帯が含まれております。この 252世帯というのは、新聞報道されましたけれども、仙台市では 1,000件の無保険者、このよ うに報道されましたけれども、塩竈の人口と比べますと仙台の人口に換算しますと 4,200件に も当たるこういう数であります。市長は、短期被保険者証を受け取りに来ない世帯に対して納 税相談の機会をふやすためにも来ていただいて相談をする、こういう答弁でありました。市民 が保険証なしで病院にかかるには全額医療費の負担となるのであります。この 252世帯の方々 が病院にかかれなくなる家庭に対して、市長は市民の痛みを感じていないのであります。これ では「安心です塩竈」が「不安です塩竈」になると思います。国保会計が苦しいのは、これま で国の負担割合を減らしてきたことが原因であります。国民皆保険という制度を維持していく ことからも、国にしっかりと責任を果たしていただき、短期被保険者証、資格証明書の発行は やめるべきだと考えます。

以上のことより、議案第42号国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論といたします。 続いて、議案第49号平成18年度塩竈市介護保険事業特別会計予算と議案第59号塩竈市介護保 険条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

この予算と条例改正は、平成15年度から平成17年度までの3年間の介護保険料を基準月額3,200円を4,065円に引き上げようとする内容であります。また、所得段階をこれまでの6段階から7段階に1段階ふやすものであります。介護保険料月額3,200円が4,065円に改定されると、月に865円、27%の値上げであります。高齢者にとってはまさに大変な負担となるものであります。3年ごとに大幅に引き上げられる介護保険料を考えますと、介護保険制度導入前は公的負担が100%で運営されていたものが、介護保険制度導入によって50%に半分に引き下げられた経過があります。国の負担割合を引き上げることが求められております。国の負担割合が低くなっている現在、自治体独自の保険料の減免制度の確立が求められると私は思います。

これまで地方自治体が行っている介護保険料の減免制度に対して、厚生労働省の見解は、一つには介護保険料の全額免除、二つ目には収入のみに着目した一律の減免、三つ目には保険料減免に対する一般財源の繰り入れ、この3点は不適切と、このような見解を述べていました。しかし、2002年3月19日の参議院厚生労働委員会での質疑を通じて、この3点はあくまでも助言に過ぎず、自治体がそれに従うべき義務はない。このことを大臣に明言させたのであります。

また、資料で所得割合の人数に対する構成比率を出していただきました。これまでの第2期の平成17年度の基準額となる第3段階の介護保険料3,200円の占める人数の割合は42.2%であります。基準額より上回る第4、第5、第6段階の全体に対する占める割合は24.3%でありました。しかし、今回の値上げ案では第4段階の基準額34.2%を超える第5、第6、第7段階の占める割合は41.3%とこれまで以上の割合になっているのであります。これは、公的年金控除が140万円が120万円に引き下げられた結果、所得段階が1ないし2ランクも引き上げられることによるものであります。確かに激変緩和措置はあるとはいえ、2年後にはこの措置がなくなるのであります。

続いて、これまで老人福祉法に基づいて国の予算補助制度で進められてきた紙おむつや配食 サービスなどの事業が縮小されて介護保険に切りかわってきております。さらに、法改定にと もなって介護認定が要支援1や2となった場合、これまでのサービスが制限されるのではない かという高齢者の不安も高まってきております。

以上のことより、議案第49号、第59号の平成18年度塩竈市介護保険事業特別会計予算と条例 改正に対する反対討論といたします。以上です。(拍手)

議長(菊地 進君) 次に、議案第40号、第42号、第49号及び第59号について、委員長報告に 対する賛成者からの発言を許可いたします。2番田中徳寿君。

2番(田中徳寿君)(登壇) 私は、議案第40号、第42号、第49号及び第59号について賛成する会派を代表し、賛成討論を行います。

まず初めに、一般会計、国保会計、介護保険会計の議案が承認されなければ、4月1日よりの市民に対する行政サービスが提供できなくなるのであります。これらの市民生活に密着した予算を修正するのではなく、反対する会派の議員の方々は市民に対してどのような政治的責任を果たすおつもりなのでございますか。余りにも無責任と言わざるを得ません。

そこで、議案第40号平成18年度塩竈市一般会計予算は、 172億 9,500万円と前年度比 4.4% の減。5年連続の超緊縮予算であります。財政調整のための基金も既に使い果たしてしまい、 昨年末の予算編成時期でも4億3,000万円もの歳入不足が見込まれ、最悪の場合、これまで例のない赤字予算の編成も真剣に考えたと聞き及んでおります。

しかし、佐藤市長は、市民の安全の確保、教育環境の整備、子育て支援等、そしてまちづくりという今塩竈市にとって極めて大切な政策を選択し、集中的な予算配分をなされました。そのための財源確保策として、歳出の縮減では、市職員の方々には給与の独自削減を組合と合意されたと伺っており、政策面では一つ一つの事業を精査し、すべての事務事業についてゼロベースで見直したと聞いております。市長は、「安心、安全、大好き」というキーワードで平成18年度の基本方針を示されました。このような予算編成をこれまで塩竈市は行ってきたのでしょうか。平成7年から実質単年度収支は赤字であり、それを貯金ともいえる財政調整基金で補てん、穴埋めするという前例踏襲的な運営と言わざるを得ません。基金が底をついてようやく自治体本来の予算編成に総意と工夫を出したと言えます。

国の三位一体改革により大幅な財源の圧縮、市税の減収など、これまでの国による護送船団 方式が完全に消滅した今、地方自治体、自主自立の道を歩んでいかなければなりません。これ は、全国の地方自治体すべてに共通することであります。すばらしいまち、市民が安心して暮 らせるまち、ほかに誇れるまちを知恵を出し合いながら市民とともにつくり上げていく時代に 入ったのであります。塩竈市は、その歴史的な第一歩を市民とともに、そして職員一丸となっ て歩み始めたことを私は評価するものであります。

反対会派は、これから塩竈市が取り組もうとしている財源確保策をも正面から反対しております。例えば、収納率向上対策としてのサービス制限でありますが、これはあくまでも市民の納税を促すものであり、制限ありきではないと明確に市当局が述べておりますが、納税の公平性をどのように考えているのでしょうか。財源のないところに行政サービスはできないのであります。反対会派の皆さんは、お金がなくてもサービスを向上させろと言うのと同じではないでしょうか。

先ほど述べましたように、これからの地方自治体はみずからの力でみずからまちをつくっていく時代に入ったのであります。国が悪い、県が何もしてくれない、そんな恨み言を言うのではなく、身の丈に合った等身大の行政を市民とともに行っていくことこそ地方自治体に求められているのであります。

私は、本当のまちづくりを進めていくためには、まず健全な財政基盤を構築し、その上で将 来ビジョンを明確にしていく、その実行のために市民との協働関係を維持していくことが必要 であると思います。一般の家庭でも、まず我が家の家計がどうなっているのか、収入はこれからどのようになるのか、支出ではローンはいつまで、幾ら、教育費は、娯楽費は、そんなことを考えるのが当然であります。だれも収入を考えないでやみくもに外食したり、旅行したり、投資をしたりしないでしょう。よく言われる、役所の常識は世間の非常識とも指摘されるような財政運営は、これからはできないのであります。

さて、反対会派は、この一般会計予算をすべて反対されました。それでは、その予算として 組まれている福祉、教育、産業振興、まちづくり、防災、生活環境すべての予算を否定するこ とになります。それでは、あなた方がこれまで要求してきたこれら予算のどこを否定しようと しているのでしょうか。反対のための反対なのでしょうか。余りにも無責任な態度表明ではな いでしょうか。会派としてその反対の態度を明確にするのであれば、予算案に対して修正案を 提案すべきであります。議会には、修正権が地方自治法で認められております。具体的な修正 意見を付し、提案するのが議会の常道であり、責任ある行動ではないでしょうか。

議案第42号平成18年度国民健康保険事業特別会計予算の賛成討論は、国民皆保険制度を支え、市民の健康と命を守る大変重要な事業であります。この予算に賛成する理由として、まず国保会計の収支改善について申し上げます。

収支改善の取り組みは、平成10年10月の制度改正により老人医療受給者の対象年齢が70歳から75歳に、1年に1歳ずつ引き上げられ、国保に残る前期高齢者が平成19年10月まで年々増加し、その医療費負担が多大になることが予想されたため、歳出の抑制と歳入の確保により4年間で財政の健全化を進めようという目的でした。また、歳入確保策として現行制度の枠の中では被保険者に必要最小限の税負担の増加をお願いしていかなければならない。大幅な引き上げにならないように4年連続の税率改定を行っていきたいというものだったと記憶しております。

この収支改善計画に基づき、国民健康保険税は平成16年度10.3%、平成17年度5.88%と2年連続の税率改定が行われてきました。これら収支改善の取り組みにより、財政調整基金の取り崩しは平成15年度2億4,200万円だったものが平成16年度は1,200万円となり、平成17年度は昨年示された財政見通しでは逆に4,700万円の黒字を基金に積み立てできると示されております。そして、計画3年目である平成18年度については、当初計画とは異なり税率改定をすることなく、すなわち値上げすることなく財政調整基金からの繰り入れにより収支均衡が図られる見通しとなり、今回その予算案が具体的に提案されております。また、その中では診療報酬改定の影響により保険給付費の伸びを抑えて計上するなど、外部環境の変化によるプラスの面の

要因もあったとのことです。値上げのない国保会計予算に反対するのは、どのような理由が存在するのですか。

このように、平成19年度まで前期高齢者の影響による歳出増が続く中で、税率改定を含む収支改善の効果が一定程度あったことを評価しながら、平成18年度は税率改定をせずに事業運営をしようとする予算案に、私たちは賛成するものであります。

また、現在の税率である平成17年度税率改定は、平成16年12月議会において審議を重ね議決されています。このときは、本市の国保を取り巻く状況を見たときに、財政健全化のため必要最小限の税率改定はやむを得ない。また、一定の基準所得以下の世帯に有利となる軽減措置について、従来の6割、4割が7割、5割、2割に拡充されることは評価できます。そして、昨今の市民を取り巻く厳しい経済情勢などにかんがみ、その負担を軽減するため、平均改定率を0.64ポイント圧縮することで修正の上可決されたものでした。賛成多数での可決ではありましたが、その経過を尊重すべきと考えております。

それから、前段で申し上げましたが、国民健康保険事業は市民の健康と命を守る大変重要な 事業であります。国民健康保険事業を滞らせることなく安定した運営を進めなければならな い、これが保険者としての市に課せられた役割であります。

反対会派の方々は、対案も出しておりません。毎月の給付費の支払いをどのようにしろと言うのでしょうか。市民の命と健康をどう守るつもりですか。予算委員会において収支改善、医療費適正化の取り組みや収納対策の審議も行われました。

このようなことから、平成18年度の予算案については、これまで積み重ねてきた審議を踏まえて賛成し、市民が安心して生活できるよう国民健康保険の安定充実した事業運営を願うものです。

議案第49号平成18年度塩竈市介護保険事業特別会計予算及び議案第59号塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例においては、居宅や施設サービスの給付費など今後の見込みに対応し、介護保険事業の安定的な運営を行うために第1号被保険者の保険料が設定されており、また保険料の所得段階設定においては7段階制の導入により負担能力に応じた所得段階の設定と保険料負担の増加抑制を図るとともに、税法改正に伴う激変緩和措置が講じられるなど、負担の公平性にも配慮が行われております。

また、新たに新設される塩竈市地域包括支援センターを中心に地域支援事業を実施し、介護 予防を充実したきめ細かな施策を展開するとともに、従来国の補助事業で実施してきた事業の 一部、紙おむつ支給事業などについては任意事業の中で国の基準に準拠した内容で実施しようとするものであり、給付と負担の公平性に配慮が行われております。

高齢化の進行が想定される中で、高齢者の方ができるだけお元気で生きがいを持って生活していけるよう事業内容の充実強化を図ろうとするものであり、また保険料の設定等に当たっても低所得者への配慮も行われており、妥当なものと判断しております。

以上の理由により、議案第40号平成18年度塩竈市一般会計予算、第42号平成18年度塩竈市国 民健康保険事業特別会計予算、第49号平成18年度塩竈市介護保険事業特別会計予算、第59号塩 竈市介護保険条例の一部を改正する条例に賛成するものであります。ご清聴ありがとうござい ました。(拍手)

議長(菊地 進君) 次に、議案第50号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。20番伊勢由典君。

20番(伊勢由典君)(登壇) 私は、日本共産党市議団を代表し、議案第50号平成18年度土地 区画整理事業特別会計予算に対し、反対の討論を行います。

2月議会の初日の総括質疑で、賑わいゾーンの海辺側の土地開発公社の土地、約1万2,000 平米のうち大手地権者であるJR貨物(株)に本塩釜駅裏側4,340平米を昨年仮換地指定にし、残りの8,224平米は塩竈市土地開発公社に仮換地した上で昨年10月31日、塩竈市、土地開発公社、JR貨物(株)、イオン(株)が協議の上、JR貨物株、つまり塩竈市、土地開発公社の土地の大手地権者が仮換地した土地をイオンへの賃借について協議したことと、新年度予算の事業の性格について質疑した中で、次の点が明らかになりました。一つは、イオンとJR貨物(株)との賃借協議の結論は3月末までに合意に至ること。二つ、新年度事業執行は大手地権者、JR貨物(株)など7件の移転補償費5億3,851万円、そしてしおかぜ通り、街区道路、港湾道路の工事費3億6,342万円が組まれており、この予算執行で区画整理事業の外形がほぼ整うことなどであります。

平成18年度土地区画整理事業特別会計予算 9 億 6,660万円は、塩竈市、土地開発公社、約 1 万 2,000平米についてイオン進出にそっくり丸投げされたことが予算特別委員会でも一層浮き 彫りになったと思います。

一方、昨年9月に塩竈市の事業者の方々の陳情書、約 130筆が佐藤市長に提出されていることを当市議団として明らかにしました。陳情内容は、1、イオンはマックスバリューだけで十分。2、イオンの専門店街は不要。3、フードコート、センターは時間をかけてイオンではな

く地元で構築されたい。4、マックスバリューの営業時間についても、一部省略いたしますが、青少年の健全育成、治安の面からも営業時間に制限を設けるべきの4点であります。市当局は、時間をかけて理解し地元と構築していくとの回答を示しました。しかし、予算特別委員会で当市議団の質問に対し、その中で明らかになったのは、昨年行われた海側の土地、つまり本塩釜駅裏側、つまりJR貨物(株)の仮換地指定の4,340平米など地元企業のための活用は今日の段階ではないと明確に答えました。さらに、土地開発公社の土地は塩竈市の大手企業を対象にした公募基準と同様に1平米約2,500円の賃借とすることを既定の方針としていることであります。

地元企業の土地活用について明らかになったのは、土地開発公社の土地を住居ゾーンに分割し、仮換地して、その土地を地元企業の活用にと考えており、海沿いのロケーションと一定のまとまった土地の活用の仕方でない配置になっていることなど、地元企業の利活用の判断に立っていないことが一層明確になりました。

一方、昨年11月塩釜商工会議所が行った商業ゾーン、地元企業参画意向調査後の参画希望者は、現段階で11社にとどまっているのであります。ここにもさきに述べた陳情書にあるイオンの専門店街は不要と陳情書の方が記したこと、大手企業施設では高いテナント代や保証料などとても事業展開はやれないことを市内地元業者の方々はよくつかんでおり、11社のみの参画希望はそのことの反映ではないでしょうか。ここにも大手主導の開発の進め方の重大な問題点を指摘をしておきます。

佐藤市長は、当市議団の質問に対し、なぜこの一等地の土地の開発が放置されてきたのかと述べ、前市政のもとで開発が先送りされてきたかのような発言を行っております。しかし、この発言は、大手企業公募基準で公募を進めた佐藤市長の責任逃れの答弁であります。つまり、平成16年11月4日の議会にも諮らない強引な進め方、公募の進め方がすべての始まりであります。佐藤市長のもと、平成16年3月から塩竈市海辺の賑わい地区グランドデザインが策定され、このグランドデザインの6、まちづくり推進についてで土地区画整理事業は、事業の必要性を理解し、面的整備の完了後の姿が共有されるプロセスづくりが重要であり、時間がかかってもこの手順を踏んだ合意形成が大切であると指摘をしております。この趣旨からいえば、佐藤市長が行った大手企業の公募基準で土地開発公社の土地のイオンへの借地は明らかに乖離していると言わざるを得ないのであります。地元の市内の事業者がフードコート、センターなど時間をかけて構築すべきとした陳情内容と市の進める大手企業の開発手法と矛盾をつくり出

しました。この矛盾の原因は、前段述べたグランドデザインのこうした提言の無視や大手企業 公募がつくり出したものであります。

最後に、佐藤市長の地元企業の陳情書についても、市としてのまともな回答を行っておりません。回答は、イオンの専門店街については全体計画に公募をした以上、計画の実行はイオンの義務であり、同時に塩竈市の道義的責務と述べており、開発はイオンへの丸投げとしか受け取れません。あわせて、地元業者への市の責任をどう果たすのかが何一つ示されておりません。

以上の理由から議案第50号平成18年度土地区画整理事業特別会計予算 9 億 6,660万円に対し 反対をするものであります。ご清聴大変ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 次に、議案第50号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。7番今野恭一君。

7番(今野恭一君)(登壇) 私は、議案第50号塩竈市土地区画整理事業特別会計予算に賛成する会派を代表して賛成討論を行います。

まず、経常収支の抑制を図る時代にあって、海辺の賑わい土地区画整理事業は、投資的経費を投入して塩竈市に雇用や土地の活用から生み出される資源としての市税が還元される確かな手ごたえを示すことで、その予算は投資的経費となると推察されます。

公募により事業提案を求めたところ、大規模商業者に決定したものであり、審査委員会においても一時集客能力に期待して結論が出されたものであります。今周辺の商業者は、この施設の集客力に期待をし、いかにこの集客力を活用するかが生き残りにつながるものと考えます。その意味では、沈滞する塩竈市の状況に変化をもたらす可能性の高い大規模商業者の進出は歓迎すべきものであります。

次に、区画整理事業が前倒しされ、後年度計画であった港湾道路が本予算において整備されるということは、市民の通勤や交通の安全性の確保につながると考えられます。また、宮城県が津波対策のため整備を進めております防潮堤工事の促進にもつながります。また、本事業予算が通常の国の補助事業だけでなく交付金事業やまちづくり交付金事業などを総合的に組み合わせ、市費負担を減らす工夫をしております。

そのような中で、土地区画整理事業においては建築物の再構築が図られ、少なくとも固定資産の価値の上昇に与える影響があります。区画整理事業は、塩竈市の中心市街地の活性化の一つのメニューであり、これまで市では北浜沢乙線の景観事業や海岸通の観光トイレ事業、海岸通地区の歩道整備事業等が既に執行され、まちの再生の事業が既に始まっているのであります。

最後に、この海辺の賑わい地区が塩竈市の現状の停滞を打破し、江戸時代に上杉鷹山公が米 沢を再生させた炭の種火の故事に当たると思われます。是が非でもこの事業を成功させ、塩竈 市の再生の第一歩を願いつつ、賛成討論といたします。ご清聴まことにありがとうございまし た。(拍手)

議長(菊地 進君) 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第20号、第22号ないし第28号、第31号ないし第37号、第39号、第41号、第43号ないし第48号、第51号ないし第57号についてお諮りいたします。

議案第20号、第22号ないし第28号、第31号ないし第37号、第39号、第41号、第43号ないし第48号、第51号ないし第57号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立全員であります。よって、議案第20号、第22号ないし第28号、第31号ないし第37号、第39号、第41号、第43号ないし第48号、第51号ないし第57号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第19号、第21号、第29号、第30号、第38号、第42号、第49号、第50号、第59号について採決いたします。

議案第19号、第21号、第29号、第30号、第38号、第42号、第49号、第50号、第59号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立多数であります。よって、議案第19号、第21号、第29号、第30号、 第38号、第42号、第49号、第50号、第59号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第40号について採決いたします。

議案第40号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立多数であります。よって、議案第40号については、委員長報告のと おり決しました。 日程第3 請願第17号、第18号、第20号、第22号ないし第24号(各常任委員会委員長請願審査報告)

議長(菊地 進君) 日程第3、請願第17号、第18号、第20号、第22号ないし第24号を議題といたします。

平成17年6月定例会において産業建設常任委員会に付託され閉会中の継続審査となっておりました請願第17号、平成17年9月定例会において総務教育常任委員会に付託され閉会中の継続審査となっておりました請願第18号、平成17年12月定例会において民生常任委員会に付託され閉会中の継続審査となっておりました請願第20号並びに今定例会において各常任委員会に付託されておりました請願第22号ないし第24号の審査の経過とその結果についてそれぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

総務教育常任委員長(木村吉雄君)(登壇) ご報告いたします。

去る9月定例会において、総務教育常任委員会に付託され閉会中の継続審査となっておりました請願第18号並びに今期定例会において本委員会に付託されました請願第24号については、3月9日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第でありますが、その結果は、次のとおりであります。

まず、請願第18号「個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書提出に関する請願」については、今後の国の税制動向や内容等について総合的に検討するため、本委員会でさらに時間をかけ慎重に審査する必要があるとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第24号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する請願」については、公共サービスの提供のあり方などについて総合的に検討するため、本委員会でさらに時間をかけ慎重に審査する必要があるとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 木 村 吉 雄

議長(菊地 進君) 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

2番田中徳寿君。

民生常任委員長(田中徳寿君)(登壇) ご報告いたします。

平成17年12月定例会において、民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第20号「次世代育成支援策、保育施策の推進にかかわる国の予算拡充に関する意見書提出の請願」、また今期定例会において付託されました請願第23号「患者・国民負担増計画の中止と『保険で安心してかかれる医療』を求める意見書提出についての請願」については、3月9日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、請願第20号「次世代育成支援策、保育施策の推進にかかわる国の予算拡充に関する意見書提出の請願」については、各委員より述べられました意見の主なるものを申し上げます。

三位一体改革に基づき保育所の増改築などの施設整備費も補助金から自治体の裁量で柔軟な対応ができる交付金へと変わり、各自治体の予算が大幅に削減された経緯がある。この予算の大幅な削減は、同施策の推進にも大きな影響を及ぼしており、次世代を担う子供たちが健やかに育てられる保育施設の環境整備を図る上では、国の財政措置を改善すべきという請願の願意には賛同できる。

一つ、子供たちを健やかに育てるには、多くの社会的条件整備が求められているが、保育施設の新増設については、本市の保育事情の現状をかんがみるに必要性を欠くものであり、同請願には反対するものである。

これらの意見を踏まえ、質疑、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第23号「患者・国民負担増計画の中止と『保険で安心してかかれる医療』を求める意見書提出についての請願」については、今後の国の動きを見きわめながら時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員長 田中徳寿

議長(菊地 進君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。 産業建設常任委員長(鈴木昭一君)(登壇) ご報告いたします。

平成17年6月定例会において、産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となって おりました請願第17号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める 意見書提出に関する請願」並びに今定例会において本委員会に付託されました請願第22号「出 資法の上限金利の引き下げ等、『出資の受入れ、預り金及び金利等の取締まりに関する法律』 及び『貸金業の規制等に関する法律』の改正を求める意見書提出に関する請願」については、 3月13日に委員会を開催し、紹介議員並びに市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して 慎重に審査した次第でありますが、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第17号及び第22号については、質疑、採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと 決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 鈴木昭 一

議長(菊地 進君) 以上で、各常任委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。 (「なし」の声あり)

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

請願第20号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

委員長報告は不採択でありますので、本請願に対する賛成者からの発言を許可いたします。 16番曽我ミヨ君。

16番(曽我ミヨ君)(登壇) 請願第20号「次世代育成支援策、保育施策の推進にかかわる国の予算拡充に関する意見書提出の請願」に賛成する会派を代表して賛成討論を行います。

第1点は、既に予算特別委員会資料でも明らかとなっております三位一体改革による国・県 支出金による保育所への影響についてであります。

平成16年度では公立保育所運営費に対する国庫支出金で1億 500万円の削減になり、平成18年度には公立保育所の延長保育に対する交付金75万円が削減となりました。国の支出金の削減は、県の支出金にも連動し、保育所運営費及び産休代替や延長保育事業など約 6,400万円が削減されたこととなります。これらの金額を合わせただけでも約1億 7,000万円にもなります。公立保育所の運営費は、所得譲与税で補てんされたとはいっても、実際の金額は大幅な削減になっており、三位一体改革が市財政にも大きな影響を与えていることは、この間の議論でも明らかになったことであります。

第2点目は、国は次世代育成支援策あるいは保育施策の推進で国がみずから待機児童ゼロ作 戦を称して保育所施設整備や延長保育の実施を自治体に求めながら、取り組みが始まりますと その予算をも削る、こんなやり方で困るというのは地方自治体や市民の共通した意見ではないでしょうか。例えば、保育所の施設整備では、これまで保育所の施設整備費に対して国は2分の1、県と市が4分の1の補助を行っていました。政府が待機児童5万人解消を掲げたこともあって、厚生労働省は保育所に入れない待機児童がふえていることを受けて、私立保育所をも含めての増改築など支給する次世代育成支援対策施設整備交付金に約300億円を計上いたしました。ところが、三位一体改革で補助金から交付金に変わり、この300億円を超す予算だったものが予算の約半分近く、160億円に大幅な削減をしたのであります。このために、例年並みの予算を見込んで自治体が要求した増改築のうち6割が補助対象にならなかったこと。その結果、交付金がゼロの自治体が出るなど深刻な状況をつくり出しました。

このことによる影響が県内で塩竈を含む3カ所が交付金ゼロになったことについては、議会でも取り上げてまいりました。この問題で厚生省や宮城県保健福祉部会にも要請し、また県も厚生労働省へ予算要望を求めてきた経過がございます。施設整備に対する国の交付金がゼロになり、県は県の負担と国の負担を立てかえる形で、そして塩竈市も負担し、施設建設に現在着手しておりますが、もう間もなく完成時期を迎えているにもかかわらずいまだに国の施設整備補助金が1円も交付されておりません。全国の保育所の施設整備に対して国の補助金ゼロというのは、これまでなかったことであります。この請願を審議された民生常任委員会での審議で、今後の塩竈市の保育所の増設計画があるのかとの質問に対して、当局は塩竈市ではこれまでひまわり保育園とあゆみ保育園増改築を行った。今後は子供の数が減っていく傾向にあり、保育需要が減ると見ているとの回答を受け、今後の整備計画がない。現状を見れば、現状で間に合えばいい。もろもろの施策を実行していけばいいといった意見が出され、請願が否決されてしまいました。

しかし、前段で述べてまいりましたように、保育所の延長保育や運営費補助金、施設整備に対する予算を削減し、しかも実際に保育所整備で現に今困っているにもかかわらず予算を削減して安心して産み育てられる環境や次世代育成支援事業が整うのでしょうか。現実に起きていることに心を痛めない、市民の願いも受けとめることもできない事態に陥ってしまったのかと言わざるを得ません。保育所行政に責任を負うべき国が予算を削減している今、地方議会が市民の福祉を守るために国に対して国の予算拡充を求める意見書を上げてほしいというのは支持できることではないでしょうか。塩竈市で現実に起こっていることを見ても、塩竈市議会として国に意見を上げるべきであるというふうに考えます。多くの皆さんの賛同を呼びかけまし

て、賛成討論といたします。終わります。ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 次に、本請願に対する反対者からの発言を許可いたします。7番今野恭 一君。

7番(今野恭一君)(登壇) 私は、請願第20号「次世代育成支援策、保育施策の推進にかか わる国の予算拡充に関する意見書提出の請願」に反対する会派を代表し討論を申し上げます。

近年、本市においても子供の数が減少しているにもかかわらず保育需要は増加しており、今後の保育ニーズの適正な把握に努めながら保育総量を設定するとともに、整備、再編など事業の適正化を進める必要があります。

本市では、平成17年度を初年度し少子高齢化の社会的現象をかんがみ、平成26年度を目標年度とするのびのび塩竈っ子プラン次世代育成支援行動計画を策定し、その施策の方向として保育所の適正規模での配置、入所児童の推移に合わせた保育所再編計画を掲げており、その実施に取り組んでいるところでありますが、具体的な新増設計画としては、伊保石にあるひまわり保育園の60名での平成17年度開設、市当局のご努力により整備補助金を獲得し、花立にあるあゆみ保育園の60名から90名の平成17年度増改築整備が組み込まれ、既に実施済みとなっております。

一般的には、事業推進のため国の予算拡充は望まれるところではあります。しかし、請願の 理由を見ますと、待機児童ゼロ作戦のさらなる推進に関しても、その課題実現のためには保育 所の新増設が必要になっていますと述べており、今後計画期間内での保育所の新増設を予定し ていない本市の計画と、施策の中で保育時間の延長をするなど最大限努力し市民のニーズにこ たえている現在、必ずしも整合性のあるものとは思われません。したがって、本市行政施策の 計画的実施の観点から、本請願は寄与度が薄く時宜を得ないのではないかとの判断をせざるを 得ず、反対するものであります。

以上、申し述べまして、反対の討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(菊地 進君) 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、請願第17号、第18号、第22号及び第24号について採決いたします。

請願第17号、第18号、第22号及び第24号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立全員であります。よって、請願第17号、第18号、第22号及び第24号 については、委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第20号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。 したがって、採決は本請願を採択することについてお諮り いたします。

請願第20号については、採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立少数であります。よって、請願第20号については、不採択と決しま した。

次に、請願第23号について採決いたします。

請願第23号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立多数であります。よって、請願第23号については、委員長報告のと おり決しました。

暫時休憩いたします。

再開は15時45分といたします。

午後3時20分 休憩

午後3時45分 再開

議長(菊地 進君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議員提出議案第1号

議長(菊地 進君) 日程第4、議員提出議案第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第1号について提出者の代表から趣旨の説明を求めます。2番田中徳寿君。

2番(田中徳寿君)(登壇) ただいま議題に供されました議員提出議案第1号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号、市長専決決処分事項の指定については、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項について、市長が専決処分を行うことを指定するものでございます。

まず、1の平成17年度塩竈市一般会計補正予算については、国・県支出金、市債等の収入額が未確定なこと、また支出において他会計に対する繰出金等が未確定のためであります。

次に、2の平成17年度塩竈市交通事業特別会計補正予算については、国庫補助金等の額が未確定のためであります。

次に、3の平成17年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算については、国保税等の収入及び医療給付費額が未確定のためであります。

次に、4の平成17年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算については、使用料及び繰入金の額が未確定のためであります。

次に、5の平成17年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算については、国庫補助金、下水道 使用料、繰入金及び市債等の額が未確定のためであります。

次に、6の平成17年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算については、国・県支出金 等の収入及び医療給付費額が未確定のためであります。

次に、7の平成17年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算については、使用料及び繰入金の額が未確定のためであります。

次に、8の平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算については、介護保険料等の収入及び介護給付費額が未確定のためであります。

次に、9の平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算については、市債及び繰入 金等の額が未確定のためであります。

次に、10の塩竈市市税条例の一部を改正する条例、11の塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例、12の塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部の改正が予定されているためであります。

以上、皆さんのご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていた だきます。以上でございます。

議長(菊地 進君) ただいま上程中の議員提出議案第1号については、質疑、委員会付託、 討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、議員提出議案第1号については、さよう取り計らう

ことに決しました。

採決いたします。

議員提出議案第1号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号については、原案の とおり可決されました。

日程第5 議員派遣の件

議長(菊地 進君) 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第 100条第12項及び塩竈市議会会議規則第 153条の規定に基づき、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件は、お手元にご配付のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

日程第6 議案第60号

議長(菊地 進君) 日程第6、議案第60号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま上程されました議案第60号市議会の議員の報酬および 費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

行財政改革達成のため、議会も執行機関当局と痛みを分かち合う必要があり、歳出抑制の観

点から、議員期末手当を独自に減額するとの議会からの申し入れをいただきました。市民を代表いたしまして心より御礼を申し上げるところであります。

その申し入れを受けさせていただき、期末手当基礎額算定に当たっての加算規定を平成18年 度は特例的に適用させない改正を行おうとするものでございます。

以上、議案第60号についてご説明を申し上げましたが、議会からの申し入れに心により感謝を申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長(菊地 進君) これより質疑を行います。(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第37条 第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、議案第60号については、会議規則第37条第2項の規 定により、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立全員であります。よって、議案第60号については、原案のとおり可 決されました。

お諮りいたします。ただいま2番田中徳寿君外21名の議員から議員提出議案第2号ないし第4号が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、議員提出議案第2号ないし第4号を日程に追加し、 追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。 追加日程第1 議員提出議案第2号ないし第4号

議長(菊地 進君) 追加日程第1、議員提出議案第2号ないし第4号を議題といたします。 議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第2号ないし第4号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。 まず、議員提出議案第2号について趣旨の説明を求めます。15番香取嗣雄君。

米国産牛肉の拙速な輸入再開は行わず、徹底した原因究明と改善策を求める意見書

15番(香取嗣雄君)(登壇) それでは、私の方からご説明を申し上げます。

政府は、20カ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外し、さらに特定危険部位の除去を条件にリスク評価を行った上で米国産牛肉の輸入再開に踏み切ったが、条件が実行されていなかったことは極めて遺憾であります。

つきましては、下記事項の実現に向けて強力な働きかけをお願いいたします。

1. 米国産牛肉の輸入再開問題について

米国産の牛肉等に対するBSE対策については、下記のような問題点があることから、早 急な輸入再開を行わないよう求めます。

米国では、と畜される牛でBSE検査を行っているのは全体の1%以下にしか過ぎない こと。

生産、流通履歴をたどると、トレーサビリティー制度が整っていないため、月齢の判定が正確にできず、現在検討されている目視による骨化や肉質の現状での月齢判定は誤差を生じさせること。

特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30カ月齢以上の牛に限られていること。

米国では、除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏のえさとして流通している。このため、飼料の製造段階での混入、交差汚染や使用時に誤った 牛に与える危険性があること。

2. 国内のBSE対策について

国内では、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの 廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、全頭検査の見直しは、 これらの一連の対策の実効性が確認された後に検査されるべきです。

さらに、検査緩和を行うと弱齢牛での検査ができずに検査感度を改良する技術開発にも支

障が出てくることが予想されます。そのため、上記の対策を万全に実施するとともに、各自 治体で行う全頭検査に対して財政措置を継続するよう求めます。

3.このたびの危険部位混入について

米国に対し、厳重に原因と改善を強く求め、一方で輸入が可能だと判断し再開を認めた 日本のリスク管理のあり方についてもしっかりと検証すること。

再発防止のためには、米国が条件を厳重に守り十分な検証のもとで国民の理解が得られるように慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

以上であります。

議長(菊地 進君) 次に、議員提出議案第3号について趣旨の説明を求めます。5番志子田 吉晃君。

5番(志子田吉晃君)(登壇) ただいま議題に供されました議員提出議案第3号について、 提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し提案理由の説明にかえさせ ていただきます。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と依然として高水準にある。これは、消費者金融、クレジット、商工ローン等で多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ、倒産による失業や収入減、生活苦、低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」の自己破産が大半を占めている。

また、警察庁の統計によれば、平成16年度の経済的理由による自殺者は 7,947人にも上り、 さらにこの多重債務問題がホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き 起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。現在、出資の受入れ、 預り金及び金利の取締りに関する法律上の、上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者 等がこの出資法の上限金利で営業している。この出資法の上限金利については、平成15年7 月、ヤミ金融対策法制定の際、同法施行後3年をめどに見直すこととされ、その時期は平成19 年1月とされている。 現在、我が国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利である。

金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば、貯蓄のない家庭が2割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れない。年収が200万円や100万円台であったり、多くの人がパート労働、契約社員等で収入の安定が確保できない環境のもとにさらされているのが実情である。突発的な資金需要、病気、けが等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借り入れをすれば、だれでも家計が圧迫され、返済困難に陥るのは目に見えている。

リストラ、倒産による失業や収入減等厳しい経済情勢の中であえぐ一般市民が安心して生活 できる消費者信用市場の構築と多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を少 なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払いと「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認めるいわゆる「みなし弁済」規定の存在が貸金業者の利息制限法違反金利での貸し付けを助長し、多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立 法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、 その立法趣旨に反し、また「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的 規定とともに相入れないものと言える。

したがって、貸金業規制法43条は、もはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い撤廃すべきである。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること。また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取り立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要はなく、日賦貸金業者に認められている年 54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が財産的価値をなくしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社

会的、経済的需要は極めて低く、この年 54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、塩竈市議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請する。

記

- 第1. 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき
- (1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- (2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること
- 第2.「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき
- (1) 現行法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上であります。

議長(菊地 進君) 次に、議員提出議案第4号について趣旨の説明を求めます。22番福島紀勝君。

22番(福島紀勝君)(登壇) ただいま議題に供されました議員提出議案第4号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

JR不採用問題の早期全面解決を求める意見書

国鉄の分割民営化が実施され、既に19年が経過しようとしていますが、その不採用問題が長期化していることは憂慮すべき事態です。

2003年12月の最高裁が「国鉄が採用候補者名簿の作成に当たり不当労働行為を行った場合には、国鉄もしくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない」との判断を下したことに留意し、ILO(国際労働機関)は2004年6月、日本政府に対し「問題解決のため政治的、人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを推進するよう勧める」と6度目の勧告を出しています。また、昨年9月には、東京地裁は、「鉄建公団訴訟判決」を言い渡し、採用に当たって不当労働行為があったことを認めています。

この19年の間、問題の解決を見ることなく他界した当事者は30名を超え、家族を含め塗炭の苦しみにあえいでいる状況をかんがみるとき、人道的見地からこれ以上の長期化は避けなければならないと考えます。

よって、本議会は、政府に対し、ILO条約批准国の一員として、この勧告を真正面から受けとめ、解決のためにすべての関係者と話し合いを早期に開始するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上であります。

議長(菊地 進君) ただいま上程中の議員提出議案第2号ないし第4号については、質疑、 委員会付託、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、議員提出議案第2号ないし第4号については、さよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。

議員提出議案第2号ないし第4号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号ないし第4号については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま市長から議案第61号が提出されました。この際、これを日程に 追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、議案第61号を日程に追加し、追加日程第2として議 題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 議案第61号

議長(菊地 進君) 追加日程第2、議案第61号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま上程されました議案第61号塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本2月定例会に議案第28号として塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

を提出させていただき、先ほどお認めいただきました。ありがとうございました。この条例の中で、診療報酬等の算定の基準として規定いたしております厚生省告示が本年3月31日限りで廃止され、4月1日からは新たに制定する厚生労働省告示を適用させる告示が3月6日に公布されました。したがいまして、4月1日からの市立病院における診療報酬等の算定に当たりましては、新たな告示を条例で規定する必要が生じますので、その改正を行おうとするものでございます。

告示が3月6日に公布されたため、本日最終日に提案させていただくこととなったものでございます。

以上、議案第61号について説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(菊地 進君) これより質疑を行います。(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第37条 第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(菊地 進君) ご異議なしと認め、議案第61号については、会議規則第37条第2項の規 定により、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(菊地 進君) 起立全員であります。よって、議案第61号については、原案のとおり可 決されました。

以上で本定例会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年3月15日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 鈴木昭 一

塩竈市議会議員 今野恭一